

筑波大学博士（文学）学位請求論文

ブラジル・アマゾンにおける所有地の実体化の過程

—マト・グロッソ州の農地改革の諸相に関する人類学的研究—

後藤 健志

2017 年度

目次

目次	i
図表目次	v
略語一覧	vii
凡例	ix
第1章 序論	1
第1節 本論の目的	1
第2節 問題の所在	7
第1項 私有財産と商品交換	7
第2項 所有地の作成と譲渡	13
第3項 社会的世界の基盤	18
第3節 本論の視座	23
第1項 ノルタウン	23
第2項 アマゾン生態系	24
第3項 農民社会論をめぐって	29
第4節 本論の構成	34
第2章 アマゾン・フロンティアの形成	42
第1節 細胞分裂	42
第2節 アマゾン植民地化の過程	44
第1項 法定アマゾンの制定	44
第2項 INCRA の設立	47
第3項 私的植民地化の諸相	51
第3節 農地改革と土地なし運動	54
第1項 国立農地改革計画	54
第2項 2つの農業担当省	58
第3項 受益集団の編成	61
第4節 ブラジル社会における土地と権利	64
第1項 自発的植民地化	64

第2項	公有地をめぐる法制	67
第3項	ポセイロとグリレイロ	69
第3章	キャンプにおける所有地の作成	79
第1節	キャンプの形成	79
第1項	占拠の始まり	79
第2項	土地なし運動の展開	81
第3項	キャンプ周辺の概況	85
第2節	キャンプの発展	88
第1項	居住様式の変化	88
第2項	キャンプと入植地の間を往来する人々	90
第3項	インフラの到来	96
第3節	キャンプの消滅	99
第1項	都市への変貌	99
第2項	到着した者が主人	102
第3項	入植者たちの運動	105
第4項	土地をめぐる規則の制定	108
第4章	非公式な入植地における所有地の作成	118
第1節	熱帯雨林の中の入植地	118
第1項	INCRA 庁舎前での占拠活動	118
第2項	大豆プランテーションの果て	121
第2節	ポセイロたちの土地経営	125
第1項	非公式な入植地の形成と発展	125
第2項	ファゼンデイロと土地なしの協同事業	130
第3項	公務員の土地転がし	133
第3節	空白地をめぐる政治	137
第1項	土地なし運動の新たな展開	137
第2項	2つのキャンプ	139
第3項	周辺における混沌	142
第4節	所有地作成の技術	146
第1項	地理情報と文書	146

第2項	遷移を前提とした生活過程.....	150
第3項	事業の構想.....	153
第4項	極相林とカポエイラ.....	156
第5章	入植地における所有地の編成と編入.....	165
第1節	公式な入植地における非公式な諸関係.....	165
第1項	農地をめぐる交渉.....	165
第2項	ファゼンダの遺構.....	167
第2節	中間集団をめぐる関係性.....	170
第1項	FETAGRI と MST.....	170
第2項	農地の私的所有をめぐる.....	174
第3節	入植者たちの流動性.....	179
第1項	流動性を生み出す要因.....	179
第2項	日系人入植者.....	182
第3項	入植者たちの移動パターンと階層性.....	184
第4節	大豆耕作者たちの参入.....	187
第1項	生産活動と土壌条件.....	187
第2項	大豆耕作者たちの素性と生産活動.....	189
第3項	耕作者と中間集団との関係.....	193
第4項	社会をめぐる諸概念の乖離と転倒.....	196
第6章	入植地の発展経路.....	205
第1節	ノルタウンの最奥部.....	205
第1項	本章の位置づけ.....	205
第2項	牧草地の回廊.....	206
第3項	先駆者たち.....	208
第2節	様々な企図の収斂.....	210
第1項	アグロヴィラの発展.....	210
第2項	流入者による農地の策定と編入.....	213
第3項	生産基盤の構築.....	215
第3節	より良い土地を求めて.....	221

第7章 結論.....	229
第1節 私的所有地の擬製と新開地の流動的編入との接触面.....	229
第2節 差異を利潤として抽出する運動.....	232
第3節 フロンティアを追い続ける運動.....	241
第4節 政治経済学の視点から捉える政治-生態.....	247
参考文献.....	251

図表目次

図

図 1-1	マト・グロッソ州の位置とブラジル全土の原生植生	36
図 1-2	マト・グロッソ州を構成する中地域（「ノルタウン」は緑色）	37
図 1-3	ブラジル中央高原を流れる河川.....	38
図 1-4	本論の調査地域.....	39
図 2-1	法定アマゾン内の自治体の分布.....	75
図 3-1	キャンプ・ブリチの概略図.....	114
図 4-1	グレーバ・アンタ周辺の各地所の分布	160
図 4-2	ハイムンドの農場の概略図.....	161
図 5-1	イパチンガ周辺の地図の土地利用.....	200
図 5-2	PSD カルロス・プレスチスの空間配置.....	200
図 5-3	テリス・ピリス川・アリーノス川流域における大豆生産地帯の前進	201
図 6-1	PA ノヴォ・クプアスーの各地区.....	225
図 6-2	衛星画像から見た入植地の森林伐採.....	226
図 7-1	入植地の農地をめぐる当事者間の関係性	250
図 7-2	ファゼンダが農地改革を介して遷移していく 過程	250

表

表 1-1	本論に登場する INCRA の入植地の基礎データ	40
表 2-1	本論で言及する法律の一覧.....	76
表 2-2	本論に登場する各自治体における監査規格	77
表 2-3	農業開発省の設立と統廃合の過程.....	78
表 3-1	キャンプ参加から最終証書の獲得までの過程	115
表 4-1	柵囲いの経費.....	162
表 5-1	土壌改良に必要な経費.....	202

写真

写真 1-1	ラ・プラタ川水系とアマゾン川水系との分水界をなす中央高原の断崖	41
写真 1-2	牧草地に切り残されたブラジルナツノキ	41
写真 3-1	移転直後のキャンプ・ブリチ	116
写真 3-2	「消滅」したキャンプ・ブリチ	116
写真 3-3	おじたちの農場に建てられたタチアナたちの住居	117
写真 3-4	キャンプの区画を購入した牧師が建てた家	117
写真 4-1	2つの非公式な入植地を隔てる州道 MT-559 号	163
写真 4-2	グレーバ・アンタ周辺の大豆畑とカポエイラ	163
写真 4-3	移転後のキャンプ・カヌードスの入口	164
写真 4-4	入植地バンデイランチを新たに占有したポセイロ	164
写真 5-1	地代を目的に放牧されている肉牛	203
写真 5-2	耕作者による作業風景（農薬散布）	203
写真 5-3	ルイースたちのトラックとトラクター	204
写真 5-4	大豆が植えられた入植者の農地	204
写真 6-1	ジュルエナ川を渡る筏	227
写真 6-2	入植地周辺から合法的に伐採された樹木	227
写真 6-3	アグロフォレストリーによるコーヒー畑	228
写真 6-4	野焼きによる放牧地の造成	228

略語一覧

ASCAP	Associação dos Produtores do Assentamento Carlos Prestes カルロス・プレスチス入植地生産者組合
CAR	Cadastro Ambiental Rural 地方環境登録
CCU	Certificado de Concessão do Uso 使用許可証
CONTAG	Confederação Nacional dos Trabalhadores na Agricultura 全国農業労働者連盟
COOPERTINGA	Cooperativa dos Produtores Pequenos de Ipatinga イパチンガ小規模生産者組合
COTIA	Cooperativa Agrícola de Cotia コチア農業生産組合
CPF	Cadastro de Pessoas Físicas 個人識別番号
CPT	Comissão Pastoral da Terra 土地司牧者委員会
FETAGRI-MT	Federação Estadual dos Trabalhadores na Agricultura de Mato Grosso マト・グロッソ農業労働者連盟
FUNAI	Fundação Nacional do Índio 国立インディオ保護基金
GEBAM	Grupos Executivos de Terras do Baixo Amazonas バイショ・アマゾナス土地問題執行集団
GETAT	Grupos Executivos de Terras do Araguaia e Tocantins アラグアイア・トカンチンス土地問題執行集団
IBAMA	Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis ブラジル環境再生可能天然資源院
IBGE	Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística ブラジル地理統計院
IBRA	Instituto Brasileiro de Reforma Agrária ブラジル農地改革院
INCRA	Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária 国立植民農地改革院
INDA	Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrário 国立農業開発院
INTERMAT	Instituto de Terras de Mato Grosso マト・グロッソ土地管理院
IPTU	Imposto Territorial Urbano 都市不動産税
ITR	Imposto Territorial Rural 地方不動産税
MAPA	Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento 農業畜産供給省
MDA	Ministério do Desenvolvimento Agrário 農業開発省

MDS	Ministério de Desenvolvimento Social 社会開発省
MEAF	Ministério Extraordinário para Assuntos Fundiários 土地問題特別省
MIRAD	Ministério de Reforma e do Desenvolvimento Agrário 農地改革開発省
MLT	Movimento de Luta pela Terra 土地のための闘争運動
MST	Movimento dos Trabalhadores Rurais Sem Terra 土地なし地方労働者の運動
PA	Projeto de Assentamento Federal 連邦入植地事業
PAC	Projeto de Assentamento Conjunto 入植地合弁事業
PDS	Projeto de Desenvolvimento Sustentável 持続的開発事業
PE	Projeto de Assentamento Estadual 州立入植地事業
PIN	Plano de Integração Nacional 国家統合計画
PMDB	Partido do Movimento Democrático Brasileiro ブラジル民主運動党
PNRA	Programa Nacional da Reforma Agrária 国立農地改革計画
PRONAF	Programa de Fortalecimento da Agricultura Familiar 家族農業強化計画
PSDB	Partido da Social Democracia Brasileira ブラジル社会民主党
PT	Partido dos Trabalhadores 労働者党
SEAD	Secretaria Especial de Agricultura Familiar e Desenvolvimento Agrário 家族農業・農業開発特別事務局
STR	Sindicato dos Trabalhadores Rurais 農業労働組合
SUDAM	Superintendência do Desenvolvimento da Amazônia アマゾン開発庁
TDA	Título de Dívida Agrária 農業債権
UFMT	Universidade Federal de Mato Grosso マト・グロッセ連邦大学

凡例

(1) ポルトガル語のカタカナ転写法

ブラジル・ポルトガル語は、発音に地域ごとの方言の差異が大きく、マト・グロッソ州のように外部地域からの移民が多数派を占めている地域では、各個人が本人、あるいは両親の出身地の方言にもとづき発話をしている傾向が見られる。こうした地域ごとの差異に加え、ポルトガル語には日本語にはない音素が多数含まれ、日本の著作物に見られるカタカナ表記にも統一性が見られない。本論では、白水社の『現代ポルトガル語辞典[3訂版]』を参照に、実際に筆者の耳で聞き取れる音の特徴も加味しながら、カタカナ転写を行った。転写の際の規則を、特徴的なものに限り、以下の通りに記す。

①母音

- ・母音を示す文字 a、e、i、o、uのうち、a、e、oは単語によって複数の音素を持つ（aは[a]、[ɑ]、[e]、eは[ɛ]か[e]、oは[o]か[ɔ]で発音される）が、カタカナ転写の際は、特にそれらを峻別せずに、それぞれ「ア段」、「エ段」、「オ段」によって表記した。
- ・長母音・短母音の区別は存在しないが、強勢の有無によって発音の長短は影響を受ける。強勢が置かれる母音に関しては、なるべく長音符「ー」を付す形で示した。
- ・強勢は、原則として、単語の最後から2番目の音節に置かれるが、それ以外の位置に強勢が置かれる場合は、母音の上に強勢記号の[ˈ]、[ː]、[ˑ]が付される。その場合、a、e、oが、á、é、óとなった場合は広母音（[a]、[ɛ]、[ɔ]）であることを、â、ê、ôとなった場合は狭母音（[e]、[e]、[o]）であることを示す。これらの転写に際しては、カタカナによって厳密に差異を反映させることが困難なので、長音符を付すに留めた（[ˑ]については、鼻母音についての項目で説明する）。
- ・強勢のない語末の母音のうち、eは[i]に、oは[u]に変化する。前者に関しては、基本的に「イ段」で反映させた。一方、後者に関しては、単語によっては必ずしもそう聞こえるわけではないので、筆者にとって明瞭に[u]と聞こえる単語に限り「ウ段」で反映させた。
- ・iとuで終わる単語は、基本的には「外来語」（グアラニー語など）であり、強勢記号がなくともそこに強勢が置かれるので、転写の際は長音符で示した。

②鼻母音

- ・mやnの前の母音は、必ず鼻母音化するが（単母音なら[ẽ]、[ɛ̃]、[ĩ]、[õ]、[ũ]となる）、転写の際は「ン」によって示した。
- ・強勢記号の伴う鼻母音ã、ãe、ão、õe（[ẽ̃]、[ẽ̃ĩ]、[ẽ̃ũ]、[õ̃] など）に関しては、「アア

ン」、「アンィ」、「アウン」、「オンィ」といった具合に表記を差異化した。

③子音

- t と d は、それぞれ有声・無声の歯破裂音[t]と[d]であり、「タ行」と「ダ行」で示した。一方、両者は母音[i]と組み合わせられると、それぞれ[tʃ]と[dʒ]という音に変化するため、「チ」と「ヂ」を使って転写した。
- j と g (e, i との組み合わせられた場合に限る) は、有声の硬口蓋摩擦音[ʒ]で発音される。日本語の「ジャ行」は破擦音[dʒ]で、純粋な摩擦音である[ʒ]とは異なるが、転写に際しては、「ジャ行」を当てた。
- s は、語頭に来自る場合と語中で二重に“-ss-”と記される場合には、無声の歯摩擦音[s]で発音される。一方、語中で母音に挟まれる場合と有声子音の前に来る場合には、有声の歯摩擦音[z]で発音される。それに対して、z は、語末に来る場合は[s] になり、それ以外は[z]である。一方、c で[s]の音を示す場合 (e, i との組み合わせではそのまま、a, o, u と組み合わせでは、記号が付されç という形になる) に関しては、s や z で見られるような有声・無声の揺らぎは発生しない。以上の規則に則り、[s]と[z]は、それぞれ「サ行」と「ザ行」で転写した。しかし、母音[j]と組み合わせられた場合、日本語の「シ」と「ジ」は[j]と[dʒ]であり、それらを当てるのは不適切なため、代わりに「スイ」と「ズィ」を当てた。
- ch は、無声の硬口蓋摩擦音[tʃ]であるため、「シャ行」を当てた。また、x は単語によって [s]、[z]、[ʃ]、[ks]と様々に発音されるが、それぞれの単語の発音に合わせて転写した。

④流音

- r は、語頭に来自る場合、また、語中であっても l, n, r, s の後に来自る場合は、軟口蓋摩擦音[x]で発音されるため、転写の際は「ハ行」を当てた。語中の r は、歯はじき音[r]で発音されるため「ラ行」を当てた。音節末の r に関しては、[x]で発音されることが多いが(話者によって異なる)、峻別しやすくするため「ル」で統一した。
- l は、語頭、語中に来自る場合、歯側音[l]で発音されるため、「ラ行」を当てた。音節末の l は軟口蓋側音[l̥]となり、母音の[u]に近似した音で短く発音されるため、転写の際は「ウ」(縮小させた「ウ」)を当てた。lh は、硬口蓋側音[l̥]であり、「リャ行」を当てた。また、関連して、(側音ではないが、) nh は軟口蓋鼻音[n̥]であり、「ニャ行」を当てた。

(2) 固有名詞とポルトガル語の表記法

本論では、インフォーマントの匿名性を守るため、登場人物の名前は、すべて仮称に置き換えてある。同様の理由から、調査地の名称やその判別につながる地名、団体名などに

関しても、すべて仮称に置き換えてある。

ブラジル特有の事物や概念に言及する際には、カタカナ転写する場合にも、訳語を当てられる場合にも、初出に限りポルトガル語の原語を斜体アルファベットで併記することにした。なお、インフォーマントの人名に関しては、基本的に原語表記はしなかった。

(3) 英語の表記法

英語の表記には立体アルファベットを使用した。なお、英語とポルトガル語の両者を併記する場合は、英語を前に、ポルトガル語を後に配し、それぞれのフォント・スタイルを維持したまま、両者をコロン（:）で区切る形にした。

(4) 数字の表記法

ポルトガル語では、日本語や英語での数字の表記法と逆で、数値を3桁ごとに区分する際にはピリオド（.）が振られ、小数点にはコンマ（,）が振られる。本論では、文献に出てくる数値の記載も含めて、日本語での表記法に変換してある。例えば、ポルトガル語で本来は“10.000,01”と記されている数値は、本論では“10,000.01”という形に置き換えられている。

(5) 通貨

ブラジルの通貨はリアル（*real*）である。また、リアルの1/100の単位はセンターヴォ（*centavo*）と呼ばれる。筆者のフィールドワーク実施期間中（2012年～2016年）は1リアル35～40円ほどのレートで推移した。リアルは、実際上は「ヘアーウ」〔*xe'otf*〕と発音され、2以上は複数形化して「ヘアーイス」（*reais*）となる。そのため、通貨単位を簡潔かつ統一的に記すために、本文中では“R\$”という記号を数字の前に記すことにした。

(6) 度量衡

本論と関わってくるものとして、アウケイリ（*alqueire*）という面積単位がある。1アウケイリは約2.4ヘクタールである。ブラジルでは、アウケイリとヘクタールが併用されている。本論では、面積を記す際は、すべてヘクタールで統一し、その際、“ha”という記号を用いた。また、穀物の重量などを表現する場合、サーカ（*saca*）という単位が使われる。1サーカは60kgである。サーカは「大きな袋」という意味なので、「袋」という訳語を当て、本論の共通単位として使用した。つまり、本文中に「1袋」という表記が出たら、それは60kgという意味である。

第1章 序論

第1節 本論の目的

本論は、ブラジル連邦共和国のアマゾン地域 (*Amazônia*) において、「開拓者」(*colono*)¹ たちによって占有された土地が、所有地と呼びうる対象物へと実体化していく過程に注目する。本論の目的はその過程への注目を通じて、アマゾンにおける土地の私有化、すなわち、地表に存在する生態環境全体の私的所有物化が進行する過程を民族誌的視座から解明することである。

筆者がこの課題に取り組むに至った背景としては、以下の点が挙げられる。筆者は、ブラジル社会における富の不平等の調整に向けた革新的な取り組みとして注目されてきた土地なし運動 (*Movimento Sem Terra*) と農地改革 (*reforma agrária*) との関係性を取り上げ、それを批判的に検討するために当該地域でのフィールドワークを開始した。農地改革という概念は、必然的に、富の再分配、つまり、財産獲得を規定している諸関係・諸規則の社会内部での再調整という意味合いで使われてきた。

しかし、この言葉によって目標化された施策とは裏腹に、実際にアマゾンの開拓者たちが実践していたのは、より広く政治経済学的に見ると、土地の私有化と商品化であった。この過程では、社会内部での富の調整という額面上の目標は迂回されたまま、エリートたちによる従来通りの富の獲得技法が開拓者たちによって模倣されていた。そして、「農地改革」が取り組むはずだと想定された根源的な問題、すなわち調整されるべき対象としての社会構造・社会関係は、改革されるどころか、所有権という社会秩序が未だ相対的にしか浸透していない奥地へと向けて、さらなる拡張を続けていた。筆者の中心的な関心事項は、フィールドワークを通じて焦点を移していき、農地改革の幻影ではなく、その過程に関与する人々があまねく志向する所有地が実体化していく具体的な過程へと向けられていった。

筆者は、上記に提示した本論の目的を達成するために、アマゾンの構成地域の1つであ

¹ 本論では、ブラジル (や南アメリカ) の他地域からアマゾンへと移民し、その地方域に居住し、そこでの経済活動に従事している者たちを広く呼び表すうえで、「開拓者」という用語を用いる。より厳密に言うならば、筆者がこの用語によって指し示す個人・集団とは、アマゾン地方社会の構成員のうち、農地改革の潜在的な受益者となりうるような低位社会層に属する者たちである。この用語の原語である“*colono*”には、「開拓者」の他にも、「入植者」や不在地主に雇われた住み込みの「農場管理人」といった意味合いが含まれている。しかし、本論では前者の言葉を入植地 (本文中で後述) の住民を意味する“*assentado*”の訳語として用いる。そして、後者の意味合いを示す場合は、訳語を当てずに「コロノ」と表記する (第4章で詳述)。

るマト・グロッソ州 (Estado de Mato Grosso) の北部における農地改革の複数の局面に注目する。そして、開拓者たちが政策の実施過程に関与する中で展開する、所有地作成に向けた様々な実践について記述する。以下では、アマゾンにおける所有地の実体化と農地改革という主題がどのようなネクサスにおいて連合し、本論で取り上げる問題の全体像を構成しているのかについて概観したうえで、本論を通じて検討される主要な問いを提起する。

本論で考察する農地改革は、アマゾンへの「植民地化」(*colonização*)²というより広い文脈との関連において実施されてきた背景を持つ。その実施主体である国立植民農地改革院 (Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária: INCRA) の名称にも示されている通り、現代においても、農地改革と植民地化は不可分な関係の中で進行している。農地改革の実施過程では、最終的に、「農地改革の入植地」(*assentamento de reforma agrária*) と呼ばれる施設が設立される。本論では、この施設のことを一貫して「入植地」(*assentamento*) という用語によって呼称する。そして、この入植地において土地の受給者として認定された者、また、もとの受給者から土地を購入し、入植地に居住している者に対しては「入植者」(*assentado*) という用語を当てる。なお、入植地と入植者は本論における中心主題であるため、両者が指し示す対象は上記の定義のみに限定される。入植地計画では、入植者が入植地に定着し、農業 (*agricultura*) や畜産 (*pecuária*)³に従事する小規模生産者 (*pequeno*

² 本論では、ポルトガル語の“*colonização*”という言葉に「植民地化」という訳語を当てた。日本語の植民地化という言葉は、帝国主義的な国外領土編入へと向けた事業といったニュアンスで、歴史的事象を言い表す際に用いられる傾向がある。一方、ポルトガル語の語彙のなかでは、同時代の事象も示す言葉である。つまり、歴史的出来事としての「ポルトガルによる植民地化」も、今日でも進行中の「アマゾン植民地化」も、同一の言葉によって表現される (如いて言うなら、日本語の「拓殖」という言葉がニュアンス的に近似しているかもしれないが、筆者はこの言葉にあまり今日的な一般性を感じない)。一方、この語の語基に当たる“*colônia*”という言葉は (これに相当する英語の“*colony*”に関しても同様であるが)、人間集団の表す集合名詞としての「(国内の) 移住者」、「(国外への) 移民」、「植民者」、「入植者」という意味を持つと同時に、こうした (1 つの地点から別の地点へと向かった) 移入者たちが住まう空間としての「移住地」、「居留地」、「植民地」、「入植地」、(そして、生物学で言う「群落」) をも意味している。つまり、こうした「移入者たちと彼らが住まう場所を生み出す活動」の総体が“*colonização*”という言葉のニュアンスである。筆者は、こうした多義性、過去と現在との連続性、そして、訳語としての逐語性を考慮したうえで、この言葉を「植民地化」と訳出することが最も相応しいと判断した。

³ 日本語の「農業」という言葉には、作物の栽培 (農耕) と家畜の飼育 (畜産) の双方を包括したニュアンスがある一方、ポルトガル語では「農業」(≒農耕) から「畜産」を峻別する傾向が日本語よりも高いと言える。(それは、ブラジルの農業省に当たる行政機関が「農業畜産流通省」と呼ばれることにも反映されている。) そのため、本論でも両者の峻別をできるだけ反映させた用語法を行う。なお、「畜産」という言葉では家畜飼育全般を指し、牧草地で牛 (肉牛・乳牛) などの草食動物を飼育することを「牧畜」、そして、牧畜を広い面積で疎放に行うことを「放牧」という言葉によってそれぞれ峻別した。なお、小規模生産者の間では、耕作に従事する者は作物を栽培すると同時に、養鶏や養豚を行う場合が多い。

produtor:この概念に関しては、第2章、第2節を参照)になることが目標に据えられているため、入植者に対しては、それに関連した様々な政策プログラムが実施される。

入植地は、それぞれ100 ha未満の区画 (*lote*) によって分割された複数の小規模な農地の集合から成り立っている。入植地全体の面積は、比較的小規模なものから、数万 ha にもおよぶ非常に大規模なものまで存在する。今日、ほとんどの入植地は、かつてファゼンダ (*fazenda*) であった場所に設立されている。ファゼンダとは、ファゼンデイロ (*fazendeiro*) と呼ばれる大土地所有者によって建設された大規模な地方不動産 (*imóvel rural*) のことである。ファゼンダの本来の意味は「大農場」であり、農業や畜産といった生産活動を目的に建設されるものである。しかし、アマゾンでは、それらは多くの場合、不在地主が公有地を占有するという形で築かれており、木材の採取や放牧といった利用に加え、投機を目的に保有されている。そして、一定期間の利用後に放棄されたものが随所に存在している。そのため、当局は農地改革の実施にあたり、こうしたファゼンダを収用 (*expropriação*) し、そこに入植地を設立する。

植民地の設立化に加え、農地改革が持つもう1つの特徴とは、冒頭で述べたように、この政策が、土地なし運動と呼ばれる社会運動 (*movimento social*)⁴の要求に対して、我々が「政治経済学」的な想像力で想定するものとは根本的に異なる形態において実施されているという点である。この運動は、労働組合 (*sindicato*) から社会主義を標榜する社会運動に至るまで、様々な組織とその参加者たちによって担われている。参加者たちは、こうした組織を媒介することで、農地改革の実施、すなわちファゼンダの収用と入植地の設立を当局へと要求するようになる。

入植地以外にも、土地なし運動を通じて、本論の議論とも密接に関わる2つの状況が発生する。その1つ目とは、ファゼンダの収用と入植地の設立を求めてキャンプ (*acampamento*) が形成されることである。この状況は土地なし運動の初期段階に発生し、参加者たちによって土地の占拠が行われ、バラックが集合的に築かれる。キャンプは当局による政策過程の促進を図る目的で結成され、政策が実現するまでの間、占拠は長期間にわたって継続す

その一方で、牧畜に従事する者は牛の飼育に専化している場合が多く、彼らは畜産家 (*pecuarista*) と呼ばれる。両者の分化は、鶏や豚が穀物などの飼料を用い比較的小さな設備で集約的に生産され、耕作と一体化しやすいのに対し、牛は広い面積を使ってより疎放に飼育されることによると言える。

⁴ ブラジルで「社会運動」という用語は、左翼の革新的な運動に対してのみ適用され、保守的な傾向を持つ労働組合運動 (*sindicalismo*) に対しては適用されない (とりわけ、ブラジルの左翼のアカデミーでは、こうした用語法が顕著である)。一方、本論では、「社会運動」という用語をこうした狭義の意味によってではなく、土地なし運動全般を指す言葉として使用する。

る。また、当局によるファゼンダの収用計画は必ずしも成功するわけではなく、その動向に応じて、キャンプは解散することもあれば、あるいは警察によって立ち退き (*despejo*) が命じられる場合もある。

そして、2 つ目の状況は、当局による入植地計画の実現を待たずして、参加者たちによって占拠されたファゼンダが、参加者たち自らの手によって分割され、そこに非公式な入植地が建設されることである。この状況は、当局による収用手続きが膠着し、かつ占拠地に競合する利害を主張する者が現れなかった場合などに発生する。また、キャンプの場合にしても、非公式な入植地の場合にしても言えることであるが、こうした活動に伴う一定期間の占有を通じて、参加者たちには土地に対する(民法上の)「占有権」(*posse*) が「自動的」に発生することになる。そして、占有権にもとづく土地保有が永続すれば、やがて、そこは本論で言うところの「擬制的な私的所有地」へと変貌する。

こうしてアマゾンという特殊な「社会」と「国家」の舞台においては、農地改革と土地なし運動との相互作用を通じて、入植地だけでなく、キャンプや非公式な入植地を含む様々な種類の地所が形成される。そして、本論の問題との関連で最も注目すべきなのは、当事者たちがこうした過程を通じて獲得した土地を、いとも容易く売却してしまうということである。また、土地を獲得してからしばらくのあいだ土地保有を継続している者も、将来的により良い条件でその土地が取引できるように、土地の改善に従事している。つまり、彼らはあまねく他者へと売却することを前提に、土地なし運動を起こし、農地改革の様々な局面に関与しようとするのである。

当局によって建設された入植地の農地は、擬制的な私的所有地としての形式性と条件をすでに十分備えているがゆえに、入植者の大多数が獲得直後から農地の取引を開始する。また、入植地に対しては当局による様々な公共政策の実施が保証されているため、入植地の発展に伴い地価の上昇が引き起こされ、それに応じて農地の売買は順次繰り返されていく。一方、キャンプや非公式な入植地に関しては、それぞれの当事者によって、土地への物理的な改善、個別の政策プログラムへの申請、情報化と地籍作成といった作業が施され、農地には擬制的な私的所有地としての形式性が整えられていく。また、土地保有者たちによるこうした働きかけを通じて、地価の上昇が引き起こされ、それに伴い農地の売買は繰り返される。

本論では、アマゾン・フロンティアの開拓者たちが、占有と改善を通じて、他者と取引可能な状態へと作成した土地を「擬制的な私的所有地」⁵という言葉で表現する。また、そ

⁵ ポランニーは、市場経済において労働、土地、貨幣が商品として扱われるようになったことに関して、本来商品ではなかったはずのこれらの事物を「擬制商品」(*fictitious commodity*)

の作成行為については、「私的所有地の擬製」という言葉を適用する。両者の用語法は、当事者たちが作成する所有地とその作成行為に、筆者が研究者としての視点から解釈を与えたものである。なぜ、ここで疑似性が強調されるのかというと、開拓者たちが作成する所有地とは、占有者に対して一定の条件のもとで発生する占有権によってしか裏付けられておらず、「権原」(*titulo*)⁶によって裏付けられた本来の意味での私的所有地とは異なるものである。私的所有権とは、貸借、譲渡、売買などを含めた財産へと施されるあらゆる処置を個人の自由な裁量に委ねることを可能とする権利である。そして、この権利の及ぶ土地が私的所有地である。アマゾンで占有された土地は、占有者の裁量によって自由に取引されているという実態において、私的所有地と同一の機能を擬制的に果たしていることになる。この点において、開拓者たちは、私的所有地を擬製していると言える。

一方、当事者たちの視点から、この事象を捉えた場合、彼らは単に彼ら自身が意図するところの所有地を実現するため「所有地の作成」に従事していると言える。つまり、地方不動産として価値を備え、商品として交換可能な土地こそが、彼らにとってのあるべき所有地である。なぜなら、フロンティアの開拓者たちにとって、土地は交換価値を持つことによって資源として有効に活用できる対象となるからだ。そして、こうして作成された所有地はフロンティアという状況下では、当事者の誰もがその交換価値を認め、実際に頻繁に取引する対象物となっている。

「実体化」という概念は、目指されるべきものとして慣習が主体に与えた実現化のイメージ、すなわち潜在態が、個人及び集団のプロジェクトを通して、客観的な実体へと変化していくことを意味する。つまり、所有地作成者（主体）が占有し改善を施した土地が、その購入者（客体）にとっても、対価を払って取引するにふさわしいものと見なされている場合、その土地は、交換価値を帯び、実際に交換可能であるという点で、所有地として実体化されていることを意味する。この点において、筆者は当事者間で発生するこうした

と呼んでいる。商品としての土地が擬制であることに関して、彼は「土地とは単に自然の別名に過ぎず、人間によって生産されたものではない」と指摘している (Polanyi 1954 [1944]: 75)。本論で提示する「擬制的な私的所有地」という概念自体は筆者が考案したものである。しかし、この着想の大本となっているのはポランニーの議論である。一方、本論に登場する開拓者たちが擬製しているのは「私的所有地」という特定の条件を備えた土地であり、また、それは譲渡を前提に作成されたものである。この点において、筆者が提示する概念は、アマゾン・フロンティアという状況に特殊・固有なものである。

⁶ 本論で言うところの「権原」とは、英語の財産法上の用語である“title”と同義である。権原とは、「所有権の根拠」であり、不動産に対する権原とは「証書」によって裏付けられる。これに関連して、本論では、国家が所有者である個人に対して所有物（財産）への所有権の根拠を付与すること、土地に関して具体的に言うならば土地証書を発行することを、「権原の付与」(*titulação*)という概念によって示す。この概念は英語の“entitlement”に当たるものである。

関係性に「所有地の実体化」という用語法を適用する。

以上をまとめると、(A) 私的所有地の擬製とは、筆者の視点から再構成された当事者たちの活動に関する解釈である。一方、(B) 所有地の実体化とは、当事者たちの視点から見た、彼らが実現しようとしている土地をめぐる関係性である。つまり、両者の用語法は、同一の事象を異なる視点から捉えたものである。そして、本論は人類学の議論であり、検討対象となる事象が、当事者たちの世界においてどのような意味を持つのかを解明することに主眼が置かれている。筆者が、後者の視点による事象の認識を、本論の論題として設定していることの根拠とは、この点にある。

ここで、本論で検討する問いを提起する。1つ目の問いは、本論の中心主題と直結している。すなわち、農地改革の過程に関与するアマゾン・フロンティアの開拓者たちは、なぜ、あまねく私的所有地の擬製という事業を実現しようとするのか。彼らは、具体的に、どのような技法にもとづき、いかなる処置を施すことで、この目標を達成するのか。また、このようにして交換価値を帯びた対象物は、どのような性向を持った当事者たちの間で、どのように取引され、彼らが埋め込まれた政治・経済の諸関係の中で、どのような利益を生み出すものとして位置づけられているのか。

2つ目の問いは、農地改革という政策が置かれた背景と関連する。アマゾンにおける農地改革は、公有地の恣意的な編入という、かつてエリートたちが行使してきた特権を、社会運動の形態を取った活動を通じて参加者たちが模倣する形で受容されている。この過程は、土地所有制度の変革や階級間の利害調整といった段階を通過することなしに進行する性質を持っている。それは農地改革という政策介入を通じて発生すると想定された帰結とは、まったく異なる現実を生み出している。それでは、社会内部におけるどのようなメカニズムが、農地改革を土地なし運動、すなわち民衆による植民地化運動へと接合させているだろうか。そして、その最終局面で、当事者たちが獲得した土地を売買していく状況は、どのように理解することができるだろうか。

そして、3つ目の問いとは、本論に関わるあらゆる事象を包摂している要因、すなわち、自然／生態環境と社会との関係をめぐる問題と関連している。開拓者たちが所有地の作成にむけて働きかけている対象とは公有地である。ブラジルでは、「公有地」(*terras devolutas*)という言葉には「空き地」という含意がある。つまり、そこは開拓者たちにとっては「無主の土地」と解釈できると認識されている。開拓者たちは、所有地の作成を通じて、公有地を所有関係によって秩序付けられた社会的世界の中へと不断に取り込んでいる。この現象は、当事者たちの言表の中では、農地改革、植民地化、社会運動といった西欧の社会科学に由来するイディオムによって表出する。しかし、彼らがこうした作用を通じて、境界

付け、専有し、売買している対象が、自然そのものであるという認識は彼らの世界観からは捨象されている。それでは、当事者たちの世界観から捨象された自然／生態環境という要因を、民族誌的考察の中へと還元した場合、当事者たちが生み出している社会的世界とは、どのように把握すべき対象となるのだろうか。

これらの問いに関する詳細な検討は、第3章以降で展開する民族誌的記述を通じて進める。以下では、これらの問いが、先行研究の中で、これまでどのように検討されてきたのか概観し、本研究を研究史の中へと位置づける作業を試みる。

第2節 問題の所在

第1項 私有財産と商品交換

本論を人類学上の研究史へと位置付けていくにあたって、まず言及しておくべきなのは、本論の主題が、「地方域」(*rural area: área rural*)⁷という言葉で示しうる地理的領域において、農地改革に関連して発生した事象である一方で、それは農民／小農 (*peasant: camponês*) によって構成される農民社会／農村社会 (*peasantry: campesinato*)⁸をめぐる問題ではないと

⁷ 英語で言うところの“*rural area*”に相当する地理的領域に対しては、従来、「農村地域」という訳語が一般的に当てられてきたが、本論では「地方域」という訳語を当てる。なぜなら、アマゾン・フロンティアに形成された地方域には、「農村」という言葉が字義通りに示すような「農業的な村落を基盤に成り立つ領域」として特徴が欠如しており、そこに「農村」という修飾語を当てるのが不適切であると筆者は考えるからだ。ブラジル社会における地方域とは、都市域 (*área urbana*) と対置される領域のことである。両者は、それぞれの自治体内部の領域区分において、厳格に差異化されており、それぞれに異なる制度が適応されている。具体的には、土地の規格、税制度、公共サービス、労働者の法的地位と権利など、様々な側面を規定している。以上をふまえて、本論では、“*rural*”という形容詞を「地方ー」という形で訳出し、この語が付される諸概念を、例えば、「地方労働者」、「地方不動産」、「地方エリート」といった形で統一して訳出した。つまり、「地方ー」という語が付された用語は、すべて、“*~ rural*” (ポルトガル語では、大抵の場合、形容詞は名詞の後に来る) という形の原語である。一方、「地域の」という意味である“*regional*”という形容詞が付された用語に関しては「地域ー」という形で訳出した。

⁸ 本論ではアマゾン・フロンティアの地方域に形成される社会を、「農村社会」(あるいは「農民社会」として捉える立場を取らない。なぜなら、農村社会という言葉から想起される定住的な農業、伝統的な組織や慣習、共同体的な紐帯といった一連の特徴をそこに見出すことができないからだ。アマゾンの地方域に、地方住民たちによって形成される集落が存在することは確かである。それらは、主にファゼンダ、木材工場、鉱山、入植地といった場所に形成される。しかし、それらは、始めの三者に関して言えば、産業活動の目的から資本家との契約によって雇われた労働者たちが集的に住む場所である一方、彼らの雇用契約はいずれも短期間であり、そこでの労働が完了すれば、契約は解除される。そのため、それらの村落はいずれも過渡的に形成されるものでしかない。アマゾンの地方労働者の生活史からは、彼らが数年ごとにアマゾン各地を雇用を求めて動き回っているという特徴が見出せる。入植地に関しても、入植者たちはそこに定住することなく、短いスパンで激しく流入を繰り返している。以上をふまえて、本論では、地方域に形成される社

いう点である。これまでの人類学の議論は、中南米各地の農民社会が、先住民社会の大規模な破壊と、その後の外部労働力の導入を伴う（例えば、プランテーション・システムのような）生産体系の確立を通じて、西洋近代の資本主義経済との密接な関係性のもとに生み出された人工物であるという共通認識を出発点としてきた（e.g. Mintz 1989 [1974]; Taussig 1980; Nugent 1993）。一方、本論の主題であるアマゾン・フロンティアとは、資本主義経済の要請のもとに地方域に形成された人工物であるという点では一致してはいるが、そこには先行研究が想定してきたような農民社会は存在していない。よって、本論の議論は、農民社会を前提としたこれらの研究とは、本質的に趣旨が異なっている。

本論で取り上げる主題とは、農業・畜産を通じて産出される生産物に立脚した経済実践ではなく、私的所有地の擬製、すなわち土地そのものを「商品交換可能な対象」へと作成することで成り立つ経済実践である。この実践では、作成された所有地が取引可能となれば目的が達成されるのであり、そこで農業・畜産が行われている必然性はない。私的所有地の擬製は、アマゾンの地方域では、あらゆる当事者によって実践されているが、本論で中心的に対象化する人間集団に、あえて集合名詞を当てるとすれば、それは「土地なし」

（*sem terra*）という呼称で呼ばれる人々である。それは同時に、農地改革の想定上の受益者の呼称でもある。土地なしと呼ばれる人々の大多数は、農業・畜産との直接的な関連性を持たない。彼らは、現地の農業従事者たちの視点からしても農業者（*agricultor*）ではなく、後者による前者に対する意見として、「土地なしは土地が欲しくないから土地なしなのだ（*Eles são sem terra porque não querem a terra.*）」という発言さえ、筆者は耳にしてきた。以上の前提を確認したうえで、本節の議論を始める。

これまで筆者は、「所有地」という言葉に対して、厳密な定義を与えることなく議論を展開してきた。ここでは、それが一体どのような対象物であり、どのような制度と権利の体系によって規定されているのか、研究史と関連付けながら考察を進める。すなわち、本論で言うところの所有地とは、ポルトガル語で“*propriedade*”とよばれるものであり、それは英語の“*property*”に相当する。多くの西洋言語同様、ポルトガル語のこの言葉には、所有地という意味以外にも、「所有」、「所有権」、「所有物」、「不動産」、「家屋」、「財産」、「財産権」、「特性」、「（言葉などの）的確さ」、といった多様な意味が含まれている⁹。

会に関しては、「地方社会」（*sociedade rural*）という言葉当ててみる。

⁹ 英語でいう“*property*”という主題に関しては、人類学という学問分野の内部だけでも、その草創期以来、この概念を共通の参照項とした無数の論考が生み出されてきた。しかし、これだけ多義性を含む概念に関して、その言葉尻だけの共通性のもとに先行研究をレビューしていくことは不可能であるばかりか無意味でさえある。この点に関して、ヴァーデリーは、マウラー（William Maurer）、ライルズ（Annelise Riles）、ストラザーン（Marilyn Strathern）といった所有論の著名な論者たちの見解を引き合いに出しながら、以下のように問いかけ

本論で考察するアマゾン・フロンティアにおける所有地とは、当該社会に固有なエスニックな所有概念にもとづき所有される対象物ではない。むしろ、それは近代西洋の自由主義思想によって生み出された私的所有権の概念、すなわち、マクファーソンが「占有的個人主義」(possessive individualism)という言葉によって表した観念を、ある意味、忠実に再現する形で生み出されているとさえ言える。この観念について、マクファーソンは以下のように述べている。

[自由民主主義理論の] 占有的性質は、(個人が) 自己の人格 (person) と諸能力の本質的な所有者であり、それらに関して社会に一切負うものはないとする、個人 (individual) についての観念に見出される。……[ここでの] 人間 (human) の本質とは他者の意思への従属からの自由であり、そして、自由とは占有の関数である¹⁰。……社会は、自己の諸能力とそれらの行使を通じて獲得したものの所有者であるところの、互いに関係し自由で平等な諸個人の多数となる。社会は所有者たち間の交換の諸関係によって構成される (Macpherson 1962: 3)。

この問題に詳しく立ち入る前に、まずは近代の私的所有権が、どのような概念要素から構成され、どのような性格を持っているのか明確にしておく。私的所有権は、近代西洋の啓蒙主義に起源を持ち、とりわけホブズ (Thomas Hobbes) に始まり、ロックの『統治二論』を通じて発展した自由主義思想に依拠している。そこでの所有権 (=財産権: property) は、財産を自由に獲得・所持するうえで、各人が自然の理性 (自然法) によって平等に持つ権利 (自然権) の1つとして見なされている (ロック 2010: 324)。しかし、当然、各人

ている。「この“property”という概念には、分析に適用するのではなく探究 (の手段に) するといった具合に、さらなる問い掛けの主題として活用する以外に、一体いかなる有用性があるのだろうか」(Verdery 2006: 14-5)。つまり、この西洋言語に固有な「エスニック概念」を共通の参照項に、西洋の人類学者たちが非西洋社会の所有概念の考察を通じて生み出してきた広範かつ雑多な言説のそれぞれに拘泥すること自体には、あまり重要な意義はない。

¹⁰ フィールドワークを終えたばかりの筆者が最初に考察したのは、フロンティアという特殊な条件が、開拓者たちへと付与している「自由」を、どのように説明できるのかという問題であった。なぜなら、筆者にはフロンティアが可能にする「自由」なしに、彼らがそこで営む事業はいずれも実現不可能であると把握されたからであった。この問題を探究して行くうえで、当初の重要な着想を筆者に与えたのは、1930年代におけるブラジルの「奥地」と「マト・グロッソ」を取り上げた著作であるレヴィ=ストロースの『悲しき熱帯』であった。彼は「自由」に関して以下のように述べている。「[人口稠密なベンガルとの対比において、]熱帯アメリカに……まだ付与されている、住民がまったくいないか比較的少ない儘でいるという歴史上の特権を、私[は]十分に商量することができた……。自由というものは、法律上の発明でも哲学の宝でもなく……個人と彼の占める空間とのあいだの、消費する者と彼が利用できる資源との間の、1つの客観的な関係から生まれる」(レヴィ=ストロース 2001[1955]a: 248)。

がこの自然権を自由に行使し、利益を追求した場合、同等の権利を行使する他者との間に利害の競合と衝突が発生することになる（ホブズとロックはこの状況を「戦争状態」と呼んだ[*ibid.*: 312-9]）。この問題の調整機能として重要な意味を持つのが社会契約（social contract）の概念である。市民が国家との間に社会契約を結んだことによって、自然権の行使は国家の判断（国家理性）、すなわち、立法府が制定する法に委ねられることになった。

ヴァーデリーは、市民と国家との間には社会契約を通じて所有権をめぐる特有の関係性が築かれており、それは「権原の付与」（entitlement）を通じた前者による後者への「服従の形式」（a form of subjection）であると指摘している（Verdery 2006: 16）。彼女によれば、この関係性とは、所有権と民主主義との直接的な接点であり、つまり、所有権を有する市民とは、民主政体への責任、すなわち市民権（citizenship）を有する主体であるということの意味する（*ibid.*）。

ロックの所有論の根幹をなす観念とは、「労働所有説」（labour theory of property）である。この観念は、土地に対しても同様に適応され、個人は自己の身体に本源的な所有権を持っているということから発して、個人がその身体を通じて労働を投下した対象には所有権が発生すると見なされている（ロック 2010: 345）。労働と所有との関連性は、「所有権」（property）という語が「適切性」（propriety）を常に想起させるものであることに起因している（Verdery 2006: 16）。つまり、(1) 所有の適切さの判断基準となっているのは、個人による対象物への労働投下の有無であり、対象物が土地であるならば、そこで耕作などの生産活動が行われているかどうかによっている。そして、(2) 労働所有説においては、対象物への効果的な「改善」（improvement）がもたらされているか否かということが、所有権の有無を判断する基準となる。

こうした自由主義的な私的所有権の概念は、やがて、近代西洋の市民によって、植民地における所有地の獲得という事業を可能にするテクノロジーの1つとなっていく。征服と支配を正当化し、文明化の使命を達成していくうえで、宗主国の法制度の植民地への導入は、植民地化の過程で最初に着手される事項であった（Merry 1991: 890）。むろん、私的所有権の概念とそれを支える法制度の導入も、その1つであった。

多くの人類学者たちが観察してきたように、植民地支配を経験した多くの非西洋諸社会では、植民地期およびポスト植民地期において、西洋によって導入された私的所有権にもとづく土地制度と土着の慣習法的な土地制度とが併存、あるいは接合していく状況が生み出されていった¹¹。しかし、ブラジルで制定された土地法制度においては、私的所有権が慣

¹¹ 慣習法と呼ばれる制度自体が植民地主義との関係の中で生成されたものであるという問題に関しては Cohn (1989) と Moore (1989) を、植民地支配期に慣習法と西洋の法制度

習法的権利と併存・接合するような状況は生まれなかった。それは、西洋人たちが来る前に、土地所有に関する土着の慣習法的な権威と制度が、そこには存在しなかったことに由来すると言える。なぜなら、アンデス地域とは対照的に、ブラジルを含む南アメリカ大陸の低地帯には、植民地化に先立ち国家が存在してなかったというだけでなく、そこには定住的な農耕社会が部分的にしか形成されていなかったからである (cf. クラストル 1989)。

ブラジルの土地法制度の歴史的な成立過程に関しては、第2章で扱うこととして、ここでは、ブラジルの法体系の中での私的所有権のありかたを特徴付けている1つの側面に触れ、本節でこれまで考察してきた主題との関連性を示す。ホルストンは、1916年に制定されたブラジル民法 (*código civil*) の起草者であるベヴィラーカ (Clóvis Beviláqua) と奴隷制廃絶を達成した政治家ナブーコ (Joaquim Nabuco) の思想を取り上げ、近代ブラジルの法学者たちの所有論には、ロックとヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel) の法哲学の影響がそれぞれ見られ、両者が実際の法体系の中に投影されてきたことを指摘している (Holston 2006: 113-6)。ロックの所有論では、自己所有とは自然権であり、所有権とは労働投下を通じた専有 (appropriation) である。一方、ヘーゲルの所有論では、自己所有とは個人の意思により達成されるものであり、所有権とは財産の主體的な専有を通じた人格的發展や自己実現と結びついている。

ここで筆者が目するものは、1つはブラジルの法体系における私的所有権とは、完全に外部から移植されたものであり、その思想背景を、ロックの系譜から、あるいはヘーゲルの系譜から辿ったとしても、そこでは市民的自由の実現と私有財産の実現とが不可分に結びつけられているという点である。そして、もう1つは、こうした私的所有権のあり方が、アマゾン・フロンティアという状況下において、個人と土地との関係性にどのような特性を与えているのかという点である。杉島は、資本主義経済における私的財産と商品交換との不可分な関係性について、以下のように述べている。

労働の生み出す価値とは商品交換の価値であり、所有とは商品交換に参加する自己が自分の商品に対して関係する行為に他ならない。この関係行為は商品交換を成り立たせている規則の一部であり、それ以外の原理によって基礎づけられる必要がない。……労働所有説は、その目的とは裏腹に所有を基礎づける理論ではなく、商品交換の規則を承認するものが抱懐する信念にすぎない (杉島 1999: 17)。

の矛盾が新たな所有関係を生成させたという議論に関しては Merry (1988) をそれぞれ参照。土地へのアクセスをめぐる慣習法と成文法の両者の権利体系を戦略的に活用している状況を今日の先住民の日常実践から考察した民族誌としては Doolittle (2005) を参照。

この点を確認したうえで、杉島はロックの所有論の歴史的意義とは、それが土地の譲渡・交換の自由を求めていた時代の要請に応えるものであったことを指摘し、加えて、ヘーゲルの所有観念に関しても同様のことが言えると付け加えている (ibid.: 39)。つまり、私的所有権の最も重要な特徴とは、それが所有の根拠を生み出すということではなく、土地を含めたあらゆる対象物を個人へと帰属させ、個人の裁量によって自由に商品交換しうるものへとつくり変えることを可能にする制度であるという点にある。私的所有権のこうした性質に鑑みた場合、アマゾンにおける私的所有地の擬製という行為の真相が浮かび上がってくる。

次章で詳しく述べるように、ブラジル民法の財産権に関する規定においては、土地を占有しそこに改善を施した事実は、その事実自体において占有権を発生させる。そして、この占有権は国家に対する権原の請求権を内在させている。そのため、占有という行為自体が将来的に所有権を発生させる潜在性を備えている。占有地を譲渡・交換することに合法性は認められてはいないが、土地の占有という行為には、土地の商品化への可能性がビルトインされた状態になっている。そして、当事者たちの間では、占有と改善を根拠に獲得された土地には交換可能な対象物としての実体性が認められており、実際にそれは商品として取引されている。

労働所有説、すなわち、占有した対象物へと改善がもたらされたことをもって、私的所有権が発生したことを認める着想は、フロンティアという状況下において土地を譲渡・交換可能な対象へと変換していくうえで、非常に実践的かつ有効な手段であった。ウィーヴァーは、近代の西洋諸国家による新世界への植民地化を「巨大な土地への殺到」(the great land rush)という言葉で表したが、この事業を西洋の市民たちの間で実現可能にしたのは、労働所有説を新世界の土地へと適応させたことに他ならなかった。土地への改善というイデオロギーは、近代の開拓者たちによる所有地獲得を効果的に促進していくうえで、重要な役割を担った。この改善こそが、植民地のフロンティアで土地に関する事業を手掛けるあらゆる当事者たちの間で、あまねく信奉されていた「教義」(doctrine)であった。この点に関して、彼は以下のように述べている。

改善や改良は、ロックの所有権の観念の核心に横たわっていた。それは[奥地での]土地の涉猟 (landhunting)、無断占拠、投機と結びついていた。それはまた、政府が先住民から土地を取得するための根拠であり、そして、政府がいかにそれを再配当するのかを導く指針であった。広い意味で、改善とは占領の公式・非公式な過程のための合意点であった。土地を改善することは、土地の人口収容力 (carrying capacity) を、従って、その市場価値を増加させるために、労働と資本を適用することを意味した (Weaver 2003: 81)。

筆者が現地調査を通じて率直に抱いた印象とは、今日のアマゾン・フロンティアでは、ウィーヴァーによって提起された（主にアングロ・サクソン世界の植民地化に関する）歴史的な事象が、そっくりそのまま擬えられた形で再現されていたというものである。アマゾンの開拓者たちの間では、占有地へともたらされる「改善」(*melhoramento*)こそが、占有権が発生する源泉なのであり、当事者たちは自らの行為の正当性を主張する際に、口々に、この言葉を言及していた¹²。この「改善」へと向けた開拓者たちの総意が収斂した結果として、フロンティアでの経済発展と人口収容力の上昇は引き起こされる。そして、フロンティアにもたらされたこうした変化は地価の上昇へと直結していく。ウィーヴァーの指摘からは、アマゾン・フロンティアの当事者たちが、こうして土地へともたらされた価値の上昇分を、土地の商品交換を通じて取引し、そこから利潤を獲得するという推論を導き出すことができる。この推論の検証に関しては、民族誌の記述と分析を通じて行う。

第2項 所有地の作成と譲渡

ここまでの議論を通じて、民主政体における市民権と私的所有権の間の不可分な関係、そして、資本主義経済における私的所有権と商品交換の関係について、各概念間の配置関係を俯瞰することが可能になった。本項では、この視座をさらに展開させ、(1)なぜ、私的所有地の擬製がアマゾンにおける農地改革と土地なし運動との結節点において実践されるのか、そして、(2)なぜ、土地なし運動の最終局面で、当事者たちが獲得した土地を自ら手放していくのかという問題を、研究史の中へと位置づけることを試みる。

筆者は前節で、アマゾンにおける土地なし運動が民衆による植民地化運動としての側面を持っていると言及したが、ここではまず、なぜ社会運動が植民地化と密接な結びつきを持つのか、具体的に検討する。センメルが指摘するように、19世紀の帝国主義の時代における植民地は、宗主国の市民社会への新たな参画者として勃興した産業労働者たちに財産獲得の機会を与え、市民社会の内部で生じた社会権の不平等を再調整するための機能を担っていた（センメル 1982）。つまり、植民地主義とは、元来、国家による社会調整へと向けた取り組みと密接に結びついた営みであったと言える。また、真島が指摘するように、植民地化を通じた社会調整の実際上の遂行過程においては、政策の実施者である国家と受益者である市民とをつなぐ「中間集団」が、重要な役割を果たしていた（真島 2006）。

近代の植民地主義に見られたような、(a) 新たに勃興した市民¹³を受益対象に、(b) 財産

¹² 「改善」の動詞形である「改善する」は“*melhorar*”であり、いずれも語基は「良い」の比較級“*melhor*”である。実際の発話では、例えば、「私は(その土地を)改善した」(“*Melhorei.*”)や「(その土地は)改善された」(“*Fica melhor.*”)といった具合に表現される。

¹³ その歴史的過程において、ブラジルでは市民権は常に隔離された状態で付与されてきた

獲得上の障壁や不平等を解消するための施策を、(c) 中間集団を仲介させ、(d) 新たに統治下へと編入された土地にて実施するという各要素間の関係性は、今日のアマゾンにおける農地改革をめぐる関係性そのものである。ブラジルの農地改革とは、個人ではなく中間集団を受益者の最小単位として実施される政策である。つまり、土地なし運動は、この政策過程において国家と個人の間を媒介する役割を担っている。そして、参加者たちが、土地なし運動による媒介作用を通じて、実現しようとしているのは、先行研究において「自発的植民地化」という用語によって呼ばれてきた開拓者たちの活動である (Lisansky 1989)。ここまでの議論を通じて、土地なし運動を民衆による植民地化運動として捉えることが可能となったと言える。

土地なし運動の最終局面において、参加者たちが土地を売買するという状況を理解するにあたり、まず、この問題の背景部分をなしている1つの要因として、今日の土地なし運動と地理情報技術との密接な関連性について確認する。パラグアイの農民運動を研究したヘザーリングトンは、労働所有説が発生した以前と以後の時代の間横たわる歴史的断絶について、以下のような指摘をしている。

ロックは原初の段階で、そして新たなフロンティアにおいて、人々は自らの労働を通じて改善した自然の諸要素を合理的に専有 (appropriate) しようことを信じていた。ある者は、所有権が彼の働く土地の中へと自己の身体が拡張されていくことに従い発生することが、自然法であると知った。……しかし、ロックはこの形による専有は究極的には限界があること、そして、人口が増増し資源が希少化するに従い紛争が発生しようことを知った。この紛争は土地への権原 (title)、つまり、すべての当事者の相互利益のために契約によって創造された制度の発明へと導いた。一旦、土地の権原が実効性を持つと、労働それ自体は、資源の専有を正当化するうえで十分ではなくなり、そして、所有権は社会の成員たちによって暗黙に同意された抽象的な権利の領域へと移行していった (Hetherington 2013: 120)。

ヘザーリングトンは、この点が農民運動を情報技術と密接に結びつけている要因であると指摘する。彼が農民運動のリーダーたちを「ゲリラ監査者」(guerilla auditor) という言葉で呼ぶのは、今日の農民運動が、その活動舞台を、登記事務所や文書館などでの地籍 (cadastre) の収集、そして行政・司法機関での官僚的な手続きといった場面へと、ますます移行させてきているという事実を示唆するためである。なぜなら、リーダーたちには、

(Holston 2008)。それは財産所有権をめぐる問題に留まらず、法的権利、市民社会への政治参加をめぐる問題にも及んでいた。そのことを示す典型的な例としては、ブラジルでは1988年の憲法が制定されるまでの間、非識字者に対しては選挙権が与えられなかったことが挙げられる。

(a) 複雑に入り組んだ土地の所有関係を精査するための情報技術や (b) 法的な係争過程において有効な手段を講じるための司法知識に精通していることが要求されているからだ。

土地なし運動と地理情報の作成・運用をめぐる知識・技術とが密接な関係を持っているのは、ブラジル・アマゾンにおいても同様である。単なる地表の一部としてのある場所が私的所有地として擬製されるためには、明確な境界を持った対象として切り取られ、所有者としての個人が同定可能で、そして、法の参照にもとづき正当性が付与された状態へと変換されている必要がある。つまり、これらの条件が土地へと与えられるためには、地理情報技術の適応が不可欠となっている。過去に作成された地籍を精査していくことと、その上に自らが作成した地籍を積み上げていくことは、土地がもたらす利益に関与するあらゆる当事者たちにとっての中心的な関心事項である。

筆者がここで地理情報技術に言及するのは、それが土地に所有の根拠を発生させると同時に、その土地を譲渡・交換可能な対象物へと変化させるものであるからだ。アマゾンの開拓者たちが、土地の情報化に重要性を置くのは、それが土地にこうした両義性をもたらすためである。権原を獲得することが困難であったとしても、情報化された証拠を作成していれば、占有の正当性を強化できると同時に、土地の交換価値を高めることができるからである。それでは、なぜアマゾンの開拓者たちにとって、土地は譲渡・交換可能でなくてはならないのだろうか。この問いに関しては、各章の民族誌を通じて筆者の見解を提示するが、以下では先行研究に触れながら、1つの解釈のモデルを提示する。

キャンベルは、アマゾンの開拓者たちによる所有地作成 (property-making) に関して、マルクス主義の枠組みから考察している (Campbell 2014, 2015a, 2015b)。この議論に先立ち、マルクスの「本源的蓄積」(primitive accumulation) にかかわる問題系について研究史的背景をふまえておく。マルクスは『資本論』にて、「資本の蓄積は剰余価値を前提し、剰余価値は資本主義的生産様式を前提」し、両者は循環構造をなしていると指摘したうえで、資本主義的生産様式の出発点である資本の蓄積が最初に起こった状況を想定するための概念として、本源的蓄積を提示している (マルクス 1972a: 357)。それは「生産者と生産手段との歴史的分離過程」を意味する (ibid.: 359)¹⁴。

従来のマルクス主義者たちが、本源的蓄積に歴史性を与え、資本主義の発展の1段階として固定的に捉えてきたのに対して、米国の社会学者たちを中心に、様々な理論的刷新が図られてきた。例えば、地理学者のハーヴェイは、資本主義の今日的段階では、情報技

¹⁴ マルクスは、具体的には近世イングランドにおける「共有地の囲い込み」(enclosure of commons) と、それを通じて農民が生産基盤から引き剥がされたことで「自由な労働者」が形成された過程を、本源的蓄積の1つの典型として描き出している (マルクス 1972a: 391-2)。

術の発達により貨幣や剰余価値が世界中を際限なく動き回り、有形・無形のあらゆる対象や関係性が商品化されている点に鑑み、こうした蓄積のあり方を「柔軟な蓄積」(flexible accumulation)と概念化した(Harvey 1989: 141-2)。

また、人類学者のツィンは、資本の蓄積が発生する状況に関わる文化的な実践の動態を民族誌として捉えようと試みている。彼女は、カリマンタンの事例をもとに、鉱山会社がフロンティアから莫大な利潤を獲得することに成功しているのは、「演技能力」(dramatic performance)が「経済実績」(economic performance)の与件となっているからであると指摘する(Tsing 2005: 57)。つまり、存在しているかどうかとも不確定な鉱物に対して、投機家たちから金融資本を導引していくためには、前者の「パフォーマンス」が不可欠であるためである。そのため、彼女によれば、今日における資本の蓄積とは、「壮観な蓄積」(spectacular accumulation)と呼べるものであり、「外観」(appearance)に依存しているという(ibid.: 73)。

キャンベルのアマゾン・フロンティアに関する民族誌は、こうした研究史の延長線上にある。彼は「投機的蓄積」(speculative accumulation)という概念に依拠しながら、パラ州の高速道路 BR-163 号沿いの土地を占有する開拓者たちの諸実践について記述している。ハーヴェイやツィンの蓄積論は、アグリビジネスや鉱物産業などの多国籍産業が、アマゾンを資源フロンティアとして対象化する状況を説明するうえでは適合性を持つ。しかし、大規模産業のプレーヤーとは対照的に、開拓者たちは蓄積を実現するためのインフラ(法制度、賃貸の可能性、アクセス可能な市場といった要素を含む)が欠如した状況において所有地作成を試みる(Campbell 2014: 255-6)。この状況下で、彼らは占有地の維持・管理、証書の作成(あるいは偽造)、環境管理や所有権の正則化(regularization)に関する政策プログラムへの参加といった複数の活動に従事している。つまり、これら活動は将来に向けた「投機」であり、いつの日か彼らの暮らす地域が国家の開発プロジェクトや市場経済と接合された際に、占有地が所有地としての体裁を備えている状況を生み出すための試みである(ibid.: 242)。

キャンベルは、開拓者たちが、いつ到来するのかさえ当てもなく、失敗の可能性をはらんでいるにもかかわらず、将来的な国民経済との統合に向けて所有地作成に邁進する状況について、1つの解釈を提示する。つまり、開拓者たちは自ら作成した所有地の主人になることで、未だそこには到来していない「歴史」の主体になろうとしているという。

所有地の具現化(reification)の瞬間は、それ以前に起こったこととは不連続である。そして、ひとたび、その所有者が対象としての所有地の外部に立ってしまえば、人間の諸決定が中心におかれたドラマがそれに続いて起こる。この意味において、その時、疎外された(alienated)所有地は、まさにそれ自体の形態のなかで歴史的な変化と前進の動力となる。所有地なしには何

も起こらず、過去と未来の間の区分が存在しない状態は継続する。事物に関するこの理解は、所有地を魔法で生み出す開拓者たち (property-conjuring colonists) が自ら所有している地域について抱く感情と、とてもうまく調和する。そして、それは彼らの構想における所有地の中心性を説明する。所有地は歴史を形作るだろう。つまり、歴史は所有地の未来を生み出すだろう (Campbell 2015a: 99)。

この議論に関する理解を明瞭にするため、ここで概念と訳語の整理を行う。マルクスによれば、本源的蓄積の過程では、共有地の私的所有地への変化、生産者と生産手段の分離が引き起こされた。マルクスは両者の分離がブルジョワジーによる暴力や強制を介して進められていったことを、「譲渡 (手放すこと) (Veräußerung)」という言葉によって表現している (マルクス 1972a: 375, 391)。生産者が生産手段を失うということは、自己が労働を投下した生産物が自己のものではなくなるということである。それはマルクスが『経済学・哲学草稿』において展開した、資本主義的生産様式が生み出す労働者の労働生産物からの「疎外 (外化) (Entfremdung)」をめぐる関係性でもある (マルクス 1964: 87-8)。つまり、ここでの疎外とは、本来不可分な形で自己に属していた生産手段が、自己から分離され外化していくことである。この「譲渡 (手放すこと)」と「疎外 (外化)」には英語ではいずれも“alienation”という訳語が当てられているが¹⁵、両者の概念は、生産手段が自己から切り離され、売買・取引可能な対象に変化するという意味において、両義的な関係性にあると言える¹⁶。

キャンベルが、開拓者たちにとっての「歴史」の到来について言及するのは、所有地として客体化された土地が、それを所有する主体に弁証法的に働きかけ、変化を生む原動力をもたらすという意味においてである。「疎外」を通じた主体からの対象物の分離とは、同時に、分離された対象物による主体への再帰的働きかけを伴う過程である。つまり、それぞれ独立した要素へと分離された人間と土地とが相互に影響を及ぼし合う状況を生み、それぞれの状況を改変させていく。対象化された土地は、生態資源を産出する能力、労働投

¹⁵ マルクスは「疎外」という概念を『経済学・哲学草稿』で中心的に展開したが、『資本論』においても若干の言及が見られる (マルクス b 1972: 145-7)。なお、いずれの著作においても両者の用語を明確に峻別されている。両者の概念に関して、英語やロマンス諸語で“aliation” (ポルトガル語では“alienação”) という1つの訳語が当てられ、本来明確に峻別されていた両者が同音異義語化してしまうことは、これらの概念を正確に理解することを阻害していると言える。

¹⁶ 人類学における“alienation”をめぐる関連の議論としては、ワイナーの著作が挙げられる (Weiner 1993)。彼女は、「譲渡不能な占有」 (inalienable possession) という概念によって、自己と不可分な財を自己から分離し贈与することによって価値が増幅され、それが交換・社会関係に影響を及ぼすという主題について論じた。

下を通じて獲得される生産物、地代、そして、土地がそれ自体において商品として取引可能となることを通じて、それを対象化した主体に働きかける (ibid.)。こうして対象物に変換された土地を通じて、所有者の社会的地位、その土地の法的位置づけ、その土地が置かれた地域の空間構成、生態環境といった様々な要素間の不可逆的な変化が引き起こされる。キャンベルが投機的蓄積という概念によってこうした事象を記述するのは、開拓者たちが自ら土地からの疎外を生み出すことによって、資本の蓄積を引き起こす可能性に向け働きかけていると解釈するからである¹⁷。

本論をフロンティア資本主義の政治経済論として位置づける場合、マルクス主義のアプローチは、適応可能な様々な概念モデルを提供している。例えば、筆者の民族誌の諸事例に現れてくるのは、複数の異なる性向を持つ利益当事者たちが、農地改革の過程に関わることで、それぞれにとっての利潤の抽出を試みている状況である。1つの土地には、それぞれ性質の異なる利潤が抽出可能になる複数の段階があり、そこに関与する当事者もまた、常に段階的に遷移していく特徴を持つ。そして、こうした利潤の抽出は、それぞれの段階に応じて出現する異なる利益当事者間の土地の「譲渡」という関係性の中で取り交わされている。

マルクスの仮定によれば、近代西洋の農村住民は、土地の譲渡を通じて、生産手段を持たない労働提供者として資本主義的生産様式へと吸収されていった。やがて、それはマルクスが疎外という言葉で呼んだ近代の産業労働者たちの経験を生み出した。一方、アマゾン・フロンティアでは、開拓者たちが土地を譲渡した後で実行に移す行動とは、さらなるフロンティアでの新たな土地の占有とその譲渡へと向けた取り組みである。アマゾンでの農地改革は「プログラム」(“*programa*”)という形によって実施される。つまり、この語の「前に書かれたもの」(“*pro*” + “*grama*”)という語源に照らし合わせて見るとより明白になるように、その過程に関与する当事者たちは、土地の譲渡へと向けた試みを「予定調和的な事業」として実践している。

第3項 社会的世界の基盤

本論の中心課題とは、ここまで2つの主題を通じて検討してきたように、フロンティア資本主義がアマゾンに蚕食していく状況を、(1) 農地改革の諸過程に関与する開拓者によ

¹⁷ 従来のマルクス主義では、疎外とは資本主義が生み出す矛盾であるが、同時にそれは、資本主義社会を社会主義へと向かわせる原動力の1つとして、目的論的にも捉えられてきた。キャンベルは、資本蓄積をめぐる従来のマルクス主義の見解からの転換を行う際に、アルテュセールが資本蓄積の偶発性を示唆するために用いた「偶然の唯物論」(aleatory materialism) (cf. Althusser 2006:192-6) という概念に依拠している (Campbell 2015:102)。

る私的所有地の擬製と(2)異なる性向を持った複数の利益当事者同士での土地の譲渡の過程に注目し説明することである。先行研究のレビューを通じて示したように、前者に関しては「私的所有権」をめぐる問題系を、後者に関しては「資本の蓄積」をめぐる問題系を、それぞれ参照枠にしながらか考察する。つまり、本論では、両者の主題に分析の主軸を据えた政治経済論として議論を展開する。

その一方で、本論の民族誌には、上述の2つの参照枠から漏れ出る多くの事象が含まれている。なぜなら、両者の枠組みは社会契約や社会構造といった社会的世界の存在を前提に組み立てられたものであるからである。しかし、本論の問題を扱ううえで社会を前提としたアプローチが生じさせる不具合とは、本論の対象地域であるアマゾン・フロンティアが置かれた特性に由来している。つまり、フロンティアという状況においては、所有地の作成であれ、天然資源の採取であれ、あるいは農業・畜産であれ、生態資源およびにそれを生む基盤としての「地表」の占有と専有という問題を考慮に入れない限りには、当事者間のいかなる政治・経済をめぐる関係性も成り立ち得ないのである。そして、当事者たちは、生態資源を社会的世界へと取り込むために、社会契約や社会構造によって規定された関係性の内部と外部を、不断に越境することで生活を営んでいる (cf. Latour 1991)。

本項では、アマゾン・フロンティア社会における当事者間の政治経済学的な諸関係を条件づけている基盤である生態環境という要因を、本論の議論を構成するもう1つの参照枠として据えるための考察を試みる。具体的には、アマゾン地域に関する文化生態学と農民社会論の先行研究をレビューすることによって、そこで提示された知見が、本論における政治経済学的アプローチにどのように応用可能であるかを検討する。

実際のところ、人類学の研究史において、アマゾンとは、先住民研究に始まり農民研究 (peasant studies) に至るまで、文化/社会と生態環境との関係が一貫して問われてきた研究地域であったと言える。とりわけ、生態人類学においては、ステュワード (Julian Steward) を中心に確立され、文化を生態環境への適応 (adjustment) として捉える文化生態学 (cultural ecology) の手法が、アマゾン研究に広く受容されたアプローチであった。例えば、メガーズによるアマゾン先住民社会に関する比較考察は、その代表的な研究である。彼女の著作では、「動物としての人間は、生存のため、周囲への適応関係を維持せねばならず」、「この適応は主に文化という媒体を通じて達成される」という文化生態学の模範的見解が明示されている (Meggers 1996 [1971]: 4)。こうした文化生態学的枠組みは、開拓移民と先住民との混血であるカボクロ (caboclo) たちによって形成されたアマゾン農民社会 (Amazonian peasant society) に関する民族誌にも応用されていった (e.g. Wagley 1976 [1953], 1974; Ross 1978; Moran 1981; Parker 1985)。

カボクロたちを構成員としたアマゾン農民社会とは、ヴァルゼア (*várzea*) というアマゾンの主要河川の沿岸に形成される氾濫原の上に築かれている。ヴァルゼアは雨季には水没するため、それに応じて、彼らの生活も季節的に大きく変動する。彼らの生業活動は、天然資源の採取活動 (*extrativismo*) と河川を通じた交易を主体に組み立てられ、乾季の農耕、畜産、漁労なども組み合わさっている。彼らは、こうした生活様式の特徴により、「川岸 (*ribeira*) に住む者」という意味でヒベイリーニョ (*ribeirinho*) という呼称によっても呼ばれてきた。

こうしたアマゾン農民社会は、外部経済への特産品の輸出を前提とした採取産業を基盤に成り立っており、そこでの地域経済は、ゴム産業に代表されるように、ある特定の商品のブームに対応して急騰と破綻のパターンを繰り返していた。そのため、上記に挙げた文化生態学の論者たちは、押し並べて、こうした経済社会状況に置かれたカボクロたちの文化を、環境条件によって課された制約下で資源利用を最適化したことで生み出された適応システムとして捉えた。そして、彼らはカボクロ文化がこうした特殊かつ困難な生活環境への適応を通じて確立された1つの確固たるシステムであるという点において、外部要因によっても変化を被ることのないものとみなしていた。つまり、ここまでの議論からも明らかのように、先住民研究にせよ、農民社会論にせよ、文化生態学は、ある種の環境決定論をその理論的特徴としてきた。

人間の文化／社会の生態学的な適応／不適応という枠組みを応用したアプローチは、アマゾン地域研究に関する学問分野全般で共有されてきた認識のパラダイムであると言える。そこでは、一方には生態学的な適応が、また一方には生態学的な不適応という状態があり、後者の状況の結果として発生するのが環境問題であり、その問題を扱う学問分野として政治生態学 (*political ecology*) などが発展してきた。政治生態学では、主に政治制度や経済学的指標に依拠したアプローチからアマゾンの環境問題が議論される。その著作の膨大さから言っても、今日のアマゾン地域研究全体における主流の言説を形作っている。

つまり、アマゾン地域研究全般では、文化／社会と生態環境との関係が中心的な主題となりつつも、前者による後者への適応／不適応という識別基準が、ほとんどのアプローチにとっての支配的な準拠点となっていると言える。こうした意味において、そこでは自然 - 文化の対立という二元論が認識論的な規範として共有されてきたと言える。この点に関して、エクアドル・アマゾンの先住民アシュアールを研究対象としてきた人類学者のデスコラは、有意な批判を行っている (Descola 1992 [1986]; Descola and Pálsson 1996)¹⁸。彼は、

¹⁸ 前掲のラトゥールによる研究にも、デスコラによって築き上げられたアプローチが広く取り込まれている (Latour 1991: 14-5, 41-3)。

自然科学の着想を文化／社会に応用する文化生態学などの諸分野と、先住民の精神世界などを主題とする構造主義人類学などの諸分野で共有されてきた認識論の特徴について、以下のように指摘している。

両者のアプローチのそれぞれは、この両極的対立の片方に関する特定の側面—文化を形作る自然と、それに対抗する、自然に意味を賦課する文化—を強調してきたが、それにもかかわらず、両者は、この（自然と文化という）二元論を自明視し、自然という同一で普遍的な観念を共有してきた（Descola and Pálsson 1996: 3）。

ハリスの民族誌（Harris 2000）は、こうしたデスコラによる文化生態学の二元論に対する批判を出発点に、かつ、中南米農民研究の諸成果を吸収しながら、新たなアマゾン農民社会像の確立に向けて取組んでいる。彼は、季節の変化に対応しながら変動するカボクロたちの生業活動のリズムに注目し、彼らの社会が、生態環境や外部ファクターとの関係において常に可変的で柔軟性に富んだものであると主張する。彼の民族誌のモチーフを要約している一節を以下に引用する。

かなりの程度まで、農民たちは彼らの経済的・社会的生活を組織することにおいて自由であった。……この独立性は、土地、水、魚、動物、樹木といった「価値の置かれていない」天然資源へのアクセスや管理を維持する能力に依拠している。この資源管理は、用益権にもとづく共同所有地のシステムへと導入されてきた。……それは共同体のモラルの創造を意味する。それは、漁業、農業、牛の飼育、狩猟、都市部での一時的な労働力の販売といった多様で柔軟な経済を可能にしている。同様に、それは親族関係や友人関係にもとづく労働の紐帯の上に組織されている。いかなる特定の歴史的瞬間においても、1つの活動が優勢になっただろうから、それが市場への包摂の基盤を形作った（Harris 2000: 22-3）。

ハリスの議論には2つの特徴が挙げられる。1つは、アマゾン農民社会が持つ「弾力性／回復力」(resilience)に関わる問題であり (ibid.: 25)、それは彼の議論の中核をなしている。彼は、この着想をミンツの「カリブ海の変革」(Caribbean transformation)に関する議論から導き出している。ミンツによれば、カリブ海地域における農民社会とは、プランテーション・システムの内部から奴隷たち自身によって創造されたものである。そして、この事実は、農民社会が前資本主義から資本主義への過渡的な段階としてではなく、後者によって設定された条件の中から自発的に獲得されたものであることを意味している (Mintz 1989: 132)。つまり、ハリスは、農民たち自身が社会を回復させていくための弾力性を持っているということ、アマゾンのカボクロ農民社会の中にも見出そうとしている。

そして、もう1つは、こうした農民社会の持つ弾力性を可能としている「基盤」(basis)に関わる問題である¹⁹。上記の引用が示す通り、ハリスの議論には、カボクロたちの持つ自律性を礼賛する傾向が見て取れる。彼らの自律性とは農民社会という基盤に依っているが、同時に、それはアマゾンという地域の置かれた地理的な「周辺性」(marginality)と、それに起因する外部ファクターからの一定の隔絶性によって可能になっている、と彼は仮定している。そして、彼のこの仮定は、タウスイグのコロンビア農民社会に関する議論の着想に依拠している。すなわち、タウスイグは、周辺性はそれ自体によって、絶え間なく影響を及ぼしてくる資本主義的寡占や賃金労働制に対して「緩衝」としての機能を果たし、農民社会に相対的な自律性をもたらすものであると考えた (Taussig 1980: 92)。

以上をまとめると、ハリスのカボクロ社会に関する議論は、中南米人類学の農民社会論において共有された仮定、すなわち、農民社会が備えているとされる社会経済的な破綻から自らを復元していくための(1)弾力性、その存続を可能とする(2)基盤、そして、両者が成立する条件としての(3)周辺性から構成されている。農民社会をめぐるこれらの概念は、本論の議論へと批判的に応用することが可能であると筆者は考えている。その根拠は以下に述べる通りである。

筆者は本節の冒頭で、本論が農民社会(農村社会)を主題としたものではないと声明した。この声明は、必然的に、農民社会の成立/不成立を左右している条件とはいかなるものなのかを立証していく作業を筆者に要求する。農民社会とは、定住的な農業を基盤にして成り立つ社会である。農業とは生態環境が持つ生産力を作物へと変換し生産物として抽出するための営みである。より政治経済学的な見地から言えば、この問題は、生態環境への働きかけを通じて生産物を抽出することを可能とする資本が、社会の中でどのように保有され、実際の生産活動へとどのように投下されているのかということと直結している。そして、ある社会において、「農民」と呼ばれる集団が、彼ら自身の資本投下を通じて、この実践を可能とし、実際に生計が立てられるのであれば、その社会は農民社会であると言える。一方、もし、そうでなければ、その社会は農民社会とは異なる特性を持った社会であるということになる。

本項では、アマゾン地域における政治経済の持つ特性を、それを根底から条件づけている生態環境という要因に注目し考察した。そして、両者の関係性の1つの表出形であるアマゾン農民社会に関して考察した。筆者は、ここでの議論を通じて描き出したアマゾン農

¹⁹ ハリスは、この農民社会に自律性を与える生活基盤という着想に関しては、コロンビアの東部アンデス地域を主題としたグードマンらの著作 (Gudeman and Rivera 1990) において提起された家政経済論 (house economy) を参照点としている。

民社会像が、本論の民族誌を通して開示するマト・グロッソ州北部の地方社会の「反転物」であると仮定する。筆者がこのような見解を取る理由に関しては、次節におけるマト・グロッソ北部の生態環境と地域社会の特性に関する記述と織り交ぜる形で提示する。

第3節 本論の視座

第1項 ノルタウン

マト・グロッソ州は、ブラジル連邦共和国を構成する 27 の連邦行政単位 (*Unidades Federativas*) の 1 つであり、ブラジル中西部 (*Região Centro-Oeste do Brasil*) と呼ばれる地域に区分されている。同州の面積は 903,778 km² で、2010 年の国勢調査に基づく推定人口は 3,035,122 人であり、人口密度は 3.36/km² である (IBGE 2010a)。州都はグイアバ (Cuiabá) で、同州の中南部に置かれている。同都市は、南緯 15 度 35 分 45 秒、西経 56 度 05 分 49 秒という座標上に置かれ、南アメリカ大陸全体の中心点にほぼ一致おり、同州全体が同大陸の中央部に位置している。同州全体は熱帯気候に属しているが、植生分布の多様性にも示されているように、州内のそれぞれの地域の気候条件は変化に富んでいる。図 1-1 に示したように、同州の植生分布は、北部は熱帯雨林帯 (*floresta amazônica*)、南部はセハード (*cerrado*) と呼ばれる灌木林帯、そして、南端部はパンタナウ (*pantanal*) と呼ばれる湿地帯に大別される。

ブラジルでは、州 (*estado*) の下位にあたる行政単位は自治体 (*município*) であるが、それぞれの自治体が位置する地域ごとの共通性にもとづき、より広域な地域区分が設けられている。つまり、複数の自治体の集合は小地域 (*microrregião*)、そして複数の小地域の集合は中地域 (*mesorregião*) という区分によって、それぞれ呼ばれている。前者が憲法でも規定された正式な区分単位である一方、後者はブラジル地理統計院 (*Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística: IBGE*) によって統計データ作成の目的上設定された区分である (IBGE 1990)。以上の各区分に従うと、マト・グロッソ州は、5 つの中地域、22 の小地域、そして 141 の自治体によって構成されている。

本論では、中地域の区分でいうところのマト・グロッソ北部 (*Norte Mato-Grossense*) に関して考察する。筆者は、2013 年から 2016 年にかけて、通算で 20 ヶ月間、マト・グロッソ州と首都ブラジリアを中心に調査・滞在してきた。本論で取り上げるのは、フィールドワークを集中的に実施したマト・グロッソ北部を構成する 4 つの自治体に関してである。マト・グロッソ北部は、同州の人々の間では、一般的にノルタウン (*Nortão*) と呼ばれている (図 1-2)。そのため、本論でも、この地域を呼称する場合、基本的にこの用語を採用することとする。この言葉は、「北部」を意味する “*norte*” と、「大きな」という意味とそれ

に伴う様々な感慨や価値判断を付加する接尾辞“-ão”との組合せによって成り立っている。

ノルタウンは、同州の中地域としては最大の面積を持つ一方で、人口が比較的集中する同州の南半分とは異なり、居住者がきわめて希薄な地域である。人口統計学的な数値を挙げるなら、面積は482,748 km²である一方、推定人口は約839,000人 (Sá 2010: 5)²⁰であり、人口密度は1.73/km²という計算となる(つまり、日本の約1.3倍の面積に、800,000人程度の人口だけが居住しているという状況であると想定できる)。こうした人口の希薄さは、この地域の開発が1970年代になってようやく本格化したという背景に由来している。また、こうした背景により、同地域の大部分では今日に至っても舗装道網が著しく未発達であり、地域内を移動するのに多大な時間と労力を要する状況が生み出されている。つまり、ノルタウンという地名には、単なる面積規模上の大きさだけに留まらず、そこに暮らす人々と彼らがアクセス可能な空間との間の隔絶した距離感も示唆されていると解釈できる。また、それはこの地域における人間と土地との関係の特徴づけている要因の1つでもあると筆者は考えている。

マト・グロツンに関する基本情報をふまえたうえで、以下の各項では、前節で提起した問題について引き続き考察を加えていく。前節の繰り返しになるが、本節の課題とは、中南米人類学の農民社会論において農民社会が持っていると仮定された「弾力性」と「自律性」、それを可能とする「基盤」と「周辺性」をめぐる問題について、筆者の研究地域が置かれた状況との比較を通じて検討することである。この議論を進めていくにあたって、まずはノルタウンという地域の生態環境がどのような特徴を持っているのか、アマゾン生態系 (*bioma amazônico*) に属する他の諸地域の特徴と対比させながら理解を深める。

第2項 アマゾン生態系

アマゾンに相当する領域全体を地理的に定義した場合、それはアマゾン川 (Rio Amazonas) の本流に注ぐ無数の支流河川と、さらに、それらの支流に注ぐ無数の支流河川を含めた水系 (*rede*) と流域 (*bacia*) の全体を指すものであると言える。南米8ヶ国にまたがるこの広大な地域は、その中央部に位置するアマゾン川本流域、つまりアマゾン平野 (*Planície Amazônica*) と、西部に接するアンデス山脈、北部のギアナ高地、そして南部のブラジル中央高原 (*Planalto Central*) にまで及んでいる。見方を変えるなら、アマゾン平野とは、アマゾン川本流域がアンデスから大西洋に向けて進む中で、ギアナ高地と中央高原というかつ

²⁰ 参考文献のデータは、マト・グロツン州政府のプランニングボードである SEPLAN が2006年に採取したデータに基づいている。ノルタウンに関する最新の信頼のおける統計データを見つけることができなかったが、2017年時点での人口規模は、1,000,000人以上であると推測される。

ては一体であった楕状地を浸食しながら形成されていった地域であるとも言える。マト・グロッソは、ちょうどアマゾン川水系とラ・プラタ川 (Rio da Prata) 水系の分水界 (*divisão d'água*) に当たる (写真 1-1)。ノルタウンの大部分は中央高原の上部に位置しており、ここを流れる河川はアマゾン川水系に属している。

アマゾン川水系を流れるそれぞれの河川は、それがどこに水源を発しているかによってそこでの生態学的条件が大きく異なり、また、そうした条件は、そこに築き上げられてきた人間社会のあり方も強く特徴づけてきた。アマゾン盆地の北部に位置するギアナ高地を発する河川に見られる特徴であるが、そこでは流域の勾配がゆるく水流が滞留する場合が多い。こうした条件下で、通年あるいは一定期間にわたり冠水する森林地帯はイガポー (*igapó*) と呼ばれる。イガポーを流れる河川は、そこに生育する樹木の腐食成分が水中に溶け込むため、水色が黒ずんでおり、「黒い川」 (*rio negro*) と呼ばれる。黒い川は、酸性を呈し、酸素の含有量も少ないため、流域は生物相に乏しい環境となる (Meggers 1996 [1971]: 12)。一方、西部から流れる河川は、アンデス山脈の河谷を流れ降りる過程で河岸を浸食し浮遊土砂と可溶性鉱物を含むようになり、薄茶色に濁っている。そのため、これらの河川は「白い川」 (*rio branco*) と呼ばれる。また、同様の影響により、白い川の水質成分は無機質を豊富に含み中性から弱アルカリ性を呈する。そのため、そこでは、水中のみならず、流域環境全体が豊かな生物相を育む条件を備えている (ibid.: 13)。

次に、本論の主題であるノルタウンを流れる河川の特徴に注目する。まずは主要な河川名を西から順に挙げていくと、マデイラ川 (Rio Madeira) 水系のフーゼヴェウチ川 (Rio Roosevelt) とアリプアナン川 (Rio Aripuanã)、タパジヨス川 (Rio Tapajós) 水系のジュルエナ川 (Rio Juruena) とテリス・ピリス川 (別名、サウン・マヌエウ川) (Rio Teles Pires [Rio São Manuel])、そして、シンゲー川 (Rio Xingu) の本流となる (図 1-3)。これらの河川とその支流は、いずれもブラジル中央高原に水源を持っており、水質は透明度が高く青みがかった緑色を呈している。そのため、これらの河川は「青い川」 (*rio azul*)、あるいは「きれいな川」 (*rio limpo*) と呼ばれる。青い川の水質の生成要因を、前述の2種類の川との対比において説明すると以下の通りである。1 つは、これらの河川が流れているのは楕状地の準平原の上であり、そこには一定の勾配があるため、黒い川の流域のように、水流が広範囲で滞留することがないからである。そして、もう1つは、これらの河川には、白い川に見られるような、水質の白濁をもたらす浮遊土砂や鉱物が含まれていないからである。つまり、青い川の透明度の高さは、水中に含まれる養分が貧弱であることを意味している (ibid.: 14)。それは、後述するように、楕状地という地形が持つ地質学上の特質に由来する。

それでは、次に、アマゾン平野の地勢と生態系との関係にも触れながら、それとの対比

を通じて、ノルタウンの河川流域が持つ特徴について記述する。まず、はじめに言及しておくべきなのは、アマゾンを含む地球上の熱帯雨林帯の土壌には、以下のような共通の特徴があるということである。まず、熱帯雨林帯では、そこが高温多湿の環境であるため土壌微生物による分解作用が非常に活発であり、(1) 土壌表層における有機物の堆積層(=表土)が貧弱である。そして、伐採によって地表を覆う植生が一旦破壊されてしまうと、(2) 熱帯雨林帯に特有の強い降雨によって表土は急速に失われていく。さらに、地表が剥き出しになってしまうと、強い日光によって(3) 土壌の風化と酸性化が進んでいく。つまり、熱帯雨林帯では、地表上に形成される多様な生物相とは裏腹に、その基礎となっている土壌は著しく貧困な性質を持っている。

アマゾン平野の地勢とは、前節ですでに言及したヴァルゼア(氾濫原)と、河間台地であるテーハ・フィルミ(*terra firme*)と呼ばれる地形との対比によって特徴付けられている。両者の地形の併存は、イガポーが発達する黒い川ではなく、白い川の流域に見られる。アマゾン盆地では、乾季と雨季で水位に十数mの変動が観察されるが、ヴァルゼアはそうした雨季の氾濫によって水没する地形のことである。一方、テーハ・フィルミは、ヴァルゼアよりも若干標高が高く、河川氾濫通の影響を受けず通年陸地が維持される地形である。両者のいずれもが、前述した熱帯地域特有の土壌の貧困化をもたらす環境条件に置かれているという点では共通しているが、ヴァルゼアは非常に肥沃であり、生態資源の産出力に優れている。なぜなら、そこでは河川の氾濫を通じて、アンデス山脈から運ばれてくる豊富な養分を含んだ土砂が定期的に堆積していくからである。こうした肥沃さの結果として、ヴァルゼアでは、テーハ・フィルミに比べて、より多くの人口を涵養することが可能であり、歴史的に見ても、そこではインディオやカボクロたちによる定住的な農耕社会が形成されてきた(ibid.)。

それでは以上で述べたアマゾン平野との対比において、ノルタウンの河川流域が、どのような特徴を持っているのか、地勢、降水量、植生など要因に注目しながら見てみよう。ノルタウンの河川流域の地形とは大部分がテーハ・フィルミであり、ヴァルゼアは限定的にしか見られない。そうした地形を成り立たせている背景には、同地域における地勢と降水量が影響していると言える。すでに言及したように、ノルタウンは中央高原という楕状地の上に立地している。楕状地とは、先カンブリア紀に形成された基盤岩が大陸地殻として地表に露出し、長い年月を通じて浸食を受け、準平原化した地形のことである。ノルタウン各地の標高は200~400mほどであるが、その多くはまったくの平坦地であるか、緩やかな起伏しか見られない。そのため、筆者の経験によれば、そこが高原上に位置しているということを忘れてしまうほどである。こうした楕状地の上を流れるノルタウンの諸河川

は、緩やかな勾配を北へと流れ降り、やがて、それぞれの本流河川へと合流していく。

ノルタウンの河川流域の環境を特徴付けているもう1つの要因とは降水量である。ノルタウンの年間降水量は、(観測年による変動は大きい)北部ではおおよそ2,100~2,500 mmの間を推移し(最大で2,750 mm)、南部では1,300~1,800 mmの間を推移する傾向が見られる(Rosa et al. 2007)。つまり、ノルタウンでは、北部においては、アマゾン盆地の多くの地域と同様の降水がもたらされるが、南部に向かうに従い、その量は徐々に低下する傾向がある。そして、こうした降水量の差異は、同地域における植生の分布状況へと直接的に反映されている。前述したように、マト・グロッソ州の南半分(およびに北東部のアラグアイア地域[Araguaia])では、セハードが優占しているが、その連続によりノルタウンの南部でも、セハード、あるいはより樹高が高く森林密度の濃いセハダウン(*cerradão*)と呼ばれる植生が観察される。そして、植生は北へと向かうに従い、樹木の高さと密度を徐々に上昇させていき、ノルタウンの中部において、熱帯雨林帯へと移行していく。やがて、北部においては、熱帯雨林が優占する植生となる。つまり、この地域は、ちょうどセハードから熱帯雨林帯への植生移行帯に位置する。

それでは、ノルタウンが以上に挙げたような環境条件を持つことは、人間の活動にどのような影響をもたらしてきたのだろうか。ノルタウンを含むアマゾン南部のテーハ・フィルミの土壌に関して、メガーズは以下のように記述している。

ギアナとブラジルの楕状地は地球上で最も古く形成されたものである。膨大な年月の間、化学的風化作用に晒されて、溶解性の無機質はすべて洗い流され、残された「壮年期」の土壌は、その結果、主に砂と粘土からなり、中度から強度の酸性である。植物の栄養分という観点において、その欠乏は深刻で、同様の成分の土壌は温帯気候であれば不毛となるだろう(Meggers 1996 [1971]: 14)。

前節でも言及したメガーズによる文化生態学の代表的な研究は、テーハ・フィルミとヴァルゼアという2つの生態系に居住してきたインディオたちの諸文化に関して、歴史的視座から比較考察したものである。肥沃な堆積土が毎年もたらされ、生産性の高い農耕が可能となり、居住者に関しても定住的傾向が高かったヴァルゼアとは対照的に、テーハ・フィルミに居住してきた人々は、この貧弱な土壌環境と直接的に向き合いながら食料の獲得に従事しなければならなかった。また、この生態系においては、土壌の貧弱さに加え、食料として利用可能となる野生動植物は、種類こそ非常に豊富であれ、それらが地域全体で占める分布状況は極めて希薄で、かつ分散していた(ibid.:110)。

つまり、テーハ・フィルミの生態系での彼らの生活を可能としてきたのは、食料確保手

段に関しては、定期的な移動を伴う焼き畑農耕と野生動植物の採集・狩猟・漁労であった。焼き畑ではマニオク²¹、ヤムイモ、サツマイモ、トウモロコシ、インゲン豆などが栽培された。一方、この地域に暮らしていたインディオ諸族の間では呪術や戦争といった慣習が共通して見られたが、それらはいずれも人口の分散と規模の調節を可能とするうえで重要な役割を果たしていた。焼き畑、採集狩猟、移動、呪術、戦争といった共通の文化実践は、テーハ・フィルミの生態系への適応するためのシステム（すなわち、メガーズの言うところの環境への「文化適応」）として機能していた（*ibid.*: 112-3）。また、乾季も含めて通年の降雨に恵まれるアマゾンの他地域とは異なり、ノルタウンを含むタパジヨス川水系やシングレー川水系の流域では、乾季のうちの3ヶ月間は完全に降雨が停止する。そのため、歴史的にその地域を生活の場にしてきたジェ語族やトゥピ語族の諸集団は、雨季の間は半定住的な焼き畑農耕を行っていた一方で、乾季の間は食料を求めて遊動生活を送る必要があった。

以上のように、インディオたちはテーハ・フィルミの生態系という制約の中で、永続的かつ最適に生態資源を産出・獲得することが可能とするための手段を講じながら、所与の環境条件を最大限利用し尽くして生活していたと言える。しかし、その一方で、実際にその環境条件下で居住することが可能であった人口は面積規模に対して極めて希薄であった。メガーズが、テーハ・フィルミが大半を占めるアマゾンの生態環境を「見せかけの楽園」（*counterfeit paradise*）と呼んだのには、1つのパラドクスが含意されている。つまり、インディオたちが生存の必要上から希薄な空間占有率を維持してきたのに対し、西洋人たちはそうした状況を、豊富な生態資源に恵まれ素朴な生活レベルで暮らすインディオたちが広大な面積の土地を未開発のまま残している状態であると誤解してきたことである（*ibid.*: 120）。

実際、メガーズが指摘した「楽園」という見せかけは、筆者のフィールドワーク初期に

²¹ マニオク (*Manihot esculenta*) はポルトガル語でマンヂョーカ (*mandioca*) と呼ばれ、先住民たちの時代からブラジルのほぼ全域で栽培されてきた作物である。ブラジルでは、米やインゲン豆と並び、日常の食事で最も消費される作物の1つであり、地域によって、“*aipim*”（南部）や“*macaxeira*”（北東部）といった異なる呼称がある。非常に多数の品種があり、根茎の可食部が白色のものや黄色のもの、葉脈が紫になるもの、(掌状に広がった)小葉が細いものと幅のあるものなどといった具合に様々である。ブラジルで栽培されているのは、主に無毒の品種である。マニオクは、芋を収穫した後、木質化した茎の部分を10 cmほどに切り分け、直接、畑の土に埋め込むだけで、1年半から2年後には再び大きな芋が収穫できる。また、酸性土壌に耐性を持ち、昆虫や動物による食害を受けない。こうした栽培の容易さと生産性の高さから、今日でも入植者たちが栽培する典型的な作物となっている。なお、マニオク以外にも本文中で挙げた作物は、いずれも今日でもマト・グロッソの地方域に暮らす人々の間で広く栽培されている。

において、開拓者たちの生業の実態を適切に理解するうえで、大きなバイアスとして作用した要因の1つであった。筆者は、かねてから熱帯雨林の土壌の貧弱さ、そして、そこでの樹木の生産力の高さが熱帯雨林特有の効率的な物質循環(樹木と菌根菌との共生関係など)に由来していることを知識としては知っていた。一方、筆者のような温帯地域の出身者は、樹高 50 m に達する高木類や地上に発生する生物群の豊富さと多様性を目前にしたとき、それが土壌の肥沃度に由来するのではないという事実を誤認してしまう。そして、このような生物生産性の高い生態環境に対して人間が働きかけた結果が、どこまでも広がる牧草地とそこでの疎放な牛の飼育であるという実態に、目を疑ってしまうのである(牧草地とそこに切り残された巨大な高木とを対比させた写真 1-2 は、こうした逆説を明示している)。しかし、熱帯雨林が切り払われた後に形成された広大な牧場の風景は、そこでの土壌の貧弱さの直接的な投影物なのであった。

第3項 農民社会論をめぐる

今日のマト・グロッソ州はブラジル国内有数の農業地帯へと発展した。同州は国内最大の大豆の生産地として知られ、2011年の統計によれば、国内の大豆の全生産量の27.8%のシェアを占めていた(Rausch 2014: 280)。また、トウモロコシ、綿花、牛肉に関しても国内有数の生産量を誇っている(IBGE 2006)。これらのデータは州全体に関するものであるが、ノルタウンでも、とりわけ、本論の調査地でもある連邦高速道路 BR-163 号沿いの地域を中心にアグリビジネスが大規模に展開している。この道路沿いに位置する諸都市は大豆の生産・加工に関連した産業群(大豆油、飼料用脱脂大豆、養豚、養鶏)の一大生産拠点となっている。

この地域における農業の目覚ましい発展は、近代的な技術介入があつて初めて成り立つものであった。すでに説明したように、ノルタウンの大部分の土地は酸性の貧弱な土壌であり、土壌改良、すなわち、石灰による中和と化学肥料による養分の補填なしには耕作地としての利用に向いていなかった。また、ここでの外来作物の栽培を目的とした耕作活動は、原生の生物相である昆虫類による食害や、有毒成分を分泌する草本類による侵食の影響を強く受けるため、殺虫剤(*inseticida*)や除草剤(*herbicida*)といった農薬(*agrotóxico*)の適切な使用が不可欠であった²²。

こうした背景により、この地域では20世紀の中盤に至るまで、少数のインディオたちが

²² 1970年代におけるBR-163号建設に伴う植民地化(第2章で詳述)を研究したモランは、開拓者たちが昆虫と草本からの影響を制御する術を持ち合わせていなかったゆえに、やがて開墾地のどこもかしこもが牧場へと変化していったことを指摘している(Moran 1975: 139-42)。

分散して居住するに留まっていた。一方、視点を変えれば、そこにはアグリビジネスにとっての広大な未開地が残されていたことを意味していた。また、この地域は雨季には豊富な降雨に恵まれるため、天水だけで作物の栽培が可能であり、灌漑設備を設けなくても農地を拡大することができた。これらの条件が、この地域におけるアグリビジネスによる土地の集積化と大規模な生産活動の展開を可能にさせた。むしろ、その過程は先住民居住区 (*áreas indígenas*) を州内各地に制定し、開発計画が向かう先に居住していたインディオたちを政策的に移転させるという手続きを伴うものであった (cf. デーヴィス 1985)。

その後の発展過程に関しては、以下の通りである。インディオが退去させられ、「未開地」が発生すると、そこからは木材が採取され、木材が取りつくされると放牧が行われた。放牧に関しても、土地の疎放な利用が前提であるため、そこで大規模な人口増加は発生しない。こうした状況に、農業の技術を携えた大豆耕作者たちが流入していった。彼らによって土地の集積化を進められ、やがて、今日見られるようなアグリビジネスへと発展していった。

このように、マト・グロッソの状況は、アグリビジネスの発展に対しては理想的な条件を備えていたと言える。その一方で、この状況は資本を持たない入植者たちにとって、まったく異なる現実を突きつけていた。なぜなら、入植者たちは、上述したような土壤改良や耕作に関する知識・技術を持ち合わせていないことに加え、インフラや輸送手段をめぐる問題に直面するからだ。アグリビジネスに関しては、それがそもそも輸送路の確保と一体になった輸出産業であり、インフラ構築を独自に達成するための資本を備えているが、入植者や小規模生産者たちにとっては死活問題となる。

つまり、こうした様々な要因が、入植者や小規模生産者の活動に大きな制約を課し、アグリビジネスの優占をさらに助長させている。この地域では、資本を持たない開拓者による土地の活用手段は、いくつか方法に限定された。第1節で提起した本論の問題、すなわち、この地域での農地改革 (= 土地なし運動) が所有地作成という活動へと一転していくという現実は、こうした背景に由来している。つまり、土地なしにとっては、新たに土地を獲得したならば、生産手段を持つ者へと売却してしまうこと、あるいは、より良い条件によって取引が可能となるように、地方不動産としての価値を高めるための投資を行うことの方が、経済的により合理的な選択肢となるのである。

以上をふまえたうえで、ここからは本節の主題についての議論を展開する。すなわち、ハリスらの農民社会論で提起された農民社会をめぐる弾力性、自律性、周辺性といった一連の概念が、ノルタウンの状況を記述するうえで、どのような参照点となるのかという問題である。以下では、ハリスとタウスイグの議論と、ノルタウンの状況を対比させながら

考察を試みる。

まずは、ハリスの研究と本論のいずれもがブラジル・アマゾンの地方社会を扱った研究であるにもかかわらず、両者は非常に明瞭なコントラストを呈している。その1つは、ハリスの研究が、アマゾンの中でもヴァルゼアという、とりわけ生産性の高い環境に築かれた農民社会を対象としているという点である。そして、もう1つは、ヴァルゼアでは、そこが氾濫原であるがゆえに、農業の大規模化や機械化は困難であり、よって、そこにアグリビジネスが進出していくという状況は起こらないという点である。ヴァルゼアの持つこの両者の特徴は、ノルタウンが置かれた状況とはまったく正反対である。この事実から、まず筆者が指摘すべきなのは、ある特定の環境条件に築かれた地方社会を恣意的に選別しない限りには、そこでの農民社会的な弾力性、自律性、周辺性といった状況を想定し適用することは不可能であるという点である。そして、その社会が置かれた環境条件を参照点としない限り、そこでの社会的世界に関する事象のみを単純に比較することは、無意味であると言わざるを得ない。

この点に関して、例えば、もし仮に、筆者がマト・グロソの中でもパンタナウ地域を研究対象にしていたならば、ハリスの議論は有効な参照点になり得たかもしれない。なぜなら、そこでも、(発生要因が異なるが) ヴァルゼアと同様に、農地の定期的な増水と水没が発生し、パンタネイロ (*pantaneiro*) と呼ばれるカボクロたちによる農民社会が古くから築かれてきたからである。また、潜在的な水没地帯であるがゆえに、そこにアグリビジネスが参入することは不可能な状況になっている。つまり、そこは周辺性によって生み出された弾力性と自律性という農民社会の理想像を議論するうえで、まさにふさわしい対象となるだろう。

それでは、ハリスが依拠するタウスイグの議論²³は、環境条件と農民社会との間のどのような関係性から生み出されたものだろうか。タウスイグの調査地域であるコロンビアのカウカ河谷 (Cauca Valley) は、水没地帯といった特殊な環境ではなく、かつ、アグリビジネスが不断に進出してくる地域であるという点において、筆者の調査地域と比較するうえで、より適切で相応しい対象となりうる。カウカ河谷の農民とアグリビジネスとの関係性に関して、彼は以下のように記述している。

この地域における伝統的な農民の耕作は、食料として産出されたエネルギーを同量の食料の生

²³ タウスイグのこの著作は、悪魔崇拝と商品のフェティシズムに関する著名な民族誌である。一方、この著作に関して、ハリスや筆者が注目するのは、タウスイグの議論の核心にあたる部分ではなく、その与件となる状況、すなわち、アグリビジネスと農民社会との接合状態に関する分析と記述である。

産に必要なエネルギー投下と比較した場合、サトウキビ・プランテーションの6倍の効率性を持つ。……もし、多年生の作物にもとづく伝統的な農民の生産様式と比較した場合、農民社会の資本効率、資本投下が取るに足らないものであるため、アグリビジネスよりもはるかに優れている。この地域では、大規模な耕作の方が、農民の耕作に比べて、本質的により優位な効率性を持つというわけではない—この効率性が、投入に対する産出の超過として、貨幣として、あるいは、カロリーとして定義されるかどうかにかかわらず（Taussig 1980: 89-91）。

タウシグは、こうした両者の関係性が、生産様式の接合（*articulation of modes of production*）という状態をもたらすと議論を展開する。つまり、ここでは農民社会の小規模自営農業とアグリビジネス・セクターの賃金労働制が併存する状態が生み出されている。この関係において、資本家は農民の土地を集積しようと試み、農地を減少させた農民たちは半プロレタリア化（*semi-proletarianization*）していく。しかし、彼らが土地を喪失し完全賃金労働者としてアグリビジネスに取込まれることはなく、この接合状態は持続していく。タウシグ自身が指摘するように、この状態は、周辺経済（*marginal economy*）の特徴であり、賃金労働者の購買力が経済の駆動力としては二次的な重要性しか持たないという経済学的条件に由来する（*ibid.*: 92）。

つまり、この構造においては、労働価値と購買力の双方が低く維持されることが、資本家にとっても農民にとっても重要な意味を持つ。なぜなら、前者にとっては、農民が完全に賃金労働制に依存することで引き起こされる様々な問題を回避することに役立ち、一方、後者にとっては、自作地での耕作を通じて、生存にとっておおよそ十分ではないプランテーションでの賃金労働に依存することなく生計が営めるからである。タウシグが農民とアグリビジネスのこうした関係性に着目することで、「不確実な自律性」（*precarious independence*）という周辺経済が持つ重要な特性について喚起するのは、それが市場原理の完全な機能を鈍らせ、農民たちに賃金経済をもたらす圧力からの「呼吸の場」（*breathing space*）を提供するという意味においてである（*ibid.*）。

一方、筆者がタウシグによるここまでの議論で注目するのは、こうした（a）生産様式の接合状態と（b）農民社会に相対的な自律性を生むことを可能にしているカウカ河谷の「土壌」である。彼は、様々な指標から、この地域では小規模農業が、アグリビジネスに対して、生産効率における優位性を持っていることを証明しようと試みている。そして、その証明は信憑性を持っていると筆者は判断する。なぜなら、カウカ河谷とは、コロンビア国内でも最も肥沃な土壌を持つ農業地帯として知られた地域だからである。つまり、こうした優位な環境条件こそが、農民たちが自らの労働投下のみによって生産物を獲得することを可能にしている。そして、だからこそ、この地域では「資本投下が取るに足らない

もの」であったとしても、農民たちが生産効率の上でアグリビジネスへの優位性を維持してきたと言える。

以上の議論をふまえたうえで一層明らかになったのは、筆者がフィールドワークを行ったノルタウンとは、こうした農民社会論によって仮定されたような農民社会が形成されるための条件を備えた地域ではないという点である。つまり、この地域では十分な資本投下と近代的な技術投入なしには、耕地を造成・確保することすらままならず、作物の栽培には農薬の適切な使用や特殊な生育管理が要求され、もし、「資本投下が取るに足りないもの」であったとしたら、生産物を獲得すること自体が不可能である。この地域では、いかなる指標においても、小規模生産者がアグリビジネスに対して生産効率上の優位性を示すという根拠は見出されない。

一方、ノルタウンという地域の重要な特性とは、貧弱な土壌ではあるが資本投下を通じて使用価値が発生する潜在性を備えた土地が、未開地あるいは耕作放棄地の状態で至る所に存在しているという点である。そして、この地域では、国家、国内資本、多国籍企業といったアクターの率先を通じて、それらの土地がアグリビジネスの拠点へと転換していくというダイナミズムが絶えず進展し続けているという点である。それは、本節の冒頭で述べた、マト・グロソ州の農業生産をめぐる指標に様々な形で例証されている。そして、こうした「未開地」から「産業基盤」への劇的な変化は、20世紀後半以降のわずか数十年のうちに引き起こされた出来事であった。

ここまで考察から導き出される本論の視座とは、以下の通りである。今日のノルタウンは、外部からもたらされる政治経済的な要因を通じて、生態環境から抽出可能な資源が不断に遷移していくというダイナミズムの中に置かれている。テーハ・フィルムが置かれた環境条件では、農業を通じた生産物の獲得を実現するためには、資本投下と特殊技術の適用が不可避となる。本論で扱う農地改革では、こうした条件の土地が、資本を持たない土地なしたちに対して分配されている。土地なしたちはこの過程へと関与することで、所有地の作成という自らの計画を進めていく。つまり、それは資本を持たない彼らが、そこでの生産活動を可能とするための資本を持つ当事者へと、獲得した土地を売り渡していくための戦略である。本論では、開拓者たちによる土地の獲得と売買の繰り返しからなるフロンティア資本主義の実践過程を、農地改革という政策パラダイムによって創り出された利益当事者間ネクサスに焦点を当て、私的所有地の擬製から土地の譲渡へと至る予定調和的な事業として描き出し出す。

第4節 本論の構成

本論は序論と結論を合わせて、全7章から構成されている。第2章では、軍事体制期を通じてアマゾン植民地化との組合せからなる農地改革の政策的基礎が確立され、今日へと引き継がれていった過程に注目する。そして、この過程が、アマゾン植民地化以前から連綿と営まれてきた民衆による植民地化と、どのように接合されてきたのかについて、歴史的背景に焦点を当てながら考察する。考察に当たっては、とりわけ、法の制定、制度の設立、そして、当事者たちによる両者の運用という側面に焦点を当てる。

第3章から第6章までが本論における民族誌の部分である。筆者は、本論の主題であるマト・グロッツにおける農地改革の諸相について比較考察するため、ノルタウンの複数の地域で、開拓者と土地との間に形成された多様な関係性に注目し、フィールドワークを実施してきた。各章の民族誌では、それぞれ異なる地域の異なる状況が、考察の対象として設定されている。なお、各章の民族誌で登場する入植地のうち、公式に設立されたものに関しては、それぞれの基本情報を表1-1にまとめた。

第3章では、土地なし運動によって INCRA に対して入植地の設立を要求するために形成された土地なしキャンプの事例について考察する。この章における主題とは、農地改革が実施される以前の段階に関するものである。この章の調査地は、ノルタウン南部のアウト・テリス・ピリス (Alto Teres Pires) 小地域に位置する自治体サウン・イリネウである (図1-4で示した①)。筆者は2013年から調査を開始し、3年間にまたがるスパンで、同地に形成されたキャンプ・ブリチが変遷していった過程に注目した。最終的に INCRA による入植地計画は失敗に至るが、キャンプは、参加者たちによる所有地作成を通じて、都市的様相を帯びた空間へ変化を遂げていた。そして、キャンプの頃に、それぞれの参加者たちが占有していた区画は、彼らの不動産へと変化を遂げていた。この事例を通じて、筆者はアマゾンにおける土地なし運動の多義性と、当事者たちに生活過程における占有という活動の位置づけについて明らかにする。

第4章では、非公式な入植地に関する事例を考察する。非公式な入植地とは、土地なし運動によるファゼンダ占拠の後、参加者たちによる土地の占有が継続し、INCRAの政策実施を待たずに形成されたものである。この章の調査地は、ノルタウンの東部のスィノーピ (Sinop) 小地域に位置する自治体マデイランヂアであり (図1-4の②)、同地に位置する公有地グレーバ・アンタに形成された2つの非公式な入植地に焦点を当てる。筆者が調査を開始した2013年の時点で、そこでは非公式な入植地としての状態がすでに10年近くにわたって継続していた。農地の頻繁な取引を通じて、そこでの入植者は常に変遷していた一方で、彼らは農地の情報化を進め、INCRAによる入植地としての正規化 (*regularização*)

を求める運動を展開していた。また、グレーバ・アンタをめぐるのは、今日に至っても土地なし運動による占拠が断続的に発生していた。筆者は、私的所有地の擬製に関わる様々な技術に注目すると同時に、土地の占有と移動からなる開拓者たちの生活過程に非公式な入植地の土地がどのように位置づけられているのかを考察する。

第5章では、INCRAによって設立された公式な入植地に関する事例を考察する。この章の調査地は、スィノーピ小地域の自治体イパチンガであり（図1-4の③）、同地に2009年に設立された全体で500区画からなる比較的大規模な入植地PDSカルロス・プレスチスに関する事例を取り上げる。筆者が調査を開始した2014年の時点では、この入植地は設立から4年が経過した段階にあり、ここではINCRAによる公共政策が順次実施されつつあった。ここでは農地をめぐる利害や政策プログラムの誘致をめぐる、2つの異なる土地なし運動が分立する状況が生まれていた。この章では、農地改革とこれらの対立する中間集団との関係性を中心軸に据える形で議論を展開させる。また、この入植地には、従来の入植者に代わり、農地を購入した小規模生産者が生産活動を展開する状況が生み出されていた。筆者は、耕作者たちと一般入植者たちとの地代をめぐる関係性に着目すると同時に、耕作者たちの資本蓄積に向けた試みにおいて、新開地の編入を実現することがいかに重要な意義を持っているのかについて考察する。

第6章では、第5章と同様に公式な入植地に関する事例を考察する。この章の調査地は、ノルタウンの北西部に位置するアリプアエン（Aripuanã）小地域に位置する自治体クプアスーであり（図1-4の④）、同地に1994年に設立された全体で1,502区画からなる大規模な入植地PAノヴォ・クプアスーに関する事例を取り上げる。設立からすでに20年以上の歳月が経過しており、この入植地では、筆者が第3章、第4章、第5章の各調査地で別個に観察してきた当事者たちの事業が1つに収斂していく状況が発生していた。こうした入植地の特性をふまえ、この章では、他の各章との比較の視座を提示すると同時に、当事者たちが所有地の作成と譲渡を通じて手掛けてきた事業が、どのように入植地の発展へと帰結していったのかを考察する。

第7章では、各章の民族誌を通じて提示した考察を総括すると同時に、フロンティア資本主義の進展過程の中で、当事者たちにとって農地改革がどのような事業として展開しているのかについて理論的アプローチを試みる。とりわけ、農地改革が土地なしたちによる私的所有地の擬製と小規模生産者たちによる新開地の編入という事業の間の結節点を生み出していることに関して分析する。この分析を通じて、フロンティアに不断に発生する差異を利潤へと変換し抽出していくことこそが、両者をこの結節点へと結びつけている動因であることを明らかにする。

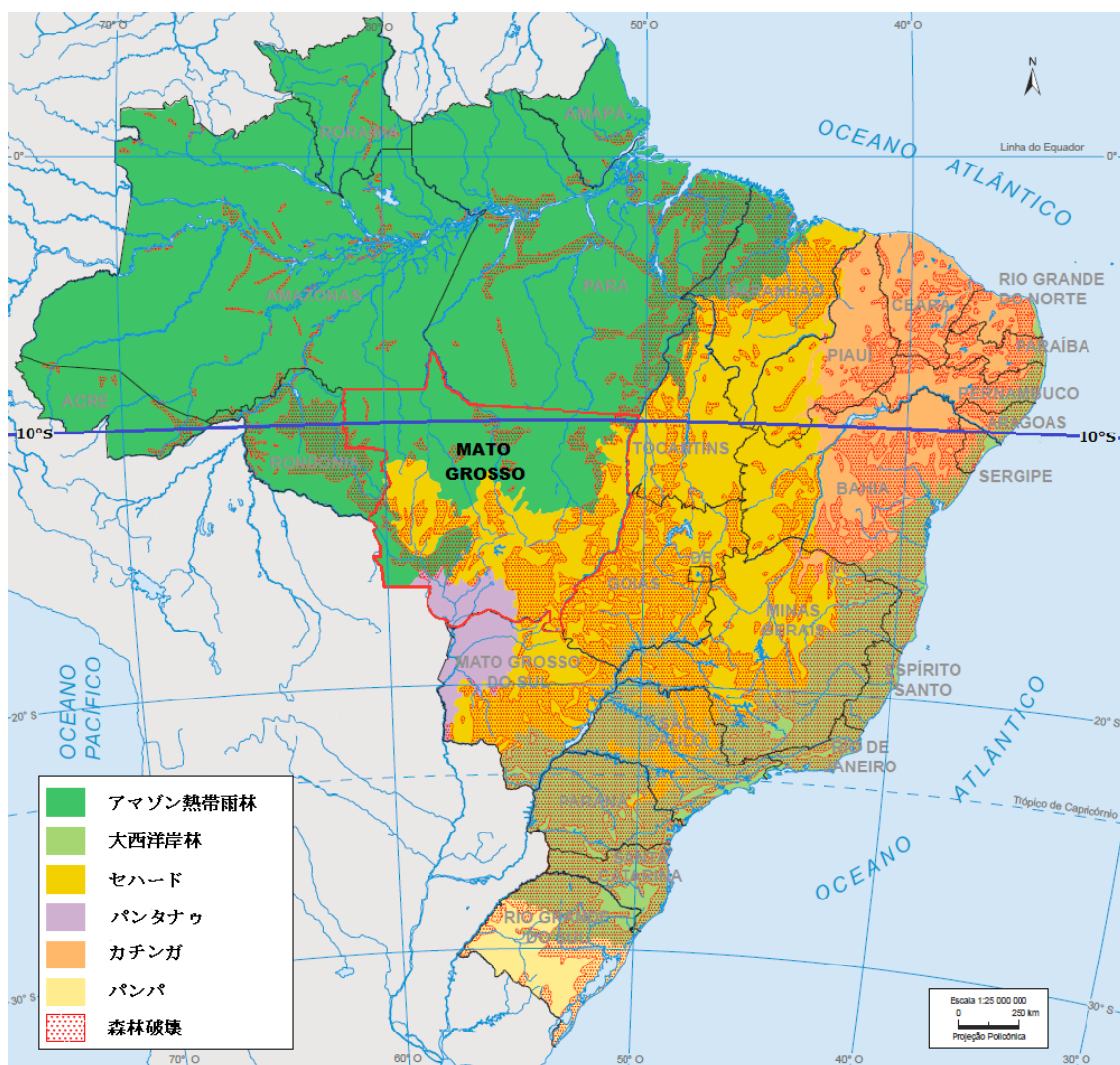


図 1-1 マト・グロッソ州の位置とブラジル全土の原生植生

出所: IBGE (2012) をもとに筆者作成²⁴

²⁴ ブラジル地理統計院 (IBGE) は連邦政府機関であり、同機関が提供する情報は、法律第 12,527 号の情報公開義務に関する規定上、すべての市民が自由にアクセスし、利用することができる。利用規定に関しては IBGE (2017) を参照。

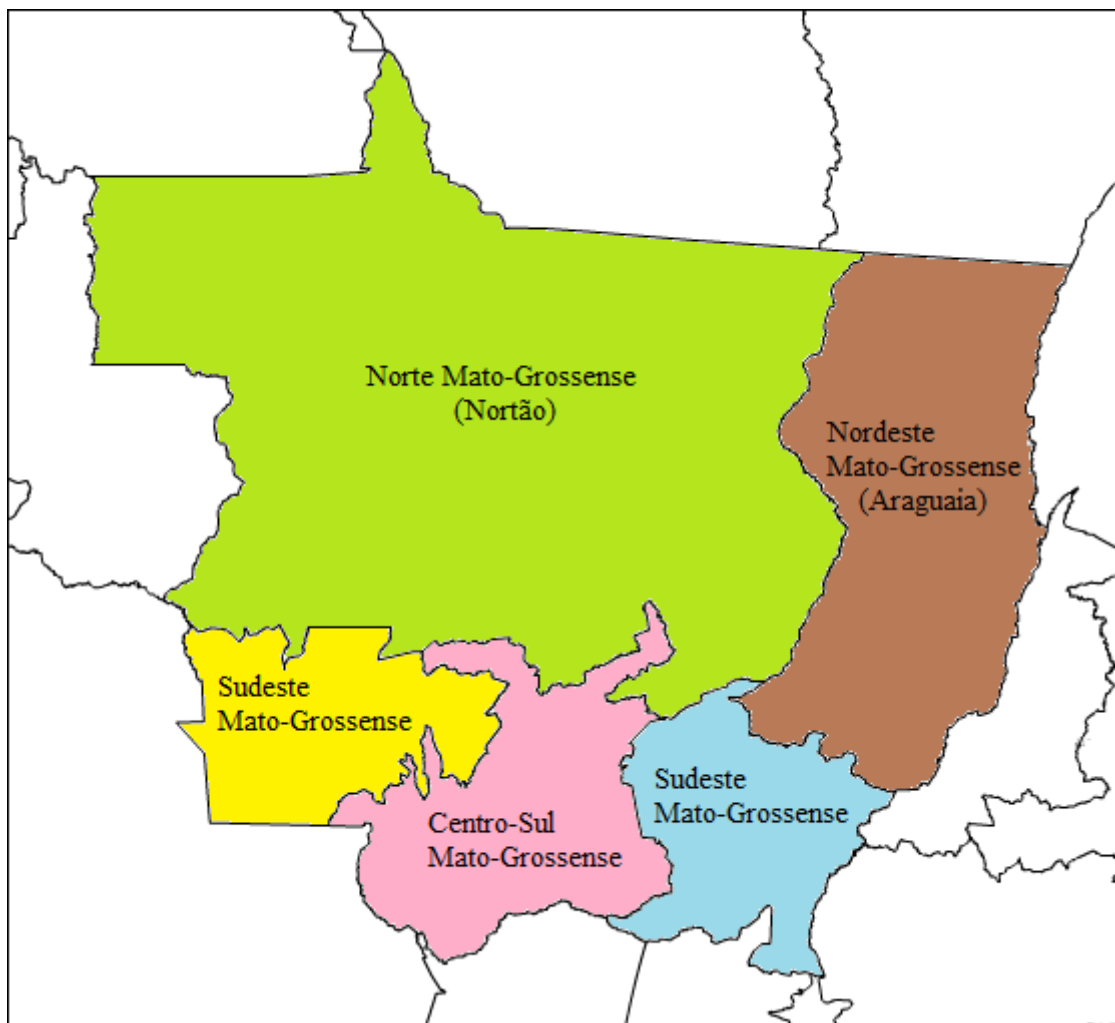


図1-2 マト・グロッソ州を構成する中地域（「ノルタウン」は緑色）

出所: IBGE (n. d. [a]) をもとに筆者作成



図 1-3 ブラジル中央高原を流れる河川
出所: IBGE (n. d. [c]) をもとに筆者作成

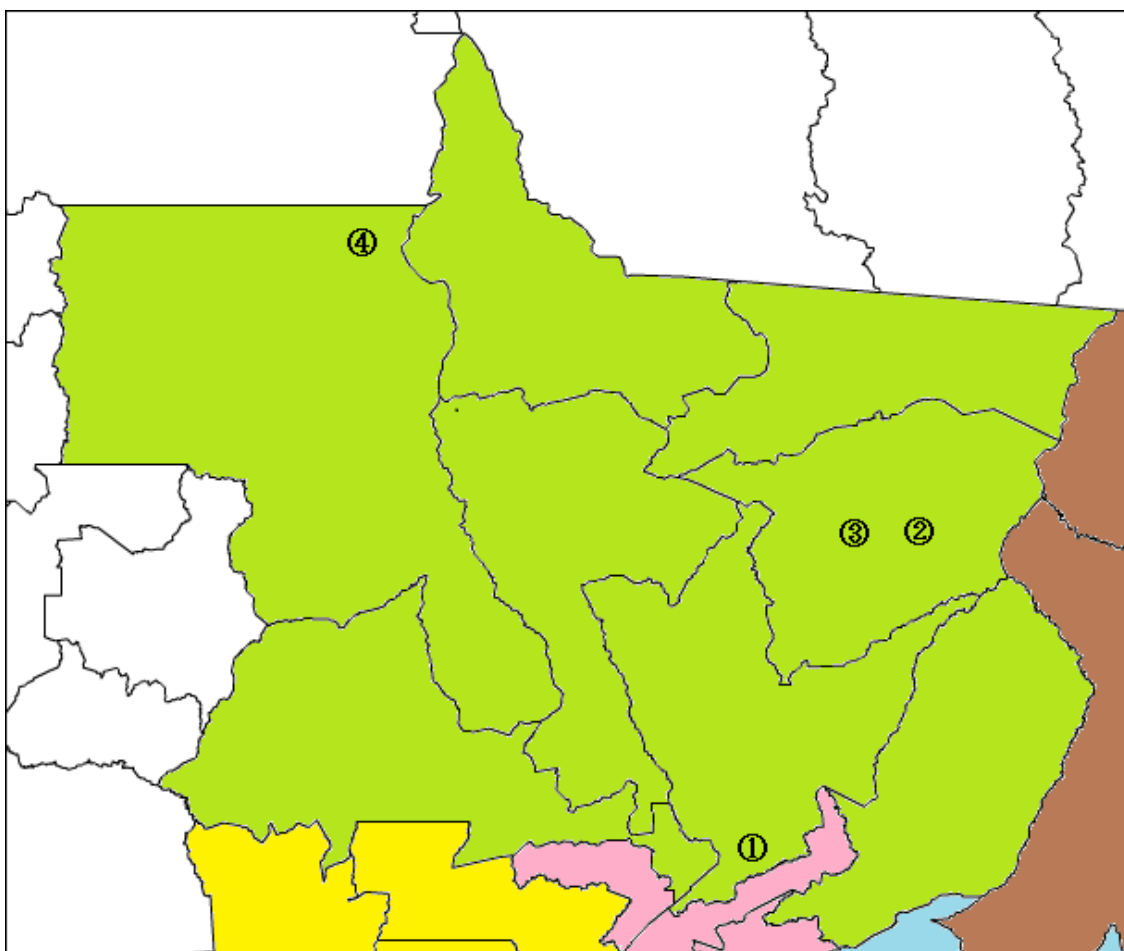


図 1-4 本論の調査地域
出所: IBGE (n. d. [b]) をもとに筆者作成

表 1-1 本論に登場する INCRA の入植地の基礎データ

名称	面積 (ha)	区画	自治体	設立年月日	用地取得方法
PAC モンチ・スィアウン	89,986.0000	1,386	モンチ・スィアウン	1981年2月24日	接收 ²⁵
PA グレーバ・ペキゼイロ	50,409.7648	728	サウン・イリネウ	1990年6月13日	収用
PA ノヴォ・クプアスー	99,988.5027	1,502	クプアスー	1995年9月22日	売買
PA イタニャンガー	115,035.0000	1,149	イタニャンガー	1995年12月29日	収用
PA ヒオ・フェーホ	16,787.0963	368	ブラガンサ	1996年5月10日	収用
PA グレーバ・メルセデス	38,291.0000	647	スィノーピ	1997年11月26日	収用
PA サヂア III	4,722.1368	150	ヴァルゼア・グランヂ	1998年2月12日	収用
PA エスコンヂード	4,976.0000	145	ジュアラ	2000年2月10日	収用
PDS ガンガ・ズンバ	6,554.7425	251	イパチンガ	2007年3月15日	収用
PDS カルロス・プレスチス	22,401.5479	500	イパチンガ	2009年11月16日	売買
PDS フェリス・パースコア	2,497.4687	65	マデイランヂア	2010年8月2日	収用
PDS セーチ・ヂ・セテンプロ	6,374.1620	100	イパチンガ	2012年3月27日	売買

出所: INCRA (2015) をもとに筆者が作成

²⁵ 土地制定法の第 17 条には、農地改革のための用地の取得方法が定義されており、ここでの用語法は、同法規に依拠している。(1)「接收」は“arrecadação”の訳であり、当局が所有者不在の資産 (*bens vagos*) を取り上げることである。(2)「収用」は“desapropriação”の訳であり、社会的利益のために、当局が所有者への補償金と引替えに用地を取得することである。(3)「売買」は、文字通り、所有者と当局の間での売買である。

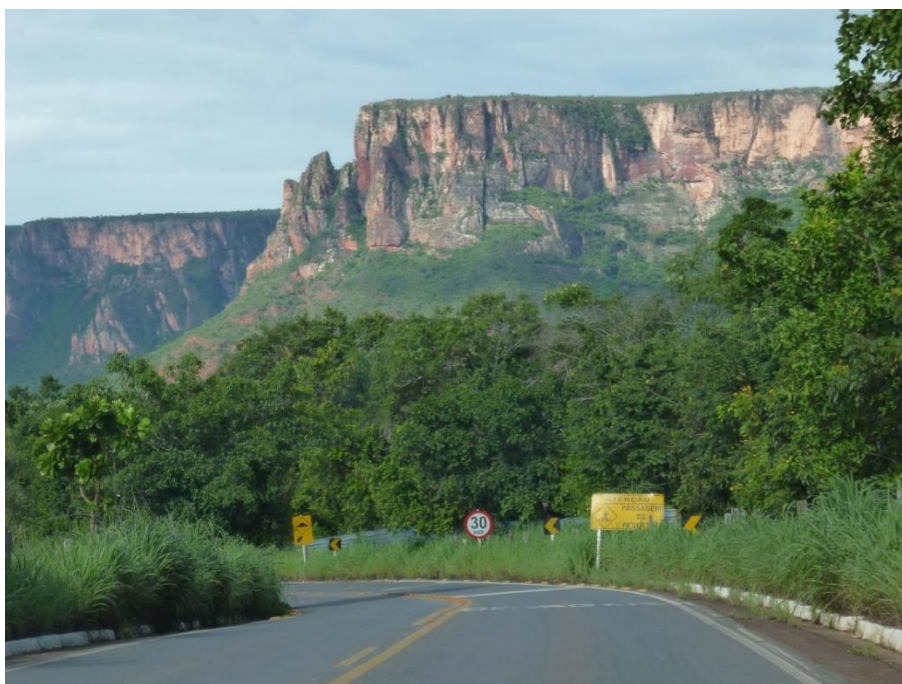


写真1-1 ラ・プラタ川水系とアマゾン川水系との分水界をなす中央高原の断崖
(2013年1月27日 筆者撮影)



写真1-2 牧草地に切り残されたブラジルナツノキ
(2014年11月8日 筆者撮影)

第2章 アマゾン・フロンティアの形成

第1節 細胞分裂

本章では、アマゾンの開拓者たちによる、農地改革の過程への参加を通じた、所有地の作成という営みを可能にしている諸要因が、歴史的過程の中でいかに成立したのかという点を明らかにする。その作業を通じて、本章では、本論全体の諸事例を考察するうえで適用可能な1つの認識モデルを導き出すことを目的とする。ここで言う諸要因とは、法、制度、政策といった国家の活動を通じて形成されたものであり、アマゾン植民地化を推進するためのパラダイムを成している。

国家は法、制度、政策といった介入手段を通じてアマゾン植民地化という事業の実現に向けて働きかけてきたが、その過程で取られてきた様々な手続きを概括すると、以下の3つの段階から成り立っていることが理解できる。すなわち、(1) 対象の策定、(2) 規則の制定、(3) 資源の抽出である。より具体的には、(1) の段階では、領域の境界付け、特性の定義、知識の蓄積などが試みられる。(2) の段階では、法の制定、制度の設立、予算の配当などが進められる。そして、(3) の段階では、インフラの形成、プロジェクトの実施、それらの維持・管理などが行われる。これらの各段階は、法、制度、政策といった介入手段を通じて、それぞれ相補的に関係しあう形で進行していく。

国家と開拓者とは、それぞれが実行しうる個々の活動やそれによってもたらされる影響の規模に大きな差異が存在する。しかし、両者によって実行されるアマゾン植民地化の過程は、以下の点において対応関係を持っている。つまり、(1) の段階では、ある漠然とした地理的空間が境界性を持った領域へと対象化される。(2) の段階では、対象化された領域へと当事者たちが配置され、当事者同士の関係性が調整され、方向付けられる。そして、(3) の段階では、そこに存在する生態環境へのアクセスが可能になり、それを資源として抽出・加工する活動が実現可能になる。

さらに、筆者は国家と開拓者たちとの関係に、もう1つの対応関係を見出している。それは、(1) から (3) までの段階を通じて、動作主性を獲得した単位が、やがて、さらなる下位の単位へと同様の働きかけを開始し、その過程が幾度も連鎖していくという点である。それは、アマゾンという領域が策定されて以来、今日に至るまで、州や自治体といった行政単位が幾度も分裂・増加してきたという事実にも色濃く反映されている。また、開拓者たちが区画によって線引きし獲得した所有地が、やがて複数の小区画へと分割され、増幅していく過程にも同様の性質が見て取れる。

すなわち、国家と開拓者たちが相互に応答しながらこれまで実行してきたのは、ある主体の内部に客体として創られた諸対象が、やがて主体の内部から分裂し、それぞれが新たな主体になっていくという過程が、絶え間なく反復していく状況であると要約することができる。レヴィ=ストロースによる1930年代のパラナー奥地に関する記述は、この客体の分離と主体の生成という関係性を端的に表現している。それは、今日的な意味でのアマゾン植民地が現実化する以前の時代における、奥地の新興都市の発展過程に関する描写である。

不定形の空間が、日を追って都市の構造を獲得してゆく。あたかも、細胞に分かれ、細胞が今度は、それぞれの機能を担った細胞群として特殊化してゆくように、この不定形の空間も分化してゆくのだ。すでに、ロンドリーナは組織された都市であった(レヴィ=ストロース 2001 [1955] a: 198)。

所与の地理的空間に領域性が策定され、そこに資源の抽出と摂取を可能とする主体性を持った単位が生成され、それを幾度も繰り返しながら新たな単位が自己増殖していく過程を「細胞」というアナロジーによって表現した彼の洞察は、本章における記述を進めていくうえで、重要な参照点を提供している。

開拓者たちは、自分たちが暮らす地域が、開発と人口増加を通じて、目下置かれている自治体内部での「周辺」としての位置づけから、将来的には個別の代表権を有した自治体へと独立していくことを常に志向している。この過程は住民投票によって決定され、新たな自治体の独立は、当事者たちの間では「解放」(*emancipação*)という言葉によって表現される。このことは、マト・グロッソ州における自治体数が、1960年の時点では29であったのに対して、今日には141を数えるまでに急激に増加してきたという事実から見て取ることができる(IBGE 2010a)。アマゾン全域における自治体の分布を示した図2-1においてもこの傾向は明瞭に表れている。すなわち、それぞれの自治体の面積規模は、ブラジル南部や沿岸部により近い地域ほど細分化されている一方で、より奥地へと向かうに従い広域となっている。また、筆者は、ノルタウンの開拓者たちから、マト・グロッソを「南北に分割すべきだ」という意見をしばしば耳にしてきた。こうした意見は、それぞれの行政単位の代表権を適正に配分し、上位の行政単位との交渉・調整を効率化し、そして、政策的資源の取り込みを促進させることを指針としている。

以上をふまえて、本章の第2節では、軍事体制期(*ditadura militar*)における政治史に注目し、アマゾン植民地化のパラダイムが今日に直接つながる形で確立されていった背景について考察する。その際、政治家、行政官僚、産業資本家といった、いわゆる「国家ブル

ジョワジー」(*burguesia estatal*)²⁶が展開していた活動と、ローカル・アクターがアマゾン植民地化の活動を展開させていった過程の双方に着目する。

第3節では、民主化後の農地改革に焦点を合わせる。軍事体制期を通じて推進された植民地化の1つの帰結として、アマゾン各地で発生していた土地紛争に対応する形で、民主化後の国家が農地改革を実行可能にするために構築した制度について考察する。また、このように構築された制度の中に、土地なしという集団が農地改革の受益者として包摂されていく過程を検討する。そして、農地改革のパラダイムと開拓者たちによる所有地作成に向けたプロジェクトとの間に次第に対応関係が生み出されていった状況について明らかにしていく。

第4節では、都市域や地方域といったブラジル社会全般における土地の獲得に向けた法実践に関して歴史的背景に着目しながら考察する。その際、ブラジル社会において占有権という権利の体系の持つ重要性について分析する。そして、人々によるこうした法実践が、アマゾン植民地化という文脈へといかに接合され、今日観察されるような形で開拓者たちによる所有地の作成という営みへと発展したのかを検討する。

なお、本章では、様々な法律に言及し、それぞれの内容についても立ち入る形で議論を展開していく。議論の明確化を図るため、本章(および以降の各章)で言及する法律に関しては、表2-1に一覧としてまとめておいた。各法律に関しては、大統領府(Présidência da República)のウェブサイトからその全文を閲覧することができる(Présidência da República, Casa Civil n. d.)。本論では各法律の個々の条文に言及する場合があるが、その際の典拠は上記のサイトとなっている。

第2節 アマゾン植民地化の過程

第1項 法定アマゾンの制定

本章の主題は、アマゾン植民地化と農地改革の関係性について、政治史的背景を把握することである。この主題を扱うため、本章では、行政上の領域区分として制定された「法定アマゾン」(Amazônia Legal)を中心的な考察対象として設定する。図2-1に示した通り、法定アマゾンとは、ブラジル北部を構成するアクリ州(Acre: 略号はAC)、アマゾナス州(Amazonas: AM)、アマパー州(Amapá: AP)、ホライマ州(Roraima: RR)、ホンドーニア州(Rondônia: RO)、パラ州(Pará: PR)の全域とトカンチンス州(Tocantins: TO)の大部分、ブラジル中西部のマト・グロッソ州(MT)の全域とゴイアース州(Goiás: GO)のごく

²⁶ ブラジルの国家ブルジョワジーがどのように構成されているのかに関しては、Albuquerque (2011)を参照。

一部、そして、ブラジル北東部のマラニャン州 (Maranhão: MA) の大部分を含めた領域である。

法定アマゾンの面積は 5,016,136.3km² に及び、ブラジルの全国土面積の約 59.8% を占める広大な領域である (IBGE 2003)。一方、人口は、2010 年の推定値で約 24,000,000 人であり、ブラジル全体の約 12% を占めるに過ぎない (IBGE 2011)。この領域の大部分は、河川はアマゾン川水系に属し、植生は熱帯雨林帯に属すといった具合に、一定の共通する地理的特徴を備えてはいるが、こうした特徴がこの領域のすべてに当てはまるわけではない。例えば、マト・グロッソ州は州全域が法定アマゾンに含まれる一方、その南半分の地域では、河川はラ・プラタ川水系であり、植生は主にセハードである。

法定アマゾンとは、その領域内に共通する特徴、すなわち経済的・社会的な「後進性」を、政策介入を通じて改善するという目標のもと、連邦政府によって創設された領域区分であった。その定義は、1966 年に制定された法律第 5,173 号にもとづいており、同法を通じて設立されたアマゾン開発庁 (Superintendência do Desenvolvimento da Amazônia: SUDAM)²⁷ の管轄範囲に置かれることとなった諸地域を指している。この領域区分が制定された背景には、1964 年から 1985 年にかけて政権を担っていた軍事体制との密接な関係が横たわっている²⁸。

SUDAM とは、パラ州の州都ベレンに本部が置かれた地域開発機関²⁹ であり、現在は国家統合省 (Ministério da Integração Nacional: MNI) の所管する独立採算法人 (*autarquia*)³⁰ と

²⁷ この法律は、SUDAM の設立とともに、その前身であるアマゾン経済評価計画庁 (Superintendência do Plano de Valorização Econômica da Amazônia: SPVEA) の廃止を規定している。SPVEA は、20 世紀中盤の長期間にわたり政権に就いていたヴァルガス大統領 (Getúlio Vargas) によって、1953 年に設立された。この事実が示しているように、法定アマゾンという概念の当初の着想自体は、ヴァルガスによる構想に由来している (Marques 2013)。今日につながるブラジルの近代的な国家体制が同大統領の政権期に整備されたものであると同様に、近代的なアマゾンの概念もまた、彼によって構想されたものであったと言える。

²⁸ SUDAM の設立を発端とする行政機関の再編、そして、それに続く官僚機構の増幅と財政基盤の拡充といった、軍事政権の主導になる一連の政策は、アマゾン作戦 (Operação Amazônia) と呼ばれた (Alston et al. 1999: 42)。この政策が主眼としていたのは、アマゾン各地に開発の極 (*pólos*) を形成し、人口流入を刺激することで自律的な人口増加を可能にし、民間資本の誘因を創生し、インフラを創設し、自然資源の研究と開発を促進することであった (Toni 1999: 105)。

²⁹ 同時期に設立され、今日まで存続している地域開発機関としては、中西部開発庁 (Superintendência do Desenvolvimento do Centro-Oeste: SUDECO) と北東部開発庁 (Superintendência do Desenvolvimento do Nordeste: SUDENE) が挙げられる。いずれも国家統合省の管轄となっている。

³⁰ ブラジルの行政機構において “*autarquia*” とは独立採算制の法人全般のことを指す。それは連邦政府の省 (*ministério federal*) の下位に置かれ個別の行政担当局 (“*agência*”、

なっている。軍事体制期には SUDAM は国家統合省の前身である内務省 (Ministério do Interior) のもとに置かれ、アマゾン開発銀行 (Banco da Amazônia: BASA) との連携のもと、財政支援と税制優遇を通じて国内外の大資本の誘致を行い、鉱業、林業、農業、牧畜、インフラ産業、不動産業を中心としたアマゾンにおける産業開発を牽引・調整するうえで重要な役割を担ってきた。

本節では、軍事体制期におけるアマゾン植民地化の過程に注目し、近代的な政策介入の対象としてのアマゾンがいかにか策定されていったのかを、政治史的な流れに沿って考察する。この考察で中心的な焦点となるのは、農地改革がどのような背景から軍事政権にとっての政策課題として浮上し、アマゾンという地域を対象に実施されたのかという問題である。軍事体制期はブラジルの歴代体制の中で初めて国家政策としての農地改革が本格的に実現した時代でもあった。この過程に注目することで、今日実施されている農地改革が、歴史的にどのように形作られてきたものなのかを検討する。

軍事体制期のアマゾン植民地化に関する歴史的過程に関しては、フォウレイカーによる著名な研究でも示されているように、「公的植民地化」(official colonization: *colonização oficial*) と「私的植民地化」(private colonization: *colonização particular*) という区分概念が用いられてきた (Foweraker 1981)。一方、両者の過程と常に並行する形で進展してきたもう1つの軸として、「自発的植民地化」(spontaneous colonization: *colonização espontânea*) と呼ばれる過程が挙げられるが (Lisansky 1989)、これに関しては第4節以降で検討する。公的植民地化と私的植民地化という区分は、植民地化の過程を中心的に担った行為主体が行政機関であるのか、民間企業であるのかによって適用される。むしろ、行政官僚と利益集団との間のロビー活動を通じた関係に見られるように、両者は常に相補的に作用しあうのであり、両者の過程を明確に区分することはできない。とりわけ、植民地化への軌道が準備されつつある段階にあった軍事体制期においては、両者が錯綜し競合し合いながら、植民地化は展開していった。

一方、この区分概念に依拠することの利点とは、植民地化に関与するそれぞれの行為主体が、連邦政府を構成するそれぞれの行政機関との間にどのような関係性を構築し、植民地化の過程のそれぞれの局面をいかに特徴づけてきたのかについて、俯瞰的把握を導き出すことが可能になるという点にある。本節の議論に即してより具体的に言うなら、SUDAM を中心軸に国内外の大資本を事業主体に展開してきたのが私的植民地化に当たる。一方、

“*instituto*”、“*departamento*” などから、職能集団を統制する連邦評議会 (*conselho federal*)、そして、研究教育機関である連邦大学 (*universidade federal*) などに至るまで、非常に多岐にわたっている。

INCRA を通じて推進された過程に見られるように、行政機関が事業の実施に積極的に関与する形で実施されてきたのが公的植民地化に当たる。軍事体制期のアマゾン植民地化の過程は、SUDAM と INCRA の両者が、事業の実施の主導権をめぐってお互いに競合する形で展開していった。

第2項 INCRA の設立

本項で検討するのは、INCRA（国立植民農地改革院）に関してである。この行政機関は本論全体の議論に関連する組織である。INCRA とは、公有地の管理、私有地の収用、そして、農地改革といった連邦政府の土地行政を担う、独立採算法人である。以下では、軍事体制期のアマゾン植民地化と農地改革との関連において、INCRA が設立されるに至った背景について考察する。

1964年に発生した軍事クーデター (*golpe militar*) は、1961年に発足したグラール (João Goulart) 政権による一連の左翼ポピュリズム的な政策に対する軍部・保守層による反動を背景としていた。20世紀中盤のブラジル各地の地方域では、農業技術の発展や天災といった諸要因によって、地方貧困層の間で様々な社会・経済的問題が引き起こされていた。また、そうした状況に呼応する形で、例えば北東部を中心に展開した農民同盟 (Ligas Camponesas) に見られるように、各地では様々な農民運動が沸き起こっていた。グラール政権下では、そうした動きに対応する形で、地方労働者法 (Estatuto de Trabalhador Rural: 法律第4,214号) が制定され、それまで都市労働者にのみ適用されていた統合労働法³¹の権利規定が、地方労働者に対しても適用されるようになった。また、クーデターの直前には、農地改革の担当機関として農業政策庁 (Superintendência de Política Agrária: SUPRA)³²が設立され、農地改革は実現へと向けて動き始めようとしていた。

クーデターによって政権を掌握したカステロ・ブランコ (Humberto Castelo Branco) 大統領は、それまで進められてきた政策を阻止すると同時に、前政権に代わり自らの手によって農地改革の方針を規定した土地制定法 (Estatuto de Terra: 法律第4,504号) を1964年に成立させた。この法律は、農地の収用 (*expropriação*)、補償金 (*compensação*) の支払い、入植地 (*assentamento*) の設立、占有権 (*posse*) といった農地改革に関する諸原則を規定している。同法は、その後も幾度か改正が加えられ、今日に至るまで農地改革に関わる基本

³¹ 統合労働法 (Consolidação das Leis do Trabalho: CLT) は、1943年にヴァルガスによって法令第5,452号として制定された (cf. French 2004)。今日における現行法でもあり、全922条によって労働者の権利の根幹を規定している。

³² 官僚制度を擁する連邦政府の農地改革実施機関として設立された INIC は SUPRA の前身であった。1954年に同機関を設立したのもヴァルガスであった (Foweraker 1981: 134-5)。

法として適用されている (Alston et al. 1999: 40)。

さらにカステロ・ブランコは、SUPRA を廃止し、農地改革の実施機関としてブラジル農地改革院 (Instituto Brasileiro de Reforma Agrária: IBRA) と国立農業開発院 (Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrário: INDA) の両者を設立した。前者は大統領の直属機関として、後者は前者を補完する機関として、労働社会福祉省の一部局下に設置された。グラール政権の農地改革の方針では、南部や北東部における既存の土地所有関係への介入が画策されたものの、やがて失敗に終わった。一方、軍事政権は、そうした利害対立の発生を回避するために、アマゾンを経済政策の実施先として策定した。しかし、新たに設立された両機関は、農地改革を実現するための財源や政策遂行能力を備えてはいなかった。

一方、軍事政権は、アマゾン植民地化を通じて、同地域における経済・社会的な問題を改善するという課題を掲げていたが、同時に、この事業は国家安全保障をめぐる懸念との関連においても推進されていた。すなわち、アマゾンは周辺の複数の国家と国境を接しながらも、当時はまだ人口が非常に希薄であったため、軍事政権は植民地化を促進させることで領域統治の安定化を図ると同時に、他国からの侵入に対する領土の防備の充実化を目指していた。

1969年に大統領に就任したメーデスイ (Emílio Garrastazu Médici) は、翌年の1970年に法令第1,106号を發布し、1974年に彼が辞任するまで、国家統合計画 (Plano de Integração Nacional: PIN) を実施した。この計画は、上述したような軍事政権にとっての政策的要請のもとに打ち出されたものであった。そして、その実施は公的植民化の流れが頂点に達したことを示唆していたと同時に、その後の農地改革をめぐる諸関係が決定づけられたという点において重要な意味を持っていた。

PIN が実施されたもう1つの背景要因であり、当時のブラジル各地の地方社会が抱えていた様々な社会・経済的な問題に関しても、具体的に触れておく。例えば、乾燥地帯に属する北東部に関しては、毎年のように干ばつが繰り返され、地方域における貧困を引き起こす大きな原因となっていた。また、こうした状況により、同地域からは多数の国内移民が発生しており、政権は彼らに対して新たな生活基盤を提供する必要性に迫られていた。一方、南部に関しては、肥沃な土壌に恵まれ農業地域としての発展を遂げていたが、人口の増加に伴い、地域内で耕作可能な農地全体に占める人口の割合はすでに飽和状態に達していた。そのため、希望者たちが新規に農地を取得することは困難な状況になっていた。こうした状況を打開するため、PIN では「土地なき人を人なき土地へ」(“*Os homens sem terra para a terra sem homens.*”) というスローガンのもと、アマゾン植民地化を通じて、ブラジル各地で土地を求めていた人々に対して土地を支給することが目指された。

PIN は国家安全保障と地方社会の問題の解決に向け実施されるに至ったが、そこで取られた方法とは、この政策の名称が示す通り、アマゾンを経由する他の諸地域へと統合することであった (Toni 1999: 106-14)。すなわち、計画の実施において最も重要だったのは、アマゾン横断高速道路 (BR-230 号) とアマゾン縦断高速道路 (BR-163 号) に代表されるような、ブラジル各地とアマゾンとをつなぐ連邦道路網の建設であった。BR-230 号はパライーバ州のカベデーロ (Cabedelo) を発し、北東部諸州とパラ州を貫通し、アマゾナス州のラーブレア (Lábrea) へと至るルートであり、北東部からアマゾンへの移民の流入を促進した。一方、BR-163 号はマト・グロッソ州の州都クイアバと、パラ州の主要都市でアマゾン川本流に港湾を備えたサンタレーンとを結ぶルートであり、すでに南部と道路で結ばれていたクイアバを経由して、アマゾンの奥地へと向かう南部からの移民の流れを促進した。

そして、メーヂスイは土地制定法にもとづき、アマゾンでの農地改革を実施した。政策の実施機関としては、法令第 1,110 号を發布することで、IBRA と INDA を統廃合して INCRA を設立し、農業省 (Ministério da Agricultura) の所管下に置いた。そして、法令第 1,164 号を發布することで、建設下にあったものも含めたすべての連邦道路の両側 100 km の土地を連邦所有地として収用し、INCRA の管轄下に置いた。同法によって、INCRA は国家安全保障会議 (Conselho de Segurança Nacional) による後援を受けていたため、州政府の所管する州有地であっても強制的に収用することが可能となっていた。こうして INCRA は突如としてブラジル最大の土地保有者へと変貌した。このようにして収用された連邦所有地のうえに入植地の建設が着手され、初期計画では 100,000 世帯への土地への分配が目標とされた。

設立から間もなくして、INCRA は SUDAM を凌駕するほどの影響力を持つ行政機関へと発展を遂げた一方で、その優勢は長くは続かなかった。それは以下のような背景による。軍事政権が、いくら権威主義的な体制であったとは言え、国家の財源やアマゾンの資源へのアクセスを画策する民間の利益集団が、体制を支える官僚機構へと直接的に働きかけるのを阻止することは不可能であった (Bunker 1985: 111)。また、そうした利益集団との間の利害調整が成り立たない限り、いかなる政策も実行可能ではなかった。そして、こうした利害調整をめぐることは、それぞれの利益集団が支持していた各省庁との間でも対立や競合が引き起こされるようになった。また、そうした省庁間の内部事情はメディアによる報道を通じて外部へと流れ出ていた。

PIN の実施に当たっては、それまで SUDAM へと配当されていた予算の大きな部分が、その実施機関である INCRA へと割り振られることになった。その額は、企業に対する財

政誘因を生み出すためにかつて SUDAM に対して配当されていた国庫のうちの所得税歳入の 30%にまで昇った (ibid.: 112)。これは単に省庁間の勢力争いとどまらず、SUDAM を通じて財源にアクセスしていた企業集団にとっては、既存の権益に対する多大な侵害行為でもあった。それは、INCRA と農業省との陣営、そして、SUDAM と内務省との陣営に計画省 (Ministério do Planejamento) を巻き込む形の対立に発展し、それぞれの利害当事者たちの間では複雑な駆け引きが展開した。

INCRA を通じて実施された農地改革は、その当初から失敗が目に見えていた。なぜなら、資本や技術を持たない零細な地方労働者を、彼らの出身地とは全く異なる生態条件を持つアマゾンのまんなかに入植させたところで、農産物を生産することも、もし生産されたとしてもそれを消費地へと輸送することもままならなかったからである (cf. Moran 1975: 86-93)。INCRA がこうした採算性のない巨大な事業に予算の多くを費やしていたこと、また、農地改革のために収用した広大な連邦所有地への資本家や大土地経営者たちによるアクセスが規制されていたことに対しても、外部から批判が向けられていった。そして、INCRA とそれを所管する農業省に対しても、内外から様々な圧力がかけられ、やがて、政策に抜本的な方針転換が強られる結末となった。

こうした利害当事者たちの調整過程を経て、PIN が終息する 1974 年頃には、PIN を通じた植民地化への予算は大幅に削減され、農地改革の入植目標世帯数に関しても当初の計画の 1/5 が打ち出されるにとどまった。1975 年には、INCRA はその財源に関しても職員数に関しても大幅に縮小されることとなった。農地改革に関しても、それまでの計画を継続することが困難となり、入植者たちが獲得した土地の権原を得ることも、また権原を通じて可能となる銀行からの融資の獲得も実現することはなかった。多くの者はその土地を手放し、入植地を去っていった。PIN によってもたらされた農地改革の結末に関して、マルチンスは「メーヂスイの体制は土地なしの農業労働者たちを利するための行動をとっているかのように見えて、同時に農地改革へと向けた制度的基盤を徐々に崩壊させていった」(Martins 1984: 477) と指摘している。

メーヂスイに次いでガイゼウ (Ernesto Geisel) が大統領に就任した時期には、SUDAM はすでに予算と影響力を取り戻していた。PIN に代わり、1974 年に打ち出されたのはアマゾン農牧業鉱業開発拠点計画 (Programa de Pólos de Desenvolvimento de Agropecuária e Agrominerais na Amazônia: POLAMAZONIA) であり、放牧や鉱業といった産業部門の育成が重点化された。メーヂスイ政権が打ち出した巨大な国家プロジェクトとは対照的に、ガイゼウ政権下では、国家主導による政策介入が前面に出ることはなかった。軍事体制の終末期に至るまで、民間企業が中心となった事業の実施、すなわち私的植民地化の過程がア

マゾン植民地化の中心的な流れとなっていた。その後、1985年には軍事体制は民主制へと移行していくが、民主化以降のアマゾン植民地化と農地改革の過程に関しては、次節以降の主題との関連の中で考察を進める。

第3項 私的植民地化の諸相

ここまでの軍事体制期におけるアマゾン植民地化の政治史に関する議論では、政治家、行政官僚、産業資本家といった国家ブルジョワジーたちに主な焦点が当てられ、彼らが国家の中枢部へと直接的に働きかけ、アマゾン植民地化を遂行していった過程について考察を試みてきた。この主題は、軍事体制への批判を展開させたイアンニ (Ianni 1979) や後に共和国大統領に就任することになるカルドーゾ (Fernando Henrique Cardoso) といったサン・パウロ学派 (Escola Paulista da Sociologia) の社会学者たちが積極的に取り上げたものでもあった (Cardoso e Müller 1977)。前述したフォワレイカーによるアマゾン・フロンティアの政治経済論は、欧米のブラジル研究においてこの主題を扱った主要な著作の1つであり、その内容は当時のブラジル人研究者たちの言説をなぞる形で構成されていた (Cleary 1993)。

これらの著作に見られる見解に従った場合、ブラジルでは、国家ブルジョワジーたちの活動に回収される形で社会改革へ向けた試みはすべて挫折し、結局、農地改革が実現することはなかったという結論に至るだろう。しかし、これらの著作では、国家や産業資本家によって主導された巨大な開発プロジェクトを通じてアマゾンの資源を手中に収めていく過程に大きな関心が払われる一方で、小規模生産者や土地なしといったアクターの活動には十分な注意が向けられてこなかった。しかし、ローカルな次元に視点を移した場合、軍事体制期からその後の時代に至るまで、小規模生産者や土地なしによるアマゾン植民地化の過程は途切れることなく着実に進展していた。

この問題をより詳しく論じるためには、まず小規模生産者や土地なしが、ブラジルの地方社会においてどのような特徴を持つアクターなのか、という基本的な部分をふまえておく必要がある。地方社会の構成員たちの間では、各人が所有する所有地の規模が、各人にとっての経済活動の規模におおよそ直結している。そして、この所有地の面積規模に関しては、監査規格 (*módulo fiscal*) と呼ばれる基準が設けられており、それぞれの地域において所有される農地の規模と経済活動の規模との相関性が参照可能となっている。地方不動産に関して、1規格 (*módulo*) の面積は、自治体ごとにその地域の環境条件と主要産業との関係からそれぞれ異なる数値が算出・設定されており、その自治体で営農していくうえで最低限必要な耕地面積を表している。例えば、ノルタウンの各自治体では、多くの場合、1規格の面積は80 ha から100 haの間である (INCRA 2013: 103-6)。そして、表2-2に示し

たように、それぞれの地方不動産は、それが何規格分の面積であるかによって以下のようなカテゴリーに分類されている。1～4 規格までの土地は小規模所有地 (*pequena propriedade*)、4～15 規格までが中規模所有地 (*média propriedade*)、そして、15 規格以上が大規模所有地 (*grande propriedade*) となる (法律第 8,629 号第 4 条)。また、1 規格未満のものはミニフンヂオ (*minifúndio*) と呼ばれる。

そして、それぞれの所有者の地方不動産の規模は、それぞれが属する社会階級と対応している。つまり、1 規格未満から 4 規格までが小規模生産者であり、家族単位での経営が可能になる面積にあたるため、その経営者は家族農家 (*agricultor familiar*) とも呼ばれる。そして、それ以上が、それぞれ中規模生産者、大規模生産者となる。地方社会で、小規模生産者の下位に位置し、所有地を持たず、賃金労働に従事するのが「土地なし」と呼ばれる人々である。こうした社会階層の分類体系は、今日、地方社会に暮らす当事者たちの間でも広く用いられているものである。そのため、本論においても、それぞれの地方社会を構成する集団を社会階層ごとに呼称する場合には、この分類体系に依拠することにする。以上をふまえたうえで、以下では、小規模生産者によるアマゾン植民地化に関する事象に注目し考察を進める。

軍事体制期のアマゾン植民地化の過程において、小規模生産者たちによって取り組まれてきた営みは、私的植民地化の 1 類型として把握される。アマゾン研究における私的植民地化に関する従来の議論では、ファゼンダや鉱山などの大規模産業に関心が向けられがちであったが、よりローカルな次元に視点を向けた場合、実際にその過程を中心的に担っていたのは、小規模な植民会社 (*colonizador*) や生産組合 (*cooperativa*) によって組織された小・中規模の生産者たちであった。マト・グロッソ南部の事例を考察した歴史地理学者のジェプセンは、こうした小規模な法人による植民地化を通じてもたらされた成果は、全体の事業件数に占める割合においても、農地として開発されてきた面積の割合においても、行政機関や大資本が主導した事業を大きく上回っていたという (Jepsen 2006: 839)。

こうした小規模な私的植民地化を担ったのは、パラナー州 (Paraná)、サンタ・カタリーナ州 (Santa Catarina)、ヒオ・グランヂ・ド・スウ州 (Rio Grande do Sul) といったブラジル南部出身者 (*suleiro*) たちであった³³。いずれも地方域の出身者たちであった彼らは、南部での土地獲得が困難であったことから、アマゾンという新天地を目指した人々であった。

³³ マト・グロッソでは、彼らは本来ヒオ・グランヂ・ド・スウ州出身者を呼ぶ言葉である「ガウーショ」(*gaucho*) という呼び名でも呼ばれる。そして、それがそのまま、ある集団内で南部出身の人物に付けられる渾名になったりもする。(彼らに付けられる渾名に関しては、その多くが白人系であるため、実際の出自に関係なく外見上の特徴から「ドイツ人」(*alemão*) や「ポーランド人」(*polaco*) と呼ばれたりもする。)

彼らは植民会社や生産組合といった法人組織を通じて、行政機関との交渉を円滑化し、土地の調査、区画割り、占有、インフラ整備、都市建設、公共設備の建設、産業の育成といった植民地化に関わる一連の過程を実現させた。また、彼らは法人組織を介することで INCRA との交渉の円滑化をはかり、やがて、彼らが占有した入植地に対する権原の取得も達成された。アマゾン植民地化が始まる以前から、ブラジル南部では後背地への植民地化は不断の過程であったため、彼らの間には植民地化に関するノウハウがすでに十分蓄積されていた。

ジェプセンは、南部出身者たちによるマト・グロッソへの入植過程を、新制度経済学の枠組みから解釈し、彼らが取った行動が、権威主義的国家によって課された政治的アジェンダへの単なる追従なのではなく、経済学的ロジックによって導き出された合理的帰結であったと指摘する (ibid.: 841)。つまり、私的植民地化を権威主義体制の道具とみなしていた従来枠組みには大きな限界があったというのが彼女の見解であり、入植者たちが法人組織を介することを選択したのは、フロンティアにおける情報の非対称性、煩雑かつ予測不可能な行政手続きに要する高いコスト、そして、市場の不安定性や入植地における紛争といった様々なリスクを克服するためであった。

こうした私的植民地化を担った小規模生産者たちの戦略を参照しながら、次節以降の考察では、軍事政権期に形成されたアマゾン植民地化のパラダイムをなぞる形で、ローカル・アクターたちが展開させていった活動に着目する。この問題を考察するうえでの筆者の見解を提示しておく。本節で提示した国家ブルジョワジーたちに関する政治経済論の考察から獲得される見解とは、アマゾン植民地化の過程を通じて、様々な行政機関が設立され、それらを運営する行政官僚たちと多様な利益当事者たちとの間に、国家の資源を効率的かつ正当に抽出していくための導管が形成されてきたという点である。一方、小規模生産者たちによる植民地化の事例から導き出されるジェプセンの見解は、そうした行政官僚を媒介に築かれた国家との導管が、産業資本家たちといった特権を有する階級との間にだけでなく、ローカル・アクターたちとの間にも築かれていたという事実を示唆している。以上をふまえて、次節では、こうした国家とローカル・アクターとの相互関係に関する見解を、土地なしたちの活動を適用することで、彼らと INCRA との間に、「土地なし運動」と呼ばれる複数の中間集団が形成され、それらを通じて、両者の間に複数の導管が形成されていた過程について分析する。

第3節 農地改革と土地なし運動

第1項 国立農地改革計画

軍事体制期のアマゾン植民地化の政治史が物語っているのは、SUDAM と INCRA との間の競合関係に顕著に見られたように、利益当事者たちによる国家の財源や天然資源へのアクセスをめぐる交渉の過程である。そこでは、各行政機関が複数に分配され複雑に配置され、多様な利益当事者のそれぞれが国家へと働きかける際の窓口を提供し、そして、相反する利益を追求する当事者たちの利害調整がうまく進むように構成されていった。それはブラジルというポピュリスト国家によって生み出される諸制度の持つ重要な特徴であるが、ここで注目すべきもう1つの側面とは、こうした分配と包摂の関係が、それぞれの産業部門の間だけに限らず、それぞれの社会階級の間にも施され、それぞれにとっての利益誘導を可能にしているという点である。

今日、INCRA は、連邦政府を構成する数ある行政機関の中で、最も貧弱な予算が配当された機関となっている。民主化以降、INCRA の業務はますます増加していった。その一方で、職員数はどんどん削減され、1990年の時点では8,989人であったのが、2006年では5,602人にまで減少していった (Wolford 2010a: 97)。こうした貧弱な財政基盤に置かれながらも、INCRA は連邦レベルの行政機関として、アマゾンのみならず、ブラジル全土における業務を担当している。つまり、INCRA に関わるこうした諸事実は、INCRA が担当する業務の実施過程が非常に緩慢であり、実施された業務に関してもその進行過程を管理・監督していくことが、半ば不可能な状態にあることを示唆している。この点は、次章以降の民族誌で検討する諸問題を理解するうえで重要な背景である。

それでは、軍事体制期におけるアマゾン植民地化の中心的な担い手としての役割を終えたはずの INCRA が、なぜ民主化以降、繁忙な業務に追われる行政機関となっていったのだろうか。それは INCRA と地方社会の構成員たちとの間に、どのような関係性が築き上げてられていったのかということと密接に結びついている。本節の主題とは、地方社会の構成員たちの中で、「土地なし」と呼ばれる集団が、INCRA の受益集団としての位置を占めるようになっていった過程を考察することである。

軍事政権期におけるアマゾン植民地化の過程を通じて、アマゾン各地にはフロンティアが形成されていったが、フロンティアの形成には常に非公式な人々の流れが付随して引き起こされていた。例えば、アマゾンに新設された道路網の沿線上の地域では、ブラジル各地から流入した非公式な土地の占有者、すなわち、ポセイロ (*posseiro*) たちによって無数の占有地が生み出され、そこでの生業手段が形成されていった (Moran 1975; Lisansky 1982)。この自発的植民地化と呼ばれる民衆の営みは、民主化以降の農地改革の実施を促進

させた要因の1つでもあった。

自発的植民地化と農地改革との因果関係とは以下の通りである。アマゾンに無数に流入したポセイロたちによる土地の占拠は、すでにそこを占有していたファゼンデイロたちとの利害対立を生み出していった。アマゾン各地のフロンティアでは、1980年代の初頭までに、こうした背景から土地紛争が頻発する状況が生み出されていた。やがて、この問題への対処に迫られた軍事政権は、土地紛争がひととき集中する地域を対象に、その鎮静化に向けた手立てを講じていった。

軍事体制期の最後に大統領を務めたフィゲイレード (João Figueiredo) は、土地紛争の解決に向け、1982年に土地問題特別省 (Ministério Extraordinário para Assuntos Fundiários: MEAF) を設立し、国立土地問題計画 (Plano Nacional de Política Fundiária) を担当させた³⁴。しかし、軍事体制の終末期に取られた政策は、土地紛争の激化という特殊な問題に対処していくためのものであり、ブラジル全土におけるより包括的な農地改革へと向けた取り組みが実行されたのは民主化以降であった。その一方で、MEAFに始まる行政機関 (すなわち経済政策というよりは、社会政策に主眼を置き農業問題を担当する行政機関) の系譜は、その後の統廃合を通じて農業開発省 (MDA) の設立へとつながっていった。

アルストンらの指摘によれば、軍事体制期における農地改革が経済的利益の達成を正当性の根拠としていたのに対し、民主化以降の時代では、「社会的正義」、すなわち、各地で繰り返されていた土地紛争の解決を通じた社会緊張の緩和という部分に、より大きな主眼が置かれるようになったという (Alston et al. 1999: 45-6)。とりわけ、農地改革の正当性を経済性へと求める論調が後退していったのは、1980年代までに大規模生産者たちによって達成された農業技術の飛躍的な進歩が、小規模生産者たちがもたらす経済的利益の重要性を相対的に低下させたことに関連していた。また実際に、農業技術の進歩は地方域における社会的緊張の増加をもたらす要因でもあった。つまり、農業の合理化は、大規模生産者

³⁴ 関連して、土地問題に関する地域的な取り組みについても言及しておく。アラグアイア川とトカンチス川が合流する地域一帯 (現在のパラ州とトカンチス州の州境域) は、軍事体制の終末期において、アマゾン植民地化のフロンティアに相当する部分であり、そこでは土地紛争がとりわけ激化していた。MEAFの設立に先立ち、1980年にフィゲイレードは、アラグアイア・トカンチス土地問題執行集団 (Grupos Executivos de Terras do Araguaia e Tocantins : GETAT) を設立した (Alston et al. 1999: 43-4)。GETATは大統領府と国家安全保障会議に直属し、INCRAから予算と人員が補充されていた。同機関は、土地紛争の当事者たちに高圧的手段を通じて介入し、土地の境界の策定や権原の付与を通じて問題の解決に当たっていた。また、軍事体制期の同様の執行集団としては、パラ州北西部の問題に対処させるために設立された、バイショ・アマゾナス土地問題執行集団 (Grupos Executivos de Terras do Baixo Amazonas: GEBAM) が挙げられる。GETATは1984年に、GEBAMは1986年に、それぞれ廃止された。

への土地の集積化を加速させると同時に、地方労働者から雇用の機会を減少させた。そして、生存手段を失った地方労働者たちは各地で社会運動を引き起こし、土地の占拠や紛争を助長していた。

1985年の民政移管の直後から、サルネイ（José Sarney）大統領によって、国立農地改革計画（Programa Nacional da Reforma Agrária: PNRA）の実施が検討されるようになった。そして、その同年には、MEAFを再編する形で農地改革開発省（Ministério de Reforma e do Desenvolvimento Agrário: MIRAD）が設立され、PNRAの原則を定めた農地改革法（法令第91,766号）が制定された。PNRAは、MIRADとINCRAを担当機関とし、ブラジル全土を対象に、今日に至るまで継続的に実施されてきた。本論の主題である農地改革とは、この政策のことである。

PNRAでは、フロンティアに建てられた入植地に入植者たちを単に配置しただけでは、農地改革は成果が上がらないという認識をふまえたうえで、すでにインフラ等が配備されている既存の地方不動産をINCRAが収用し、そこに入植地を設立するという方法の確立が目指された。しかし、実際のところ、この方法は、すでに1964年の土地制定法の段階で、基本的な枠組みが整えられていたが、現実には効果を上げることがなかった。

なぜなら、同法では、利用されていない地方不動産が社会的利益（*interesse social*）のために収用の対象となることが言及されていたが、この社会的利益をどう判断するのかについては法廷に委ねられていたからである。また、収用が決定された場合にも、その不動産の資産価値に見合った適切な額の補償金が支払われる必要があった。その補償金は、財務省（Ministério da Fazenda）を通じて農業債権（Título de Dívida Agrária: TDA）が発行されることによって賄われた。一方、ブラジルの法廷は私的所有権の重要性を擁護する伝統を持っていただけでなく、もし収用が決定した場合であっても、TDAの発行可能額には限度があった。つまり、収用の実現が困難だったのは、こうした「司法」と「財政」に関わる制約が常に強く作用していたからであった。PNRA成立以降の農地改革のパラダイムでは、地方不動産の収用に伴うこうした制約をいかに克服するかが、政策遂行上不可欠な課題となっていた。

PNRAでは、この問題を克服するためには、地方不動産の収用の条件となる「社会的機能の成就」（*cumprimento de função social*）に関する判断基準と、収用に伴い支払われる補償額を算出するための評価基準を、立法を通じてより明確化させることが必要とされた。そして、この問題に関しては、1985年の農地改革法、1988年に制定された現行の憲法であるブラジル連邦共和国憲法（Constituição da República Federativa do Brasil de 1988: 以下、1988年憲法）へと追加された農地改革に関わる条項（第184条から第191条）、そして、1993年

に制定された1988年憲法の農地改革条項に関する調整法（法律第8,629号：以下、1993年の農地改革調整法）といった一連の立法を通じて、今日につながる形で法整備が進められていった。以下では、それぞれを参照しながら、収用と補償に関する法的規定が農地改革の過程をどのように方向付けるようになったのか、を具体的に見ていくこととする。

収用の判断に関しては、1988年憲法の農地改革に関する条項が主な参照対象とされる。そこでは、まず小・中規模の所有地と生産的な所有地が収用対象から除外され、第186条で「社会的機能の成就」に関する諸基準が記されている。それらは、(1) 適切で合理的な使用、(2) 自然資源の適切な使用と環境保全、(3) 労働関係の管理・監督、(4) 所有者と労働者にとっての福利厚生 (*bem-estar*) の探究である。これらのいずれかに違反していると法廷が判断した場合、その所有地は INCRA による収用の対象となる。しかし、これらの基準はいずれの内容においても、具体性を欠いた言葉で曖昧に設定されており、個別の判定に関しては、司法の判断に大きく委ねられる形になっている。

一方、所有地の資産価値の評価に関しては、1993年の農地改革調整法の第12条が参照され、以下の基準が記されている。(1) 不動産の立地、(2) 農業への適性、(3) 不動産の規模、そして、2001年の改正を経て、新たに追加された(4) 占有面積と占有期間の古さ、(5) 機能性、使用期間、工作物の保修状態である。収用に際しては、これらの基準を総合的に判断したうえで、補償金の金額の算出が行われ、TDAの形で INCRA から不動産の所有者へと支払われることとなる。TDAはその年度ごとに予算があてがわれるが、INCRAの予算全体に占めるその割合は過半数に達しており（1995年で56%）、INCRAがどれだけTDAを確保できるか、そして、効率的に不動産を収用できるかが、彼らの政策遂行能力と直結している (*ibid.*: 58)。

こうした一連の規則に則り、土地なし運動は社会的機能を成就していないと判断されるファゼンダを占拠していくようになった。占拠の実行後、そこには INCRA 視察団が訪れ、所有地の現状に関する査定が行われ、その案件は法廷へと送られる。そして、司法手続きを通じて、その所有地に収用を適用することが適切かどうかを審議される。その際、占拠を受けた所有者は、社会的機能の成就に関する基準をめぐって、また、もし収用の判定が下されたとしても、その収用にかかる補償額に同意するかどうかをめぐって争うことになる。そして、両者の過程が完了するまでには、場合によっては数年の歳月を要することになり、また、両者の事項に関する同意が所有者側から得られなければ、収用計画は退けられることになる。

第2項 2つの農業担当省

民主化以降の PNRA のスキームの確立は、その後、INCRA に対して農地の分配を要求する土地なし運動が発展していくうえで不可欠な要因であった。先行研究では、一般的に、今日的な土地なし運動が成立した契機は、民主化の前年に当たる 1984 年に「土地なし地方労働者の運動」(Movimento dos Trabalhadores Rurais SemTerra: MST)³⁵が設立されたことに求められている (e.g. Branford and Rocha 2002; Ondetti 2011; Wolford 2010b; Navarro 2010)。また、ブラジル地方社会運動の代表的な担い手として、MST 以上に長い歴史と広範な組織力を持つのは、軍事体制期に体制内労働組合運動として組織された全国農業労働者連盟 (Confederação Nacional dos Trabalhadores na Agricultura: CONTAG) であり、彼らは軍事体制期以来、CONTAG を頂点に、州や自治体ごとに広範な活動支部を展開させてきた (Maybury-Lewis 1994)。そして、彼らも民主化以降の時代において、土地なし運動の主要な担い手になっていった。

民主化以降、PNRA のスキーム自体は整えられていったものの、1980 年代後半はブラジルが経済不況に見舞われた時期と重なり、その影響から、連邦政府にとって農地改革という課題の重要性は低く、積極的な取り組みがなされることはなかった³⁶。その後、1990 年には MIRAD は廃止され、農業省へと統合された³⁷。PNRA は、農地改革と小規模農業の促進が一体となった計画であり、INCRA は入植地を設立し土地なしに土地を分配し、生産者として定着するまでの期間を担当していた。一方、農地改革を通じて入植者が小規模生産者となった後の生産活動の支援・促進に関しては、農業省の管轄となっていたが、同省にとっての政策課題としての重要性は低かった。

そうした中、1990 年代以降も、土地なし運動は各地で盛んになっていった。1995 年には

³⁵ MST は、カトリック教会からの支援のもと、パラナー州のカスカヴェウで正式に設立された。MST は設立当初、ヨーロッパのカトリック教会からの献金を主要な資金源とし、ブラジル南部を拠点に、南部を中心に地域的な運動として活動していた。彼らが活動を全国規模に展開し、地方社会への政治的影響力を拡大させるのは 1990 年代半ば以降のことであった。

³⁶ PNRA の初年度の実績については、以下のデータが挙げられる。1987 年には、計画段階では 7,600,000ha の土地を収用し、250,000 世帯を入植させることが目標とされていたが、実際の成果は、714,000ha を収用し、もともと INCRA 管轄下にあった 100,000ha を追加することで、21,367 世帯を入植させるに留まった (Alston et al. 1999: 49)。

³⁷ その際、農業省は名称を農業農地改革省 (Ministério da Agricultura e Remorma Agrária) とした。同省は、その後の各政権の成立ごとに幾度か名称を変更し、1996 年以降は、今日と同様、農業畜産供給省という名称が定着した。本章では、こうした統廃合に由来する名称変更に伴う議論の混乱を避けるため、農業省系の各省について、1996 年までに関しては便宜的に「農業省」と統一して表記し、それ以降に関しては MAPA という略称を当てて表記することにする。

ブラジル社会民主党（Partido da Social Democracia Brasileira: PSDB）のカルドーズが大統領に就任するが、とりわけ、その政権初期には土地紛争が過激化した。アマゾンでは、土地なし運動の参加者たちが警察隊の発砲によって多数殺害される事件が度重なった。その1つは1995年にホンドーニア州のコルンビアラ（Corumbiara）で、もう1つは1996年にパラ州のエウドラード・ドス・カラジャース（Eldorado dos Carajás）でそれぞれ発生したものであった。こうした問題へと対処する形で、カルドーズは農地改革に向けた様々な計画を打ち出していくこととなった。カルドーズの政権期（1995年～2002年）を通じて入植地の設立は、かつてなかったほどの規模で手掛けられていった³⁸。また、同政権期には、家族農業強化計画（Programa de Fortalecimento da Agricultura Familiar: PRONAF）に代表されるような、入植者や小規模生産者へと向けた資源分配を可能とする制度づくりが進められていった。

こうした政策の実現を可能にしたのは、彼が実施した農業関連省庁の再編によるところが大きいと理解できる。カルドーズは、それまで農業省が一括して担当していた土地なしや小規模生産者へと向けた政策を省レベルで専門に担当する機関を新たに設立した。つまり、彼は1996年に農業省を農業畜産供給省（Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento: MAPA）として編成した一方で、そこから土地政策特別省（Ministério Extraordinário de Política Fundiária: MEPF）を分離した。INCRAに関しても、それまで農業省の所管下にあったのを同省の下へと配属した。そして、政権2期目を迎えた1999年には、後者を農業開発省（Ministério do Desenvolvimento Agrário: MDA）へと昇格させ、INCRAもその下に配属した（MDAの設立から今日に至るまでの統廃合の過程に関しては、表2-3を参照）。

農業省系の各省は、本来、大規模農業、アグリビジネス、農産物輸出産業といった産業部門を受益集団とする機関であり、小規模農業への関心が薄かっただけでなく、INCRAの担当する農地改革に関しては消極的であり、私的所有地の収用に関してはむしろ否定的な態度を取っていた。すなわち、カルドーズはMAPAとMDAとを分離させることで、前者による干渉を抑え、農地改革と小規模農業への支援をより主体的に実施するための仕組みを整えたと言える（Medeiro 2007: 1505）。また、このMAPAとMDAの併存状態は、一方

³⁸ カルドーズ政権期の8年間に、入植地に土地の支給を受けた世帯数は合計で579,733にも上り、その40%はブラジル北部（アマゾン）で支給された（Medeiro 2007: 1505）。同政権期に農地改革用に収用された土地の面積は、年間平均1,284,672haで、最も多かったのは1998年で2,256,310haにも上った。一方、ルーラ政権期における農地改革の実績は前政権を大きく下回り、平均で年間487,117ha前後、そして、最低値は2008年で6,478haであった（Navarro 2010: 206-7）。

が他方を否定するのではなく、相反する利益を追求する利益集団を巧みに包摂し、多様な社会層からの包括的な支持の獲得する形で設計されていた。

MDA の成立以降、土地なし運動は同省へと向けたロビー活動を活発に展開させ、その主要なクライアントとしての地位を確立することに成功した。そして、彼らは同省の政策プログラムを通じて、様々な公的資金にアクセスしていくことが可能になった。ナヴァーホは、1990年代半ば以降、MSTの資金源の主要部分が、(かつての海外のカトリック教会からの献金から) MDA を通じて供給される公的資金によって占められるようになったことに言及した。そして、MST が地方社会への政治的影響力を飛躍的に増大させ、土地の占拠を全国的に展開させ始めるのは、まさにこの時期からであったと指摘している (Navarro 2010: 202)³⁹。加えて、ナヴァーホは、MST は彼らが生み出すラディカルな体制批判の言説とは裏腹に、ますます親国家的な集団へと変貌し、政策資源を媒介することによって一般参加者たちへのパトロンとして権勢を振るうアクターとしての性格を強めていった点を示唆している。

2003年にルーラ (Luiz Inácio Lula da Silva) が大統領に就任し、労働者党 (Partido dos Trabalhadores: PT) 政権が成立した以降も、カルドーズによって整えられた農業政策をめぐって MAPA と MDA の両者が併存する構造は継承され、それは PT 政権期 (2003年~2016年) を通じて維持された。また、中道左派の包括的な政権であった PT 政権では、社会政策や再分配政策への重点化が図られた。例えば、社会開発省 (Ministério de Desenvolvimento Social: MDS) が新たに設立され、同省を通じて「飢餓ゼロ」 (Fome Zero)⁴⁰ のような貧困層向けの政策が実施されるようになった。そして、MDA に関しても、地方貧困層に関わる問題を担当する行政機関としての役割が強化されていった。

そのため、MDA とその受益者である土地なし運動との協調関係も、より一層深まっていった。また、PT 政権期には、MDA から州政府や自治体に至るまでの様々なレベルで、入植者や小規模生産者を対象とした支援プログラムが充実化していった。そして、MST や CONTAG などの全国レベルの組織網を持つ土地なし運動では、その傘下に多様な組合、生産組合、NGO などが組織された⁴¹。また、それぞれの地域ごとには、草の根レベルで、小

³⁹ Comparato (2001) は、ブラジル国内の主要メディアによる MST に関する報道件数について調べ、件数が増加していったのは 1990年代半ばのこの時期に一致し、やがて 1997年にピークを迎えたという点を指摘している。

⁴⁰ 貧困層の育児世帯への無償の所得付与政策であるボウサ・ファミリーア (Bolsa Família) もこのプログラムの一環であった。また、ボウサ・ファミリーアの受給者は、自動的に PNRA の申請資格を持っており、両者の登録は一括管理されていた。

⁴¹ ブラジル最大手の新聞フォーリャ・ヂ・サンパウロ (Folha de São Paulo) 誌は、ルーラの大統領就任から 2009年までの間、MST と関連する 43 の団体が、通算で R\$152,000,000

規模かつ一過性のものを含め、地方の住民たちによる様々な組合が結成されるようになった。これらの無数の組合を通じて、MDA などが担当するプログラムへの事業の申請が行われ、彼らが公的資金を獲得するための導管は拡大していった。

一方、2016年にフセーフィ (Dilma Rousseff) 大統領が罷免されると、PT 政権期は終焉を迎えた。そして、フセーフィ政権下で副大統領であったテメル (Michel Temer) が大統領に就任すると、ブラジル民主運動党 (Partido do Movimento Democrático Brasileiro: PMDB) を主体に PSDB など中道右派政党との連立からなる政権が成立した。テメルは就任から間もなく、政令第 8,865 号を發布し、MDA を廃止する同時に、MDA が担っていた機能全体を大統領府官房庁 (Casa Civil) の管轄下に設置された家族農業・農業開発特別事務局 (Secretaria Especial de Agricultura Familiar e Desenvolvimento Agrário: SEAD) へと移管させた⁴²。政権交代直後のテメル政権によるこうした采配は、MDS が同時期に廃止されたように、PT 政権期に構築されていた再分配型国家からの方針転換の一環であった。なお、筆者がフィールドワークを実施していた期間は PT 政権期にあたり、今日 SEAD と呼ばれている機関は、民族誌の中では MDA という名称で登場する。また、MDA の機能が SEAD へと移管された後も、INCRA は組織としてそのまま存続し、同機関が担当する PNRA に関しても、その後も継続して実施されている。

第3項 受益集団の編成

ここまでの議論を通じて、民主化以降の政策史の過程で、INCRA や MDA (SEAD) を中心に、地方貧困層を受益者とする諸制度がどのように形作られていったのかに注目し、記述してきた。以下では、INCRA を窓口に、政策的資源へのアクセスへと受けた働きかけを行うようになった「土地なし」が、いかなる特徴を持つ集団として定義することができるのかという主題について検討する。まずは、本論の考察対象地域であるマト・グロッソ州の状況に即して、同州内で活動する主要な土地なし運動の諸団体について概観する。

MST はブラジル全土で組織網を持ち運動を展開しているが、マト・グロッソ州内部での彼らの活動範囲は南部に偏在する傾向を持つ。とりわけ、ノルタウンでは彼らは一部の自治体でしか見られなかった。一方、同州では CONTAG 系の団体、すなわち、労働組合の系統の方が、より広範な組織力と参加者を持っている。この団体は、州レベルではそれぞれ異なる名称で呼ばれており、マト・グロッソに関しては、マト・グロッソ農業労働者連盟

の公的資金を受け取ってきたと報じている (Saloman 2009)。

⁴² つまり、廃止された MDA の大臣職は大統領府官房長官 (Ministro da Casa Civil) が務める形となった。ちなみに、同職は、ブラジル内閣において国务大臣の中の筆頭職として位置づけられている。

(Federação Estadual dos Trabalhadores na Agricultura de Mato Grosso : FETAGRI-MT、以下 FETAGRI と略) と呼ばれている。そして、参加者の登録、キャンプの運営、入植者の支援といった実際の運動に関しては、その下部組織で自治体ごとに組織された農業労働組合 (Sindicato dos Trabalhadores Rurais: STR) によって担われている。また、同州内で活動する全国レベルの運動組織としては、カトリック教会を母体に地方問題 (*questão rural*) や土地問題 (*questão fundiária*) に取り組んでいる土地司牧者委員会 (Comissão Pastoral da Terra: CPT) が、とりわけ北東部のアラグアイア地域を中心に影響力を持っている (当初の MST は、CPT との深い関連性を持っていた)。そして、これらの既存の団体とは別に、それらのいずれにも属さない小規模な組合 (*associação*) も、州内各地で土地なし運動を展開している。

マト・グロッソでこれまでに実施されてきた農地改革に関する基本情報についてもここで言及しておく。INCRA の統計データによれば、2015 年の時点で、これまで 549 件の入植地事業が実施されてきた。INCRA が収用し入植地へと変換してきた農地面積の合計は 6,078,121 ha である。そして、区画数の合計で言うと、それらは 101,338 区画となり、そのうち実際にそこに居住し、公式な受益者として認定されている入植者の数は 82,658 世帯ということになる (INCRA 2015: 21)。これらの中には INCRA によって設立された様々な類型の入植地⁴³と、州政府の州立入植地事業 (Projeto de Assentamento Estadual: PE) によって設立された入植地 (入植地名のはじめには事業の略号である“PE”が付される) などが含まれるが、後者の類型に関しても PNRA による政策の適用範囲となる。そのため、これらの入植者たちのすべてが INCRA の受益者ということになる。また、入植者のようにすでに土地を獲得した受益者に加えて、土地の取得を求めて INCRA に登録し、キャンプに参加している者たちも INCRA の受益者となる。また、キャンプ参加者たちに対しては、INCRA から定期的に食料や生活物資の援助である配給 (*cesta básica*) が届けられる。

土地なし運動の活動主体としてこうした様々な組織が形成される背景要因には、以下の点が挙げられる。まず、前述した小規模生産者による植民地化の事例に見られるのと同様に、事業を法人として組織化することが、行政側との交渉の効率化を図るうえで重要であるという点が指摘できる。そして、さらに重要なのは、INCRA はすべての政策のプログラムにおいて、個人ではなく中間集団を受益者の最小単位として定めているという点である。ウォルフォードは、農地の取得を求める地方住民たちと INCRA との関係性について、土

⁴³ マト・グロッソ州内で、これまで最も多く設立された入植地の類型は連邦入植地事業 (Projeto de Assentamento Federal: PA) である。この類型の入植地には名称の前に、事業の略である“PA”が付される。本論で取り上げる入植地は、PA の他に PDS、PAC などであるが、それぞれの類型の意味に関しては各章で説明する。なお、INCRA がこれまでブラジル全土で実施してきた入植地事業の全類型に関しては、INCRA (n. d.) を参照。

地なし運動はブラジル型の参加型民主主義において「初期設定」として制度化されていると指摘している (Wolford 2010a: 91)。

スイガウドが指摘したように、土地なしと呼ばれる人々とは、地方域を生活基盤とする種々雑多な人々によって構成される集団であり、彼らに統一的な特徴があるとは言い難い (Sigaud: 2005; 2008)。彼らの中には農牧業、林業、鉱業といった、地方域を基盤とする複数の産業部門によって提供される、不定期的な労働に従事する者もいれば、農業とは全く関連のない背景を持ち、都市と行き来しながら生活を送っている者たちもいる。また、必ずしも土地なしであるわけでもなく、筆者がフィールドで実際に遭遇したように、貧困層であるとも限らない。もちろんその中には、農地改革が標榜するような小規模生産者になることを目指してこの過程に参加する者たちが一定数含まれることは確かであるが、大多数の者たちにとっては、土地の取得そのものが目標となっている。彼らに共通する特徴をあえて挙げるとすれば、INCRA の政策プログラムの受益者となるための要求活動を展開しており、そうした目的を達成するうえで、土地なし運動という中間集団に所属している、ということぐらいである。

こうした土地なしたちの要求に応える形で、INCRA は、入植地の設立を通じた農地改革を実施し、あるいは非公式に占有された入植地を正式な入植地として認定するための手続きを担当している。また、入植地の設立や認定が完了した後は、入植者たちのために住宅建設、インフラ整備、技術支援、地籍の作成、PRONAF に関する申請手続きなどの業務も担当している。土地なしたちの生産基盤が確立し、小規模生産者となった後は、彼らはMDA が担当する受益者となるが、それまでの段階については INCRA が支援を一手に引き受ける形となっている。また、上述したように、INCRA は財源と人員が不足しているため、こうした政策実施のそれぞれの段階が前進するためには、非常に長い年月がかかる。それまでの間、土地なしや入植者たちは INCRA に対して要求運動を展開させ続ける。

INCRA の業務に関してさらに付け加えるなら、彼らが担当している政策プログラムは農地改革だけではない。ブラジルの地方社会では、INCRA からの土地の獲得や所有権の認定を求めている集団は、土地なしたちだけではない。例えば、ブラジルでは歴史上、アフリカ系の逃亡奴隷たちによってキロンボ (*quilombo*) と呼ばれる共同体が形成されてきたが、INCRA はキロンボとしての起源をもつとされる共同体 (*Comunidade Quilombola*) に対して土地所有権を認定するための政策も担当している。また、アマゾンでは、第1章でも考察したヒベイリーニョ (*ribeirinho*) と呼ばれる集団、ゴムやブラジルナッツ (*castanha-do-brasil*) の採取を生業としてきたセリングエイロ (*seringueiro*) と呼ばれる集団、あるいは先住民との混血で古くから定住農耕を営んできた集団が存在する。INCRA はこうした集団を伝統的共

同体 (*Comunidades Tradicionais*) として認定し、彼らに土地所有権を認定する政策も担当している。

ここで本節における考察をまとめ、次節で考察する主題との関連を提示しておく。INCRA は軍事体制期に、公的植民地化を担う行政機関として設立されたが、植民地化の主導権が他の行政機関へと移っていく中で、連邦政府における優位性を凋落させていった。その一方で、民主化以降の時代、INCRA は PNRA を通じて、土地なしと呼ばれる集団に利益を提供する機関としての性格を強めていった。土地なしは、アマゾン植民地化に向けて構築された法、制度、政策といったパラダイムをもとにして、INCRA との交渉を進め、土地とそれに関連した利益の獲得に努めるようになった。つまり、彼らは、かつては国家ブルジョワジーたちが特権的に行使していた利益獲得のための技法を、自らも踏襲していったと言える。土地なしとはさまざまな背景を持ち、土地の獲得を通じて経済的な上昇を志向する集団である。彼らは土地の獲得後、そこを基盤に、経済的上昇に向けたそれぞれのプロジェクトを実行に移していく。それでは、土地なしたちが実行しているプロジェクトとは、具体的にどういった営みであり、それはどのように農地改革と接合しているのだろうか。これが、次節で考察する問題である。

第4節 ブラジル社会における土地と権利

第1項 自発的植民地化

本節では、農地改革と土地なし運動との間にどのような接触面 (interface)⁴⁴が築き上げられ、また、土地なしたちが INCRA によってもたらされる様々な政策的機会を利用しながら、自らのプロジェクトをどのように推進してきたのかという問題について考察する。前節までの議論をふまえると、INCRA の農地改革を通じて実施される入植地の建設事業は、公的植民地化であると認識できる。一方、本節で考察する事象とは、先行研究において自発的植民地化という概念によって検討されてきた問題と、密接な関係を持っている。この自発的植民地化と呼ばれる過程において、当事者たちが獲得した土地を通じて、どのような経済的実践を展開させているのかという点を明らかにするのが本節の主眼である。

自発的植民地化とは、フロンティアの形成に伴い発生した非公式な人々の流入であり、今日まで途切れなく進行してきた過程である。この過程はポセイロ (*posseiro*) と呼ばれる人々によって担われてきた。ポセイロとは「占有者」という意味であり、フロンティアの

⁴⁴ 政策介入と受益者個人との間に形成される接触面に関しては Long (2001) と Arce and Long (2002) を参照にした。また、複数の構造化された関係性の中に埋め込まれた個人が、どのように主体を選別し行為しているのかに関しては van Velsen (1979) を参照にした。

土地を占有し、生業を営む者たちのことである。実際のところ、アマゾンにおける人口増加をもたらした様々な諸因のなかで最も大きな影響を及ぼしてきたのが、自発的植民地化の過程であったと考えられている (Lisansky 1989; Ozorio de Almeida: 1992: 4)。しかし、この過程は、研究史の中ではしばしば言及されてはきたものの、その非公式で非合法的な性質ゆえに、数量化されたデータとして公的な記録に表れることはなく、実際上の規模やアマゾン植民地化にもたらした影響は、これまで十分な検討がなされてはこなかった。

公的植民地化、私的植民地化、そして、自発的植民地化の三者が同時に進行し、それぞれが収斂していった事例として、マト・グロッソ州の BR-163 号沿線の主要都市であるルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂ (Lucas do Rio Verde: 以下、ルーカス) の発展過程が挙げられる (Zart 1998; 2008; Rausch 2014)。以下では、本節の議論の導入として、ルーカスにおける植民地化の過程に関して三者の関係性に注目しつつ概観する。

ルーカスでの自発的植民地化は、1970 年代に BR-163 号が開通して間もない頃からすでに始まっていた。その第一陣は、パラナー州からの開拓者たちであり、彼らは困窮した貧農でも資本を持つ企業でもなく、社会的上昇をめざし新天地へとやってきた複数の家族であった (Rausch 2014)。彼らはグリレイロ (*grileiro*) から土地を購入し、ポセイロとして耕作を開始した。グリレイロとは、詐欺的手法によって土地の投機と売買に従事する者たちのことである。フロンティアでは、グリレイロから土地を買うことは大した問題ではなく、むしろそれはごく一般的なことであった。ルーカスにやってきたポセイロたちは、所有地に関する法的根拠を持っていなかったため、定住後、INCRA との手続きを開始した。

ルーカスにおける公的植民地化とは、1981 年に INCRA によって実施された入植地特別事業 (Projeto Especial de Assentamento: PEA) のことである。この計画の背景になったのは、1978 年にヒオ・グランヂ・ド・スウ州で国立インディオ保護基金 (Fundação Nacional do Índio: FUNAI) により、先住民カインガンギ (*Kaingang*) の特別居住区が設立されたことであった。それまで居住区を占有していた非先住民の約 1,000 世帯が強制的に退去させられた一方で、INCRA は彼らに対して、マト・グロッソ各地で建設が進められていた複数の入植地の土地を提供した (Santos 2008)。ルーカスの入植地は、それらの 1 つとして設立された。計画に際しては、すでにそこを占有していたポセイロたちとの衝突が起これないように、土地の分配が調整された。計画の実施後、貧困層であった入植者たちの大多数は農地を維持することができず、数年後にはほとんどが土地をポセイロに売るなどして入植地から去っていった。

ルーカスでは PEA との合同で私的植民地化の事業も展開していった。その実施主体となったのは、サン・パウロ州を出身とするルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂ農業畜産生産組合

(Cooperativa Agropecuária Lucas do Rio Verde: COOPERLUCAS) であり、彼らは組合員たちへの土地の支給を目指し、1970年代から INCRA と植民地の建設計画を調整していた。彼らは INCRA から土地の支給や手続き上の優遇を受ける代わりに、入植地全体のインフラや公共施設の建設を請け負う形となった。そして、完成後、ポセイロや入植者たちもこれらの設備を共同で利用することが可能となった。1983年には、COOPERLUCAS は日本との二国間援助政策であるセハード開発計画 (Programa de Desenvolvimento do Cerrado: PRODECER) への参入を通じて資本の獲得に成功し、以降、急速なアグリビジネスの発展が起こることとなった。ルーカスは当初ヂアマンチーノ (Diamantino) という自治体を構成する1地区であり、現在の市街地は入植地の中のアグロヴィラ (agrovila: 入植地に形成される都市的機能を持った拠点) であった。アグリビジネスの発展とともに、アグロヴィラを中心に都市化が進んでいった。やがて、1988年には自治体としての独立を達成し、今日までに人口 45,556 人を擁する都市へと発展を遂げている (IBGE 2010b)。

ここまでルーカスの植民地化の過程を概観してきたが、以下では自発的植民地化という概念をめぐる問題を検討する。自発的植民地化とは、ポセイロたちによって担われる植民地化の過程を指す概念であるが、それはアマゾンのあらゆる地域で、様々な要因から、複数の形態で発生してきた。つまり、この概念は、あくまで公的植民地化にも私的植民地化にも収まりきらない多様な植民地化の過程を分類するために設けられた区分であり、それが実際に指し示している諸事象に統一的な特徴があるわけではない。ルーカスの事例では、ポセイロたちは、入植地計画に先立つ形で占有地を形成し、入植地が設立された後は、それに関連する様々な事業を通じて利益を享受してきた。しかし、他の場合では、自発的植民地化は公的・私的植民地化双方の事業に付随して、あるいは、その後の結果として引き起こされることもある。また、ルーカスの場合、産業の発展、人口増加、そして、都市化がもたらされたが、それらがいずれの場合においても引き起こされるとは限らない。

ポセイロという概念に関しても同様のことが指摘できる。ポセイロとは、占有を根拠に土地を所有する人々全般を一括りにした概念であるが、その内実は多様である。ルーカスの事例に登場したポセイロたちは、フロンティアでの自律的な生計を営むだけの経済力を持ち、占有地の正則化にも成功した。また、彼らの中でその後もそこに留まった者たちの間では、入植地周辺で放棄された土地の集積化が進み、やがて彼らは大土地所有者へと発展していった。しかし、ポセイロと呼ばれる人々は、資本を持たない零細な開拓者である場合もあるし、彼らが1つの占有地に留まり続けるとは限らない。また、占有を通じた彼らの事業がすべての場合において成功を収めるわけでもない。

以上をふまえたうえで、ルーカスの事例で見られた自発的植民地化とポセイロの活動に

関する1つの重要な側面を抽出し、農地改革と土地なし運動との接触面という本節の主題との関連を提示する。すなわち、ブラジルにおける植民地化の過程では、政策を通じて推進される規範と常に並行する形で、土地の占有を可能とする権利の体系が存在しており、当事者たちはこの権利を行使しながら政策過程に参加し、利益を引き出すことを画策してきた。こうした関係性は、土地なしたちが農地改革の過程で展開する戦略においても観察される。それはブラジル特有の土地制度と法体系によって可能となっている。以下では、こうした土地制度と法体系がどのような歴史的過程を通じて形成されてきたのかを考察する。

第2項 公有地をめぐる法制

ポルトガルによる植民地化から現代におけるアマゾン植民地化に至るまで、ブラジルでは国家が公有地の管理に向けて適用してきた土地制度と並行する形で、公有地の占有を可能とする権利の体系が存在してきた。こうした権利に則りながら、公有地の占有を実践してきたアクターとして、ポセイロとグリレイロが挙げられる。両者はブラジルの土地問題の歴史的過程を理解するうえで不可欠のアクターである。本節全体では、彼らが所有地の作成に向けて展開する戦略について考察したうえで、農地改革の過程で土地なしたちが展開する戦略との連続性を明らかにする。本項では、まず、彼らによって占有され切り取られる対象である公有地がどのような空間なのかについて、そこに適用されてきた土地制度の歴史的変遷にも注目しながら考察する。

ここで言う公有地とは、ポルトガル語の概念であるテーハス・デヴォルータス (*terras devolutas*) のことであり、それは今日においては連邦政府の管轄する土地 (*terras da União*) と同義である。テーハス・デヴォルータスが字義的には「移譲された土地」を意味するのは、以下の背景による。つまり、植民地支配期において、ブラジルはポルトガル王室の世襲財産 (*patrimônio*) であり、土地は契約にもとづき供与地、すなわち「セズマリア」(*sesmaria*) として用益者に提供されていた (Dean 1971)。用益者に対しては生産的利用が義務付けられていたが、契約の失効や生産不能となった際には、セズマリアは接收され、国王の財産へと再び移譲 (*devolver*) された。つまり、この移譲によって、土地は法的に国王の財産へと返還されたことになるが、実質的には無主の土地へと帰すということを意味していた。こうした関係性から転じて、テーハス・デヴォルータスは、「公共に属し、誰にも利用されていない土地」であるという点において、「空き地」と解釈できる土地を意味している。テーハス・デヴォルータスをめぐるこうした意味の体系は、今日のブラジルで話されるポルトガル語においても同様に引き継がれている。

1988年憲法の（農地改革に関して規定した）第184条にも、「社会的機能を果たしていないであろう地方不動産」（*o imóvel rural que não esteja cumprindo sua função social*）は、国家の財産へと収用されるという旨が規定されている。すなわち、今日の法制下においても、生産不能となったり用益が放棄されたりした土地は、公有地、つまり「返還された土地」（≒空き地）として、中央政府の管轄下に移譲されるという仕組みとなっている。以下では、断りがない限り、テーハス・デヴォールタスを公有地という語によって表記する。

公有地に対するポセイロたちの活動は、ブラジルが植民地化されたのとほぼ同時期に開始していたと言える。セズマリア制が敷かれていた時代においても、占有は違法ではあったが、小規模な占有地に対しては慣習的な権利として認められ、ポセイロたちが生産や居住といった社会的便益を果たす限りにおいて正当とみなされていた⁴⁵。しかし、やがて植民地エリートたちは、この権利を流用し、法的過程を操作する術を編み出していくことで、国王の財産を徐々に蚕食し、広大な占有地を支配していくことを可能とした。なお、セズマリア制はブラジルが独立し帝政へと移行する直前の1822年に廃止されたが、1850年に新たに土地法（*Lei de Terras*）が制定されるまでの期間は、占有のみが公有地を獲得するための唯一の手段となっていた。

土地の私的所有権（*propriedade privada*）⁴⁶の保証に関しては、1824年に制定されたブラジル帝国憲法（*Constituição Política do Império do Brasil*）の中にすでに盛り込まれていたが、現代につながる土地制度の法的基盤が確立したのは土地法の制定後であった。土地法は1850年に法律第601号として議会を通過した。同法は、公有地と私的所有地の区分を規定し、前者の占有を禁止し、その取得方法を購入のみに限定した。つまり、同法では公有地を不動産市場を介した購入によってのみ合法的に取得可能な商品へと変換することが目指された。土地法成立の背景要因としては、同時期に奴隷貿易が禁止され、新たな労働力としてヨーロッパ系移民の導入が画策されていたことが挙げられる⁴⁷。土地法の施行によっ

⁴⁵ 占有権の正当性に関する規定は、中世ポルトガルのセズマリア法においてもすでに認められていた（Holston 2008: 122）。ホルストンは、ポルトガルとその植民地に適用された慣習法とは、立法を通じて法的に定義されたものであり、植民地期のアフリカなどで実践され、人類学者たちによって検討されてきた、先住民社会における法実践の残余カテゴリーとしての慣習法と混同されるべきではないと言及している（*ibid.*: 332）。

⁴⁶ リマによれば、セズマリア制下においても、1695年以降、財産法にもとづく年税（*foro*）がセズマリアの用益者に対して課されるようになると、用益者たちの間では、セズマリアは、財産権が保証された対象として次第に認識されるようになったという（Lima 2002）。

⁴⁷ 奴隷に替わる新たな労働力を必要としていたプランテーション経営者たちは、同法の枠組みを基盤として労働力の確保を目指した。不動産市場を通じて上がる歳入を移民政策の財源に充てることで、ブラジルへの移民の流れを促進すると同時に、移民たちによる土地へのアクセスを制限することで、プランテーションでの労働力として効率的に取り込むことが目指された。しかし、プランテーション経営者たちによる画策とは裏腹に、土地法を

て目指された政策目標が現実に成功を収めることはなかった一方で、同法の公有地をめぐる規定に関しては、その後も重要な役割を果たした。

ここで、1850年の土地法成立から今日までの、公有地の規定に関する法制史の流れを大まかに概観しておく。ブラジルは1889年に第1共和制への移行し、1891年の憲法（*Constituição da República dos Estados Unidos do Brasil*）の発布を通じて分権的な連邦制国家となった⁴⁸。連邦制への移行により州の権限が強化され、土地行政に関しても州の意向が強く反映されるようになった。そのため、公有地の管理をめぐる立法が中央政府によって行われることは、軍事体制期に至るまでなかった（Holston 2008: 134）。一方、1850年の土地法は、公有地の法的基盤をなす法律の1つとして、今日に至るまで効力を持っている（Alves e Neto 2008）。軍事体制期以降の公有地へのアクセスに関する権利規定に関しては、公有地での農地改革の実施を規定した1964年の土地制定法、土地制定法の規定を憲法のレベルで保証した1988年の憲法、1993年の農地改革調整法、そして、比較的近年にできた法律に関しては、2009年に制定された法定アマゾンにおける占有地に関する調整法（法律第11,952号）⁴⁹などが挙げられる。こうした一連の立法を通じて、それぞれの時代ごとに、公有地をめぐる権利に関して新たな要素が加味されていった。

第3項 ポセイロとグリレイロ

ホルストンは、1850年の土地法が、その後の時代にもわたって及ぼした影響とは、貧しい移民や市民による公有地への合法的なアクセスを遮断し、エリートによる大土地所有制を促進したことであると言及したうえで、同時に、同法の成立は、空前の土地詐欺の時代

基盤に推進されたブラジルの移民政策は、同時代の北米やオーストラリア、アルゼンチンといった国々の移民政策に対し競争力をもちえなかった。なぜなら、例えば、米国で1862年にホームステッド法が可決されたことから窺えるように、移民たちが比較的少ないコストで土地を獲得し自作農になるための可能性は他にも多数存在していたからである。そのため、移民たちは、土地の購入に高い費用がかかり、かつ各地で土地紛争が多発していた当時のブラジルへの移民することにインセンティブを見出さなかった（Holston 2008: 123-36）。

⁴⁸ 1891年の共和国憲法には、公有地の開発に関する方針を各州の立法に委ねる条項（第64条）が盛り込まれており、それにもとづき、1895年のサン・パウロ州法第323号のように、公有地の開発を推進するための法整備がそれぞれの州ごとに進められていった（Piava 2008: 38）。19世紀後半以降のサン・パウロ州やパラナー州で見られた奥地への植民地化は、このような形で進められていった。

⁴⁹ 同法にもとづき、2009年にはMDAによって「合法的な土地計画」（Programa da Terra Legal: Terra Legal）という政策が開始されることになった。同政策を通じて、アマゾンの占有地で小規模農業を営むポセイロたちに対する占有地の正則化、すなわち、私的所有権の付与が推進されることとなった。この問題に関しては、本論の第4章にて取り上げる。また、先行研究としてはCampbell（2015）を参照。

が到来したことの契機でもあったと指摘している (Holston 2008: 134-8)。彼が指摘したように、土地法が、所有地の獲得にむけた戦略をそれぞれの社会層ごとに分離し、その後の人口動態へも影響を与えたことは、アマゾン以外の諸地域の状況に鑑みた場合に確かであると言える。しかし、同様の理解を、1964年の土地制定法の成立以降のアマゾンの状況へと当てはめることには限界があると言わざるを得ない。

その一方で、ホルストンが指摘したように、公有地への合法的なアクセスを遮断された貧困層の間で、違法な占有地の合法化を通じて所有地獲得を達成する技法が醸成され、今日の土地問題を特徴づけているポセイロやグリレイロといった主要なアクターが、歴史の舞台に登場してきたということは重要な点である。以下では、19世紀後半から現代にいたるまで観察されてきた両者の実践について、法制度の変遷過程にも注目しながら考察する。そして、彼らの戦略がその後のアマゾン植民地という状況へといかに接合されていったのかを検討する。

まずは、ポセイロに関して考察するため、19世紀後半におけるポセイロたちをめぐる状況について触れておく。前述したように、土地法では、公有地に対する占有は違法とされていた。しかし、より厳密に言うなら、セズマリア制下と同様に、土地法においても小規模な占有地は、社会的便益を果たす形で用益 (*usufruto*) される限りにおいて、正当と見なされていた。一方、それは占有が行使された状態においてのみ有効であり、それが将来的に正当な所有地へと変換される可能性は閉ざされていた。しかし、中央政府によって課された土地法の規定は、占有権 (*posse*) と時効取得権 (*usucapião*) という、民法上重要な権利の規定と矛盾する形となっていた。両者の権利はローマ法⁵⁰以来の伝統によって裏付けられており、私的所有権の根源をなす権利の体系でもあった⁵¹。

公有地の取得に関する土地法の規定が、これらの権利と照合して不当であることは、当時の指導的な法学者たちからも指摘されていた (*ibid.*: 140)。また、セズマリア制下と同様に、公有地に対する占有を通じて利益を得ていたのは、貧しい開拓者に限ったことではなく、占有を通じて奥地への植民地化を推進するエリート層に関しても同様であった。そのため、公有地に対する土地法上の規定と民法上の規定の間の衝突は、中央政府と在地勢力

⁵⁰ ブラジルの民法において、ローマ法に由来する占有権の体系が確立されていく過程で重要な影響をもたらしたのは、19世紀のドイツのローマ法学者であるサヴィニー (Friedrich Carl von Savigny) とイエーリング (Rudolf von Jhering) の学説であった (Holston 1991: 715)。

⁵¹ ある対象物が誰に属しているかを最終的に決定するうえで、最も有力な根拠となるのは、実際にそれを所持・占有し、用益している者に帰される。その権利を規定しているのは、時効取得権である。これは英米法 (*common law*) における重要な原則であるが、各国の法体系の雑多な集合として形成されたブラジル法においても、この原則が重要性を持っている。

との間の対立としても発展していった。こうした背景により、その後の時代には、憲法や民法の中に公有地の占有に関するより具体的な権利規定が順次盛り込まれていくこととなった。

それでは、現行の民法（法律第10,406号）との関連において、ポセイロはどのように定義することができるだろうか。ポセイロという語はポルトガル語の「ポスイ」(*posse*)という概念から派生している。ポスイとは財産法上の概念としては「占有権」を意味し、「所有権」(*propriedade*)とは峻別される（英語でいう“*possession*”と“*property*”にそれぞれ対応する）。両者の峻別は、ブラジルを含め、近代の自由主義諸国家の財産法にも広く共通してみられる体系である。

まず、所有権とは所有者が財に対して排他的に及ぼす権利であり、両者の関係の中に本来的に備わっている性質である。この所有権の法的な証拠となるものが権原 (*título*) であり、不動産 (*imóvel*) に関して言えば、最終証書 (*escritura definitiva*) がそれにあたる。また、農地改革などを通じて、最終証書を発行し、政策的に所有権を認定することは「権原の付与」(*titulação*) と呼ばれる。

一方、占有権とは、占有者が財に対して所持や占有といった働きかけを継続的に行使している限りにおいて認められる権利である。所有が不変の「性質」である一方、占有は可変的な「状態」であり、法的係争において、前者の権利は後者に優越する。また、占有権が成立する条件としては、民法の第1,200条が規定している様に、(1) 占有が暴力的であったり、(2) 内密であったり、(3) 不安定であったりしてはいけない。

不動産に関する概念との関係においては、ポスイという言葉は「占有地」そのものを意味し、とりわけ、ポセイロをめぐる問題との関連においては、公有地の占有を通じて形成された占有地のことを指す。そして、占有地に対しては、(A) 効果的耕作 (*cultura efetiva*) と (B) 平常的居住 (*morada habitual*) といった用益を通じて、「占有地の権利」(*direito de posse*) が発生する。占有地の権利に関しては、それを一元的に規定する単一の法律があるわけではなく、どの法律に準拠するかによって、それが発生する条件やそこから引き出される利益の内容は異なり、それぞれの地域ごとの規定においても異なっている。また、権利の内容や適用範囲は時代ごとの立法によっても変遷するものである。現行法の規定との関連で定義するならば以下の通りである。

1つは民法の第1,238条の不動産の時効取得に関する規定であり、15年間にわたり中断や係争を伴わずに占有を保持した場合は、占有者には権原が付与されることとなる。小規模の土地に関しては、1964年の土地制定法と1981年の時効取得法（法律第6,969号）がより有利に適用される。前者に関しては、その第97条で、公有地を1年間占有した者は地方

不動産の監査規格の1区画を取得するための優遇を得ることが規定されている。そして、さらに4年間占有を継続し生産的に利用した場合、占有者は権原の請求権を獲得する。後者に関しては、その第1条で、地方域の土地を占有し5年間生産的に利用した場合、25haを上限に権原の請求権を獲得すると規定されている。つまり、占有地の権利とは、所有権に準じる財産権であり、その後の請求手続きと登記や納税といった義務の履行を通じて、占有地を所有地へと変換することが可能となる権利を指す。また、占有地の権利に立脚することで、公有地に関しては、最大で3,000 haまで、合法的に獲得することが可能となる(Binswanger 1991: 823)。

ポセイロに加え、占有地の作成に従事するアクターとして、グリレイロが挙げられる。グリレイロとは、ポルトガル語の慣用語であり、詐欺的な手法により土地から利益を上げる者のことである。また、その派生語として、グリレイロによって作成された法的根拠の曖昧な土地はグリロ (*grilo*) と呼ばれ、グリロの作成と取引に関わる一連の行為はグリラージェン (*grilagem*) と呼ばれる⁵²。なぜ、この行為が詐欺と見なされるかと言えば、占有地の権利をもとに作成した土地を、私的所有権を伴った（つまり、合法的に売買可能な）物件であるかのように偽装することで、不当に利益を上げる行為であるからだ。あるいは、当人限りにおいて合法であるはずの占有地を、他者に売買する行為であるからとも言えるだろう。そのため、グリレイロとはポセイロの一類型であり、かつまた、占有地の獲得を通じてある程度の財産を築いたポセイロは、その一部を他者に売却することでグリレイロとなっていく。もちろん、外部者の視点からは、どの土地がグリロで、どの人物がグリレイロであるかということを確認に特定することはできない。

それでは、どういった手続きや処置をとることで占有地はグリロへと形成されていくのか、具体的に触れてみよう。グリラージェンは、都市域と地方域を問わず実践され、大方共通した手法が用いられる。ここでは、ホルストンによる都市郊外に関する事例も参照しながら記述する。グリラージェンは、地所の管理と書類の作成を通じて、合法性の見せかけを形式的に生み出していくことから着手される。前者に関しては、獲得した占有地に対して、行政の定める基準にもとづき区画を割り、社会的便益を果たしていることを示す設備（住宅や農場設備など）を設置することで外観を整備する。そして、後者に関しては、地所に関する手続きが正当に進められたことを証明する文書を蓄積させていく。それらに

⁵² グリロの本来の意味は「コオロギ」である。なぜ不法な土地のことグリロと呼ぶようになったのかに関しては様々な説がある。例えば、グリレイロが土地に関する文書を偽造する際、コオロギとともに箱に入れることで、コオロギによって文書を糞で汚させ、齧らせるなどして、その見せかけがあたかも経年劣化した本物であるかのように仕立てたことに由来するといった説がある。

は、例えば、領収書、測量図、嘆願書、納税証、抵当証、許可状、契約証といった具合に、様々な文書が含まれる (Holston 2008: 138)。

これらの関係書類一式の複写物は地域の登記事務所 (*cartório*) へと登録・保管される。登記事務所は公証人 (*tabelião*) によって運営される民間の事務所であり、あらゆる個人や法人によって利用可能である⁵³。そこに文書を登記することによって、取引の際に交わされた手続きには信憑性と公共性が創出される。当事者間で地所の売買が成立すれば、その際に交わされた書類も、登記事務所に保管され、所有の正当性を示す新たな根拠がそこに上乗せされる。こうして、この過程の各段階が記録されていくことで、その地所に関する歴史が上乗せされる。

この過程では虚偽と真実、不正と正当、違法と適法とが複雑に入り組み合う形で進展する。虚偽にもとづき証拠が作成されるが、それはやがて正当な手続きによって処理され、そして、その手続き自体が適法性の根拠を生み出すという流れを踏む。そして、土地が分割され売買されると、購入者たちはこの過程に巻き込まれていくが、それはグリレイロにとっての重要な戦略の一部である。販売によってグリレイロは利益を獲得する。それ自体が彼にとって1つの目標の達成ではあるが、それと同時に、より上位の目標を達成するうえでの1つの段階でもある。なぜなら、複数の当事者が巻き込まれ、事態がさらに複雑化することは、所有の正当性をさらに強固なものとするうえで重要な意味を持っているからである。

こうした膠着状態が生み出されることで、行政側は介入の手立てを失っていく。こうした事態に直面して、当局は最終的に権原を付与するなどの特例的な法的措置を取らざるを得なくなる。こうした行政側の対応を通じて、「詐欺は法の中に加担者を見つけ出し」、違法性は合法性を獲得することとなる (ibid.: 139)。ブラジルのすべての主要都市の郊外は、このような過程を通じて拡大した。当局によって取られるこうした所有権の認定手続きは

⁵³ 登記事務所は、大都市だけでなく、小規模な自治体の市街地などでも一般的に見られる。文書の公証所 (*tabelionato de notas*)、不動産登記所 (*registro de imóveis*)、文書保管所 (*cartório*) といった複数の業務を担当していることが多いが、一般的に人々の間では一括して「カルトーリオ」と呼ばれている。本論では、このカルトーリオに「登記事務所」という訳語を当てた。登記事務所では、手数料を支払うことで、誰もが上記のようなサービスを利用し、また登記記録を請求・閲覧することができる。運営者である公証人とは、主に法律家であり、政府によって認可された終身資格である。次章以降の議論でしばしば登場する組合に関しても、登記事務所によって法人としての登録と公証がなされていた。また、関連してであるが、フォワレイカーは、アマゾン・フロンティアでは、こうした民間の登記事務所が急増し、そこには主に南部の不在地主によって手懐けられた現地の公証人が配置され、不在地主のグリラージェンにもとづく土地ビジネスに加担していると指摘している (Faweraker 1981: 110)。

「正則化」と呼ばれる。INCRA が地方域において、農地改革の一環として従事している主要な業務の1つが、こうした過程を通じて公有地に形成された占有地に、正則化の処置を施すことである。

これまで考察を進めてきたように、1850年の土地法の制定以降の体制は、一般大衆による公有地の合法的獲得を阻害し、人口の大部分が大西洋沿岸地域へと集中するというブラジル特有の人口分布を生み出してきた。そして、占有地の作成とグリラージェンという組合せにもとづく、所有地獲得の知識と技法を人々の間に醸成させた。この状況が劇的に転換したのは1964年に土地制定法が制定され、公有地の取得をめぐる新たな法体制が打ち出されて以降である。この法は軍事政権によって同政権が成立したのと同年に制定されている。すなわち、同法は、すでに第2節で考察したアマゾン植民地化という事業との関連において制定されたものである。

違法性を合法化するための技術として生み出された占有とグリラージェンの組み合わせは、所有権の認定を可能とする諸制度の到来を待たずに急速にフロンティアが前進していくアマゾンの状況下において、能率的に所有地を作成していくうえで絶大な効力を発揮した。土地制定法の成立以降、同法によって是認された占有者の権利にもとづき、アマゾンの広範な面積が占有地へとつくり変えられていった。また、この過程には、小規模開拓者や土地なしたちとの結託を通じて、土地投機家、放牧業者、木材業者といったエリート層も参入していった。こうした状況は、「占有地産業」(*indústria de posse*) と呼ばれ、アマゾン植民地化の初期から懸念されてきた(Nascimento 1985: 451)⁵⁴。

民主化以降から今日へとつながる状況下においては、アマゾンにおける所有地作成に向けた事業は、土地なし運動という市民参加の過程も交え、政策的資源の分配に向けた導管を充実化・多様化させていった。こうした制度的基盤の充実もあいまって、今日のアマゾンにおける占有地産業は、さらなる興隆を見せているというのが、筆者のフィールドワークを通じた印象である。次章以降の各章では、ノルタウンに関する民族誌的事例を通じて、こうしたアマゾンにおける所有地作成をめぐる諸事業の複数の局面を、農地改革と土地なし運動という文脈に即した形で考察する。

⁵⁴ また、民主化以降に制定された農地改革法においても、「農地改革の基本方針」の土地の使用許可に関する項目でも、「占有地産業」に関する言及が見られる。

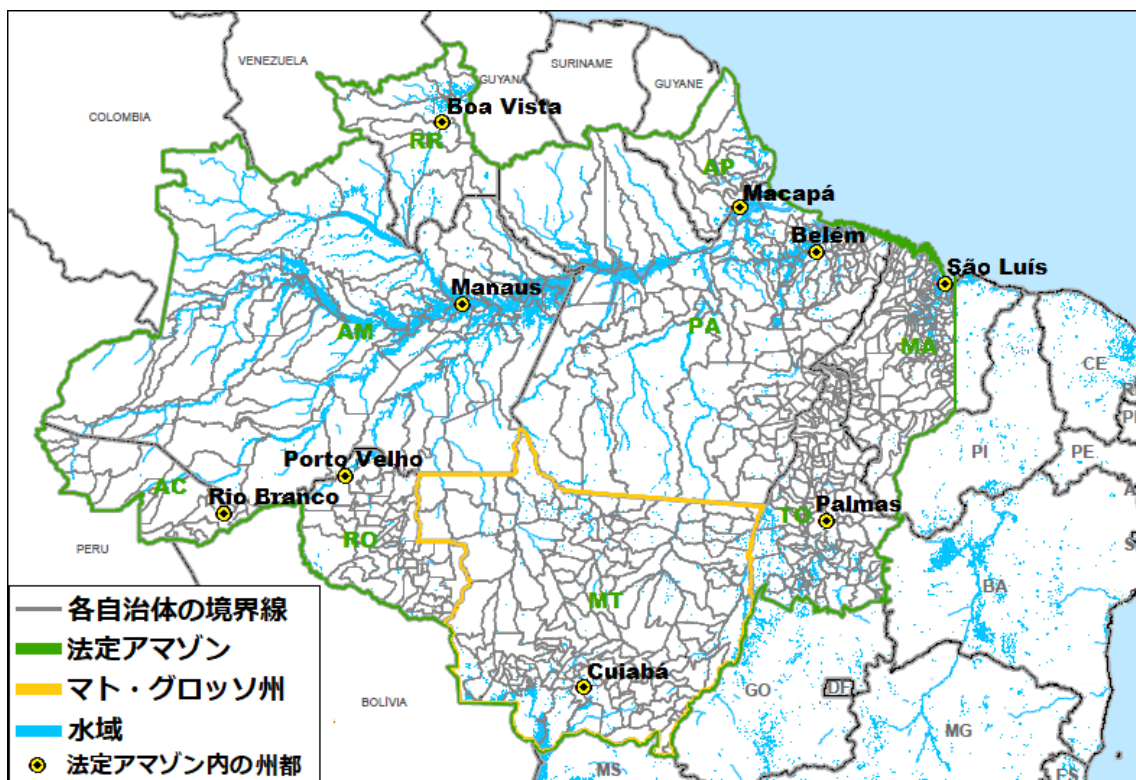


図 2-1 法定アマゾン内の自治体の分布
出所: IBGE (2014) をもとに筆者作成

表 2-1 本論で言及する法律の一覧

制定年月日	番号	本論での名称／内容	ポルトガル語
1824年3月25日	—	ブラジル帝国憲法	Constituição Política do Império do Brasil
1850年9月18日	法律第 601 号	土地法	Lei das Terras
1891年2月24日	—	ブラジル共和国憲法	Constituição da República dos Estados Unidos do Brasil
1943年3月1日	法令第 5,452 号	統合労働法	Consolidação das Leis do Trabalho
1963年3月2日	法律第 4,214 号	地方労働者法	Estatuto de Trabalhador Rural
1964年11月30日	法律第 4,504 号	土地制定法	Estatuto de Terra
1966年10月27日	法律第 5,173 号	SUDAM の設立と法定アマゾン制定	Lei Nº 5.173
1970年6月16日	法令第 1,106 号	国家統合計画	Decreto-Lei Nº 1.106
1970年7月9日	法令第 1,110 号	INCRA の設立	Decreto-Lei Nº 1.110
1971年4月1日	法令第 1,164 号	連邦道路の両側 100 km の土地収用	Decreto-Lei Nº 1.164
1981年12月10日	法律第 6,969 号	時効取得法	Lei Nº 6.969
1985年10月10日	法令第 91,766 号	国立農地改革計画	Plano Nacional de Reforma Agrária
1988年10月5日	—	ブラジル連邦共和国憲法 (1988年憲法)	Constituição da República Federativa do Brasil de 1988
1993年2月25日	法律第 8,629 号	憲法の農地改革に関する事項の調整法	Lei Nº 8.629
2002年10月1日	法律第 10,406 号	民法	Código Civil
2009年6月25日	法律第 11.952 号	法定アマゾンでの占有地の正則化	Lei Nº 11.952
2012年3月25日	法律第 12,651 号	ブラジル森林法	Código Florestal Brasileiro
2016年9月29日	政令第 8,865 号	MDA の廃止と機能移転	Decreto Nº 8.865

出所: Presidência da República, Casa Civil (n. d.) をもとに筆者作成

表 2-2 本論に登場する各自治体における監査規格

自治体	監査規格 (ha)	小規模所有地 (1~4 規格)	中規模所有地 (4~15 規格)	大規模所有地 (15 規格~)
サウン・イリネウ	90	90~360	360~1,350	1,350~
スイノーピ				
イタニャンガー	100	100~400	400~1,500	1,500~
マデイランヂア				
イパチンガ				
ジュアラ				
モンチ・スィアウン				
クプアスー				
グァララーピス				
(以下、マト・グロッソ中南部) クイアバ				
ヴァルゼア・グランヂ	70	70~280	280~1,050	1,050~
ブラガンサ	80	80~320	320~1,200	1,200~

出所: INCRA (2013) をもとに筆者作成

表 2-3 農業開発省の設立と統廃合の過程

年	政権	農業開発省	農業省	関連事項
1970	メーデスイ	—	農業省	・INCRA を設立し、農業省のもとに配置。
1982	フィゲイレード	土地問題特別省 (MEAF)	農業省	・国立土地問題計画の実施のため、MEAF を設立し、その下に INCRA を配置。 ・GETAT と GEVAM を設立。
1985	サルネイ	農地改革開発省 (MIRAD)		・民主制への移行。 ・PNRA の実施機関として、MIRAD を設立。 ・1988 年憲法の制定。
1990	コロル・ヂ・メッロ	農業農地改革省		・MIRAD を廃止し、農業省と統合し、その下に、INCRA を配置。
1992	フランコ	農業供給農地改革省		
1996	カルドーズ	土地政策特別省 (MAPF)	農業供給省	・土地問題を扱う機関を再設し、その下に、INCRA を配置。 ・農業供給省から機能を分離。 ・政権 2 期目に特別省から省へと昇格。
1999				
2003	ルーラ	農業開発省 (MDA)	農業畜産供給省 (MAPA)	・PT 政権の成立。 ・MDA と MAPA の並立体制を継承・維持。
2010	フセーフィ			
2016	テメル	—		・MDA を廃止し、家族農業・農業気合発特別事務局 (SEAD) へと降格。その下に、INCRA を配置。

出所: SEAD (n. d.) をもとに筆者作成

第3章 キャンプにおける所有地の作成

第1節 キャンプの形成

第1項 占拠の始まり

本章以降では、農地改革の過程に付随して発生する所有地作成の諸相に関して、ノルタウン各地に関する民族誌的事例を通じて考察していく。本章では筆者が2013年から2015年にかけての期間中に複数回にわたって訪問・滞在し、調査を実施したキャンプ・ブリチ（Acampamento Buriti）に関する事例を取り上げ、この3年間にまたがる調査期間中に観察したキャンプの変遷過程について考察する。なお、本章の事例が、農地改革の全体の進行過程の中でどの段階にあたり、また、キャンプ参加者たちがどのような展望のもと、この過程に関与しているのかを明確化するため、本章の終わりに表3-1を配した。本章の事例は主に表の1から3の段階へと移行する過程に注目したものである。

詳しい議論に入る前に、筆者がブラジルで土地なし運動についてのフィールドワークを実施するに至った経緯、そして、ノルタウンの土地なしキャンプという調査地へと辿り着いた背景について触れておく。フィールドワークに着手する以前、筆者にとっての中心的な関心とは、ブラジルの土地なし運動の社会運動としての側面であった。筆者は2012年11月にブラジルでのフィールドワークを開始した。それまで筆者は、日本を含めたブラジル内外の左翼の論壇において登場するMSTに関する表象、すなわち富の不平等という問題を土地の占拠という実力行使を通じて改善していく革新的な社会運動としての描写と、それに対する批判を中心的な情報源に、土地なし運動に関するアンビヴァレントなイメージを醸成させてきた。

MSTとトランス・ナショナルな社会運動のネットワーク、そして両者に親和的な立場を取る左翼アカデミックが、MSTに関する言説を共有⁵⁵している状況について、デスランデスは、「MSTは反資本主義者たちにとって究極にロマンティックな夢を象徴している」と指摘している（Deslandes 2009: 159）。MSTは情報戦略に長けた運動であり、彼らの駆使するプロパガンダには、「多国籍企業への対抗」、「土地占拠」、「農地改革」、「持続可能な農業」、「参加型民主主義」、「ラテンアメリカ最大の社会運動」といった一連の標語が散りばめられ、「新自由主義グローバリズム」に対して代替的な社会のモデルを希求する活動家や研究者たちを惹きつける要素が豊富に含まれている。こうした背景から、MSTに関する理想化

⁵⁵ こうした言説に関しては、例えば、Notes from Nowhere (2003)、Dawson (2009)、グレーバー (2009)、Ondetti (2011) などが挙げられる。

された描写が左翼の論壇には氾濫していた。

むろん、MSTに関するそうした表象が、現実とは大きく乖離している点についても、筆者はフィールドワークに臨む以前から把握していた。それは、ブラジル国内における世論調査⁵⁶などから得られる情報からも把握することができたし、彼らの引き起した様々な破壊活動に関しても、しばしばブラジル国内のメディアにおいて非難的となっていた⁵⁷。また、研究者たちの間でも、MSTの言説には表出してこないような、様々な非公式な側面に関しても光が当てられてきた⁵⁸。筆者は、こうした背景情報をふまえたうえで、それではなぜ、ブラジルではこうした土地の占拠という活動が、農地改革として機能し、それが社会運動という形式で実践されるのか、そして、その実践がいかなる状況において可能となっているのかという問題を立て、調査に臨んだ。

2012年の時点で、ブラジリアに滞在していた筆者は、当時MDAに勤務していた友人やブラジリア大学の研究者たちの協力を通じて、土地なし問題に関わる専門家たちネットワークを広げ、最終的に、マト・グロッソ連邦大学(Universidade Federal de Mato Grosso: UFMT)の公衆衛生学者でMSTとも深いつながりを持つピグナッチ教授とコンタクトを取ることになった。そして、クイアバのMSTの事務局でミリタントから協力を取り付け、マト・グロッソ南東部の自治体カンペズィーナ(Campesina)にある小規模な入植地に短期間滞在することができた。そこはMSTの運動を通じて設立された入植地であり、筆者はミリタントのリーダーを務める入植者の家庭に滞在させてもらうことができた。

カンペズィーナでの滞在后、筆者はMSTから州内の他地域のキャンプでの調査許可ももらっていた。しかし、その後、MSTからは彼らの「内部事情」を理由に、調査の実施を突然拒否される結果となってしまった。その数日後、ピグナッチからは筆者に対して、MSTではないが、州内で活動する別の土地なしたちの運動組織であるFETAGRIのもとに結成されたキャンプ・ブリチで調査を実施してみても、という提案があった。しかし、それは、あくまでただの提案であり、彼自身はFETAGRIの活動とはかかわっておらず、そ

⁵⁶ ブラジルの大手世論調査会社であるIBOPEが発表したブラジル市民を対象としたMSTのイメージに関する世論調査では、被調査者の92%が、MSTによる土地占拠活動は不法侵入であると非難し、彼らが土地改革という目標に非暴力で従事しなければならないと回答した(Froufe 2009)。

⁵⁷ ブラジルでは、MSTによるモンサント社の遺伝子組み換え作物の実験施設への襲撃や“Cutrale”社のオレンジ・プランテーションでの破壊活動(Scolese 2009)などが、彼ら活動の違法性と暴力性を顕在化させる事件として報じられてきた。

⁵⁸ ブラジル地方社会を専門とする人類学者のスイガウドは、「土地なしの大集団は存在しない」と指摘している(Sigaud 2005: 270)。また、生態学者のファーンサイドは、MSTの入植者たちによるアマゾンでの違法な森林伐採と木材の転売に関して考察している(Fearnside 2008)。

の関係者に誰か知り合いがいるというわけでもなかった。そうした状況の中、筆者はそこでの調査を試みることになった。

フィールドワークに先立ち筆者が用意していた問いは、キャンプ・ブリチを理解するうえで、何ら役に立つものではなかった。それは、キャンプ参加者たちが土地なし運動という形式性を通じて進めていた事業が、農地改革が主眼とする目標とは、そもそも大きく乖離したものであったからであった。そして、キャンプ・ブリチでの調査を通じて獲得された土地なし運動への理解は、その後、筆者がノルタウンの他地域で調査を実施することになった MST の参加者たちを理解するうえで、そのまま適応することが可能であった。

本章を通じて考察するのは、INCRA や土地なし運動によって主唱される農地改革と並行する形で、キャンプ参加者たちによって1つの事業が展開していった過程である。それは筆者が調査を続けてきた期間を通じて、最終的に顕在化していった。すなわちその事業とは、本論の中心主題である占有を通じた私的所有地の擬製である。そして、この事業は本章以降の各章で取り上げるように異なる地域や条件においても、ノルタウンに暮らす諸個人によって様々なヴァージョンとして繰り返し試みられているものであった。

第2項 土地なし運動の展開

キャンプ・ブリチは、自治体サウン・イリネウ (São Irineu) を構成するブリチ地区に建てられ、クイアバから北に 160 km の場所に位置していた。近年、この地域は都市部から多くの観光客を惹きつけており、地区の中心地であるブリチのアグロヴィラでは旅行産業が発展しつつあった。キャンプ・ブリチはアグロヴィラから約 200 m の地点に位置していた。筆者が前述した経緯を経て、最終的にこのキャンプにたどり着いたのは 2013 年 2 月のことであった。その際、それまで筆者のフィールドワークを支援してくれていたクイアバに暮らす友人家族が、以前に観光で何度かブリチを訪れたことがあったということもあり、筆者をキャンプまで送り届けてくれた。そして、ポルトガル語が当時まだ未熟であった筆者に代わり、キャンプの組合のリーダーたちに事情を説明し、滞在の許可を取り付けてくれた。

この時の滞在では、筆者はキャンプの参加者 (*acampado*) で、組合のリーダーの 1 人であったイヴェーチという女性のバラックに滞在させてもらうことができた。彼女はすでに夫と離婚しており、2 人の息子も自立していたので、土地を取得し農場での暮らしを始めたいと思い、キャンプへの参加を決めたと語っていた。彼女にはサウン・イリネウの市街地に暮らす両親や親族がおり、また、周辺の都市であるルーカス・ド・ヒオ・ヴェルデにも住居を持っていた。そのため、彼女はそれら複数の場所を行き来する生活を送っており、

筆者がキャンプに滞在中も、しばしばバラックを留守にしていることが多かった。また、この時期以降の訪問に際して、イヴェーチとはキャンプで会うことはなかった。しかし、以下の各節でも詳しく言及するように、参加者たちの中でとりわけ筆者と親しくしてくれていた友人たちが滞在場所を提供してくれたこともあり、調査を継続することに大きな支障はなかった。

キャンプ・ブリチが設立されたのは2012年4月のことであった。サウン・イリネウの労働組合の会長イナースィオの立案により、周辺に位置するファゼンダ・チグリーニャの収用と分配を INCRA に求める目的のもとで結成された。このファゼンダ⁵⁹は、行政区としてはサウン・イリネウに隣接する自治体ブラガンサ (Bragança) に属していたが、ブリチからは両自治体の境界をなすクイアバ川 (Rio Cuiabá) を挟んで、程近い地点に位置していた。かつて、この辺り一帯はファゼンダ・グレーバ・ペキゼイロであった。キャンプは、ファゼンダに設置された小型飛行機用の滑走路の跡地に立地していた。そこには50戸ほどのバラックが一行列に向かい合わせに並んでいた。それらのバラックは、いずれも粗末なものであり、キャンプは土地なし運動のための過渡的な居住を目的として建てられたものであるという筆者の理解とよく合致していた。それぞれのバラックはいくつかの共通する特徴を持っていた。

バラックの柱、梁、尾根といった構造に関しては、周辺から切り出してきた樹木によって組まれていた。屋根に関しては、雨漏りを防ぐためにプラスチック・シートで覆った後、強い日差しによる過熱を防ぐために周辺に生育する椰子の一種であるババス (*babaçu: Attalea speciosa*) の枝葉で葺かれていた。また、ババスの枝葉は壁の材料としても利用されていた。一方、内部に関しては、床は剥き出しの地面であり、寝室として利用されるスペースにはベッドが置かれ、浴室には水洗トイレが設置され、尿尿は地下に浸透させる仕組みになっていた。電気が通っていないため、室内に電化製品はほとんど見当たらなかった。

⁵⁹ 前章では地方不動産の監査規格との関係で、所有地の規模に関する法的分類と経済活動の規模との対応関係について言及した。一方、人々が「農場」を規模に応じて分類する際に用いる用語と監査規格による分類は完全に一致していない。農場を示す用語には面積の大きい順から、(1) ファゼンダ、(2) スィチオ (*sítio*)、(3) シャーカラ (*chácara*) がある。ファゼンダは、マト・グロッソでは、大抵1,000ha以上のものを呼ぶ。大規模なファゼンダは数十万haにも及ぶ。本論では、ファゼンダに関しては、この語の持つ多義性をふまえて、あえて訳語は当てないことにする。スィチオは、ファゼンダ未満の面積規模の地方不動産であり、数十haから数百haの面積である。つまり、スィチオは監査規格で言う小規模・中規模所有地にあたる。主に、自営農によって保有され、日本語でいう「農場」の感覚に近いものであるため、本論ではこの語に関しては「農場」という訳語を当てた。そして、シャーカラに関しては、10ha未満の小規模なものを指す。一方、都市生活者たちが、休日などを過ごすために都市郊外に持つ菜園付きの別荘に関してもシャーカラと呼ばれる。そのため、本論ではシャーカラに関しては、「菜園」という訳語を当てた。

生活用水に関しては、1日のうちの特定の時間にキャンプの脇に建つ給水塔を介して分配され、ホースが自分の所に回ってきたら、バラックの脇に設置されたプラスチック製の1,000ℓほどの容量の貯水桶にためておく形で利用されていた。これは近くの丘陵地からの湧水をポンプでくみ上げられたものであり、直接飲むことができ、参加者たちはその味を絶賛していた。また、調理に関しては、いずれの住人達もガスレンジとガスボンベを利用していた。当然のことながら、バラックの形態は世帯によって異なっており、煉瓦と粘土で組み煮炊きに利用するための竈 (*fogão*) が設けられていたり、日中を快適に過ごすためにヴァランダ (*varanda*)⁶⁰が広く取られていたり様々であった。

参加者たちのターゲットであるファゼンダ・チグリーニャに関して、イナースイオらが調査⁶¹を通じて明らかにしたのは、このファゼンダが権原によって裏付けられた合法的な所有地の範囲を越えて耕作地を広げてきたこと、そして、その後、耕作を放棄した状態にしてきたことであった。キャンプの参加者たちは、ファゼンダのこうした状況を、「グリロ」と呼んでいた。このファゼンダの土地をめぐるのは、すでに訴訟の段階へと移行していたが、所有者は INCRA が提示した補償金額には同意せず、占有権にもとづきファゼンダを保持する構えを示したため、係争過程は膠着状態へともつれ込んでいた。

これまで、ファゼンダ・チグリーニャの土地をめぐるのは、FETAGRIには属さない別の土地なしの組合が、数回にわたって侵入と占拠を繰り返していたが、彼らは警察隊の出動によって強制的に立ち退きを命じられた。彼らは最終的にブラガンサにあるファゼンダ・セーハ・グランヂの廃墟を利用する形で新たなキャンプを形成し、2013年の時点では100世帯を超える参加者たちがバラック生活をしていた。この時点では、セーハ・グランヂのキャンプは、ブリチよりも多くの参加者たちを惹きつけていた。その要因の1つに、ここではファゼンダの頃に敷設された電源設備がまだ機能しており、比較的生活に便利であったことが挙げられる。ブリチの参加者の中には、例えば組合のリーダーの1人であったクラーラのように、その後、セーハ・グランヂの方へと流れていく者たちも若干見られた。

セーハ・グランヂの土地なしの組合や、あるいはMSTの行動に顕著に見られるように、

⁶⁰ 家屋から広く張り出した庇によって覆われたスペースで、ブラジルのどの家屋でも一般的に見られる。ポルトガル語で言うヴァランダは、「ベランダ」の語源ではあるが、2階以上の部分に設けられたバルコニー状のものとは異なる。なお、筆者が見た限り、市街地を含めマト・グロッソの一軒家では、どんなに広い家でも、2階建てのものはあまり一般的ではない。

⁶¹ INCRA のデータベースである地方不動産認証システム (*Sistema de Certificação de Imóveis Rurais*) はオープン・アクセスであり、INCRA のホームページから同機関に登録されている地方不動産に関する情報を検索し閲覧することができる。同システムは土地なし運動によって活用される主要な情報源の1つである。

土地なし運動では侵入や占拠といった急進的な手法がとられることが多い。とりわけ、MSTにとっては、実際の土地獲得に至る過程が制度化された手続きであったとしても、そうした手法には示威行為としての意味合いも込められている。その一方で、FETAGRIは土地なし運動としては、より穏健な性格を持つ。クイアバのFETAGRIの事務局を筆者が訪問した際に、職員の1人が説明したように、彼らの活動とは、「社会運動ではなく事業体 (*empresa*) である。」とのことであった。彼らはファゼンダの分配をINCRAに要求するにしても、侵入や占拠といった手段を取らない。その参加者たちの多くも、MSTのような社会運動に関しては、「馬鹿げている」、あるいは「自分たちはそんなことはしない」といった見解を語る者がほとんどであった。さらには、ブリチの参加者たちに関しては、そもそもMSTの存在自体を知らないという人の方が多かった。

キャンプ・ブリチがアグロヴィラに隣接する空地を用地に選定したのも、アグロヴィラで参加者たちが雇用を見つけ、子供たちがそこで学校に通えるようにするという現実的な理由からであった。アグロヴィラとは、地方域での生活の中心地であり、ブリチに関しては200軒ほどの家屋が建ち並び、都市的な特徴を兼ね備えた空間となっていた。そこには学校、診療所、警察の派出所などの公共機関、スーパー、ガソリンスタンド、建設資材店といった商店、各宗派のキリスト教会などが立地しており、キャンプの参加者たちは、こうしたアグロヴィラの機能に容易にアクセスすることができた。また前述したように、近年、この地域は観光産業の発展が目覚しく、宿泊施設、レストラン、旅行代理店が多数建ち並び、それらが建設労働や給仕など、参加者たちに雇用を提供していた。

しかし、ターゲットとしているファゼンダを直接占拠しないのであれば、わざわざ別な場所にキャンプを建てて、そこで不便な生活を送らなくとも、自宅でINCRAによる手続きが完了するのを待っていれば良いのではないかという疑問が筆者に浮かんできた。この疑問に対して参加者の1人タチアナは、「キャンプなしに土地なし運動はあり得ない」(*Não existe movimento sem terra sem acampamento.*)と説明してくれた。つまり、こうした何らかの積極的な要求活動なしに行政手続きが前進することはまったく期待できないというのが、彼女の示唆するところであった。キャンプと運動が不可分なことは確かであるが、実際のところ、筆者が予想したように、キャンプ・ブリチの組合員でINCRAに受益者として登録 (*inscrição*) している者たちの大多数はキャンプで生活してはおらず、各登録グループの代表者などが中心となってキャンプでの活動が維持されていた。

FETAGRIの特徴とは、それが土地なしだけでなく、地方労働者全般と入植者を含めた小規模生産者全般を組合員としているという点である。また、土地なし運動としては州内最大の規模を持ち、ほぼすべての自治体に農業労働組合 (STR) と呼ばれる支部を持っている

る。一般的に、これらの支部は、組合員たちの間では単に「労働組合」と呼ばれている。そして、この自治体レベルの労働組合のさらに下位に、それぞれの地域や活動ごとの組合が置かれており、それらが INCRA の政策利益の実際上の受益集団となっている。

冒頭で言及したキャンプの組合は正式にはキャンプ・ブリチ組合 (Associação do Acampamento Buriti) という名称を持ち、公証人によって登記事務所に登録され、法人格 (*peessoa juridica*) を持つ団体である。会長 (*presidente*)、副会長 (*vice-presidente*)、会計役 (*tesoureiro*)、監査役 (*conselho fiscal*) といったリーダーの役職を擁している。キャンプ・ブリチ組合の場合、会長はジョアウンという男性が、副会長はクレウーザという女性が務めていた。冒頭に登場したイヴェーチは2名いる会計役の1人であったが、その後、役職から離れた。そして、監査役は4人が務めていた。

ここまで言及してきたような FETAGRI の穏健性、広範な組織網、階層性といった特徴は、第2章でも言及したように、CONTAG を頂点とする農業労働組合の組織体系が軍事体制期に体制内労働組合として創設されたことに由来している。また、こうした背景から、FETAGRI と MST の両者は、それぞれ互いに相容れない存在として認識し、対立関係を築いている。

第3項 キャンプ周辺の概況

サウン・イリネウは、ノルタウンの南端部を構成している自治体の1つで、2010年の時点で人口は15,002人であった (IBGE 2010b)。その市街地は、BR-163号の沿線上に位置している。市街地は、ブリチからは、南西に60kmほど離れた地点に位置していたが、2013年の時点では、両者を結ぶ州道 MT-286号⁶²にはアスファルトの舗装がなく、1日1往復のバスが片道約3時間を要しながら両地点を結んでいた (雨季に道がぬかるむと、さらに時間を要した)。キャンプ・ブリチは、ちょうどこの州道沿いに位置していた。道路の舗装計画は10年以上前から進められてはいたものの、一向に完成する気配が見られず、住民たちは「政治家たちがすべて食べてしまう」という表現によってその原因を説明していた。つまり、州政府から予算が配当されたとしても、事業を媒介する政治家たちと事業の下請業者たちによる不正な取引によって使い尽くされ、工事が前進する前にそのすべてが消尽し

⁶² ブラジルの道路は、(1) 連邦道 (*rodovia federal*)、(2) 州道 (*rodovia estadual*)、(3) 地方道 (*rodovia municipal*) にそれぞれ区分される。主に、(1) は複数の州を横断する主要道路で、(2) は複数の自治体を横断する道路、(3) は自治体内部を走る道路であり、それぞれ行政単位のレベルで管理が分担されている。連邦道に関しては、道路の名称である数字の前に“BR”が付され、州道に関しては州の頭文字が付される (例えば、マト・グロッソなら“MT”)。本論では、州道以下の道路の名称に関しては、匿名性を守るため、仮の数字が当てられている。

てしまうことが、これまで何度も繰り返されてきた。

サウン・イリネウの領域は、クイアバ盆地 (Baixada Cuiabana) がブラジル中央高原へと差し掛かるに地帯にまたがる形で広がっており、そこは2つ水系の分水界を形成していた。キャンプ・ブリチの近くにはクイアバ川が流れ、自治体の南側の境界をなしていた。クイアバ川は南へと向かって流れ、やがてパンタナウを経てパラグアイ川 (Rio Paraguai) へと合流していた。つまり、同河川は、ラ・プラタ川水系⁶³をなしていた。一方、自治体内を流れる多くの河川は北へと向かって流れており、それらは、ジュルエナ川の支流アリーノス川 (Rio Arinos) へと合流し、アマゾン川水系をなしていた (図 1-3 を参照)。キャンプのすぐ背後は小高い丘陵となっており、そこはちょうどブラジル中央高原の縁辺部にあたり、その上部からアマゾン川の分水界は始まっていた。

こうした地理的特性ゆえに生態環境は多様で、例えば、植生に関して言えば、セハード、セハダウン (*cerradão*)、河川沿岸に広がる回廊林 (*mata de galeria*) などが見られる。加えてこの地域では、石灰岩 (*calcário*) が産出し、セメントや農業用石灰の採掘・加工が自治体の主要産業の1つとなっていただけでなく、カルスト地形が発達しており、地形は起伏に富み、洞窟や湧水が多くみられた。この地域が多くの観光客を惹きつけている要因は、こうした特殊な環境条件であった。

アリーノス川流域には、カリブ語族のバカイリ (*Bacairi*) やアラワク語族のパレスイス (*Parecis*) などの先住民が居住してきた。サウン・イリネウでは、現在、バカイリの村落 (*aldeia*) の1つが、INCRA によって伝統的共同体として認定されている。この村落は80世帯ほどで構成されているが、彼らの所有する農地には権原が付与されており、そこでは小規模家族農業が営まれていた。この地域の先住民たちは比較的古くからブラジル人開拓者たちと接触を持ってきており、いわゆるカボクロ化が進んできた。彼らの中には村落を出て、ファゼンダや都市、鉱山などでの労働に従事する者たちが多かった。キャンプ・ブリチにも、例えばガブリエウとその親類たちやジュヴェンスィオたち一家など、バカイリに出自を持つ参加者たちが数世帯含まれていた。

キャンプ・ブリチに関してここで提示しておくべきなのは、そこが INCRA による農地改革の一環として 1990 年に設立された入植地 PA グレーバ・ペキゼイロ (Projeto de

⁶³ パラグアイ川はマト・グロッソ・ド・スウ州 (Mato Grosso do Sul) へと南下し、パラグアイのアスンシオンの畔を通過し、最終的にアルゼンチンのブエノス・アイレスで大西洋に注ぐ。こうした背景から、歴史的にクイアバ盆地にやって来た植民者たちは、ブラジルの他の地域を経由せずに河川を伝ってスペイン語圏の国々を横切り遡上してきた。また、同様の背景から、クイアバ方言のポルトガル語には、先住民の諸言語に加え、スペイン語からの影響も見られる。

Assentamento Federal Gleba Pequizeiro、以下、PA グレーバ・ペキゼイロと略)の領域内に立地していたという点である。この入植地は 50,409.7648 ha の規模を持ち、合計 728 区画の農地に分割されていた。PA グレーバ・ペキゼイロに当たる地域は、もともとブラジル有数の石油関連産業の合弁企業であるイピランガ社が所有するファゼンダであった。ブラジルでは土地は主要な資産の1つであり、個人や法人が、生産活動の用地としてだけでなく、投機の対象として、ファゼンダを所有することが一般的である。同社の本拠地はブラジル南部のポルト・アレグレに置かれていたため、ファゼンダの操業と管理は現地の管理人たちに任されていた。ブリチのアグロヴィラは、もともとファゼンダの拠点 (*sede*) が置かれていた場所であり、現在キャンプが立地する土地がかつて滑走路であったのは、経営者が現地視察の際に飛行機を利用していたためである。

やがて、このファゼンダでは、権原の範囲を超えた違法な操業が発覚し、1987年に INCRA によって補償金と引替えに収用され、グレーバ・ペキゼイロ (Gleba Pequizeiro) と呼ばれる公有地となった。やがて、その直後の 1988 年には、INCRA によって PA グレーバ・ペキゼイロの設立計画が打ち出され、入植希望者たちが募集されることとなった。サウン・イリネウの労働組合は、入植地の建設計画を促進させる目的でキャンプを設立し、各地から参加者たちが集まってきた。最終的に 1990 年には、入植者たちの間での農地の区画割と分配が調整され、現在の形で入植地が発足されることとなった。

現在のアグロヴィラの場所は、入植地設立後、かつてのファゼンダの遺構が存在していたことから入植地の社会地域 (*área social*) に指定され、そこに公共施設が整備されていった。入植者たちの多くは、より便利な生活を求めて農地を離れ、社会地域へと移り住むようになった。そして、そこでの人口増加が進み、現在の様なアグロヴィラが形成されていった。また、入植地内には、ブリチから 15 km ほど離れたところに、カイシャ・ダーグアという比較的小規模なアグロヴィラが存在し、ブリチ同様の機能を果たしていた。こちらのアグロヴィラに関しても、入植地の形成後に農地から離れた人々を中心に形成されたものであった。

入植地の発足直後から、入植者たちの間での土地の非公式な売買が盛んに行われるようになり、農地を売却した者たちはアグロヴィラや近隣の自治体へと移り住んでいった。PA グレーバ・ペキゼイロのほとんどすべての農地には、実際にそこで生活していなくとも所有者がいることになっているが、彼らの大多数は以前の入植者たちから土地を購入した者たちであった。

そして、重要なことに、リーダーたちから一般参加者に至るまで、キャンプ・ブリチの参加者たちのほとんどが、PA グレーバ・ペキゼイロや周辺地域の入植地に、入植者として、

または、その親族として暮らしてきた経験のある者たちであった。ジョアウンに関しては、彼は組合の会長ではあったが、かつて PA グレーバ・ペキゼイロに土地を保有していたことがあるため、INCRA への申請資格を持っていなかった。一方、キャンプ・ブリチでは、彼の息子が受益者として登録されており、彼はその代理としてキャンプで生活していた。

第2節 キャンプの発展

第1項 居住様式の変化

筆者がキャンプ・ブリチで2度目の長期調査を実施したのは2014年2月のことであった。2013年3月にキャンプを去って以来、およそ1年ぶりの訪問であった。その頃、キャンプはかつての場所から、州道を挟んで反対側の牧草地の中へと移転していた(写真3-1)。以前の場所は、自治体役場 (*prefeitura*) により学校と公園の建設計画の用地として選定され、参加者たちには立ち退きが命じられた。移転した先のキャンプの用地は(地形との関係から)三角形の形をしており、その全体は杭と針金によって囲われていた。参加者たちは、それぞれに割り当てられた区画にバラックを建て生活し、バラックの周囲は有刺鉄線によって簡素に境界付けられていた。また、キャンプでの滞在期間が長期に及んでいたため、多くの世帯ではマニオク、オクラ、カボチャ、トウガラシといった野菜類がバラックの脇の土地で栽培され、鶏なども放し飼いにされていた。

INCRA によるファゼンダ・チグリーニャの収用計画は、結局実現することはなかった。その一方で、2013年10月頃からファゼンダ・セーハ・グランヂを占拠していた土地なしの組合のリーダーは、最終的に FETAGRI へと加盟する動きを示した。そして、同時期、INCRA の地域長官 (*superintendente regional*) と視察団がブリチを訪問し、集会が開かれ、セーハ・グランヂの参加者たちと合同で、新たに入植地を設立するための方策が模索されているという情報が参加者たちへと通達された。しかし、筆者がキャンプを訪れた段階では、新たな入植地の用地を選定する段階で計画が停止状態になっていた。INCRA が新たな入植地の候補地として参加者たちに提案していたのは、(A) ファゼンダ・セーハ・グランヂの土地か、ブリチからはさらに奥まったところにある (B) ヒオ・ヴェーリョの土地のいずれかであった。しかし、両候補地のうち、どちらを選定するのかに関しては、当事者たちの間でも共通の見解には至っていなかった。

筆者はこの時、以前から親しくしてくれていたアウグストのバラックに滞在させてもらった。彼はパラナー出身のイタリア系であり、出身地では日系人のパトロンのもとでトラック運転手として働いていたという。彼はしばしば筆者に対して、その頃の回想を好意的に語っていた。また、彼は組合では監査役を務めていた。彼は息子たちとともに農地取得

にむけた登録を行っており、息子たちはルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂで暮らしている一方で、彼自身は申請グループの代表としてキャンプで生活していた。彼はすでに定年を迎えていたが、木材の加工に長けた大工 (*carpinteiro*) でもあり、アグロヴィラや周辺の農場から舞い込んでくる仕事の依頼に応じながら、ここでの生活を営んでいた。

アウグストのバラックは、以前の場所に建っていた時と同様に、木の構造をプラスチック・シート (彼のお気に入りであるセルタネージョの歌手のコンサートの広告に利用されていた) によって囲う形でできていた。一方、以前の場所とは異なり、今回の彼の住居は、内部の床とその延長にあるヴァランダにコンクリートが敷かれていた。また、木製の小さな塔が建てられ、その上に貯水槽が設置されていたので、流しの蛇口や浴室のシャワーと水洗トイレが利用できるようになっていた。また、木陰をつくり出すためにバラックの周りにはヒマ (*mamona*)⁶⁴が植えられていた。彼のバラックは非常に清潔かつ便利に造られており、筆者はそこに滞在することに何の困難も感じなかった。

アウグストのバラックの場合、バラックの造りそのものは簡素に保たれていたが、周辺の機能に重点を置いた改善が施されていた。一方、多くの参加者たちのバラックに関しては、かつての木の枝やババスの葉で造られたものから、トタン屋根、木製の壁、コンクリートの床といった具合に、より堅固な長期間にわたる居住にも耐えうるような構造物へと変化を遂げていた。以下の事例は、こうして長期的な住居として整えられたバラックがいかに快適な生活空間となっているのかを物語っている。

サラはキャンプ・ブリチに暮らす土地なしたちの中では最年長者であり、2014年の3月に、キャンプで家族に囲まれて84歳の誕生日を迎えた。彼女はかつてPA グレーバ・ペキゼイロに農地を獲得し、8年間入植者として生活していたことがある。彼女の8人の子供たちのうち1人の息子と2人の娘が、そして1人の孫が農地の取得を目指していた。彼女は娘の代理を勤め、そのバラックを管理するためにキャンプで生活していた。ちなみに、彼女の別な娘と息子も周辺地域の入植地に土地を持っていた。

サラがキャンプ生活をしてきたもう1つの理由とは、彼女自身の積極的な動機によるものであった。彼女はヒオ・グランヂ・ド・スウ州の地方域に生まれ育ち、1980年代にマト・グロッソにやってくるまで、ブラジル南部、パラグアイ、アルゼンチンなどで各地を転々としながら暮らしてきた。彼女の夫はファゼンダでの木材伐採業に従事してきたため、彼女と子供たちも夫に付き添い各地でバラック生活を送ってきた。彼女は長年にわたって地

⁶⁴ ヒマは成長が早く多年生の低木に成長する。また、油脂 (ヒマシ油) の生産性が高く、バイオ・ディーゼル燃料の原料になるため、ブラジルではアグリビジネスの栽培品目として利用されている。

方域で親類や隣人に囲まれながら生活してきたため、高齢になってからも、そうした生活を続けていた。彼女は普段はクイアバで息子の家族のもとで暮らしていたのだが、都会での暮らしを気に入ってはおらず、度々キャンプに戻ってきては、そこでの生活を送っていた。

土地なしたちのキャンプとは、そこがあたかもインフラや物資へのアクセスを制限された過渡的で特殊な空間であるかのように想起されがちである。しかし、参加者たちの生活史を参照した場合、キャンプでの生活は、彼らがこれまで辿ってきた生活過程の延長線上にあった。サラの事例が示唆しているように、キャンプは、何年にもわたって持続的に生活していくことが可能な空間であった。参加者たち各人はその時々目的に応じてバラックを築き、そこを拠点に生業を営んできた⁶⁵。彼らにとって、バラックが築かれるのは鉱山労働の場や、木材を採取するための場、あるいは土地を取得するためのキャンプの場であったりしたが、いずれの状況においても共通の手法で生活が営まれていた。

第2項 キャンプと入植地の間を往来する人々

参加者たちは、居住空間として十分に整えられたキャンプを生活基点の1つに組み込みながら、複数の場所を行き来しながら生活を送っていた。そうした移動は、長期的スパンで見た場合、キャンプから入植地へ、そして、入植地からキャンプへという移動を繰り返す場合も見られた。以下では、移動という側面に注目し、幾人かの参加者たちの生活史を考察する。

まずは、「今回が人生で4回目のキャンプ生活だ」と語っていたアナ・パウラに関する事例を取り上げる。彼女はパートナーのチチアウンとキャンプ・ブリチに暮らしていた。彼女はパラナーの出身であったが、彼女の両親はブラジル北東部のセアラ州 (Ceará) の出身であり、彼女が生まれる前に仕事を求めてパラナーへと移民していた。やがて、家族はマト・グロッソ・ド・スウ州 (Mato Grosso do Sul) を経て、1980年代初頭にマト・グロッソへとやって来た。彼女の両親は1990年に約3年間のキャンプ生活を経て、PA グレーバ・ペキゼイロに土地を獲得した。その頃、彼女は夫（法的な婚姻関係にはなかった）とクイアバで生活していたが、キャンプにも度々訪問しており、前述したサラともその頃から知り合いであったという。その後、彼女の両親は6年間 PA グレーバ・ペキゼイロに暮らしていたが、父親が農作業中に負傷してからは、農地を売り、サウン・イリネウの市街地に

⁶⁵ 後述するエミリアーノは、山刀 (*facão*) が1本ありさえすれば、周辺の植物を利用し、数時間のうちにバラックの基本的な構造が造れ、かつ、そこでの長期間の滞在が可能になると筆者に説明していた。

移り住んだ。

アナ・パウラは 1996 年に前の夫と子供たちとともに、ブラガンソのキャンプに参加した。2年8ヶ月の占拠の末、入植地 PA ヒオ・フェーホが設立され、夫は 40 ha の土地を獲得した。やがて、彼女は夫と別れ、子供たちを連れて入植地を去った。2000 年に彼女はサウン・イリネウで結成されたキャンプへと参加し、1年2ヶ月にわたってそこで生活したが、INCRA は農地の収用に失敗し、キャンプは解消された。そして、その直後、彼女はクイアバに隣接する自治体ヴァルゼア・グランヂのキャンプに参加した。6年6ヶ月間の占拠の末に、2007 年に INCRA によって入植地 PA サヂア III が設立され、彼女は 19 ha の農地を獲得した。一緒に参加していた姉と弟も、それぞれ同規模の農地を獲得した。同入植地は、ブラジルの大手食肉会社 (*frigorífico*) であるサヂア社 (Sadia S.A.) の土地を INCRA が収用した後で設立され、農地は FETAGRI と MST の参加者たちへと分配された。

PA サヂア III の農地は肥沃であった。また、入植者たちは MDA から PRONAF を受けることができた (表 3-1 の 8 の段階)。彼女はその資金を利用して「5 ペーサ」(*peça*: 間) と呼ばれ、居間、台所、3 部屋の寝室からなる、地方の住民にとって標準的な住宅を建てることができた。また彼女は、それを元手に入植から 2 年目で 10,000 本のマニオク、5,000 本パイナップル⁶⁶、カボチャなどを栽培し、乳牛を数頭飼い、タンバッキー (*tambaqui*: *Colossoma macropomum*) という淡水魚の養殖 (500 匹) など手がかかることもできていた。しかし、2009 年、彼女はそれらの収穫を待たずして、その土地をあっさりと手放した。

その後、彼女は PA サヂア III の土地と PA ヒオ・フェーホにある 40 ha の土地との交換手続きを INCRA で済ませ、後者に移り住んだ。ヒオ・フェーホの土地が痩せて石も多く耕作に不向きであり、放牧にしか使い道がないということを、彼女は以前そこに住んでいた経験からよく知っていた。転居の理由は、「子供たちの多くがサウン・イリネウ周辺に暮らしていたから、彼らの近くに住みたかった」というものであった (また、その頃、彼女はうつ病を患っていたと筆者に語っていた)。

ヒオ・フェーホに移り住んでから、彼女は子供たちの援助を得て小さな家を建て、ブラガンソやサウン・イリネウの市街地で不定期に働きながら暮らしていた。土地は不毛であ

⁶⁶ パイナップル (*abacaxi*) は、マニオクと並び、入植者たちが植える典型的な作物となっている。パイナップルは野生種がセラードにも分布しており、酸性土壌に耐性があり、動物の食害に遭うこともないため、入植者たちにも栽培が容易である。また、根元の部分から毎年 8 本ほどの新芽が出てくるので、それを本体から切り離し土に移植することで増やせるため、耕作面積を容易に広げることができる。果実 (蕾) は苗の定植から 1 年半ほどで収穫できる。

るため、特に利用することはなかった。その後、2013年には、彼女はその土地を他者へと譲り渡した。その理由は、高血圧を患ったため、病院から離れたところに1人で住むのを恐れたからだった。彼女はサウン・イリネウの病院で療養中に、今のパートナーでカウボーイ (*vaqueiro*) の仕事をしているチチアウンと出会い、2014年には彼の名義で INCRA への登録を行い、キャンプ・ブリチに参加した。なお、チチアウンと同じ申請グループには、アナ・パウラの息子2人と娘も加わっていた。

INCRA の農地改革を通じて農地を獲得できるのは、法的な婚姻関係にある夫婦1組につき1度だけである。しかし、アナ・パウラの事例が示すように、1度土地を獲得したことのある者が、繰り返し土地を得ることは実質的に可能であった。土地なしたちに限らず、ブラジルでは一般的に、子供を持つ家庭であっても、パートナー同士が法的婚姻関係を結ぶかどうかは当事者たちの任意である。筆者が知る限り、土地なしたちの「夫婦」は法的には未婚である場合が多かった。そのため、すでに土地を獲得していても、パートナーがまだ獲得していなければ、彼/彼女の名義を使って再び INCRA に申請することが可能となった。子供やきょうだいの名義を使って INCRA へ申請することも可能である。キャンプ・ブリチの参加者の中には、こうしたケースに該当する者が数多くいた。アナ・パウラの事例が示すように、土地は複数回受給可能なものであり、各人はそれぞれが置かれたその時々状況に応じて生活空間を変更し、土地を手放すことにもあまり躊躇いは見られない。

次に取り上げるのは、前述したタチアナとその夫であるエミリアーノに関する事例である。彼らは3人の息子たちとともに、一家5人でキャンプ・ブリチに暮らしていた。エミリアーノは、パラナー出身のドイツ系で、マト・グロツソには1987年に彼が19歳の時に家族とともにやってきた。彼は「石工」(*pedreiro*) と呼ばれるコンクリート建築に関わる作業全般を扱う職業を専門としていた。彼は腕の立つ職人であったため、アグロヴィラでは観光業を営むスィウヴァーノに、日雇い (*diarista*) ではなく、月給取り (*mensalista*) として雇われ、ホテルの建設作業などに従事していた。

一方、タチアナはヒオ・グランヂ・ド・スウの生まれであったが、1989年に彼女が2歳の時に、母親とともにマト・グロツソへと移り住んできた。後述するが、祖父母とおじたちも、彼女らに少し先立ちこちら移り住んで来ており、PA グレーバ・ペキゼイロに農場を獲得し、皆(祖父はすでに他界)そこに暮らしていた。彼女の母親はスペイン系で父親はインディオの出身であったが、父親は彼女が生まれる前に姿を消したため、彼女は母や祖父母によって育てられた。

タチアナとエミリアーノが知り合った場所は、土地なしキャンプであった。そこはサウン・イリネウからは400 km ほど北に位置するイタニャンガーという地域で結成されたも

のであった。イタニャンガーの入植地計画では、1995年の初頭にファゼンダが収用され、同年のうちに入植地 PA イタニャンガーの設立が決まっていたが、実際に入植地として完成するまでには、その後も長い歳月を要した。その間、土地の取得希望者たちは、周辺の自治体の労働組合によって組織されたキャンプに住み込み、INCRA への政策の遂行を要求する運動を展開した。エミリアーノは兄弟や甥とともに、タチアナは申請者である彼女の母と継父に付き従う形で、1995年からノヴァ・ムトゥンの労働組合のキャンプに参加していた。一方、そこではルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂの労働組合もキャンプを運営していた。

5年間に及ぶキャンプ生活の末、2000年に入植地は完成した。PA イタニャンガーは大規模な入植地であった。総面積は115,038 haで、それぞれ100 haずつに分割された1,149区画の農地からなっていた。タチアナの両親とエミリアーノたちは、それぞれ隣り合わせに農地を獲得した。タチアナたちの長男と次男は、農地を獲得した後に生まれた。しかし、農地の獲得から3年後の2002年には、彼らは農場経営の困難に見舞われ、最終的にその土地を他者に売り払うことになった。そして、彼らは一家揃ってパラ州のサンタレーンへと仕事を探しに移った。また、タチアナの両親も、より良い条件の土地を得るため、パラ州へと移って行った。その際、彼らは INCRA を通じて、イタニャンガーの土地とパラ州にある入植地の土地との交換手続きを行った。

彼らは農地の獲得後、PRONAF を受けながら、農地の開発を進めていた。当時、エミリアーノたちが受けることができた融資計画は、(1) 初期投資 (*investimento*)、(2) 年次支給 (*custeio*)、(3) 住居 (*habitação*) という3つの要素からなっていた。(1) では、RS7,500 が支給され、その予算から各世帯が伐採業者に依頼し、熱帯雨林の伐採と開墾作業を行った。また、酸性土壌の中和のために石灰が投入された。(2) では、1年目と2年目に、それぞれRS2,000 ずつが支給され、エミリアーノたちはそれらを稲⁶⁷の作付け資金に当てた。(3) では、RS2,000 が支給されたが、住宅を建設するのには不十分であったため、そのままバラック生活が続いた。また、2人は3年間で約10,000本のマニオクと5,000本のパイナップ

⁶⁷ 新たに開墾された土地では1~2年目に稲が栽培されるのはアグリビジネスでも同様である。最初に稲を作付けされるのは、稲には圃場をその後の作物栽培に適した条件にする効果があるためである。稲は密集して生育するため、開墾後に種や根の形で残存している原生植生が再生してくるのを抑える働きがある。また、稲には緑肥として効果も期待されている。つまり、稲は効率的にバイオマスを生産するため、表土が貧弱な土壌に有機物をもたらす、肥沃化させる効果を持っている。なお、マト・グロッソでの稲の栽培では、雨季に集中してもたらされる豊富な雨が利用されるため、灌漑設備の必要がなく、畑に直接稲糞が蒔かれる。

ルを植えた⁶⁸。

しかし、年次支給が3年後に尽きると、彼らの農場は経営困難となった。入植地は原野が切り開かれたばかりの場所に立地していたため、作物の販売先である都市部から遠く離れていた。輸送手段を持たなかった彼らには、生産した作物を販売することができなかった。また、同様の理由で、現金を稼ぐための副業に就くこともできなかった。たくさん植えたマニオクもパイナップルも地方域ではまったく値打ちのないものだった⁶⁹。入植から3年目ごろを境に、当初の土地取得者のほとんどが土地を売り払い、入植地を去っていった。PRONAFからの融資に関しては、そこから収益を上げることができなかったため、返済義務は自動的に帳消しになった。

家族農業を目指していたエミリアーノたちからすれば、イタニャンガーでの事業は失敗

⁶⁸ マニオクとパイナップルの作付け規模に関して、本文中で前述したアナ・パウラに関しても、まったく同様の数字を挙げていた。なぜ、このような一致が起こるのかについて、次章の調査地マデイランヂアでのインフォーマントの1人ハイムンドから聞き取ったデータをもとに、筆者の推論を記しておく。マニオクは2~3mほどの高さまで成長し、枝葉を大きく広げるため、作付けの際、「苗」(*ramo*) (と呼ばれる短く切り分けた枝) は1m²につき1本という株間で植えられる。つまり、「10,000本の苗を植えた」ということは(実際に正確にその本数を植えたかどうかは別として)、「1ha (=10,000 m²) のマニオクを作付けした」ということと同義で語られていたのだと解釈できる。パイナップルに関しては確かなデータはないが、2人は同様の感覚で筆者に説明したのだと推測できる(パイナップルの場合、株間はマニオクよりもさらに狭い)。アナ・パウラとエミリアーノは、いずれもPRONAFを通じて、作付けのための原資を得ていたため、その予算範囲内で耕作計画を立てる場合、マニオクとパイナップルに上述した作付け規模をあてるのが、入植者たちの間で一般的であったと筆者は考える。なお、収穫量に関しては、1苗につき2年間で5kgが平均的であり、単純計算で1haあたり50tとなる。2014年の時点での生のマニオクの価格はR\$250/tであり、1haの収穫物をすべて販売できた場合、R\$12,500(1年間でR\$6,250)の売り上げとなる。また、マニオクに付加価値を付けるために、ファローファ(*farofa*)という食品(摺り潰して熱で水分を飛ばし、フレーク状にしたもの)に加工する方法がある。その場合、8kgのマニオクから1kgのファローファが生産されるため、50tの原料を加工した場合、6.25tの生産となる。ファローファの値段はR\$6/kgであるため、6.25tだとR\$37,500(1年間でR\$18,750)、つまり生のマニオクの3倍の売り上げとなる。しかし、いくらマニオクの生産が容易で、コストがかからず、安定した需要があるとはいえ、現実に商業化を成功させ、収入獲得につなげることは容易ではないと言える。筆者はマト・グロソ南西部の自治体タンガラー・ダ・セーハ(Tangará da Serra)にある入植地で、かつてファローファを生産していたという生産組合を見学したことがあった。しかし、その時点で、すでに工場は操業を終了していた。事業が失敗に終わった原因とは、そこでの生産物が州外からの製品と、市場での価格競争に勝てなかったというものであった。

⁶⁹ パイナップルは1つが20センターヴォ(R\$0.20)にしかならなかったという。エミリアーノは、15個のパイナップルを自転車に積んで周辺を回り、買い手を捜したが誰も見つからなかった。仕方なしに、近くの店の主人に買ってこないかと頼み込んだところ、生まれたばかりの長男に飲ませるための粉ミルク1缶とようやく交換してもらえたというエピソードを述懐していた。

であったと言える。しかし、入植者たちの大多数はもともと農業を志向していたわけではなく、彼らが政策過程に参加することの最終的な目的とは、土地の獲得とその非公式な取引を通じた利益の追求であった。入植地計画とは、土地だけでなく、様々な経済的機会が、政府から無償で支給される過程である。例えば、PRONAFは、この際、事実上入植者たちへの無償の資金供与であった。なぜなら、融資を受けた事業から収益が上がった場合に限り、債務が発生することになっているからである。また、入植地計画に伴うインフラ整備などの公共事業は、INCRAの資金をもとに自治体役場へもたらされ、それぞれの業者によって下請けされるという仕組みを取るため、事業に関連する利益集団を潤した⁷⁰だけでなく、周辺地域における開発や地価の上昇を促進した。

PA イタニャンガーでは、入植者たちによる土地の非公式な売買や、非公式な農地の貸借、つまり、一般的にラランジャ (*laranja*)⁷¹と呼ばれる行為を通じて、小・中規模生産者やファゼンデイロたちによる大豆生産がどんどん活発になっていった。現在では、キャンプであった頃からの住民はほぼ皆無であるが、周辺一帯の農地は大豆プランテーションへと変貌しているという。つまり、この現象は、生産手段を持たない土地なしたちから生産手段を持つ耕作者たちへ生産基盤の譲渡が進展した過程であると理解することができる。

当初の入植者たちが入植地から姿を消してゆく一方で、アグロヴィラが急速に成長し、地価が上昇し、周辺経済は着実に発展を遂げていった。入植地が設立された当時、そこはタプラーという自治体の1地区であった。やがて、イタニャンガーでは地域経済の発展と共に人口が増加した。入植地の設立から5年が経過した2005年には、住民投票 (*referendo*) が行われ、その結果、人口5,000人ほどの自治体として独立を果たした。エミリアーノによれば、彼が2002年に土地を売却した時、100haの価格はRS\$15,000であったが、現在の入植地での地価は、同規模の面積で、最低でもRS\$500,000ほど、高いものではRS\$1,000,000ほどの値段がついているという。

イタニャンガーを去った後も、エミリアーノたちは、再度の土地の獲得を目指していた。彼らは、パラから再びマト・グロッソに戻ってきた時に知り合った知人からブラジル東北部のバイア州 (*Bahia*) で土地が手に入るという誘いを受け、そこへ向かった。しかし、

⁷⁰ キャンプ・ブリチの参加者の中には、この当時、イタニャンガーで伐採業者にブルドーザーの操縦時として雇われ、入植地の建設作業に従事していた人物がいた。

⁷¹ ポルトガル語でラランジャとは、本来、オレンジを意味する。入植者は生産者に土地を提供する代わりに地代を獲得する。この関係により耕作者は入植地内で容易に耕地を拡張することができる。この関係では、土地の名義人である入植者は、実際の耕作者が目的を達成するためのダミーである。そのため、この慣用表現では、見せかけ上は存在しているがその実体を伴っていないという意味において、その人物の頭がオレンジに見立てられている。

そこで彼らを待ち受けていたのは、乾燥地帯であるにもかかわらず、灌漑設備のない土地であった。彼らは、その土地をすぐに諦め、都市で建設労働に従事しながら、3年間を過ごした。また、そこで三男も生まれた。

その後、マト・グロッソへと戻ってからも、各地を転々とする暮らしが続いていたが、2012年6月に彼らは最終的に現在のキャンプ・ブリチへと辿り着いた。2人はカトリック教会で結婚式を挙げてはいたが、法的な結婚はしていなかった。前回のイタニャンガーでの件で、エミリアーノはすでに土地取得権を失っていたが、タチアナはまだ権利を保持していた。そのため、今回のキャンプへの参加に際しては、彼女の名義で INCRA への登録が行われた。

第3項 インフラの到来

筆者は2014年8月にエミリアーノたちの一家のもとを再び訪問することができた。この頃、彼らは一時的にキャンプから離れ、PA グレーバ・ペキゼイロのタチアナの祖母とおじたちが暮らす農場に暮らしていた。この時期は、乾季のまっただ中であり、とりわけ6月から8月にかけては雨が降ることはほぼ皆無と言ってよかった。この時期、この地域の植生であるセハードでは、ほとんどの木々が葉を落としており、雨季とはまったく異なる風景を呈していた。また、この時期は、花の季節であり、森の至る所では、様々な樹木が花を咲かせていた。とりわけ、イペー (*ipé*) という言葉で総称される複数の樹種⁷²は、黄色、ピンク、白、紫、緑といった具合に色鮮やかな花卉をたわわに咲かせていた。タチアナのおじたちの農場は、キャンプからは20kmほど北へ離れたところに位置していた。タチアナたち自身は、農場の片隅に建てられた小さなレンガ造りの家に住み込んでいた(写真3-3)。彼女らは2011年にこの家をR\$3,500ほどの資材費を投じて建て、キャンプ・ブリチに参加する前までそこで暮らしていたという。

この農場は5つの区画から成り立っており、総面積は219haであった。それぞれの区画はタチアナの祖母と4人のおじたちたちによって所有されていた。彼らが当初 INCRA から獲得した土地は、現在の母屋の建つ区画とは若干離れたところにある3区画であった。後に、彼らは PROCERA (Programa de Crédito Especial para a Reforma Agrária: 農地改革特別融資計画、PRONAF の前身) を受け、そこに家屋を建てたが、1994年には飲水の便の良さから現在の母屋の建つ区画へと移り住んだ。現在の母屋の建つ区画は、かつて彼らが所有していた3区画のうちの1つを前の持ち主と交換し獲得した。また、その時、母屋に隣接

⁷² イペーは、ノウゼンカズラ科の *Handroanthus* 属、およびに *Tabebuia* 属の樹木の総称である。南米各地に多くの種類が分布している。

する2区画も、トウモロコシ3,000袋(=180t)と交換した。以前から所有していた2区画は、今なお放牧場として利用されているが、家屋はすでに放棄された状態になっていた。農場では150頭から200頭前後の肉牛が放牧されており、子牛を近隣のファゼンダに売ることが収入源となった。

農場に暮らすタチアナの4人のおじたちは、みな未婚であった。年長のおじウーゴはリューマチを患い、身動きが不自由であるが、一家の中で家長の役割を果たし、家畜の売買など農場の経営に関わることは、彼の決定のもとでなされていた。もう1人のおじチアーゴは隣接する州道沿いに小さな店(*boteco*)を構え、周辺を通るトラック運転手たちを客に商売をしていた。その他2人のおじたちは周辺での不定期な仕事をしたり、自分たちの農場で働いたりしながら生活していた。タチアナにはもう1人おじがいたが、彼は家族とともにサウン・イリネウの市街地に住み、トラック運転手の仕事をしていた。

エミリアーノたちが、この時期にこの農場に住み始めた理由とは、チアーゴが彼の経営する店でレストランを始めようとしており、エミリアーノがその設備を建設する仕事を日当R\$80で依頼されたためであった。また、その頃、エミリアーノたちは、INCRAによる計画が一向に進展しなかったため、今後もキャンプに住み続けることを半ば諦めかけていた。さらに、キャンプでは住人同士の不和や喧嘩が絶えなく、彼らはそういった状況で住み続けることに困難を感じていたという。この時の調査では、どんな話も筒抜けのキャンプという場所から離れていたこともあり、2人は筆者に対してキャンプの組合やそれぞれの参加者たちが、土地なし運動を通じて、どのような思惑を巡らしているのかということに関して気兼ねなく話してくれた。

本節の冒頭で言及したように、入植地の建設候補地をどこにするかということに関して、ファゼンダ・セーハ・グランヂを推す者たちと、ヒオ・ヴェーリョを推す者たちの間で意見の対立が起こっていた。また、もう1つの対立軸は、入植地計画が実現した後、(1)キャンプの占有地を維持するという意見と、(2)移転が完了したらすみやかに放棄するという意見であった。組合のリーダーたちが主導し、参加者たちの多くが取る立場は、セーハ・グランヂを候補地にし、実現後もキャンプの占有を維持するというものであった。一方、入植地計画の立案者で、この頃FETAGRI幹部に昇進していたイナーシオの意見は、ヒオ・ヴェーリョを候補地としてキャンプを放棄するというものであり、エミリアーノたちも同様の立場を取っていた。

こうした意見の対立が、どのような利害をめぐって発生しているのかについて、タチアナは筆者に説明してくれた。つまり、これは入植地計画を通じて獲得された土地を最終的に売ることが目的としている者たちと、獲得した土地を最終的な定住先とし将来的に農業

を営んでいこうと考えている者たちとの間の動機のギャップに由来していた。セーハ・グランヂにはすでに一定のインフラが整っており、クイアバとブリチを結ぶ路線バスの沿線上に位置していた。つまり、そこに農地を獲得すれば、将来的に地価が上昇し農地を売ることが可能になる。しかし、その土地は砂地で痩せており、耕作には適さない。その一方で、ヒオ・ヴェーリョは、より奥地で不便な場所に位置しているため、将来的な地価の上昇をそれほど望めないが、土地は肥沃であり小規模農業生産者たちにとってはより有利な条件を兼ね備えていた。

また、タチアナは、「キャンプ参加者たちのほとんどが、どこかに自分たちの土地と家を持っていて、本当に土地なしなのは、私たち、ガブリエウ、(母子家庭の) マリアくらいのものだ」と語っていた。つまり、彼女によると、参加者たちのほとんどは、(1) INCRA から支給された入植地の土地、(2) 連邦政府の都市省 (Ministério das Cidades) が担当する住宅プログラム「私の家、私の生活」(“Minha Casa Minha Vida”) を通じて得られた住宅と土地、(3) 都市郊外などを占有することで得られた土地、あるいは、これらのいずれかを非公式に購入することで得られた土地といった具合に、何らかの形で資産を持っている。また、人によっては、それは複数の地域の複数の箇所に及んでいるという。

すなわち、彼らが土地なし運動に参加する動機とは、土地関連の資産をさらに増加させることであった。タチアナによれば、とりわけ、組合のリーダーたちの間ではそうした傾向が強く、それゆえ、彼らはセーハ・グランヂと現在のキャンプ・ブリチの用地の両者を獲得する方針を推し、組合の意思決定をそちらへ流そうとしていたのだという。例えば、会長のジョアウンはすでに PA グレーバ・ペキゼイロに農地を持ち、サウン・イリネウの郊外に菜園も持っているにもかかわらず、息子の名義を使ってさらなる土地の取得を目指していた。副会長のクレウーザは、アグロヴィラに小区画を持ち、そこでインターネット・カフェを経営しており、さらなる資産の獲得を目指していた。後述するが、会計役を務めていたカエターノは、タチアナの言葉を借りれば「正真正銘のグリレイロ」(“grileiro verdadeiro”) であった。ちなみに、彼はサラの義理の息子であったが、サラの親族たちもみな、入植地の土地の売り買いで生活しているとタチアナは付け加えた。

筆者は2014年10月に PA グレーバ・ペキゼイロの農場に再びエミリアーノたち一家を訪問した。この頃、彼らが入植地で生活していたのは、ウーゴが家屋の改装作業をエミリアーノに日当 R\$80 で依頼していたためであった。このように、彼らは各所で舞い込んでくる短期間の仕事に応じて、複数の場所を行き来しながら生活していた。そして、ウーゴの所での仕事も終わりに差し掛かっていたため、エミリアーノは各所に携帯電話で連絡を取りながら、次の仕事の口を探していた。

この時、筆者は、エミリアーノたちを通じてキャンプでまた新たな展開が起こっていたことを知った。それは前月（9月）に、サウン・イリネウの自治体議会の議員（*vereador*）と同地域を選挙区とする州議会議員（*deputado estadual*）の協力により、キャンプ・ブリチを構成するすべての小区画に電線が引かれ、参加者全員が電気を使えるようになったことである。ちなみに、前者の人物はジョアウンと知人同士であったという。すなわち、その政治家たちは、連邦政府の鉱山動力省（*Ministério de Minas e Energia: MME*）が担当している政策で、地方域や遠隔地への電気普及を目的とした「すべてに光を計画」（*Programa de Luz para Todos: Luz para Todos*）への申請を仲介し、政策の実施が迅速に進むように働きかけたという。エミリアーノは、つまり、この政治家たちは、10月の大統領選挙に伴う地域選挙を前にして、住民たちから「票を買ったのだ」と説明した⁷³。

キャンプ・ブリチは、かねてからアグロヴィラに隣接するファヴェーラ（*favela*）のような様相を帯びるようになっていた。組合のリーダーたちが推してきたキャンプの占有地を維持する方針は、つまるところ、アグロヴィラの郊外を構成する一区域（*bairro*）としてキャンプを接合させ、アグロヴィラの都市化を促進させていくという狙いと密接に結びついていた。キャンプに電気がもたらされたことによって、そうしたキャンプの性格はますます決定的になり、参加者たちもまた組合のリーダーたちの方針を支持する方向へと流れていった。また、その一方で、INCRAによる入植地計画は未だ進行中であったため、参加者たちは土地なし運動としての活動を継続させ、さらなる機会がやってくるのを待っていた。

これらの事柄に関して、エミリアーノは筆者に対して、土地なしたちの基本的な態度とは「日和見主義」（*oportunismo*）であると説明していた。つまり、将来的に自己に利益をもたらすかもしれない複数の可能性に賭けて、同時進行的に様々な手を打っておき、その時々での展開で実際に獲得可能となる利益に応じて、自らの方針を決めていくという態度である。

第3節 キャンプの消滅

第1項 都市への変貌

筆者がキャンプ・ブリチを再び訪問したのは2015年の11月から12月にかけてのことであった。この時の訪問で筆者は再びエミリアーノたち一家の所に滞在させてもらった。キャンプに到着して、まず筆者の目に飛び込んできたのはいくつも建ち並ぶコンクリート製の電柱であった。そして、かつてバラックが建ち並ぶだけであった空間の随所に、今や

⁷³ ブラジルの選挙ではすべての有権者にとって投票が義務であり、この義務を怠った者には罰金が科せられる。つまり、全体の票数がすでに決まっている中で、貧困層からの票に当たる部分をうまく取り込むための方法を、どのようにデザインするのが、選挙の結果を大きく左右する。この年の占拠ではPTのフセフィ大統領が僅差で再選を果たした。

煉瓦とコンクリートを材料に建てられた住宅とそれらを取り囲む壁が建ち並んでいた。

キャンプがこの場所に移転されて以来、参加者たちが占有し、バラックが建てられていた土地は、図3-1に示したように、間口12m、奥行25mという寸法で均等に合計83区画（三角形の土地に立地していたため、その半分の面積の三角形の区画もあり、それらも合わせると合計92区画）に割られていた。キャンプがこの土地に移転した当初から、参加者たちの占有地は、都市計画の規格に則り、厳密に区画割されていたらしいのだが、以前の筆者はそのことを明確に認識していなかった。しかし、今では、そこに電柱が立ち並び、より多くの構造物が空間を埋めるようになったことで、参加者たちが予めから適用していた規則が、よりはっきりと可視化される状態になっていた。また、各バラック間を結んでいた草で覆われた細い通路も、今やアグロヴィラの住宅地と同様に整然と引かれた街路として浮かび上がっていた（写真3-2）。

キャンプを取り巻くインフラの変化に関して、加えて言及しておくべきなのは、電線の到来とほぼ時を同じくして、サウン・イリネウとブリチを結ぶ州道の建設作業が急ピッチで進められていったことである。そして、筆者がキャンプを訪問した時点で、アスファルトによる舗装はすでに9割方完了していた。それによって、両地点間の移動に要する時間は1時間弱にまで大幅に短縮された。

キャンプ・ブリチからは土地なしキャンプとしての外観が消え去ったのと同時に、そこはもはや実質的に土地なし運動の場所ですらなくなっていた。つまり、最終的にINCRAは入植地計画の用地取得に失敗し、農地改革へと向けた試みは完全に破綻してしまっていた⁷⁴。組合に関しては、会長のジョアウン自身がすでに土地を売り払いキャンプから姿を消しており、クレウーザが新会長に就いてはいたが、組合は事実上すでに解散したのも同然であり、参加者たちが農地改革への関心を口にするなど、もはやなくなっていた。キャンプへの入り口の所に掲げられていた、組合の正式名称、法人登録情報、そして、「許可なく立ち入り禁止」という警句が記された看板もいつの間に取り払われていた。

農地改革に代わって参加者たちの中の最大の関心事となっていたのは、彼らが占有を通じて獲得した小区画を周辺地域の住民たちと取引することであった。かつての参加者たちの多くはキャンプを後にしており、すでに土地を売り払っているか、彼らの希望する値段で土地を購入する者が現れるのを待っていた。まだキャンプに残っていた者たちも、将来的に土地をより良い値段で販売できる機会を待っていた。エミリアーノたちに関しては、

⁷⁴ また、この時期はフセーフィ大統領の罷免問題に伴う政治的・経済的混乱が発生していた。エミリアーノも語っていたように、こうした状況下においては、農地改革などの連邦レベルの政策が前進していくことは当面ないと踏むのが、人々の一般的な感覚であると言える。

ようやく自分たちの土地を手に入れ、スィウヴァーノの所での当面の仕事も保証されていたので、しばらくの間はここで生活することを見込んでいた。

キャンプ・ブリチでの土地購入者たちは多岐にわたり、例えばアグロヴィラの住人の場合、事業経営者（スーパーマーケット、服屋、飲料品卸業、観光業などを経営）から、専門家（教師、牧師、法律家など）、地方労働者（建設業、運送業、ファゼンダなどでの仕事に従事）など、そして、PA グレーバ・ペキゼイロの住人たちであった。こうした土地購入者たちは、すでに土地を保有している者である場合が多く、将来的な投機に利用するため、あるいは、そこに住宅を建てて賃貸に利用するため、新たな土地の獲得を目指していた。前述したように、ブリチにおける観光業の発展は目覚ましく、周辺住人たちの目からすれば、今後ますます土地や住宅の需要が増えていくことは明らかであった⁷⁵。

地方労働者たちに関して言えば、彼らの多くは短期の契約で雇われていたため、エミリアーノがそうであったように、複数の場所で住居を必要としていた。ある場所で一定期間の仕事にありつけた者は、そこで住居を賃借する場合もあれば、土地自体を購入する場合も一般的であった。後者に関して言えば、購入時に多少の費用がかさむものの、フロンティアでは地価の上昇が半ば保証されていたので、そこから次の場所に移動し土地を売却する際には、上昇した分の差益を獲得することができた。入植地の土地が何度も盛んに売買される背景には、こうした要因も存在していた。また、そこで稼いだ賃金の一部は、住宅や居住設備を改善するための費用に回された。こうした投資を通じて、その土地の価値はさらに増幅していった。

こうした労働者と土地との関係性により、キャンプ内の小区画のいくつかは、すでに複数回の売買が繰り返されていた。例えば、ペドロ・パウロの後ろの区画は、すでに4回も売買が交わされていた。筆者が調査した他の地域でも観察されたように、地価が上昇している場所では、土地の売買が短期間のうちに幾度も取り交わされ、近隣住人でさえ目下の持ち主の判別が付かなくなるほど、所有者が目まぐるしく変遷していた。

それぞれの区画の価格は、その立地によって大きく異なっていた。州道沿いの区画はR\$30,000にまで上昇しており、より奥に行くにしたがってR\$20,000~25,000ほどの価格帯、そして、最も奥まった位置にある区画でR\$15,000ほどであった。それは土地自体の価格であり、そこに住宅や壁などが設置されていたかどうかで価格は変化した。前述した母子家庭のマリアはR\$15,000でキャンプの区画を売り、新たにクイアバのファヴェーラにR\$7,000で土地を買い、残りのR\$8,000で資材を購入し簡素な家を建て、そこに落ち着いた

⁷⁵ クイアバの私立大学で講師を務めている筆者の友人は、週末を過ごすため場所としてブリチのアグロヴィラの外れに土地を買っていた。

たという。また、後述するように、ペドロ・パウロをはじめ何人かの参加者たちは、キャンプの区画を販売で獲得した資金をもとに、PA グレーバ・ペキゼイロに農地を購入していた。

キャンプ・ブリチは、こうした土地取引と住宅建設による好景気の到来のため、筆者がそこで目にしたことがなかったほど賑わっていた。それぞれの区画の持ち主たちによって雇われた建設作業員たちが至る所でせわしなく働いていた。そこは、かつて土地なしキャンプであったことを推測することが困難なほどに都市としての萌芽的特徴を帯び、アグロヴィラの郊外という空間へと変貌を遂げつつあった（写真3-4）。エミリアーノたちは、この空間を揶揄を込めて「ニュータウン・ブリチ」（*Bairro Novo Buriti*）と呼んでいた。

第2項 到着した者が主人

ノルタウンに暮らす人々の間では、「到着した者が主人」（“*quem chegou é o dono*”）という言い回しが用いられるが、それは、キャンプ・ブリチの住人たちの間でも彼らの土地所有の根拠を説明する際にも語られていた。つまり、それが示唆しているのは、ある公有地に最初に到着し、その一部を占有した者は、事実上その所有者となるということである。INCRA の入植地という公有地の中の、それまで空白化していた場所に建てられたキャンプ・ブリチの参加者たちは、実質的にこの言い回しが示す通りの土地所有者たちなのであった。

この状況は、キャンプの住人たちに限らず、アグロヴィラの事業経営者たちに関しても同様であった。その一例として、以下では、スーパーマーケットと建設資材店の主人であるアエシオの事例を挙げる。ちなみに、筆者が彼と接触を持つことができたのは、彼の建設資材店の前を通りかかったとき、そこで勤務中だったガブリエウが筆者を引き留め、彼を紹介してくれたからであった。

アエシオはブラジル南部のサンタ・カタリーナ州出身で、2004年以來、ここで商売を営んできた。キャンプの住人たちの多くが彼の両方の店を利用していた。また同時に、彼はキャンプの住人たちを雇用しており、とりわけガブリエウは彼のことを「パトロン」として慕っていた。アエシオの意見と行動は占有をめぐる問題との関連で興味深い示唆を含んでいる。筆者が彼と交わした会話のやり取りは以下のようなものであった。

筆者が自己紹介をした後で、アエシオがまず口にしたのは以下のような言葉であった。

キャンプで何が起こったのか分かっただろう。土地なしたちが土地を得たら何をするかって？ 売るだけだ。つまり、ブラジルに農地改革なんてものは存在しないのさ。彼らには、そもそも働くという文化がない。彼らを助ければ助けるだけ、彼らはそれを利用して、働かなくなるだ

けど……。農地改革も電気も政治家たちの遊びさ (*jogo de políticos*)。

このように語った彼も、実は土地なし運動の受益者の1人であった。というのは、彼は電気の到来後、すでにキャンプの参加者から州道沿いの1区画をRS30,000で購入していたからである。様々な話題を話した後、筆者は、どのように店舗が建つ土地を手に入れたのかと彼に質問した。それに対して、彼は以下のような返答した。

占有権 (*posse*) だ。占有は正当な権利だ。証書は持っていない。将来的に自治体役場が競売 (*leilão*) にかけるだろうから、その時に正式に取得する見込みだ。奥地では、どこもかしこも同じ状況だ。占有によって、すべての都市が建設され、すべての地域が形作られていく。大多数の者が証書を持っているはずなどない (2015年12月3日)。

ブラジルの奥地では、あらゆる社会層において占有権が所有権を代替している。占有権に依拠することで、あらゆる土地は、他の利益当事者たちとの利害が調整される限りにおいて、実質的に誰もが占有することが可能である。しかし、あらゆる土地が占有可能であったとしても、占有の継続を通じて経済的価値の生成が期待できないのであれば、そこに大したメリットはない。キャンプ・ブリチの占有地は、電線の到来を契機として価値を帯びた土地へと変化した。つまり、土地なし運動という形式性にもとづく要求活動こそが、最終的にこうした変化をもたらしたのである。

占有を通じて経済的価値が生成する過程についてより詳しく検討していくために、キャンプ参加者の1人であるカエターノの事例に注目する。カエターノはバイーア出身のモレーノで初老の男性であった。キャンプ・ブリチでの実際の登録者は妻のファチマ (サラの娘) であったが、彼は病気のためにキャンプに参加できない妻の代理を務めていた。筆者が彼のバラックを再び訪問した時、彼はキャンプに獲得した土地の買い手が現れるのを待っており、RS25,000での販売を希望していた。また、彼のいとことおいも一緒にキャンプに参加した。前者は彼の隣の区画を手に入れ、そこにコンクリートの住宅を建て、売り手が来るのを待っていた。後者はすでに区画の売却に成功し、キャンプを後にしていた。

カエターノは、1970年代初頭にマト・グロッソにやってきた。その後、彼はクイアバに住居を構え、家族をそこに住ませながら州内各地の鉱山や木材工場 (*serraria*) で働いてきた。彼はこれまでに2回、入植地に土地を獲得した経験があった。彼が最初にキャンプに参加したのは、1990年に木材工場での作業中に左手の中指を切断する事故に遭い、その後、十分に働けなくなったためであった。

1回目は、1997年に州政府の土地管理機関であるマト・グロッソ土地管理院 (*Instituto de Terras de Mato Grosso: INTERMAT*) が実施した州立入植地事業 (PE) を通じてであり、彼

はクイアバの自治体内に 10 ha の土地を獲得した。そこは肥沃な土地であったが、取得から間もなくして、その時の妻と離婚したため、その土地は彼女に残して入植地を去った。2 回目は、2002 年であり、彼は INCRA から、パンタナウ地域の入植地に 51 ha の土地を獲得した。ファチマとはこの頃にキャンプで知り合ったという。しかし、この土地は雨季には水没し、逆に乾季には乾燥し、耕作にはまったく不向きであったため、2 年後には他者へと譲りクイアバへと引き上げた。1 回目と 2 回目では、政策プログラムの担当機関が異なり、かつては重複申請への規制がなかったため、彼は自らの名義で農地を取得できたという。

カエターノは、土地なし運動を通じて農地を獲得してきた傍ら、クイアバでも自らが占有する土地から利益を上げるためのプロジェクトを進めてきた。彼は筆者に対して、自分がクイアバの 1 地区ジャルデン・ラガルトの先駆者 (*pioneiro*) の 1 人であり、今もそこに土地と家を持っており、ファチマやサラをはじめ親族の多くがそこで暮らしていると語った。ジャルデン・ラガルトは、中心街から 18 km ほどの場所に位置し、クイアバではファヴェーラとしてその名が広く知られていた。その地区をどのように切り開いたのかについて、彼は以下のように述懐していた。

それはずいぶん昔のことだった。当時、そこには何もなかった。私はセハードを切り開き、柵で囲い、最終的に 6 ha の菜園を手に入れた。後に都市が拡大してきたのに応じて、私はその土地をいくつかの小区画へと分割し、新たにやってきて人々へ売っていった(2015年12月2日)。

おそらく、そこは元々クイアバ近郊のファゼンダであったが、収用され公有地となった後で、カエターノら先駆者たちが入り込み都市の郊外として発展させていった場所であると推測できる。ホルストンが指摘したように、都市周辺の空白地を探し当て、占有し、住居を建設し、組合を結成し、インフラの招致へと向けて運動し、土地を分割しては順次商品化し、やがては正式な所有地としての正則化を目指していくという一連の手法は、「自家建設」(*autoconstrução*) と呼ばれ、ブラジルにおける都市郊外の発展過程を構成する重要な一場面である (Holston 1991b)。

都市周辺部の土地の占有と自家建設は、クイアバが今日のような大都市として市街地を拡大させていくうえで、決定的に重要な役割を果たしてきた。筆者はクイアバ滞在中にたまたま利用したタクシー運転手から興味深いエピソードを聞かせてもらった。彼の家族は曾祖父の代に、ポルトガルからクイアバ川を遡りクイアバへとやってきたという。その目的は土地を獲得することであった。曾祖父の代から彼の家族は占有を通じてクイアバ近郊にいくつかの農場を築いていったが、彼の代にはそれらのうちの 1 つも残らなかった。む

ろん、それらのすべては都市の拡大に伴い小区画へと分割され、移住者たちに売却された。それらが農場と呼ばれつつも、農業生産のための場所でなかったのは、こうした土地の活用法こそが、最も容易で、最も利益が保証され、そして、最も広く共有された生活手段であったからである。また、農場の形式性を持つことは、「社会的機能」という法的規範において占有権の正当性を成立させる重要な根拠でもあった。

以前、タチアナは「土地なしキャンプは地方域のファヴェーラのようなもの」(*Acampamento é bem assim como favela na zona rural.*)と言っていた。彼女は筆者に対して安全への注意を喚起する意味でそうした比喻を用いていたのだが、カエターノの事例が示すように、キャンプは、その実態においても、ファヴェーラと共通の理論と手法によって、人々が土地を介した事業を営む場所なのであった。キャンプの参加者たちは、占有地に経済的な価値を生成させるための戦略を持ち、複数の占有地を確保しながら、様々な働きかけを同時並行的に試み、そこに変化が到来するのを辛抱強く待っていたのだと言える。つまり、土地なし運動とは、彼らを用いることができる複数のレパートリーのうちの1つであるという理解することができる。キャンプ・ブリチの事例においては、土地なし運動の最終的な目標であった農地の獲得は頓挫してしまった。しかし、その代わりとして、彼らは同時進行で進めていた目標を達成することができた。土地運動が解消される段階に至り、彼らは獲得した土地を取引し、次の目標に向けて動き始めていた。

第3項 入植者たちの運動

PA グレーバ・ペキゼイロでは、1990年の設立からすでに四半世紀以上の歳月が経過し、INCRAが計画した農地改革は、すでに在地の論理に沿ってつくり替えられていた。入植地の農地は、平坦地に関しては、土地の集積化に成功した耕作者たちによって大豆プランテーションへと変貌していた。一方、農地の大部分は肉牛の放牧に利用され、そこは牧草地が延々と広がる空間となっていた。カイシャ・ダーグアのアグロヴィラの外れには、入植地設立から間もなくの頃に農業省によって建設され、入植者たちの生産組合によって管理されていた大規模な穀物乾燥設備(*secador*)が置かれていたが、10年以上前からまったく使われなくなり、すでに廃墟と化していた。

筆者と会話を交わしたカイシャ・ダーグアに住むジョゼという男性は、入植地の現状に関して、「ここもかつては活気づいていたんだが、もう終わったんだよ」(*Aqui tava movimentado, mas já acabou.*)と語っていた。彼が語った「活気づく」(*movimentar*: 運動が起こる)という言葉は、入植者たちの間でどのような動的状態が引き起こされたことを指しているのだろうか。そして、なぜ、それは今日のように沈静化へと向かっていったのだ

ろうか。入植地が辿ったいくつかの段階に注目することで、そこに一定の傾向を捉えることができる。

入植者たちの動きが最も活発化したのは入植地の設立当初の時期であった。前述したウーゴの回想によれば、1991年に最終的な農地の区画割が決定するまで、入植者たちの間では紛争が繰り返され、死傷者が出るほどであったという。各人がより良い条件の土地、すなわち、より肥沃で、水へのアクセスがよく、起伏が緩やかで、石の少ない土地を求めたためであった。入植者たちがこうした条件の土地を求めたのは、将来的にその土地をより有利に取引することとも関係していた。そのことは、ウーゴたちが1994年に新たに入手した区画に関しても、彼らがすでに3番目の購入者であったという事実で反映されていた。

また、農地から獲得される樹木もまた入植者たちにとって重要な動機の1つであった。グレーバ・ペキゼイロには、商品価値のある樹木が豊富に生い茂る森林が広がっていた⁷⁶。長年の採取により、そうした樹木はすでに枯渇していた。ウーゴによれば、とりわけ、アロエイラ (*aroeira: Astronium fraxinifolium*) の木材は、堅く腐りにくく、牧草地を柵囲いする杭に適していたため、周辺での需要も多く高値で売れたという。彼らもこの樹種をたくさん採取し、収入源にしていた。

前述した生産組合もまた初期に結成され、それは組合員たちによって運営されたものであった。また、入植地を構成する地区ごとに13の住民組合が結成され、入植者たちはそれらに加入していた。こうした団体を通じて、生産プロジェクトが立てられ、米、トウモロコシ、マニオク、インゲン豆、バナナといった生産物はサウン・イリネウのスーパーマーケットなどに出荷されていたという。しかし、入植者たちの生産活動が盛んだったのは、はじめの数年間だけであり、その後、それらほとんどが停滞していった。ウーゴたちの農場の納屋には、彼らが行政からの援助を通じて獲得したトラクターと耕作機械類が置かれていたが、それらはすでに故障し、修理されることなくただ放置されていた。

筆者は、2015年の調査時に、住民組合の会長の1人で、かつてサウン・イリネウの労働組合の副会長も務めていたルイーザという女性の農場に訪問した。その農場はもともと80haであったが、数年前に彼女が夫と離婚してからは2つに分割されていた。そして、彼女は同じ福音教会の信徒であるという男性とそこに暮らしていた。かつて農業団体に役職を務めていた人物が、40haという農地を持っていながら、そこでは何かが生産されているわけではなかった。入植地の13の住民組合に関しては、今も組織としては存続していたが、

⁷⁶ セードウロ (*cedro: Cedrela odorata*)、ジャトバー (*jatobá: Hymenaea courbaril*)、スクピラ (*sucupira: Pterodon emarginatus*)、カトウアバ (*catuaba: Thyrsoodium schomburkianum*) などの樹木が主に採取の対象となった。

いずれもさしたる活動をしているわけではなかった。筆者がなぜ住民組合の活動が終息化していったのかとルイーザに質問してみると、口数少ない彼女は「みながつかりした (*desanimado*) のだ」と答えた。

キャンプにおける土地なし運動の基本的性質が INCRA への要求の運動であったように、入植地における組合による運動もまた同様の性質を持っていた。つまり、何らかの政策的利益がもたらされる契機に差し掛かった折には、そうした利益を要求する運動は盛り上がりを見せたが、その実現が困難に差し掛かると、運動も退潮していったのであった。入植地の設立初期には、様々なプロジェクトが実施され、運動が沸き上がっていた。入植者たちが住居や電気を手に入れることができたのもこの時期であった。

ルイーザによれば、2005年頃に INCRA による実地調査 (*vistoria*) が行われた際には、地籍登録 (*cadastramento*)、権原を証明する最終証書 (*escritura definitiva*) の発行手続き、舗装道路の建設事業といった、入植者たちが長らく待ち望んでいた事案が前進する兆しが見え始めた (表 3-1 で示した 9 から 10 の段階へと移行していく過程)。そして、その頃にも、組合による運動は再び活発化を見せたという。しかし、それらのいずれもが実現することはなかった。運動を展開しても、これまでに何の見返りも得られなかったことが、入植者たちを落胆させていったことの原因にあったという。今では、住民組合も形骸化していた。また、2015年の時点では、サウン・イリネウ労働組合に関しても会長職を担う者がおらず、FETAGRI の直轄下に置かれるという事態にまでなっていた。

PA グレーバ・ペキゼイロの設立以来、長い年月が経過したにもかかわらず、入植者たちが未だに権原の獲得に至っていないことの原因には、INCRA 内部の問題やその政策方針を左右する政治家たちの動機など、複数の要因が複雑に絡み合っており、1つの要因に還元して説明することはできない。一方、ここで筆者が注目する要因とは、入植者たち自身が築き上げてきた農地との関係性である。

サウン・イリネウの自治体役場の農業課 (*Secretaria Municipal de Agricultura*)⁷⁷の職員による筆者に対する説明によれば、INCRA が実地調査をしたときに直面したのは、農地の所有関係の混乱であり、違法と合法が複雑に絡み合った状況であったという。それは、入植地の設立から今日に至るまで絶えず繰り返されてきた農地をめぐる非公式な取引によって引き起こされていた。INCRA の担当者たちは、農地を正当に獲得した者と不正に購入した者とを同格に扱い、両者に平等に権原を付与することは適切ではないと判断したという。

⁷⁷ 自治体レベルの農業政策では、小規模生産者を対象に、肥料、石灰、種子、苗などの支給や技術支援 (*assistência técnica*) などが行われている。これらの政策に関しても、受益者の最小単位は個人ではなく組合である。

また、こうした状況に関しては、ルイーザが示唆したように、何をやっても政策が前には進んでいかない入植者たちの落胆があり、その結果として、彼らが売買という形によって土地を活用する手段を見出していったという解釈も可能である。両者の見解は、INCRA が最終証書を発行しないことと入植者たちが農地の取引を行うこととの間に因果関係のループが築き上げてられていることを示唆している。

第4項 土地をめぐる規則の制定

前項では、INCRA による政策の実施と入植者たちの運動の推移との因果関係について検討してきた。一方、キャンプ・ブリチの参加者たちと入植者たちとの入植地の農地取引に注目することで導き出される筆者の見解とは、以下のようなものである。すなわち、当事者たちは農地をめぐる規則の制定にむしろ主体的に関わっており、各人にとってのプロジェクトをより実現しやすいものになっている。この点に関して考察するために、キャンプの参加者たちによる土地取引をめぐる実践に関して、具体例を挙げながら記述していく。

まずは、キャンプの住民であるペドロ・パウロに関する事例について注目する。彼は働き者の大工として知られ、キャンプでの生活中は、アグロヴィラで建設作業に従事しながら生計を立てていた。彼はキャンプに、(バラックというよりは) 簡素な木造住宅を建て、妻とともにそこで暮らしていた。彼は敬虔な福音派キリスト教徒 (*evangélico*) であり、彼の家のヴァランダではキャンプに暮らす同宗派の信者たちとの礼拝や聖書の読書会がしばしば開かれていた。

最終的に、彼はキャンプに獲得した小区画と住宅をアグロヴィラの住人へ R\$20,000 で売却し、新たに PA グレーバ・ペキゼイロに 31 ha の農地を R\$50,000 で購入した。差額分に関しては、別の自治体に彼が所有する 2 つの土地のうち 1 つを売却することで捻出した。ペドロ・パウロが購入した農地の元の所有者は、それを INCRA から直接獲得した入植者の夫婦であった。もともとその土地は 62 ha の区画であったが、彼らは離婚後それを二等分割した。ペドロ・パウロが購入したのは元夫の方の区画であった。彼は入植者といっても、普段はサウン・イリネウの市街地に暮らしており、入植地の土地は、投機を目的に保有していたに過ぎなかった。また、彼は同様の目的で他にもいくつかの土地を自治体内に保有していた。一方、彼の元妻は、現在も入植地で生活していた。

ペドロ・パウロは、もともと農業を始めることを目的にキャンプへと参加し、こうして晴れて農地を獲得することができたため、精力的に生産計画を立てていた。新たに獲得した農地では、バナナとマニオクの栽培、魚の養殖を手掛けており、生産物はサウン・イリネウのスーパーマーケットに出荷する予定だと彼は言っていた。筆者がキャンプに滞在中

も、彼は 200 本のバナナの苗⁷⁸を購入し、エミリアーノの息子たちを雇い植え込みの作業に当たっていた。今後、株分けをしてどんどん生産を増やしていく見込みとのことであった。筆者がペドロ・パウロから彼の計画について聞かせてもらったのは、ルイーザに上述の内容に関する聞き取りを行ったのと同じ日であったため、彼女の意気消沈した語りと彼の生産活動へと向けた積極的な意気込みに、筆者はギャップを感じた。そのため、筆者はルイーザの語ったことに関して彼の意見を尋ねてみた。それに対して、彼は以下のように返答した。

人々はいつも政府が何もしないと不平を言うが、それは真実ではない。INCRA はこれまですべてをやってきた。農地改革に関する法律を読めば、そこには政策の理念が美しく書かれ、入念に計画されていることが分かる。すべて実現可能だったはずだ。しかし、ここでは何も起こらなかった。問題は政府ではなく、人々である。人々が土地を手にしたとき何をするかわかるか？

(周りを指差しながら) 売るだけさ。彼らにはそこで働くという発想がない。ここでは 90% の人間がそうだ。私は違う。マト・グロツとパラーでは、大多数がそういう連中だ……。この土地は豊かで、作物を植えれば何でも育つ⁷⁹。ただ働けばよいだけのことだ。複雑なことは何一つない。しかし、人々はそうは動かなかった……。入植地が今最も必要としているのは厳正な監督 (*fiscalização*) だ (2015 年 12 月 5 日)。

後日、筆者はペドロ・パウロに対して、彼が語ったような人々と土地との関係が農地改革の結果として生み出されたものなのか、再び質問してみた。それに対して、彼は以下のように返答した。

それは違う。この関係は何世代も前から行われてきたことだ。実のところ、私の曾祖父は、かつてグレーバ・ペキゼイロ全体 21,000 ha の所有者だった。彼は 1952 年に、この地域に到着し、野焼きを施し土地を手に入れた。当時、このあたりに住人はほとんどいなかった。1970 年代に祖父はこの土地を受け継いでいたが、すでに別の地域に移っており、利用していなかったため、自動的に権利は失効した (*caducado*)。そして、1980 年代にファゼンダになった……。アグロヴィラでガソリンスタンドをやっているファヴィオを知っているか？彼はファゼンデイロから土地の管理を任されていた者たちの 1 人で、入植地ができた後も INCRA から権利を認められた。アヴロヴィラの周辺、学校や運動場があるあたりに 200 ha の土地を持っていたが、彼

⁷⁸ 苗は周辺の農場から購入し、価格は 1 本 R\$2 であったという。1 株につき 1 房の果実がなり、R\$50 で売れる。

⁷⁹ 前述したようにグレーバ・ペキゼイロは石灰岩の地盤の上であり、そこでの土壌は、ノルタウンの多くの地域のような酸性の赤土ではなく、石灰を豊富に含む中性からアルカリ性の黒土である。

はそれを切り売りすることで暮らしてきた。彼はこの地域の人間で、それだけ土地を持っているながら、土地を経営し富を手に入れるということには無頓着だった。かつての管理人は他にもいるが、いずれも同じような状況で、今でも貧相な暮らしをしている（2015年12月6日）。

つまり、アマゾン・フロンティアに暮らす人々は、農地改革の実施の有無にかかわらず、占有を通じて土地を獲得し取引するという営みに従事してきたのである。そして、もし、そこで農地改革が実施されたのならば、そこからもたらされる機会と恩恵を巧みに取り込みながら、同様の手段をもって利益を追求してきたことが窺える。農地改革が促進を試みしてきた小規模農業という目標に対して、大方の人々は甚だ無関心であった。その一方で、商品としての土地そのものの探求に向けては、人々は常に大きな関心を寄せてきた。そして、その実現に向けて様々な卓越した技法を発展させてきた。

例えば、土地に関する情報への人々の関心の高さを物語る事実として、以下のような事例が挙げられる。エミリアーノたちは、ペドロ・パウロが購入した農地について、それがどこに所在し、持ち主がどのような人物であるか、離婚に伴い分割された経緯も含め、農地が現在どのような状況に置かれているのかといった事柄に至るまで、様々な情報を把握していた。筆者がエミリアーノに、そういった情報をどのように入手したのかと尋ねてみると、彼の答えは「土地に関する話題は日常の会話で事欠かない」というものであった。そうした会話は、友人、親類、仕事仲間、同じ教会の信者といったあらゆる人々の間で交わされる。ある土地に関心を持った場合には、そうした会話を通じてその土地に関する基本的な情報を入手することができる。そして、もし購入を検討しているのであれば、所有者と接触し、実際にその土地の視察に向かいに行く。そして、近隣の住人たちから所有者の素性や所有関係の変遷について聞き取りをしたり、登記事務所に行って地籍を確認したりといった具合に、一連の調査活動を実施することになる。エミリアーノによれば、PA グレーバ・ペキゼイロでは実質誰もが売るために土地を保有しているようなものなので、所有者たちは誰でもこうした訪問や調査に快く応じるという。また、彼らが土地の管理と改善を怠らないのは、良い値で取引するためであるという。

また、関連して言及しておくべきなのは、彼らが土地に関する操作と処理に関して熟達しており、柔軟に解決策を導き出しているということである。例えば、これまで扱ってきた事例で何度も触れられてきたように、入植者たちは入植地の農地であっても、自らの状況に応じて、いともたやすく分割し、かつその分割した部分を平然とその後の取引にあてていたりする。キャンプの小区画に関してさえも、すでにいくつかは分割され、売買が繰り返されていた。

例えば、ルーカスが購入した区画に関する事例を見てみよう。この区画はもともと PA グ

レーバ・ペキゼイロの入植者であるダヴィが、彼の妻の名義でキャンプに参加し、バラックを建てて占有をしていた土地であった。もちろん、彼は入植地に土地を持っているのであり、参加の目的は獲得した土地の売買であった。彼は知り合いの貧しい母子から住居として彼の区画を貸してもらえないかと頼まれ、彼は承諾し、母子はそこにバラックを建て住み始めた。その後、その母親はその土地に権利を主張し始め、ダヴィと口論になり、組合が仲裁に入った。住む場所のない母子を追い出すわけにもいかなかったので、彼の区画の1/3を母親に与えるということで話がまとまった。間もなくして、その母親はその区画を他者へと売り払い、母子は別の地域へと去って行った。

この区画をその母親からRS\$4,000で買い取ったのがルーカスであった。彼はもともとこの地域の出身で、INCRAに受益者として登録はしていたが、キャンプには住まずに近隣の別の都市でトラック運転手として働いていた。彼はその土地を買い取ると、こちらに移り住み、石工を雇いコンクリートの住宅建設を進めていた。筆者はルーカスに対して、彼の場合、何が権利の証拠になるのかと質問した。すると、彼の答えは、区画の面積や位置に関する正確な情報と購入時に交わした領収書を、前の持ち主と自分の個人識別番号（Cadastro de Pessoas Físicas: CPF）とともに登記事務所に記録してあるので、それが証書の代わりになるというものであった。一方、ダヴィに関しては、ちょっとした誤算により区画の1/3を失ったものの、キャンプ内のまた別のもう1区画を新たに購入していた。

こうした諸事例を参照すると、人々がいかに彼ら自身の任意と主体性にもとづき、占有する場所を選定し、区画の規模や情報を操作し、自ら規則を制定し、所有の根拠を擬制し、取引を遂行しているのかを理解することができる。こうした当事者たち本位による土地の取引に向けた諸関係の構築は、土地の価格の制定にまで及んでいるとさえ解釈できる。ここで再びペドロ・パウロの事例を再び引き合いに出してみよう。上述したように、彼は農地改革の現状に関して様々な批判的な意見を筆者に示唆していた。しかし、それにもかかわらず、最終的に、彼は入植地の農地を非公式に購入するに至った。そこで筆者は彼に、なぜ彼がそうした選択を取ったのかという質問を向けてみた。それに対する彼の返答は、権原の伴った土地と権原の伴わない土地とでは、地価に相当な乖離があり、前者は高くても手が出せなかったというものであった。

権原の有無は、もちろん、合法的な売買が可能かどうかということにも関わってくる。また、所有地に権原が伴っていることは、生産プロジェクトに対して銀行からの融資を受けることを可能にするなど、様々な利益をもたらす。そして、権原は、地価を大きく上昇させる。例えば、サウン・イリネウでは、権原付きの土地の価格は、1haあたりRS\$180,000が相場であるという。一方、権原無しの土地に関しては、例えばブリチのアグロヴィラ周

辺の土地に関して言えば、1 ha あたり RS\$5,000 が相場であるという。地価はそれぞれの条件によって大きく異なり、彼が購入した土地に関して言えば、1 ha あたりに換算すると RS\$1,600 ほどになる。それは、その土地がアグロヴィラから 25 km も離れたところに位置していたためである。なお、取引が成立したとは言え、名義上 INCRA に登録されているのは前の持ち主のままであり、将来的に最終証書が発行された場合には、権原をペドロ・パウロへと移行させる手続きをするというのが取引時に交わされた契約であったという。

入植地の土地は、それらを取引することの非公式性ゆえに、権原付きの土地と比べて価格が大幅に安く設定されており、キャンプ参加者たちにとっては、比較的容易にアクセス可能な財産となっている。つまり、こうした価格制定のメカニズムもまた、当事者たちの間で土地の取引を可能にするために、彼らが主体的に構築している関係性の1つであると解釈することができる。

最後に、本章の考察を締めくくるため、エミリアーノたちに関する事例を取り上げる。この事例は、これまでに考察してきた当事者たちによる土地取引が、常に遷移し続ける彼らの生活のモーションの中の1つの段階として取り交わされていることを示唆している。筆者が彼の所に滞在していた時、仕事から帰ってきたエミリアーノはカイピリーニャを飲みながら、1つの土地についての話題を筆者に振ってきた。彼はその日の昼食時も、タチアナとこの話題を話しており、彼がその事柄を本気で検討しているようにも見えた。彼はその日、アグロヴィラで観光業を営みサイン・イリネウの議員でもあるジューベルトの所で働いていた。その日、ジューベルトはエミリアーノに対して、彼の所有している 32 ha の土地を RS\$180,000 で買わないかと勧めてきた。

その土地は、入植地の中の1区画であり、アグロヴィラからほど近くのクイアバ川に沿った場所に位置していた。しばらく昔になるが、もともと、その土地には入植者の夫婦が暮らしており、INCRA には妻の名義で登録されていた。しかし、やがて夫婦は不和を起し、夫が妻に対して暴力をふるい、最終的に妻は農場から追い出されていった。その後、夫はその農地をジューベルトへと売り払った。その件で妻は夫を告訴したが、その後、裁判は膠着したまま解決には至らず、現在に至っていた。

この土地を今度はジューベルトがエミリアーノに勧めてきたのである。農地はその頃から放棄されたままになっていたが、今でもそこには住宅、貯水池、18 ha 分の柵囲いが施された放牧地、そして川岸には十分に生育した樹木の茂る保安林 (*reserva*) といった具合に、農場に必要な設備がすべて揃っていた。背後に未解決の係争を引きずっているとは言え、これだけの条件を備えた農地がその値段で購入できるということは、取引としてまったく悪くはないとエミリアーノは考えたようだった。

その一方で、その頃、エミリアーノはキャンプに小区画を獲得したこともあり、現在の住居であるバラックに替えて、敷地の後背部に新たにコンクリート造の住宅を建設するプロジェクトを進めていた。彼は稼いだ給料の一部から建設資材を少しずつ買いたため、週末を利用する形で建設作業を行っていた。そうした事情もあり、結局、彼は目下のところ農地の取引を諦めることにした。しかし、その一方で彼は筆者に対し、「今より良い条件の場所が見つかったのなら、こんな場所はすぐにでも売って、そっちに移っていくまでだ」と語った。彼らのイタニャンガーでの経験、そして、その後のパラー、バイーア、マト・グロソでの遍歴生活について聞かされていた筆者は、彼らが3年間に及ぶキャンプ生活の末にようやく自分たちの土地を手にしたということを聞いて、ある種の安堵感を覚えていた。しかし、筆者はエミリアーノの口からこうした発言を聞いたことに対して驚きを隠せなかった。

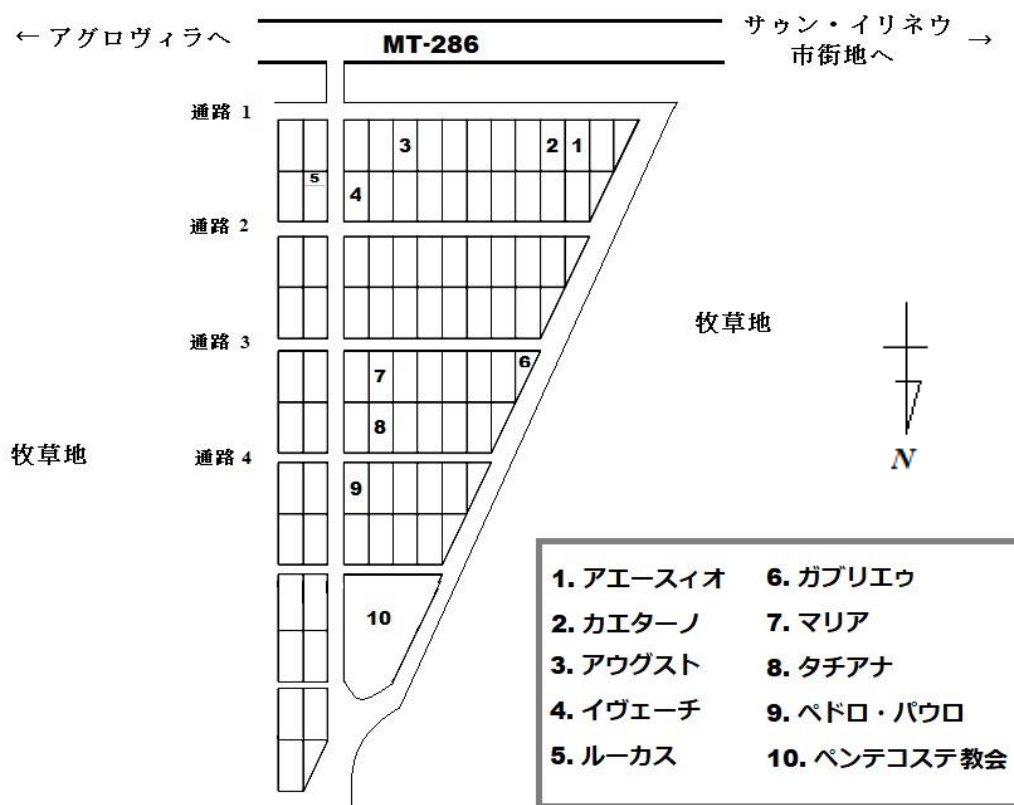


図3-1 キャンプ・ブリチの概略図

出所: 現地調査をもとに筆者作成

表 3-1 キャンプ参加から最終証書の獲得までの過程

1	登録 (<i>Inscrição</i>)	・ PNRA の受益者となるため、土地なし運動を通じて、個人情報や資産情報を INCRA に登録。
2	キャンプ (<i>Acampamento</i>)	・ 受益者としての認定を受けた後、土地なし運動のキャンプに参加。
3	収用 (<i>Expropriação</i>)	・ 裁判所がファゼンダを収用する判決を下し、ファゼンデイロが補償金の受け取り額に同意した場合、そこを用地に入植地事業が着手される。
4	入植者の選別 (<i>Seleção de Assentados</i>)	・ キャンプ参加者の中から、入植者の選別が行われる。欠員がある場合、他のキャンプからも入植希望者が補充される。
5	農地の測量と分割 (<i>Mediação e Divisão</i>)	・ INCRA の派遣した測量士によって、ファゼンダでの測量が行われ、小区画の農地へと分割される。
6	農地への移動 (<i>Mudança Paraas Terras</i>)	・ 区画割が決定すると、それぞれの入植者へと農地が分配され、それぞれそこに移り住む。住宅事業が実施されるまでは、バラックでの生活を続ける。
7	認証登録 (<i>Homologação</i>)	・ 農地への移住後、INCRA によって視察が行われ、入植者としての正式な認定が行われる。入植地の使用許可書 (CCU) が発行される。
8	事業計画 (<i>Projeto de Financiamento</i>)	・ INCRA を介して、PRONAF ⁸⁰ の申請が行われ、やがて事業が採択されると銀行からの融資が降りる。 1. 初期支援 (<i>apoio inicial</i>) : 3 年間、R\$5,000/年 2. PRONAF (A) : 事業内容に応じて融資額は異なるが、上限は R\$50,000 まで (1 回、即時)。 3. PRONAF (A) の予算を消化し返済後、a. または b. へ。 a. PRONAF (B) : (A) と同じ条件。 b. 「さらなる食料計画」 (“ <i>Mais Alimento</i> ”) : 上限額は R\$200,000 まで (1 回、即時)。
9	視察と監督 (<i>Vistoria e Fiscalização</i>)	・ 認証から数年から十数年後に、地籍登録と権原の付与に向けて、INCRA の視察が行われる。違反者からは農地が没収される。
10	権原の付与 (<i>Titulação</i>)	・ 違反もなく要件を満たした入植者に対して権原が与えられる。ITR の支払いが開始する。
11	最終証書の発行 (<i>Escritura Definitiva</i>)	・ 権原を証明する証書が発行される。

出典: 現地調査をもとに筆者作成

⁸⁰ PRONAF には上記以外にも様々な種類があるが、入植者が受けられるのは主にこの 4 種類である。プログラムの内容や融資額の上限に関しては、2016 年の調査時点のもの。



写真3-1 移転直後のキャンプ・ブリチ
(2014年3月24日 筆者撮影)



写真3-2 「消滅」したキャンプ・ブリチ
(2015年12月5日 筆者撮影)



写真3-3 おじたちの農場に建てられたタチアナたちの住居
(2014年8月8日 筆者撮影)



写真3-4 キャンプの区画を購入した牧師が建てた家
(2015年12月1日 筆者撮影)

第4章 非公式な入植地における所有地の作成

第1節 熱帯雨林の中の入植地

第1項 INCRA 庁舎前での占拠活動

本章の主題である非公式な入植地とは、次章以降で考察する INCRA の公式な入植地とは、様々な点で対比されるべき差異を持っている。前章で考察したキャンプにおける所有地作成の事例と比較するなら、本章の事例は、その非公式性において多くの共通性を持つと言える。しかし、前章の事例では、農地改革の失敗という結果への1つの妥協策として、キャンプの小区画が所有地へと変換されていった。それに対して、本章の事例とは、当事者たちの本来の目的である農地の獲得を達成するため、INCRA を経由せずに、当事者たちが自らの手によって、主体的に入植地を造り上げていく過程である。

ブラジルの土地なし運動とは、社会的機能を果たさなくなった地方不動産を占拠し、その土地の収用を INCRA に求める手続きである。一般的に、ブラジルの地方域では、経営破綻などによって生産活動の継続（＝社会的機能を果たすこと）が不可能になったファゼンダやプランテーションは、そこで働いていた労働者や周辺住民たちによって占拠の対象となっていく。そして、占拠の末に、INCRA による収用が完了し、そこに入植地が設立されれば、そこは公式な入植地へと変化する。公式な入植地の設立へと至る手続きが滞りなく実現する場合もあれば、そこが非公式な入植地へと変貌する場合もある。つまり、それは、経営が放棄されていることが周辺住民たちの間で明らかであり、それに応じて人々による占拠が実行されたのにもかかわらず、収用の手続きが膠着状態へと陥っていった場合などに発生する。

ブラジルの地方エリートたちにとって、奥地における天然資源の採取や投機を目的とした新開地の流動的編入（fluid incorporation of new lands）は、彼らが富を獲得し資本を蓄積させていくうえでの、1つの有効な手段である（Holston 2008: 137）。このような目的のもと、不在地主によって造成されていったファゼンダは、アマゾンの随所に遍在している。また、それらはいずれも疎放かつ曖昧に所有あるいは占有されている。そのため、もし、これらのファゼンダで長期間にわたって管理が放棄されていたならば、やがて、現地に暮らす周辺住民たちはそれらを占拠の標的として定めていく⁸¹。

⁸¹ こうした地主と在地用益者のそれぞれの状況がどのように発生しがあり、いかに通常のこととして起こっているのかを示す1つの事例を挙げておく。それは筆者がブラジルへ向かう飛行機の中でたまたま臨席したブラジル在住の日本人女性から聞いた話である。彼女の夫はサン・パウロで日系人の銀行の頭取を務めていたことがあった。そうした職務にあ

収用の手続きが膠着状態に陥った場合、事態が解決するまでに数年間が経過したり、あるいは未解決のままずっと放置されたりもする。こうした状況において、占拠の実行者たちは、ファゼンダを自分たちで分配し、ポセイロとしてそこでの居住を開始する。ファゼンダを前身とし、複数の小区画の農地によって構成され、居住者たちの間で結成された住民組合によって組織されている点において、こうした入植地は外見上、公式な入植地とそれほど大きな差異がない。しかし、未だ入植地としての正則化の段階を通過していないという点においては、非公式な入植地ということになる。また、こうしたポセイロたちによる占有地の集合が、公式な入植地と同一の形式性を兼ね備えているということは、当事者たちによって政策スキームの模倣が主体的に行われたことの結果であると指摘することもできるだろう⁸²。

本章では、ノルタウンのシンゲー川流域に位置する自治体マデイランヂア (Madeilândia) における非公式な入植地に関する事例について取り上げる。筆者がマデイランヂアの入植者たちと関わりを持つに至ったのは単なる偶然以外の何物でもなかった。2013年2月、筆者は資料の収集を主な目的に据え、クイアバの INCRA 庁舎を訪問してみた。アポイントメントなしの訪問だったため、担当者との面会もかなわず、その時の目的は何も達成されなかった。その一方で、筆者が訪問した時、INCRA 庁舎前の敷地では、FETAGRI の組合員たちがそこを取り囲むように占拠を実施し、嘆願活動を行っていた。そこには多くの人々が集まり、多数に貼られたテントが立ち並んでいた。この時、運動の本部として建てられ

ったことから、彼は友人・知人などに頼まれて、奥地の大規模な土地を買い受けることがしばしばあったという。こうした奥地の土地というのは、実際に訪れたこともなければ、将来的に利用する見込みもないものであった。しかし、そこには地所としての形式性が与えられ、税が支払われることによって、彼らにとっての「所有地」となっていた。そうして手に入れたいくつかの資産の1つに、カンポ・グランヂ (Campo Grande: マト・グロッソ・ド・スウ州の州都) に位置する土地があった。そこは都市近郊であったということもあり、最終的に自治体政府が買い取る形となった。売却処理はすべて弁護士に任せ、土地の持つ価値相応の値段が決められ、譲渡の手続きが進められていった。この土地が自治体に引き渡された時に、そこが実際どのような状態に置かれていたかという点、ポセイロが入り込み、トウモロコシが栽培されていたという。このように、エリート層にとっての大土地所有とは、空間性やそこへの帰属といった関係性とは切り離されており、書類・数値の上だけで所有され取引される対象である。かつ、それは自ら主体的に獲得されるものとは限らず、友人や取引相手との関係性から、所有地として舞い込んでくるものであったりもする。こうした土地が「社会的機能」を果たしていないのなら、在地の用益者によって占有の論理を通じて利用されていくことになるのは、ある意味、当然のこととも言える。⁸² 類似の問題に関しては、モザンビークの都市計画の事例を扱ったニールセンの研究が挙げられる。彼はこの問題に関して、閉塞状態に陥った政策に直面した当事者たちが、都市計画の美学を模倣・反復することで打開策を導き出しているという意味において、「逆転した統治性」(inverse governmentality) であるという解釈を与えている (Nielsen 2011: 329)。

ていた仮ごしらえのバラックの脇には、台所が設けられており、その周りでは幾人かの参加者たちがくつろいでいた。

筆者は、そこにいた何人かと会話を始め、マテ茶 (*chimarrão*) を回し飲みし始めた。彼らは州内の様々な地域から集まって来た者たちであり、ある者は入植者であり、また、ある者は非公式な入植地の住民であった。前者の者たちの状況に関しては、筆者はすでに数回のフィールド滞在を通じて、ある程度は把握できていた。しかし、後者に関しては、当事者たちが「プレ入植地」(*pré-assentamento*) と呼ぶ場所が一体どのような状況にあるものなのか、皆目、検討さえつかなかった。

筆者がたまたまマテ茶を飲み交わした人々は、マデイランヂアの複数の入植地からやってきていた入植者たちであった。「私は“パラズィレイラ” (*parasileira*: パラグアイ系ブラジル人) だからマテ茶が好きなの」と話す愉快的初老の女性は、公式な入植地である PSD フェリス・パースコア (PDS Feliz Páscoa: 以下、フェリス・パースコア) に農場 (*sítio*) を持つヴァレリアであった。筆者がヴァレリアに彼女らの自治体を訪問してみたいと申し出ると、彼女は快諾してくれた。また、非公式な入植地であるオウロ・ヴェルヂ入植地 (*Assentamento Ouro Verde*: 以下、オウロ・ヴェルヂ) に農地を持つというクラウヂオも、彼の入植地を案内してくれると約束してくれた。その数週間後、クイアバから 700 km ほど離れたところに位置するマデイランヂアへの訪問が実現することとなった。

マデイランヂアにはフェリス・パースコアを含む 5 つの公式な入植地が存在し、それらは、いずれも 50 区画前後の小規模なものであった。一方、オウロ・ヴェルヂを含む非公式な入植地は、筆者の知る限り 4 つ存在し、それらの面積と区画数の総計は、前者を上回っていた。両者のカテゴリーの入植地は、いずれもファゼンダの占拠を通じて築かれたものであり、INCRA がファゼンダの収用に成功したかどうか、それぞれの属性に差異をもたらしていた。公式な入植地になるということは、その入植者たちは INCRA の農地改革 (PNRA) の正式な受益者となるということであり、そこでの各種公共政策が INCRA を通じて段階的に実施されていくことを意味する。一方、非公式な入植地に関しては、土地所有の正当性を確かなものとし、インフラ等を構築していくための活動を、入植者たち自身によって進めていかなければならない。

本章では、オウロ・ヴェルヂが位置しているグレーバ・アンタ (*Gleba Anta*) と呼ばれる公有地をめぐる今日まで展開されてきた土地なし運動と所有地作成の実践に注目する。また、その比較対象として、公式な入植地であるフェリス・パースコアに関しても考察する。本章の各節を通じて考察していく主題とは、以下の通りである。第 1 節ではマデイランヂアに存在する放棄されたファゼンダと自治体の住民たちとの関係性について素描する。

第2節では本章の主題であるポセイロが一体どのような素性を持ち、土地経営に従事しているのか、第3節では2014年以降に過熱化していったグレーバ・アンタ周辺の土地をめぐる土地なし運動のダイナミズムについて焦点を当てる。そして、第4節では非公式な入植地のポセイロたちがどのような手続きを通じて所有地の作成を実現させ、彼らにとっての新開地の流動的編入という必要性を充足させているのかに考察する。

第2項 大豆プランテーションの果て

マデイランヂアは、2010年の時点で人口3,760人の小さな自治体であった(IGGE 2010b)。ノルタウンの最大都市スィノーピ(Sinop)⁸³からは200kmほど北東に位置し、第5章で取り上げる自治体イパチングとは、その西側で境界を接していた。この地域の開発は、1970年代初頭以降、BR-163号の開通とスィノーピの建設といった大事業を皮切りに本格化していった。それ以前、この地域全体は熱帯雨林に覆われた広大な原野であった。マデイランヂアを最初に切り拓いたのは、ノルタウンの他の多くの地域と同様に木材業者(*madeireiro*)であった。彼らの活動範囲は、スィノーピから始まり、やがてイパチングなどの奥地へと及び、イパチングの森林が枯渇すると、今度はマデイランヂアにまで伸びていった。もともとマデイランヂアはイパチングを構成する1地区であったが、1994年に自治体として独立を達成した。現在においても木材が主要産業となっており、自治体の首長(*prefeito*)自身も木材工場の経営者であった。

筆者が幾度となく往復したBR-163号の沿線では、クイアバから北上し、ブラジル中央高原(第3章で考察したサウン・イリネウの辺りが境界となっている)の上部に達すると開けた平原となるが、それと同時に一面の大豆プランテーションが広がり始める。道路はテリス・ピリス川に並行して北上していくが、ノヴァ・ムトゥン、ルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂ、ソヒーゾといったアグリビジネスの拠点都市⁸⁴を経てスィノーピに至るまで、大豆畑は途切れることなく延々と連続する。地形は至って平坦であり、バスが何時間走行

⁸³ スィノーピは「ノルタウンの首都」(*Capital de Nortão*)という異名を持つ自治体である。2010年の時点で、113,099人の人口を擁していた(IGGE 2010b)。この地域の植民地化を担ったパラナーの不動産会社の略号が、そのまま、この自治体の名称になっている。

⁸⁴ これらの諸都市は、いずれも50,000人前後の人口規模を持ち、住民たちの雇用は大豆関連産業によって支えられている。大豆産業は、大豆生産と直結した農業部門だけに限らず、幅広い裾野を持つ産業複合体であり、フロンティアの諸産業の中では、とりわけ高い人口包容力を持っている。例えば、ノルタウン最北部の主要都市であるアウタ・フロスタは、スィノーピとほぼ同時期に植民会社によって開かれた都市であったが、同地域では大豆産業は浸透せず、主要産業は畜産なため、今日に至っても人口は50,000人未満のままで留まっている。アウタ・フロスタと比較することで、BR-163号沿いの諸都市がいかに目覚ましい発展を見せているのかが確認できる。

しても広大な平原に地平線の先まで大豆畑が広がる風景には変化がなく、こうした極めて画一的で人工的な産業空間の中で、時折、筆者の目から注目を奪ったものと言えば、大型の走鳥類であるレア（*ema: Rhea americana*）の群れが、畑の中で逞しく採餌行動をとる姿が散見されたことくらいのものであった。というのも、ここで生産されているのは農薬耐性が与えられた遺伝子組み換え大豆であり、除草剤や殺虫剤が大量に散布される畑の中で、彼らが一体何を探しているのかが、筆者にとって大きな疑問でならなかったからだ⁸⁵。

マト・グロッツでは、雨季のまとまった雨の降る6ヶ月間に、農繁期が集中する。10月頃から1月頃にかけて大豆の作付けが行われ、1月頃から4月頃までが裏作のトウモロコシの耕作期になる。筆者が初めてノルタウンのこの路線を通過した3月は、ちょうどトウモロコシの季節であった。スイノーピからイパチンガへと方向を変えても、しばらくは、景色に変化は見られなかった。熱帯雨林はどこにも見当たらなかったが、一番初めの停留所の片隅には、ブラジルナッツノキ（*castanheira-do-brasil: Bertholletia excelsa*）が1本切り残されて立っていた⁸⁶。地上50mにも達する固く巨大な幹を前にして、筆者はここにもともと広がっていたであろう風景を想像した。やがて、バスがイパチンガの市街地を通過し、マデイランヂアへと向かうに従い、ファゼンダの片隅に残された熱帯雨林が所々に見られるようになった。同時に、それまで途切れ途切れにも続いていたアスファルトの舗装は完全になくなり、バスは泥道の中を、水たまりをかわしながらゆっくりと進み始めた。対向車線には、伐採した樹木の幹を満載したトラックが、スイノーピの方向へと向け、何台ものろのろとすれ違っていった。

筆者が調査を実施した期間中、マデイランヂアでは木材が主要産業であったとは言え、かつてイパチンガやその周辺の自治体が経験したのと同様に、この地域でも徐々に木材が枯渇していき、やがてアグリビジネスへの産業転換が引き起こされる時期に差し掛かっていた。アマゾン植民地化の過程では、いずれの場所でも、天然資源の採取から始まり、農牧業へと産業の転換が起こっていくという軌道を進み、どこもかしこも似通った景観を生み出していった。そして、この過程は、植民地化された地域における資本の蓄積、人口の

⁸⁵ 前章で言及した公衆衛生学者ピグナッチらの研究によれば、ノルタウンのアグリビジネス地帯では、大量の農薬散布により、食料や飲水が汚染されていただけでなく、住民たちの母乳からさえも農薬が検出されたことが報告されている（Pignati, Oliveira e Silva 2014）。

⁸⁶ ブラジルナッツノキは毎年11月頃に、直径15cmほどの硬い殻に覆われた果実を実らせ、その中からは20粒ほどのブラジルナッツが得られる。ブラジルナッツは、アマゾン各地で古くから先住民やカボクロたちによって重要な栄養源として利用されてきた。開拓者たちも同様に、その種子を採取し食料および収入源としており、彼らにとっても商業価値があるため、原生林を切り払う際には、この木だけ切り残されることが多い。また、彼らによって新たに植樹されたりもする。

増加、自治体数の増加といった具合に、「社会」の発展を測定する諸指標へと直接的に反映されていた。クイアバからマデイランヂアへと至る旅程でバスの車窓から見ていた風景は、こうしたアマゾン植民地化が辿った時系列な変化の軌道を、12時間という短時間の中に圧縮し視覚可能な形で再現しているかのようであった。

2013年3月に筆者がマデイランヂアを初めて訪れた時、前述したヴァレリアが彼女の農場のあるファリス・パースコアへと筆者を案内してくれた。彼女は普段は夫のフランキとともに市街地の外れにある借家に暮らしていた。入植地は市街地から東へ40kmほど離れた場所に位置していた。彼女をはじめ多くの入植者たちは、平日毎日往復しているスクールバスを利用しながら両地点の間を行き来していた。市街地から入植地に至る風景では、すでにほとんどの土地が見渡す限りの耕地として切り拓かれており、耕作地や牧草地として利用されていた。その一方で、市街地を離れていくに従い、視界の彼方には森林の茂みが残されている場所も見えるようになってきた。

入植者たちを乗せたスクールバスは、そうした茂みの一部へと入って行った。遠くから見た時点では、それらの茂みは厚い緑に覆われているようであったが、その内部に入っていくと、どこもかしこにも放火を被った痕跡が残り、植生は貧相で、そこには黒く焦げた状態で立ち枯れた樹木が乱立していた。筆者はヴァレリアに、なぜここが一面このように焼け爛れているのかと質問してみた。すると、彼女は「この地域では、乾季の間はひどく乾燥するから、周囲から火が飛んで来て、自然に発火してしまう」のだと説明した。入植地を構成するそれぞれの区画は、そうした森林をさらに奥へと進んでいったところに位置していた。

フェリス・パースコアは、シングー川支流の比較的大きな河川であるスクリ川 (Rio Sucuri) の河畔に位置しており、総面積は2,497.4687 haで、それぞれ40 haから50 haずつに分割された55区画の農地からなっていた。ブラジル森林法 (Código Florestal Brasileiro: 法律第12,651号) の規定により、実際に農地に転換してよいのは各区画の20%だけであり、すなわち、50 haの区画の場合は、10 haが農地として利用でき、それ以外は法廷保安林 (*reserva legal*: 以下、「保安林」と略)⁸⁷に留めておく必要があった。入植地の正式名称に関して

⁸⁷ 森林法の第12条I項には、法定アマゾン内に立地する地方不動産に関して、各地所の中で法定保安林が占めるべき割合に関して、植生区分ごとに異なる数値が設定されている。つまり、熱帯雨林の指定になっている地域では、その割合は80%、セハードでは35%、そして、草原 (*campos gerais*) では20%である (II項が示すように、法定アマゾン以外では一律20%である)。つまり、同じノルタウンでも、第3章で取り上げたサウン・イリネウに関しては、そこが法定上「セハード」であるため、保安林の割合は35%ということになる。なお、保安林から産出される生態資源の採取や商業化に関しては、それが法規に則った形で計画的かつ持続可能に実施される分には合法である。その際、森林技師への相談や事業

いる PDS とは、「持続的開発事業」(Projeto de Desenvolvimento Sustentável) の略であり、INCRA による入植地計画のタイプの 1 つである。INCRA は 2000 年代初頭以降、環境基準に合致した地所に関しては、このタイプによる入植地計画を実施することになった。しかし、実際のところ、フェリス・パースコアでは、森林法の基準は満たされてはいなかった。

その頃、ヴァレリアたちの農場では、焼き畑によって開墾した土地に直播で栽培された稲が収穫期を迎えていた。それから、マニオクなどが主に栽培され、たくさんの鶏が放し飼いにされ、牧草地 (*pasto*) には 1 頭の乳牛が飼育されていた。また、フランキは狩猟を好み、犬を数頭飼育していた。この頃の入植地には、まだ電気は引かれておらず、夜間はガス灯が用いられていた。農場にはバラックが 1 棟建っており、彼女らはそこで寝泊まりしていた。

フェリス・パースコアの入植者たちは、FETAGRI の組合員たちであった。しかし、その前身のファゼンダを占拠したのは MST であり、ヴァレリアも含め、入植地の設立当初の段階から関わっていた者たちは、かつては MST の参加者たちであった。しかし、やがてミリタントたちは他所へと姿を消し、残された入植者たちは FETAGRI へと加盟していった。筆者が訪問したこの時期、マデイランヂアでは、MST はイパチンガとの境界に位置する 2 つの入植地に活動拠点を持っていたが、彼らが設立に関与したそれ以外の入植地からはすでに姿を消していた。

フェリス・パースコを訪問した後、今度は、クラウヂオが彼の農場があるオウロ・ヴェルヂに筆者を案内してくれた。彼は普段は市街地に妻や娘たちとともに暮らしており、自宅を利用してバイクの修理業 (*borracharia*) を営んでいた。そして、週末などを利用し、農場の管理に当たっていた。オウロ・ヴェルヂは、市街地から南西 (イパチンガの方向) へ 20 km ほど向かった州道 MT-559 号の沿線に位置しており、道路を挟んで反対側にはバンデイランチ入植地 (*Assentamento Bandeirante*: 以下、バンデイランチ) という別の非公式な入植地が形成されていた (写真 4-1)。クラウヂオは両者の入植地を案内し、その住人たちを筆者に紹介し、彼の土地を見せてくれた。

MT-559 号の南側に位置するのがオウロ・ヴェルヂであり、総面積は 7,478.5758 ha で、それぞれ 50~60 ha ほどに分割された 142 区画の農地からなっていた。一方、バンデイランチは、道路の北側に位置しており、総面積は 6,418.6990 ha で、それぞれ 40 ha ほどに分割された 162 区画の農地から成っていた (両者の配置に関しては図 4-1 を参照)⁸⁸。この時

内容の報告が義務付けられている。

⁸⁸ 両者の非公式な入植地に関するデータは、筆者がマデイランヂアの地図会社を通じて入手した地図に記載された内容を参照にした。この地図会社に関しては、本章第 4 節で詳述する。

点では、入植者たちは主にオウロ・ヴェルヂの方に集中しており、バンデイランチは住民の数も少なく、大半の土地が半ば放棄されたかのような状態となっていた。これら2つの入植地周辺の景観は、フェリス・パースコアと非常に似通っていた。つまり、入植地の周辺の土地では、森林が完全に切り拓かれ、トラクターによってトウモロコシやインゲンが整然と作付けされた畑が広がっていた。一方、入植地のある辺りは藪または樹木によって覆われ、入植地はそうした茂みの中にあった。一方、そうした茂みの内部では至る所に放火の痕跡があり、多くの木々が黒く焼け焦げていた。なぜ、このような景観が入植地の周りに共通して形成されるのかについて、筆者はこの時の短期間の滞在からは解明することはできなかった。

ヴァレリアやウラウヂオに限らず、マデイランヂアの入植者たちの多くは、市街地にも住居や仕事を持ち、入植地との間を行き来する暮らしを送っていた。こうした背景により、入植者たちはお互いが顔見知りであり、自治体の各地に散在するそれぞれの入植地の状況に関して広く情報が共有されていた。また、公式・非公式を問わず、入植地の農地は、住民たちの間では広く関心の対象となっていた。

そのことを物語っているのが、自治体役場の環境保護・保健課 (*Secretário Municipal de Meio Ambiente e Saúde*) に勤務する公務員 (*funcionário público*) であるハイムンドの事例である。彼は、オウロ・ヴェルヂに1区画の農地を購入し、週末などを利用して、そこに少しずつ投資を行っていた。ハイムンドは市街地の外れの家で妻のレチスィア、レチスィアの娘のタイース、そして、息子のハイムンド Jr. と暮らしていた。そこはヴァレリアの家とは道路を挟んで反対側に位置し、彼らは近所付き合いを持つ親しい隣人同士であった。この時期の訪問では、ハイムンドのような、大学卒業者で専門職として自治体役場に勤める公務員が、「非公式」な入植地に堂々と土地を持ち、そこに日々投資を行っているということが、筆者には不可解でならなかった。

第2節 ポセイロたちの土地経営

第1項 非公式な入植地の形成と発展

筆者がマデイランヂアに2度目の訪問をしたのは、2014年4月から5月の時期であった。この頃、ヴァレリアは、癌を突然発症させ、治療のため、サン・パウロにある癌患者専用の無償の療養施設に住居を移していた。こうした背景もあり、筆者はこの時の訪問では、ハイムンドたちのもとを頼り、彼が農場を持つオウロ・ヴェルヂでの調査から着手した。筆者の関心は、筆者の中ではまだ十分に把握しきれていなかった非公式な入植地という状況がどのように形成されたのか、そして、そこでの入植者たちがどのように生活して

いるのかということに関して、全般的に把握していくことが、重要な調査課題であった。また、この頃の調査を通じて、筆者はようやく、「我々はポセイロである」という彼らの自己描写を通じて、彼らがアマゾン研究では広くお馴染みのポセイロと呼ばれるアクターに該当する人々なのだとすることを認識するに至った。

ハイムンドは、2010年にオウロ・ヴェルヂにある54 haの土地を手に入れた。入植地ができて以来、その区画を購入したのは彼で3人目であり、彼は、以前の持ち主からR\$10,000で購入した。また他の多くの入植地についても共通した特徴であるが、オウロ・ヴェルヂのそれぞれの区画は、道路や横断路 (*travessão*) に沿って間口が向かい合って並び、いずれの農地も細長い帯状の形に分割されていた (図4-2)。ハイムンドの土地に関する大まかな寸法を言えば、間口の辺は250 mと狭いのに対し、奥行き2,200 mと長大である (実際の土地では4点が完全に直角な長方形ではないので、この寸法で計算しても54 haにはならない)。この区画割は、入植者たちが通路の近くに農地と家を配置し、通路の便益を最大限利用できるようにしながら、後背地は集合的な保安林にしておくことを可能にしているという点で、合理的な空間の構成であった。

ハイムンドの土地は、MT-559号沿いに位置していた。道路から700 mほど離れた場所に、水場となる小川 (*corrente*) が、同じ列に位置する複数の区画を貫通する形で流れていた。この小川とそれを覆う保安林 (水源を守る役割を持つ) の脇には、以前の持ち主が建てたという小屋が建てられていた。それは周辺で採れた木材で建てられた粗末な造りのものであった。ハイムンドは、レチスィアの異父兄であるマルコを雇い、そこに住ませ、農場の管理と改善に当たらせていた。筆者はこの頃の調査時には、マルコとともに、その小屋にハンモックを張って寝泊まりした。周囲を木々で覆われたその小屋の周りには、日中、セミや昆虫の鳴き声に包まれ、時折、フサオマキザル (*macaco prego: Sapajus apella*) の群れが騒がしく樹上を通り過ぎた。また、日中は、数種類のハリナシミツバチ (*abelha-sem-ferrão*) が汗や体液を舐めに体に大量に群がって来るため、そこでフィールドノートを書いていた筆者はしばしば集中力を奪われた。

マルコを含め、ハイムンドたちの一家は、ブラジル北東部のマラニャン州の地方域の出身であった。マルコは、地方労働者の多くがそうであるように、仕事を探して各地を転々としながら暮らしてきた。やがて、彼はレチスィアを頼り、マデイランヂアにやって来た。移住後しばらくは、彼は町の木材工場で働いていたが、やがて酒に溺れて仕事ができなくなっていった。そこでハイムンドは彼の農場で働くようにとマルコに仕事の世話をした。

マラニャン州では東部を除いた州の8割の領域が法定アマゾンに属しており、ハイムンドとレチスィアは、それぞれ自治体が異なっていたが、いずれもアマゾン地域の出身で

あった。彼らは、外見こそ、それぞれ大きく異なっていたが、インディオの影響を強く引き継いでおり、いわゆる「カボクロ」たちであった。マルコは、こちらの森林を構成するそれぞれの樹種を見分ける知識を持ち、小屋の周りに生えている樹木だけでも、カンバラ（*cambará*）、レイテイロ（*leiteiro*）、シャンパーニョ（*champanho*）、セードウロ（*cedro*）、カネラウン（*canelão*）といった具合に指差し、民衆の間で用いられる呼称を用いて筆者に説明してくれた。また、農場で働いていた間、彼は夜間の狩猟を楽しみにしており、水場の森の中に枝で2 mほどの足場を組み、小川の縁に塩とマニオクを置き、パカ（*paca*: *Cuniculus paca*）という大型齧歯類を待ち伏せしていた⁸⁹。

ハイムンドは、この時、農場に牧草地を造成し、隣接する区画との間に境界線を引く目的から柵囲い（*cercamento*）を施す作業を進めており、その仕事の一部をマルコに任せていた。境界線上に杭を埋め込むために、まずは、そこに生える樹木を切り倒す必要があったが、その作業は、木材伐採業者に依頼していた。筆者の滞在中、その作業は実際に行われた。彼らは違法な操業をしている業者であり、伐採作業は、夜間にトラクターで入り込む形で行われていた。作業の報酬は、その際に切り倒された価値のある木材を彼らが引き取る形で支払われていた。

筆者は、ハイムンドの農場を起点に、周辺の区画に住む入植者たちのもとを訪問していった。この時の調査時点では、約27世帯がそこに常住しているとのことであった。彼らは比較的長く住んでいる住民たちであっても、ハイムンドがそうであるように、皆、以前の居住者から農地を購入した者たちであった。そのため、この入植地が、いつ、どのように形成されていったものなのか、直接見聞きしたことのある者はほとんどいなかった。

その一方で、ハイムンドの近所の区画の持ち主たちで、筆者が訪問したマウリスィオ、トニーニョ、ネウソなど初老の農場主たちに関しては、定住志向が強く、アマゾン奥地の長年の生活経験を持ち、熱帯農業の技術に精通したポセイロたちであった。そのため、筆者は彼らへの聞き取り調査を進めていった。この時点では、いずれの区画にも電気は引かれていなかったが、彼らの住居はコンクリートで建てられ、床にもタイルが敷かれたしっかりとした造りのものであった。また、水源に設置された水車を利用して、タンクに揚水することができたため、水道設備も使える状態になっていた。

マウリスィオの場合を見てみよう。彼は2008年以来オウロ・ヴェルヂで暮らしていた。彼はパラナーの出身で、80年代にパラナーに住む地主に雇われ、ノルタウンにあった地主

⁸⁹ 彼らの嗜好を物語る事例として挙げられるのは、レチスィアも狩猟で得られた野生動物の肉を好んで調理していたという点である。彼女は、パカ以外にも、アルマジロ（*tatu*）、アメリカバク（*anta*）、ペッカリー（*cajititu*）などの肉を友人などの伝手を通じて手に入れ、筆者に振る舞ってくれた。

のコーヒー農園を管理するコロノ (*colono*)⁹⁰として、一家でやって来た。そこでの数年間の仕事を終えた後も、そのままノルタウンに定着した。以前は別な自治体であるテーハ・ノーヴァ・ド・ノルチに住んでおり、そこで不在地主の土地を現地の仲介者 (*contrator*) から買い、そこで農業を営んでいた。近くに鉱山 (*garimpo*) がたくさんあったため鉱山労働者 (*garimpeiro*) たちに肉や野菜を売って生計を立てていた。15年ほどそうした生活が続いていたが、仲介者が証書を持ったまま突然姿を消し、地主に接触する手立てもなく、彼らはその土地を去らざるを得なくなった。

彼は現在の土地で妻とともに暮らしており、マニオク、サツマイモ、落花生、バナナ、鶏、豚などを生産し、自給自足を基本にしなが、近隣の市街地の路上で生産物を売り生計を立てていた⁹¹。また、他のポセイロたちも同様であったが、ブラジルナッツやペキー (*pequi: Caryocar brasiliense*) のような野生の食用果実類も森林から採取され、消費・商品化されていた。マウリスィオによれば、ここの土地は、酸性ではあるが、有機物を十分に含み肥沃で、耕作に非常に適しているという。肥料に関しては、カポエイラを焼いた灰、家畜の糞、そして、緑肥類 (*adubos verdes*)⁹²を組み合わせることで、持続的な耕作が可能となるという。

オウロ・ヴェルヂの形成過程について具体的に知ることができたのは、ネッソの農場を

⁹⁰ コロノとは、不在地主に代わり住み込みで働く労働者のことである。ブラジルでは地主の土地に家族で住み込み働くという生活様式は古くから行われ、様々な地域ごとに様々な形態で発展し、異なる名称で呼ばれてきた。ブラジル南部や南西部のコーヒー地帯ではコロノと呼ばれた。一方、北東部のサトウキビ地帯で製糖工場 (*engenho*) を中心に発展した地主制においては「居住者」を意味する“*morador*”という言葉で呼ばれた。彼らに共通して見られた特徴は、農業労働に従事する一方で、家族と暮らすための居住地と自給用の作物を耕作する土地の用益が認められていたという点であったが、いずれも20世紀以降の農業技術の発展に伴い生存可能性を奪われていった (Martins 2002)。農業労働法の制定へと至る20世紀中盤の農民運動の興隆は、こうした問題を背景とていた。北東部の地主制の変容を土地なし運動との関連から考察した著作としては Sigaud (2004) を参照。

⁹¹ それぞれの農産物の1kgあたりの販売価格を記しておく。マニオクはRS1.5、サツマイモはRS2、落花生はRS4、バナナはRS2、豚肉はRS7.5。鶏は1羽でRS20。スィノーピなどに用事がある時など、バイクの荷台にマニオクを20kg積んで出かければ、十分なガソリン代が稼げるという。小規模生産者が育てた、いわゆる地鶏 (*frango caipira*) や地豚 (*porco caipira*) は都市生活者たちの間でも人気があり高値で取引される。後者の豚は特別に脂肪の多い品種であり、そのラードの中で加熱された肉は、常温でも長期間保存できるようになる。このように加工された豚肉は“*carne de lata*”と呼ばれ、地方域では日常の食事となる。

⁹² 例えば、彼が緑肥として栽培していた作物に、タチナタマメ (*feijão-de-porco: Canavalia ensiformis*) が挙げられる。この作物は有毒であるため、主に家畜の飼料や緑肥として利用される。そのため、ポルトガル語では「豚の豆」と呼ばれる。大型の白いインゲンの一種であり、さやの大きさが30cmほどにもなるため、効率的に窒素を吸収・固定させることができる。植物体の全体を土にすき込む形で利用される。

訪問中に、オウロ・ヴェルヂの住民組合で以前に会長だったというダルスイというポセイロにたまたま遭遇することができた時であった。彼は普段は妻とともに市街地に住んでおり、タクシー業を営んでいた。彼らはこの土地を2007年に取得した。彼らの場合、ちょうどその場所が空白地化していた区画であったため、当時の自治体首長らを証人に立てることで、正当に専有・獲得したとのことであった。そして、ダルスイはオウロ・ヴェルヂが設立された当初の状況についても記憶していた。

オウロ・ヴェルヂが設立された発端となった出来事とは、2004年11月に、MSTによって指揮された土地なしたちが、予てから放置されていたこの土地を占拠したことであったという。この占拠に参加したのは150世帯ほどで、彼らは州道沿いの、現在の入植地というところの東端部の周辺にキャンプを形成した。そして、占拠から間もなくして、INCRAによる収用が決定する前の段階で、現在の形に土地を区画割し、参加者たちはそれぞれの土地に移り住んでいったという。

しかし、その3ヶ月後、ミリタントたちは参加者たちをオウロ・ヴェルヂに残し、次の標的である別のファゼンダ、すなわち、現在のフェリス・パースコアの前身であるファゼンダ・サンタ・エレーナと、その手前に位置するファゼンダ・チャマンチの占拠に乗り出していったという。その後、サンタ・エレーナが入植地へと昇格していった一方で、チャマンチに関しては、INCRAは収用に失敗した。しかし、その後も、チャマンチではポセイロたちによる占有が現在に至るまで継続していき、規模は小さいながらも、オウロ・ヴェルヂと同様に非公式な入植地へと変化していった。

オウロ・ヴェルヂの北の境界線をなすMT-559号は、国有地 (*terra devoluta*) であるグレーバ・アンタ (Gleba Anta) を貫く形で伸びていた。そして、この入植地は、所有者の異なる3つの土地にまたがる形で立地していた。つまり、(1) グレーバ・アンタの一部、(2) 私有地 (*terra titulada*) であるファゼンダ・サウン・ジョルジの一部、そして、(3) 州有地 (*terra estadual*) の一部である。(2) に関しては、1984年に作成されたINCRAの地籍によれば、このファゼンダは全体の面積が9,900haであるが、その北辺部を東西に延びる2,500ha分の土地がグレーバ・アンタに重複 (*sobreposição*) しているという点が言及されている。しかし、ファゼンデイロであるジョルジ・オリヴェイラという人物は、文書上には登場するものの、誰もその姿を見たことがなく所在がつかめなくなっていた。そのため、ポセイロたちの間では、彼はすでに他界しているのではないかと推測されていた。この点において、北辺の重複部分は実質的に国有地の一部と見なされていた。そして、(3) に関しては、入植地の東辺部に相当する南北に細長い帯状の土地であった。以上の各地所の位置関係は図4-1の1~6に示した通りである。

オウロ・ヴェルヂの南の境界線はサウン・ジョルジの内部に引かれていた。それは隣接するファゼンダの主人であるテイシェイラという人物との境界争いの結果引かれたものであった。ちなみに、この人物は、クリチバ（パラナー州の州都）に暮らす80歳代の弁護士（*advogado*）で、マデイランヂアに複数のファゼンダを持ち、それら総面積は23,000 ha ほどにも上っていた。彼は、これだけ多くの土地をマデイランヂアに持ちながら、マト・グロソにまで足を運んで来ることは、これまでめったになかったという。また、もし来たとしても、訪れるのはせいぜいスィノーピまでであり、用事を済ませるとすぐにクリチバに戻って行ったという。

筆者の推測では、おそらく、ミリタントたちは、こうした所有関係が複雑に入り組んだ土地を入植地へと転換することの手続き上の難しさを見越して、次の占拠地へと標的を移していったと思われる。しかし、こうしたMST内部の事情とは関係なく、州道沿いに位置し、市街地から程近く、かつ肥沃な土壌を持つこの場所に生じた空白地を、人々は空白状態のままにしてはおかなかつた。つまり、オウロ・ヴェルヂが形成されて以来、順次土地の獲得を求めるポセイロたちによって売買が繰り返され、その占有と利用は続いていき、こうしたオウロ・ヴェルヂとポセイロたちとの間の関係性は、今日に至るまで継承されていった。

第2項 ファゼンデイロと土地なしの協同事業

この時の調査で筆者が次に向かった先とは、オウロ・ヴェルヂを放棄した後にMSTのミリタントたちが向かった先、すなわちフェリス・パースコアであった。その際、筆者は住民組合の会長であるソランジェたちの一家のもとに滞在させてもらうことができた。以下の記述では、MSTがファゼンダの占拠を開始し、フェリス・パースコアが設立されるまでの過程に注目する。当事者たちが、占有可能な標的を判別し、そこでの所有地の作成に向かって行ったという点に関しては、オウロ・ヴェルヂとフェリス・パースコアとは共通していた。前者の事例では、土地の占拠に直面して、その事態に応答するはずの個人が存在しなかった。それに対して、後者の事例では、占拠に前後してファゼンデイロは、周到な対処を取っていた。両者のこうした差異が、その後、入植者たちが向かった方向性も変化させていた。

INCRAの資料によれば、ファゼンダ・サンタ・エレナの入用手続きは2006年5月にすでに完了したことになる（INCRA 2015）。つまり、この事実が意味するのは、ミリタントたちがサンタ・エレナの入用に乗出していた背景には、ファゼンデイロがINCRAによる入用計画に事前に応じており、そこには入植地が設立される条件がすでに整

っていたということである。ファゼンデイロは、クーニャという人物であり、筆者の調査時もイパチンガに住んでいたようである。彼は収用に際して、INCRA から補償金を受け取ったが、ソランジェによれば、その額はR\$4,000,000 相当だったとのことである⁹³。サンタ・エレナは、ファゼンダという言葉で呼ばれてはいたが、実際はただの森林であり、その形成から収用に至るまで、ファゼンデイロによって耕作地や牧草地として利用されたことはなかった。つまり、クーニャは、この土地を単に保有していただけであり、ただそれだけで、INCRA からの補償金を獲得することに成功したのである。この関係性においては、MST はクーニャによって彼が補償金を獲得するための正当性を生み出す協働者として利用されたという構図が見えてくる。

さらに重要なのは、サンタ・エレナが置かれていたこうした状況は、マデイランヂアの人々の間では広く知れ渡っており、2005 年に MST がやって来るずっと以前から、そこにはポセイロたちが入り込んでいたということである。彼らはファゼンダを分割し、オウロ・ヴェルヂのような非公式な入植地と同様の方法によって利用していた。ヴァレリアたち夫婦もまた、MST がやって来る以前から、このファゼンダを利用していたポセイロたちであった。つまり、筆者が前項で示唆したような、入植地の周りで見られた景観とは、ファゼンダや公有地で一通りの樹木伐採が行われた後、長年にわたり放置され、そこにカポエイラ (*capoeira*) と呼ばれる二次林が回復してきた状態であった。

ミリタントたちが、INCRA による政策決定という正当性を盾に、サンタ・エレナの土地を自らのものにしようとする企ては、そこをすでに占有していたポセイロたちの利害と真っ向から対立した。ポセイロたちの中には、ヴァレリアたちのように、(A) MST の側に合流して行った者たちがいた一方で、ミリタントたちの挑発に乗って、(B) 抗戦する構えを取る者たちもいた。やがて、両者の対立は暴力的な衝突にまで発展した。数名のポセイロたちがミリタントたちを山刀で襲い、ミリタントのリーダーであったゴイアーノら2名が負傷した。この事件により、紛争に直接関わったポセイロとミリタントの双方が警察に逮捕されるに至った。

ソランジェによれば、その後の2006年から2008年までの間、フェリス・パースコアでの土地なし運動は、ネギーニョというミリタントを中心に、ホドゥリーゴら数名のミリタントたちによって指揮されるようになった。その間、2006年と2008年の2度にわたり、ミリタントたちの指示によって、農地の造成の目的から、ファゼンダのほぼ全域に火が放

⁹³ この金額からして確かに言えるのは、クーニャはファゼンダの土地に権原を持っていなかった。もし、証書付きの土地であるならば、補償金は、この金額の20倍ほどであったはずである。INCRA がクーニャに支払った補償は、彼の占有権と土地に投入された投資の価値を換算したものであると言える。

たれた。いずれの放火も、乾季の終わりにあたり、植物が最も乾燥し燃えやすくなる9月に実行された。ソランジェの語りによれば、2度目の放火の直前に、農地の区画割と分配が決定していた。そして放火が済むと、ミリタントたちは自分たちの農地と他の参加者たちから没収した分の農地とを、外部の購入希望者にそれぞれR\$3,000ほどで売り捌いた後、参加者たちの前から姿を消した⁹⁴。こうした背景もあり、ソランジェをはじめ、フェリス・パースコアの入植者たちはMSTのことをひどく嫌っていた。彼らは筆者に対し、MSTの不正に関する様々なエピソードについて述懐し、ミリタントとは単なる「ならず者」(*vagabundo*)たちの集まりであると烙印を押していた⁹⁵。

筆者は、オウロ・ヴェルヂの入植者たちを訪問した際に、マデイランヂアのFETAGRIの状況について、何度か会話を交わしたことがあった。その時も、自治体の農業労働組合(STR)で以前に会長を務めていたというホドゥリーゴという人物についても耳にしていた。そして、フェリス・パースコアへの再訪後、その人物が、ソランジェの話の中で登場したMSTのミリタントとしてのホドゥリーゴと、同一人物であるということが明らかになった。彼に限らず、マデイランヂアの労働組合リーダー(*sindicalista*)たちは、大方がかつてMSTのミリタントだったとのことである。ホドゥリーゴに関しては、筆者の2014年の調査の時点では、しばらく前からどこかに行方をくらましていたとのことであった。噂によれば、彼は殺人を犯し、マデイランヂアから逃げたが、やがて警察に捕まり、その頃、ちょうど刑務所に服役中であったとのことである。

次節で考察するグレーバ・アンタにおける土地紛争の事例とは大きく異なり、フェリス・パースコアの事例では、ファゼンダの収用から、その後の入植地の開発計画に至るまで、ファゼンデイロと土地なしとが、様々な形で共同関係を築き上げていたという点は注目すべきである。その具体例として、ハイムンドが筆者に語った以下のような事実が挙げられる。2010年にフェリス・パースコアが入植地として正式に発足した際、自治体内の1つの

⁹⁴ その後、参加者たちのもとにはブラジル環境再生可能天然資源院(Inststituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis: IBAMA)の係官たちがやって来て、森林破壊を主導したミリタントたちの行方を探っていたが、すでに彼らは姿をくらました後であった。係官たちは、ソランジェをはじめ森林破壊者に高額な罰金を課した。例えば、ソランジェに対してはR\$90,000、ヴァレリアに対してはR\$210,000、平均してR\$10,000前後の罰金が複数の入植者たちに課された。しかし、彼女らにこれほど金額を支払えるわけではないので、取り決め(*protocolo*)にもとづき、将来的に森林を再生させることを条件に罰金は免除されたという。

⁹⁵ この点に関して、ハイムンドは「ソランジェの言うことを鵜呑みにしてはいけない。彼女の言うことの半分は嘘(*mentira*)だ。放火は皆が賛同してやったことだ。MSTがいなくなった今、彼らに責任を押し付けるのは簡単なことだが」と語っていた。第5章でより詳しく考察するが、MSTとFETAGRIは対立関係を潜在させており、一方による他方への批判の応酬は、入植者たちの間で頻繁に観察される。

地区から、入植地を通りスクリ川に至る 40 km の道路沿いでは、道路の補修と拡張工事（アスファルトは無し）が実施された。その際、R\$250,000,000 の予算が INCRA から降ろされ、自治体役場を事業主として工事は実施された。この事業は、その過程に携わった政治家、役人、建設会社などを大いに儲けさせたが、彼らだけでなく、沿線上に耕作地を持つファゼンデイロたちも多く利益を享受した。なぜなら、彼らはこの道路を自らの生産活動に大いに役立てることができるようになったからである。このように農地改革とは、既存の利害構造に衝突する政策ではなく、土地なしだけでなく様々な事業者に利益をもたらすものであると言える⁹⁶。

第3項 公務員の土地転がし

本節の最後に、第1項で立てた問い、すなわち、公務員であるハイムンドが、どのような背景と動機からオウロ・ヴェルデでの土地経営に従事しているのかという問題について記述する。ノルタウンでは、住民たちの大多数が、州外からの移民たちによって構成されている⁹⁷。彼らの出身地は、ブラジル南部（主にパラナー州とサンタ・カタリーナ州）とブラジル北東部（マラニャン州を主体に、セアラ州、バイア州など）に大別することができる。彼らは、いずれも地方域からの移民であったが、南部出身者たちとは、ドイツ系やイタリア系といった、彼らが自認するところの「白人」(branco) たちであった。その中には、ソランジェたちのような貧困層も多く含まれていたが、大多数は土地経営者となるためにノルタウンを目指してやってきた人々であった。

一方、北東部出身者たちは、インディオやアフリカ系の出自を持つ人々であった。彼らは、鉱山、ファゼンダ、木材工場などでの賃金労働に従事し、出身地へと送金を続け、将来的には故郷へと帰還しようと考えている人々であった（もちろん、こうした説明は大雑把な一般化に過ぎないのであるが）。こうした背景から、マラニャン出身者の中のエリートとも言えるハイムンドが、マデイランヂアへとやって来た経緯や、こちらでの土地経営が彼の生活の中にどのように組み込まれているのかという点に注目することは、開拓者たちが持つ諸特徴の一部を理解するうえで重要である。

⁹⁶ また、こうした背景から、例えばスィノーピの農業労働組合のように、INCRA に入植地計画の動機を与える中間集団である彼らが、地域の有力な政治家によって牛耳られるということもしばしば起こりうる。

⁹⁷ こうした状況は、州内の人々の間では、しばしば、「ノルタウンにはクイアバーノはいない」(Não tem Cuaibano no Nortão.) という表現によって喩えられる。つまり、ノルタウンは、マト・グロッソ州を構成する 1 地域でありながら、そこには同州南部のクイアバ盆地を中心に形成されたマト・グロッソ的な文化を持ち、クイアバ方言を話す人々が、ほとんど住んでいないということの意味する。

実際のところ、ハイムンド自身も土地なしの家庭の出身であった。彼の両親は、彼が13歳の時、CPTのキャンプに参加し、最終的にINCRAの入植地に土地を獲得し、現在でもそこで暮らしていた。彼がマデイランヂアにやってきたのは2001年ごろであり、彼に先立ち、こちらに移住していた従姉妹のマリアーナと夫のエーリオ夫婦を頼ってやってきた。加えて言及しておくなら、マリアーナたちに先立ち、彼女らの別の親類たちも鉱山労働者⁹⁸としてノルタウンに移り住んできていた。マリアーナたちは、2002年に市街地の程近くに設立された土地銀行(Banco da Terra)の入植地⁹⁹であるグアジャジャラに1haの農地を購入し、今もそこで暮らしていた。また、そこにはマリアーナの姉妹の家族も暮らしていた。ノルタウンのマラニャン系移民たちは、ハイムンドらと同様に、親族や友人のネットワークを通じて移住し、こちらでの労働に従事していた。

ハイムンドは、私立大学であるクイアバ大学(Universidade de Cuiabá: UNIC)がマデイランヂアにエクステンションとして開設していた環境評価・許認可(*perícia e licenciamento ambiental*)に関する専修課程(*especialização*)を修了し、連邦生物学評議会(Conselho Federal de Biologia: CFBio)が認定する生物学者(*biólogo*)の資格を持っていた。彼は、昼間は役場に勤務する傍ら、夜間は州立学校の中等課程で理科の教師もしていた。その頃、彼の給料は公務員としてはR\$1,300/月であり、教師としてはR\$1,900/月であり、労働時間は1週間当たり70時間にも達していたが、所得は下位中産階級に相当する水準だった。彼は「公共部門の給料なんて無いも同然だ」と不平を漏らし、民間部門への転職の機会も考えていると語っていた。特に彼の分野の専門家は、ファゼンダで環境管理やIBAMAなどへの監査を担当する職員としても、雇用の機会に恵まれていたからである。

⁹⁸ ヴアレリア、フランキ、クラウヂオのいずれもが、初めてノルタウンにやってきた理由は、鉱山労働者として働くためであった。ヴァレリアはマト・グロツ・ド・スウの出身で、フランキはマラニャン出身であった。クラウヂオはマラニャン生まれのパラー育ちだが、10代後半からノルタウンで鉱山労働者として働いていたとう。

⁹⁹ 土地銀行の入植地とは、INCRAの担当する農地改革(PNRA)とは並行して実施された市場志向型の農地改革のアプローチである国立土地金融計画(Projeto Nacional de Crédito Fundiário: PNCF)を通じて設立されたものである。同政策は、1990年代にカルドーズ政権によって着手され、その後の労働者党政権へも引き継がれていった。入植者たちには、土地銀行を通じて土地の購入と設備投資に必要な資金が提供され、同時に返済の計画も立てられる。基本的に小規模な土地が支給されるが、入植者には購入の当初から権原が付与されている。この政策に関して、MDAが刊行した評価書に関してはSparovek(2006)を参照。この政策は市場原理に立脚し小規模家族農業の効率的な推進する謳い文句にしたモデルであったが、エーリオによれば、グアジャジャラでは、その発端から現在に至るまで、農業を始められた者は誰もいないという。グアジャジャラの土壌は、砂地の酸性で地味に乏しく、1haでは何の利用価値もないという。そのため、入植者は牛、山羊、羊などを細々と放牧しているくらいのものだという。エーリオを始め入植者たちは皆、木材工場、ファゼンダ、市街地での建設などの仕事に就きながら、ローンの返済に当たっているという。

ハイムンドは、マデイランヂアにやって来て、学位を取得し、役場に就職していく過程を辿って行った。その傍ら、彼が今日まで続けて従事してきた重要な生活手段の1つとは、土地経営であった。彼の土地経営とは、土地を購入し、地価が上昇するのを待ちながら「投資」を続け、買い手が現れたらその土地を売り、そして、また新たな土地を取得し、同様の手続きを繰り返していくというやり方であり、つまり、「土地転がし」である。ここで言う投資とは、塀や住宅の建設といった物質的な投資から、地籍や文書の作成といった土地の情報化と法手続きを含むものであり、後者は土地の価値を上昇させるうえでとりわけ重要な意味を持っていた。

彼はこれまで、市街地の複数の場所でこの作業を繰り返してきた。マデイランヂアは、1982年にサンタ・カタリーナ州から4家族の先駆者 (*pioneiro*) たちが定住¹⁰⁰を始めて以来、今日に至るまで常に市街地を拡大させてきた。現在のハイムンドの住居が市街地の一番外延部に位置しているのは、より中心部にあった以前の住居を売り、こちらに新たな区画を取得したからである。彼は、現在の区画に対して、すでに権原を持っており、土地や家屋は将来的な売買も見越して所有されている資産である。

これまで従事してきた土地経営は市街地においてだけでなく、地方域においても同様であった。興味深いことに、彼はオウロ・ヴェルヂに土地を購入する以前には、ファゼンダ・サンタ・エレーナにも土地を持っていた。彼は、そこを占有していたポセイロから1区画をR\$5,500で購入したという。しかし、前述したように、2005年にMSTのミリタントとポセイロとの抗争が発生したため、最終的には、その土地から手を引いたという。彼は、整然と区画割が施された当時のサンタ・エレーナの平面図を書類棚から取り出し、筆者に見せてくれた。

彼はオウロ・ヴェルヂの土地に対して、前述した柵囲いの他に、正則化へと向けた様々な文書作成と申請手続きに従事していた。同様に、彼は土地を購入した直後である2010年

¹⁰⁰ 筆者は2013年3月の調査時に、そのうちの1家族であるアントニオの一家を訪問していた。アントニオたち夫婦はイタリア系で、マデイランヂアの市街地外れに大きな住宅を建て住んでおり、すでに年金生活を送っていた。彼らはクイアバの植民会社から、マデイランヂアに150haの土地を購入し移り住んだという。それ以前、アントニオはサンタ・カタリーナのサヂア社の養豚場に家族と住み込みで働いていたが、いつか土地を持ちたいと考えていた。当時、サンタ・カタリーナは、すでに飽和しており、土地の値段も高かった。はじめにパラナーの奥地も検討してみたが、良い条件のものが見つからず、思い切ってノルタウンまでやってくることを決めたという。当時、BR-163号は、クイアバースィノーピ間でも、ほとんどが未舗装で、スィノーピは建設からまだ10年を迎えていなかった。マデイランヂアは木材採取業者だけが入り込んでいる奥地の奥地であった。彼らは数日間かけてトラックを運転し、ようやくマデイランヂアまで辿り着いたという。移住に際しては、まずバラックを建てることから始め、農業を営みながら、徐々に財産を築いていった。

から、“Luz para Todos”（連邦政府の電気普及プログラム）への申請を始めていた。これら各種の文書手続きに関しては、彼はオウロ・ヴェルヂの他の12世帯の入植者たちからも、それぞれR\$1,000の手数料を受け取り、作業を代行していた。マデイランヂアの労働組合は、ほぼ機能していないに等しかったため、オウロ・ヴェルヂのポセイロたちは、労働組合系の住民組合を持つてはいたが、それぞれが民間企業のサービスなどを利用しながら、こうした作業に当たっていた。

筆者は、ハイムンドによる土地転がしの意図がまだ十分につかめていなかった頃、彼がこうした複雑な作業を着々とこなし、農場という彼の作品の周到に創り上げていく様子を観察し、彼が将来的には、マデイランヂアに定住先を定めるつもりでいるのではないのかと推測していた。しかし、彼の真意がはっきりと分かったのは、彼との以下のような会話を交わしてからであった。

再来年頃までには、家族を連れてマラニャンに帰ろうと思っている。そうしたら、次はサウン・ルイース（São Luiz: マラニャン州の州都）に住み、マラニャン連邦大学（Universidade Federal de Maranhão: UFMA）で医療昆虫学（*entomologia médica*）の修士課程を始めるかもしれない。……その学位があれば、もっと良い仕事に就ける。

彼のこうした予想外の発言に、筆者は、それでは、「なぜ、そこまでして熱心に農場への投資を行っているのか？」と質問してみた。それに対する、彼の返答とは以下の通りであった。

買い手により高く売るために決まっているだろ。再来年と言ったのは、その頃までには、（今、農場のために準備していることが、）何もかもうまく整い、さらに良い値が付くようになるということだ。……こんなところに長く住みたいと思っている奴なんかいるわけがないだろ（2014年4月20日）。

ハイムンドによるオウロ・ヴェルヂでの所有地作成に関するその後の経過については、第4節で詳しく議論する。一方、2014年の後半以降、オウロ・ヴェルヂ周辺では、再び土地なし運動による占拠が加熱化していった。1つはオウロ・ヴェルヂの南側に隣接するファゼンダ・サウン・ジョセでMSTが占拠を実施したことと関連していた。そして、もう1つは、オウロ・ヴェルヂの北側に位置するバンデイランチでのFETAGRIによる活動であった。そのため、第4節の問題へと進む前に、第3節では、両団体による土地占拠が辿った経過について考察する。両者の土地をめぐる土地なし運動の経過と対比させることで、オウロ・ヴェルヂのポセイロたちが置かれた状況を、より明瞭に把握することが可能にな

ると言える。

第3節 空白地をめぐる政治

第1項 土地なし運動の新たな展開

筆者が次にマデイランチアを訪問したのは、2014年11月であった。それは、ちょうど、筆者がイパチंगाにある入植地 PDS カルロス・プレスチスに滞在していた時であった。筆者は、カルロス・プレスチスの入植者であり、MST のミリタントのリーダーを務めていたオクタヴィオに案内してもらいながら、入植地における MST の活動について調査していた。その年の7月に、MST はマデイランチアで新たにファゼンダを占拠し、キャンプを樹立していた。そのキャンプは、カンパーニャ・ヂ・カヌードス (Acampamento Campanha de Canudos、以下、カヌードス) と呼ばれていた。筆者は、ミリタントたちの協力を通じて、このキャンプを訪問することができた。

キャンプは、イパチंगाの複数の入植地のミリタントたちによって運営されており、オクタヴィオらは、その調整のために忙しく動いていた。キャンプには、近隣住民たち以外にも、PSD セーチ・ヂ・セテンブロ (PDS 7 de Setembro) や PDS ガンガ・ズンバ (PDS Ganga Zumba) といった、イパチंगाの複数の入植地に暮らす入植者たち (ミリタントを含む) とその家族らが参加していた。INCRA に土地取得のための登録ができるようになるのは16歳からであり、入植者の子供たちの多数が、この占拠を通じて土地の獲得を目指していた。オクタヴィオの娘のジョヴァンナもそうした参加者の1人であった。その頃、占拠から約4ヶ月が経過し、土地の区画割が着手されようとしていた。そのため、オクタヴィオは、区画の4点を定めるコンクリート製の標石 (*marca*) を作るための型枠をカルロス・プレスチスで集め、キャンプへと運んでいた。

筆者がキャンプを訪問した日、カルロス・プレスチスでは、州内各地で活動する MST のミリタントたちの集会が開かれていた。その後、外部からやってきたリーダーの一部も含めて、カルロス・プレスチスのミリタントたちは家族総出で、カヌードスに出向く運びとなっていた。筆者がオクタヴィオにキャンプに同行できるか尋ねてみると、他のミリタントたちからも承諾がもらえ、彼らの車に同乗させてもらえることになった。この時、筆者は、イパチंगाの市街地に住み自治体全体での活動の調整役とカヌードスのリーダーを務めていたフラヴィオというミリタントにも出会った。彼の名前については、ソランジェが MST への非難をする際にしばしば言及していたのですでに耳にしていた。筆者が彼にソランジェのことを言及すると、「彼女とは意見が違ったのさ。我々の運動についてうまく理解できない参加者がいるのは、別に珍しいことではない」と語っていた。

カヌードスのキャンプは、9,900 ha ほどの面積を持つファゼンダ・アララ・ヴェルメーリャの拠点を中心に築かれていた。そこには、その時点で約 50 世帯ほどが登録され、平日には十数世帯が常時キャンプしていた。また、同じのファゼンダの別な地区の方には、約 17 世帯が参加していた。ファゼンダの拠点には、巨大な納屋、給水塔、電信塔、住宅などが設けられていたが、これらの設備はいずれも古びており、木材を切りつくした後、10 年ほど前から使用されていないとのことであった。給水塔や電信塔の頂点では、ミリタントたちによって括り付けられた MST の旗が風にたなびいていた。その日、筆者は参加者たちとともにキャンプで 1 晩を過ごした。そして、その翌日、ミリタントたちは打ち合わせと視察を済ませると、昼以降は、そこでバーベキュー (*churrasco*) しながら楽しそうに過ごしていた。つまり、キャンプは彼らにとって、週末に「キャンプ」をする場所にもなっていたとも言える。むしろ、MST のキャンプは私有財産への侵入を伴う行為なので、第 3 章で考察した FETAGRI のキャンプとは異なり、それほど呑気に過ごしていただける場所ではないのであるが。

カヌードスをめぐる問題が、本章の前節までの議論と関連するのは、以下の点においてである。筆者はカヌードスに到着した時点では、マデイランヂアの市街地へと向かうのとは異なる道を通っていたため、そこが自治体内のどの場所に位置していたのか、滞在の 2 日目になるまで把握できていなかった。それが分かったのは、アララ・ヴェルメーリャのファゼンデイロが、テイシェイラという人物であることを、ミリタントたちの会話を通じて耳にしたからであった。彼らに確認してみると、このファゼンダは、オウロ・ヴェルヂがその一部を包摂しているファゼンダ・サウン・ジョルジに隣接する形で立地していた (図 4-1 の 4)。ミリタントの 1 人は、テイシェイラに関して、「あいつはグリロをして、(木材を) すべて盗んだ後、放っておいたのさ」 (*Ele grilou, roubou tudo, e aí abandonou.*) と説明した。その後、筆者が気付いたのは、MST がこの期間に実行していた占拠とは、これまでの 10 数年間に、彼らがマデイランヂアで占拠と退去を繰り返してきたこととの連続性にあったということである。

また、この年の 8 月に、マデイランヂアでは FETAGRI 系の住民組合の女性会長が何者かに暗殺されるという事件が発生し、州内のメディアでは、それに関する報道が行われていた¹⁰¹。キャンプを訪れた時も、筆者はオクタヴィオを通じて、この事件に抗議する形で FETAGRI 側もちょうどキャンプを設立し、運動が盛り上がりを見せているという状況を耳に挟んではいた。しかし、それが具体的にマデイランヂアのどこで起こっていたのかに関

¹⁰¹ 筆者は、この事件に関する新聞記事を提示することができるが、インフォーマントたちの匿名性を守るため、ここに参照を付すことは敢えて控えておく。

しては、その時点では詳しくは分からなかった。また、安全上の理由から、個人でマデイランチアの入植地をめぐる問題に首を突っ込むのは危険と判断し、その年は、調査目的で同地域に接近することを断念していた。

第2項 2つのキャンプ

筆者が再びマデイランチアを訪問したのは2015年12月であった。その頃、ハイムンドは教師を辞めており、以前よりも生活に余裕ができていたようであった。彼は自分の農場で、これから馬を飼い始めるのだと言い、馬具や牧草の準備をしていた。息子に乗馬を練習させたり、繁殖させ子馬を売ったりするためだと、彼はその計画について話していた。彼が週末に農場に仕事に行くというので、筆者もバイクで同乗させてもらい、グレーバ・アンタを訪問することになった。MT-559号を南西に向かっていくと、前回訪れた時とは、異なる光景が広がっていた。州道の北側のバンデイランチの1区画には無数の木造バラックが立ち並び、入り口付近にはFETAGRIとその関連諸団体の旗がなびいていた。ハイムンドは、その中へとバイクを進め、農場の主人であり、この運動の主導者であるホドゥリーゴという人物を筆者に紹介してくれた。つまり、彼は、以前から噂を聞いていた元MSTミリタントで労働組合リーダーに転身したという男と同一の人物であった。

実は、昨年の住民組合会長の暗殺事件とその後のキャンプ設立という一連の出来事は、ここバンデイランチで起こっていたことであった。キャンプ設立から1年以上が経過していたが、その間も運動は継続していた。筆者の訪問時、このキャンプはバンデイランチのポセイロたちと新たな参加者たちとの共同で運営され、参加者は100世帯以上に上っていたと推察される。キャンプの中をざっと数えてみると30頭ほどのバラックが新たに建造されており、新参者でシートの下で暮らす者たちも多数含まれていた。カヌードスのキャンプが骨組みとシートで簡易にしつらえられたものであった一方、ここに建てられていたのは住居として木材で建てられたバラックであった。

キャンプの設立は、単なる抗議を目的とした過渡的なものではなく、ホドゥリーゴが彼の土地を用地として提供することで、将来的に、そこを学校や公共施設が立つアグロヴィラへと発展させる構想を視野に含んだものであった。彼は、「実現すれば、入植者たちは市街地まで出向かなくともここで生活できるようになる」と語っていた。そして、そのためには、バンデイランチをINCRAの入植地として正則化していくことが必要であった。INCRAの正式な受益者となれば、それらの施設を開設するための政府の予算が降りるからである。また、筆者の訪問期間中、彼はCONTAG系（FETAGRIの連邦レベルの組織）の社会運動である土地のための闘争運動（Movimento de Luta pela Terra: MLT）のマト・グロ

ッソでの立ち上げ集会を開催し、その際、州内の多くの労働組合リーダーたちがキャンプに集結した。

2014年10月以来、バンデイランチでは、こうした形で土地なし運動が加熱化していた。そこでは、それ以前からも、非公式な入植地として存在していたが、グレーバ・アンタ全体が抱える複雑な土地問題により、定住者の数は伸びなかった。以下では、具体的に、どのような要因がここでの土地問題の紛糾と複雑化をもたらしてきたのかを概観する。この問題の経緯に関しては、ホトゥリーゴが書類の束を筆者に見せながら説明してくれた。グレーバ・アンタは33,000 haの面積を持ち、オウロ・ヴェルヂがその北辺部を重複させていた一方、バンデイランチはその全域がその内部に包摂されていた。

1980年代初頭、マデイランヂアの植民地化が加速していくと、ブラジル南部の植民会社がグレーバ・アンタの土地を占有し、木材の採取を開始した。その際に、現地職員として派遣されたのが、バルボーザという人物であった。彼は現在もマデイランヂアに暮らしており、自治体内に複数の土地を持つファゼンデイロである。この植民会社は現在のバンデイランチに当たる土地の管理をバルボーザに任せていた。一方、バルボーザ自身は植民会社が彼にその土地の権原を移譲したのだと思い込んでいた。そのため、彼は1988年に、その土地をINCRAに収用させ補償金を得ようと試みた。しかし、実際に登記を調べてみると、その土地の権原はそもそも誰にも移譲されてはおらず、INCRAが所管するグレーバ・アンタの一部のみであることが判明した。しかし、公有地であることが判別し、収用計画が失敗に終わったにもかかわらず、彼はその土地に柵囲いを施して占有を継続し、木材採取などの目的のために疎放に利用していた。

バルボーザはその土地を長年そうした状態で利用していたところに、2006年にMSTがやって来て占拠を実行した。ホトゥリーゴは、その際にミリタントとしてその活動に関わっていた。その後、土地の分割が行われ、2007年にはバンデイランチは現在のようないくつかの非公式な入植地として形成され、ホトゥリーゴも現在の土地を獲得した。その一方で、バルボーザはバンデイランチの土地への権利を諦めず、彼と入植者たちとの対立関係は深刻化していった。

グレーバ・アンタ全体では、現在に至るまで14のファゼンデイロたちが利権を持ち、占有と耕作を繰り返している状態であった。そのため、入植地周辺の土地は、彼らによって作付けされた大豆畑が一面に広がる状態となっていた(写真4-2)。バンデイランチの土地は、これまでファゼンデイロたちとの間の潜在的な対立に晒されてきたため、ポセイロたち間での土地の占有、用益、取引は継続してきたものの、空白の区画が目立ち、そこに長期間にわたって定着する住民の数は限られていた。そのため、そこはオウロ・ヴェルヂ

と比べて入植地としての発展が大きく立ち遅れていた。

一方、2014年にホドゥリーゴが運動を起こして以来、スィノーピやイパチンガだけでなく、周辺の複数の自治体から多数の参加者たちがキャンプへと流れ込んで来ていた。筆者がそうしたキャンプ参加者たちを訪ねて回っていると、昨年、MSTのカヌードスで顔見知りになっていたエーヂナという女性に声をかけられた。久々の再会にお互い驚いたが、筆者は彼女に、なぜこちらにいるのかと尋ねてみた。すると、彼女はカヌードスでの経過が望ましくない方向に進んでおり、土地の獲得を期待できそうになかったため、MSTから脱退し、夫と共にこちらに流れてきたのだという。というのも、裁判の経過はテイシェイラの側が優勢であり、これまでに3回も警察隊によって立ち退かされたという。その後、別な場所への侵入を何度も試みてはみたが、うまくはいかなかったという。すでに参加者は30世帯ほどまでに縮小し、エーヂナたちの他にも3世帯がこちらに移って来たという。

エーヂナからカヌードスの現在の位置を聞き当て、後日、筆者はそこに訪問してみた。その時、キャンプはオウロ・ヴェルヂの南側の境界をなしている横断路の反対側の土地に位置していた(写真4-3)。横断路に沿っては、オウロ・ヴェルヂの42世帯のポセイロたちの農場が並んでいた。この横断路はファゼンダ・サウン・ジョルジの中を貫通する形で通っていた。つまり、カヌードスの参加者たちは、前回のアララ・ヴェルメーリャから、サウン・ジョルジの一部へとその占拠地を変遷させていた。

カヌードスの参加者たちの多くが筆者のことを覚えていた。カヌードスのリーダーは、かつてのフラヴィオから幾人かの変遷を経て、アレシャンドゥリというミリタントになっていた。彼は以前ソヒーゾにあったINCRAの入植地に暮らしていたが、15年前、その土地のかつての持ち主であったファゼンデイロが、裁判を通じて土地の一部に対する権利を回復し、それに伴い彼と家族はそこから立ち退かされたという。その後、彼の一家は7年前からMSTに参加し、彼の母親や妹と弟は、すでにガンガ・ズンバに土地を獲得していた。しかし、彼自身はまだ土地の獲得を達成していなかった¹⁰²。

カヌードスは一時期、登録世帯数が180を超えるほどに増加していたが、法廷での係争に敗れ、退去を命じられることになると、やがて、その規模を縮小させていった。MSTは占拠に先立ち、登記事務所での調査を行い、登録された図面上の土地と実際にテイシェイラが占有した土地のギャップに当たる部分を狙って占拠していたが、裁判ではテイシェイラ側の「位置のずれた権原」(*titulo deslocado*)に正当性が認められ、MST側の訴えは退け

¹⁰² 筆者は2014年5月のイパチンガでの調査時に、カルロス・プレスチスのミリタントたちから、ガンガ・ズンバにはノルウェーからの社会運動家らがMSTの視察に来ているという話を耳にした。アレシャンドゥリの妹であるブルンナは、こうしたノルウェーの活動家たちとの関係から、これまでノルウェーに留学をしていた経験があるという。

られる結果となった。この点に関して、「たとえ『場違い』だったとしても、ここブラジルでは、彼らの側に権利を証明するには十分なのさ」(*Se fosse “deslocado”, aqui no Brasil, é suficiente comprovar o direito pro lado deles.*) とアレシヤンドウリは言った。そして、彼がソヒーゾで土地を失ったのもファゼンデイロが「判事を買収した」(*comprou o juiz*) からだと付け加えた。その後、何度も占拠と追放を繰り返し、彼らは現在の占拠地へと行きつくことになった(図4-1の7)。この場所は、もし分割できた場合でも、現在の33世帯分までしか分配できない規模の面積なので、これ以上、キャンプへの参加者が増えることはないだろうと彼は言っていた。

第3項 周辺における混沌

筆者がその次にマデイランヂアを訪問したのは2016年8月であった。その頃は、乾季のまっただ中であり、それは周辺の住民たちによって随所で野焼きが行われる季節でもあった。マデイランヂアの市街地は、こうして周辺から流れてくる煙と砂埃に包まれ、空気は霞んでいた。また、数週間前から、IBAMAの捜査官たちが数十名の体制でパトロールに来ており、市街地の至る所では彼らの公用車であるピックアップ・トラックが止められていた。IBAMAの捜査官とは、いわば環境警察であり、軍服に似たユニフォームに身を包んだ彼らの腰にはピストルが備え付けられていた。彼らのパトロール中、その大半が非合法に操業している木材採取業者たちは、逮捕を恐れてどこかへと姿を消し、彼らによる原料の供給が途絶えた木材工場は、どこもかしこも生産を減速あるいは停止していた。そのため、この時の市街地は、いつになく人が少なく、静まり返っていた。

この時の訪問では、始めの数日間は、クラウヂオが筆者の案内役を引き受けてくれた。彼のバイクに乗せられ、グレーバ・アンタのある州道を南西へと向かっていくと、やがてホドゥリーゴの農場が見えてきた。しかし、この時は前回とは打って変わって、そこにはまったく人影が見受けられず、ホドゥリーゴ自身も不在であった。クラウヂオは、心当たりのある方向へと向かってバイクを走らせていった。彼が向かった先とは、バンデイランチに北側に位置する1つの農場であった。そこは元MSTミリタントで元労働組合会長という(ホドゥリーゴと似通った)経歴を持つホザンナという人物が所有する土地であった。そして、彼女の家には、ホドゥリーゴがいた。

ホドゥリーゴは、その時、何者からか脅迫の電話を受けており、身の危険を感じたため、こうして仲間の所に身を隠していた。前述したように、グレーバ・アンタでは14人のファゼンデイロが非公式に耕作地として利用しており、ホザンナの土地のすぐ脇の道路を挟んだ反対側では、カポエイラが完全に切り払われ、一面の耕作地になっていた(この時期は

乾季で休耕状態であったが)。こうしたファゼンデイロたちは、前述したバルボーザのように近隣に住む者たちから、スィノーピなど隣接地域に住む者たち、そして、ブラジリアやサン・パウロといった州外に住む者たちに至るまで多岐にわたっていた。そして、彼らの生産活動はラランジャ（この関係性については、第3章を参照）の耕作者を立てることで操業されていた。

こうした背景から、実際のところ、前回¹⁰³および今回のホドゥリーゴが受けた脅迫に関しても、2014年の暗殺事件に関しても、誰がそうした企てを行っているのかを特定することは実質的に不可能だという。この点に関して、彼は以下のように行った。

おそらく今回の件はベゼーハ（ブラジリアに住むファゼンデイロ）が首謀者だろうが、彼自身はここにはいない。また、誰が彼に雇われているのかも分からない。ここではすべてがラランジャで、すべてが秘密の中である。……今、IBAMAが環境犯罪を摘発して回っているが、同じことだ。彼らが実際に捕まえることができるのはラランジャだけさ（2016年8月16日）。

ホドゥリーゴによれば、土地なしたちは文書を通じた手続きを通じて戦いに臨み、土地の正則化を目標に掲げている。一方、ファゼンデイロたちにとっては、現状のまま非公式に活動を続けられることが重要であり、土地の権原を獲得すること自体には関心がないという。なぜなら、権原を持ってしまえば、所有地の維持や手続きに余計な費用がかさみ、納税の必要性も生じてくるからだ。そのため、彼らが土地なし運動に圧力をかけてくるのは、土地が正則化されることを阻止し、現状のような融通の利く状態を維持することが目的であるという。

筆者の前回の訪問時に、ホドゥリーゴの土地に形成されていたキャンプはすでに解散していた。また、その時に結成されたMLTに関しても、運動内部での調整がうまく取れず解散することになった。キャンプに集まった新たな参加者たちは、バンデイランチの空白化していた区画をそれぞれ占有していった（写真4-4）。あるいは、道路沿いの土地など、より良い条件の土地に関しては、その持ち主のポセイロから購入し移り住む者たちもいた。そうした購入者たちへの聞き取りによれば、取引価格はR\$18,000ほどであった。バンデイランチへの移住者は今なお増加傾向にあり、新たに入植地に土地を得たポセイロはすでに100世帯を超え、さらに増加する傾向にあるとのことであった。その中には、近隣地域からだけでなく、ファビアーノたち一家¹⁰⁴のようにホンドーニア州から移り住んできた者た

¹⁰³ 未遂ではあったものの、2014年にも彼は同様の脅迫と襲撃を受けていた。彼は不審な車が自宅の周りをうろついているのを見つけ、危険を察知し、すぐにその場から自分の車で逃れたという。

¹⁰⁴ ファビアーノは20代の若いポセイロで、彼の場合、妻と両親とともに、ホンドーニア

ちも含まれていた。また、既存の区画では収容しきれず、かつ、ポセイロからの購入も困難であった世帯は、バンデイランチの脇に位置するグレーバ・アンタの空白地を占拠し、ノヴァ・クルズ・アウタという新たなキャンプを形成していた（図4-1の8）。筆者の訪問時、そこでは40世帯ほどがキャンプ生活を送り、土地の分割を直前に控えていた。

後日、筆者はMSTのカヌードスの方も再び訪問した。アレシャンドゥリたちは、その時も、前回と変わらずサウン・ジョルジの一部の土地を占拠していた。しかし、そこからMSTの旗は消えていた。つまり、2016年1月に、彼らは最終的にMSTから脱退することを決めていた。アレシャンドゥリによれば、その理由は、MSTが押し付けてくる様々な規則や介入を受け入れることにメリットが見出せなかったからだという。毎月の会費の支払いだけでなく、デモや道路封鎖といった活動への参加の強制、クイアバなど各地への無償の出向などに付き合わされ、彼ら自身が苦しい状況にあるのに、そうした運動側からの要求に付き合っていることが無意味と判断したからだという。現在のところ、どの団体にも属さない独立した組合となっているが、今後はFETAGRIへの加入も考えているという。アレシャンドゥリのように、家族も含めてMSTとの深い関係を持っていた参加者がこうした決断をしたことに、筆者は少々驚いた。

MSTから脱退してから間もなくして、彼らはそれまで占拠していた土地を33区画へと分割した。今後も再び立ち退き命令が出される可能性は否めなかったが、彼らが現在の場所に移って来てからしばらくの間は安定した期間が経過していた。そのため、彼らは弁護士に相談¹⁰⁵したうえで、この決断をした。現時点での区画割は、自分たちの手でなされたもので、それぞれの土地の所有者を確定し、住居を整えたり、作物を植えたりするために便宜上行われたものであった。今後は測量士に依頼し、正式な区画割を行い、地籍の作成

州からこちらへ移り住んで来ていた。彼の母親が病気になり、医療費を捻出する必要上から、ホンドーニアの入植地に持っていた12haの土地をR\$150,000で売り、こちらに移り住んできた。ホンドーニアの土地はマデイラ川水系によってもたらされた堆積土によって肥沃であり、INCRAの入植地はいずれも小規模な面積で区画割されていた。そして、マト・グロッソとは異なり、多くの場合、入植者には始めから権原が伴った土地が分配されていた（ホンドーニアからノルタウンへの移民に関しては、第6章で詳しく取り上げる）。ファビアーノたちが、バンデイランチにやってきたのは、ホンドーニアにいた頃の隣人が、イパチングの労働組合の会長スイミアウンと友人であり、その紹介でこちらの土地なし運動の情報を聞きつけたからだだったという。バンデイランチで彼らが占有した土地は、すでに空白地化していた区画であり、獲得には一切費用は掛からなかった。彼らは、2015年9月にこちらに到着し、カポエイラを切り開き、そこに野焼きを施し、移り住んだ。筆者の調査時点では、まだ住み始めて間もなく、粗末なバラックで生活を営んでいたが、すでに数頭の豚の飼育を始めていた。

¹⁰⁵ 弁護士には相談料としてはR\$2,000が支払われた。

を進めていくという。アレシャンドゥリは、彼らが揃えた書類一式と 2016 年 2 月付の彼らの質問に対する弁護士による回答書を筆者に見せてくれた。

この問題は、サウン・ジョルジとアララ・ヴェルメーリャとの間の実際上の境界線がどこに引かれているのかという問いと密接に関係していた。地籍との照合から引き出される結論とは、両者の間の実際の境界線とは、それまで境界線だと思われていた横断路の位置から、さらに 1,380 m 南へずれる形となるということであった。そのため、彼らは横断道沿いの幅 1,380 m の細長い帯状の土地を自分たちの占有地として分割することに決めたのであった。筆者が彼らのキャンプを後にしたとき、横断路に沿って、カポエイラに野焼きが施され、彼らの建てたバラックが等間隔に並んでいるのが確認された。

以上が、筆者が調査した範囲での、マデイランジアの土地なし運動の経過に関する記述である。それぞれ向かい合って立つ 2 つの非公式な入植地であるオウロ・ヴェルヂとバンデイランチとでは、入植地としての発展のレベルが著しく異なっていた。この差異は、住民たちが安定して占有地に対する改善を施してこられたかにどうかによってもたらされていた。バンデイランチでは、過去に出された追放令やファゼンデイロたちとの紛争が断続的に発生し、ポセイロたちが長期間にわたって定着することが困難で、もし、彼らがそこに住んだとしてもそれは過渡的なものであった。また、こうした状況により、そこでは木材の盗採¹⁰⁶や放火により森林破壊がさらに加速していった。そして、こうした行為は IBAMA による処罰の対象となるため、人々によるアクセスをさらに遠ざけるという悪循環をもたらした。そこでは、ようやく近年になって、ホドゥリーゴら労働組合リーダーたちの誘導を通じて、ポセイロたちが再び入り込める状態になりつつあるようだった。

一方、オウロ・ヴェルヂに関しては、ファゼンデイロとの関係がまったく異なっていた。ハイムンドによれば、MST のミリタントたちが誹謗していたのとは異なり、テイシェイラは「法を遵守するきっちりとした人物」であるとのことであった（実際に彼は法律家であ

¹⁰⁶ タイース（ハイムンドの義理の娘）の学校の同級生であるマリーナの両親は、筆者の訪問中、ちょうどバンデイランチでのこうした木材の盗採に従事していた。彼らは、5 ヶ月ほど前にポセイロから土地を買い、そこにバラックを建て、住み込みで作業に当たっていた。マリーナは学校があるため、市街地で暮らしており、レチスィアの所にしばしば食事を食べに来ていた。彼女の両親は、商品価値のある樹木の伐採作業を大方終えており、すでに次の買い手を見つけていたという。筆者が彼女からこの話を聞いたのは、彼女が昼食を終え、週末を両親のもとで過ごすためバンデイランチに向かう直前であった。つまり、この状況は、一方で、森林の違法伐採に従事している者たちがいて、また一方で、その娘の食事の世話が自治体内の環境管理に従事する職員の家でなされ、そして、また一方で、その職員は違法伐採が行われている隣の占有地で土地転がしをしているというものである。一見すると不連続で相容れない関係性が、ごくありふれた日常として（例えば、学校の友達同士の間で友達付き合いといった形で）起こっていることに、筆者はアマゾンらしさを感じたのであった。

った)。彼は自ら横断路を引くと、その前はポセイロ、その後ろは自分の領域と境界線を定めると、前者に対して手を出してくることはなかったという。また、オウロ・ヴェルヂでは、周囲の土地はすべてテイシェイラのファゼンダであったため、ポセイロたちにとっての対立者とは彼だけであり、バンデイランチのように複数の利益当事者たちとの間の複雑な衝突へと発展する状況は起こらなかった。こうした状況が今日に至るまでオウロ・ヴェルヂのポセイロたちが長期間にわたって安定した土地経営をすることを可能とさせた。

第4節 所有地作成の技術

第1項 地理情報と文書

本節ではオウロ・ヴェルヂのポセイロたちに関して、2016年8月に筆者が観察した時点の状況に即して記述する。まずは入植地の地理情報と文書作成をめぐる問題に注目する。オウロ・ヴェルヂでは、その周囲で複数の土地なし運動が勃興し、それに伴う様々な騒乱が沸き起こっていたのに対し、まるでそうした状況を尻目にするかのように、ポセイロたちによる所有作成へと向けた営みは着々と進展していた。2010年にハイムンドがポセイロの12世帯とともに申請を始めた電線の敷設事業は、2015年の時点で政策プログラムを通じて予算が裁可され、2016年には、早くも常住者たちの農場に電気が到来していた。彼らは、いち早くその恩恵に与かる必要があったので、まずR\$10,000を自己負担して、“Eletro-MT”という第3セクター (*setor terciário*) の会社に依頼することで、近隣のファゼンダから電線を引いてきた。そして、この自己負担分の費用は、プログラムへと申告することで、その8割を事後的に回収できる仕組みになっていた。

しかしながら、電気の事業では成功がもたらされた一方で、入植地の正則化に向けた手続きに関しては、未だに多くの課題が残されていた。それはすでに言及したように、オウロ・ヴェルヂが3つの所有者の異なる地所の上に立地していたことに由来していた。バンエイランチに関して言えば、その全域がグレーバ・アンタの一部であったため、正則化へと向けた目標とはINCRAによってPDSとしての認定を受けるという形になる（むろん、そこに至るまでには、ファゼンデイロたちも同時に主張するであろう占有権との調整や環境問題などをはじめ、今後、解決していかなければならない多くの課題が残されていたのであるが）。一方、オウロ・ヴェルヂに関しては、グレーバ・アンタの部分に関しては、INCRAを介して、法定アマゾンの占有地を正則化するための政策プログラム「合法的な土地計画」(Programa de Terra Legal: Terra Legal) への申請が必要となってくる。州有地に関しても、このプログラムへの申請手続きが必要となるが、その際にポセイロたち働きかける対

象とは州有地の管理を担当する INTERMAT となる。そして、私有地に関しては、民事訴訟を通じて時効取得¹⁰⁷を成立させる必要があった。

前節のバンデイランチに関する事例からも、土地なし運動が文書をめぐり手続きを通じた運動であるという側面が浮き彫りになったと言える (cf. Hetherington 2011)。オウロ・ヴェルヂに関しても同様のことが言える。上述の性質上、正則化へと向けて働きかける行政機関がそれぞれの地所で異なっているとしても、権原を獲得するうえでポセイロたち皆に共通して要求されているのは、彼らの占有地が合法的な地方不動産としてのクライテリアを満たしていることである。そして、それは地所の物理的な改善とともに、その情報化と文書作成を通じて達成される課題である。公式な入植地に関しては、こうした手続きは受益者である入植者へと向けて INCRA が順次実行していく課題である。しかし、非公式な入植地においては、ポセイロたちが自らの手で主体的にその手続きを進めていくことが要求されている。

それでは、オウロ・ヴェルヂの住民たちがこれまでどんな文書を獲得してきたのか、電気をいち早く獲得したポセイロたちの1人であり、第2節でも言及したトニーニョの事例について注目してみよう。筆者が彼の所を再訪した際、彼はパッション・フルーツ (*maracujá*) の栽培を手掛けており、雇人とともに、蔓を這わせるための杭を畑に打ち込む作業をしていた。彼の場合、オウロ・ヴェルヂにやって来たのは2009年で、現在の区画を以前の主人から R\$1,000 で購入し、移り住んだ。それから、ヒオ・グランヂ・ド・スウ州へと戻り入植地の土地の管理を持て余していた女性から1区画を無償でもらい受けたが、そちらは特に投資しているわけではなく息子のために保有しているだけだという。

それ以前、彼はスィノーピの PA グレーバ・メルセデスと呼ばれる入植地の中にあるアグロヴィラに住み、入植者の農場で雇われ暮らしていた。その入植地の規模は1,000区画ほどであったが、権原を持っていたのは、INCRAの政策実施を待たずに、独自に動いて獲得した80世帯ほどであったらしい。そのことに関して、彼は「皆、政府がやってくれると思っているから、結局、何も起こらないのさ」と語っていた¹⁰⁸。彼の場合、2年前に他の自

¹⁰⁷ これら3者の手続きでは、申請者たちがそれぞれに働きかける機関や対象が異なっているが、いずれに関しても、法的には時効取得の概念が、それらの手続きが成就するうえでの前提となっている。

¹⁰⁸ この入植地が立地しているのがグレーバ・メルセデスと呼ばれる土地であるため、地域住民たちの間では、この呼称が一般化している。INCRA (2015)によれば、この入植地の正式名称は“PA Wesley Manoel dos Santos”であり、文書上に記された区画数は647である。設立年は1997年であるが、新聞記事によれば、2017年に250区画に権原が発行されたことになっている (Assentados da Gleba Mercedes vão receber títulos definitivos 2017)。つまり、権原を獲得するまでに、設立から20年もの歳月を要したことになる。しかも、実際に獲得できた区画は、全体の1/3ほどであった。

治体の森林技師 (*engenheiro florestal*) に覚書 (*memorial*)¹⁰⁹と地方環境登録 (*Cadastro Ambiental Rural: CAR*)¹¹⁰を R\$1,300 で依頼し、つい半年前にそれらの証書を獲得した。今後は依頼費に R\$600 を擁する占有証書 (*escritura de posse*)¹¹¹ の作成に取り掛かるという。彼は、これまで土地や保安林に施してきた改善、住宅・農場設備、電気設備、文書類を含めて、彼の占有地の資産価値は、R\$300,000 だと言っていた。つまり、彼の場合、10年足らずのうちに、当初の購入価格の300倍の資産価値を発生させることに成功したということになる。一方、彼は今後も当面はこの土地を手放すつもりはないようではあるが。

筆者が聞き取りをした入植地に常住している者たちやハイムンドのように頻繁に管理を行っている者たちの場合、(1) 覚書、(2) CAR の証書に加えて、(3) 占有証書もすでに揃えていた。この3点が揃うと、地方不動産税 (*Imposto Territorial Rural: ITR*) を支払う権利を獲得することになる。ITR の支払いを継続し、土地の所有者からの権原の移譲が成立すれば、彼らは最終的に土地への所有権を獲得することになる。権原取得後の後の手続きとは、INCRA が管理する人工衛星とリンクしたデータベースである地理情報参照システム (*Georeferenciamento: GEO*) への登録手続きを完了する必要がある。しかし、現時点の入植者たちの状況では、その作業はまだ不要であるようだ。

トニーニョが自治体外の森林技師に依頼していたのとは異なり、入植者たちの多くは、マデイランジアの市街地に事務所を構える“Geo-Lândia”という地図会社 (*topógrafo*) に一連の諸文書の作成を依頼していた。アマゾンでは、実際的な必要性から、マデイランジアのような小さな自治体であっても、こうした不動産に関する情報作成と登録手続きの全般を専門に扱う事業者が営業所を開設している。これらの会社は、測量学、地図学、地理情報学、森林工学などの専門家たちによって営まれている。彼らは、技術料を受け取ること

¹⁰⁹ 覚書の正式名称は「記述的覚書」(*memorial descritivo*)であり、地所の4点の座標を記した平面図 (*planta topográfica*) が付され、占有地と占有者に関する基本情報を簡潔に記した文書である。それは、占有の根拠を証明すると同時に、占有権の要求するための請願書 (ポルトガル語で「覚書」を意味する“*memorial*”とは、「請願書」と同義である) でもあり、ポセイロたちの権利を裏付けるうえで最も基本となる文書である。

¹¹⁰ CAR は IBAMA によって統轄されている地方不動産の登録制度であり、森林法をはじめとした環境規則が遵守されていることを証明する。地方不動産が合法であるためには、必ず、この制度によって登録され許認可が降りている必要がある。また、規則に違反している場合、所有者は、罰金を支払うか、かつ/または、環境再生へ向けた取り組みを実施しなければならない。

¹¹¹ 占有証書とは、権原を保証する最終証書 (*escritura definitiva*) が INCRA を通じて発行されるのに対して、その代替として、占有権の保証する証書として民間企業への依頼を通じて任意に作成されるものである。第3章でも言及したように、ポセイロや土地なしに限らず、ファゼンデイロも含めたあらゆる階層が占有権にもとづき土地を保有するアマゾンにおいて、この文書は大きな重要性を持つ。

で、非公式な入植地の地図作成から GEO の登録に至るまで、ありとあらゆる種類の依頼に応じ、サービスを提供する¹¹²。

そして、ポセイロたちは、こうして作成された様々な文書を自治体内に事務所を構える登記事務所（第2章で詳述）に保管する（登記事務所もまた、地理情報会社と同様、民間企業である）。そして、登記事務所が発行した保管の事実を示す証明書もまた、ポセイロたちが収集している文書のコレクションの中に組み込まれていくことになる。占有地の取引に際しては、こうした文書一式がもとの所有者から購入者へと引き渡される。そして、その取引を交わしたという事実自体が登記事務所へと記録され、新たな証拠を生み出していく。そして、その際に作成された文書は、新たな土地保有者の持つ文書束への中へと組み込まれていく¹¹³。

こうしたアマゾンのポセイロたちによる所有地作成の注目すべき側面とは、それが民間部門の技術専門家たちへと完全に委託されているという点である。彼らは、職能集団ごとに統轄された政府の各評議会の認可を通じて、その活動の公共における信頼性が保証されている¹¹⁴。また、この関係性において、彼らが発行した証書類にも、公共性が付与されていると見なされている¹¹⁵。今日に至るまで、植民地化の影響を受けたいずれの地域においても、そこに一旦フロンティアが形成されると、開拓者たちの必要性から、地理情報会社や登記事務所など、技術専門家たちの運営する営業所がいち早く開設されてきた。一方、彼らのサービスとは、本質的には、彼らによる営利活動の一環として提供されるものである。つまり、アマゾンにおける所有地に関する地理情報が持つ1つの重要な特質とは、それが所有地作成者の恣意的な依頼に応じて、技術専門家たちの手によって創出されたものであり、それが依頼者とサービス提供者との間の相互の利益追求の結果として構築されているという点である¹¹⁶。

¹¹² 筆者は“Geo-Lândia”社に自治体内の非公式な入植地に関する地図を入手できないか相談してみた。すると地図学者である経営者は快諾してくれ、後日、地図を無償で筆者の電子メールに送ってきてくれた。

¹¹³ キャンベルはこの過程を、フロンティアにおける歴史の生成であり、所有地の正則化を通じて、その土地の歴史の主体になるという解釈を提示している（Campbell 2015a: 55）。

¹¹⁴ 各地域に開設された個々の地理情報会社は、工学農学地域評議会（Conselho Regional de Engenharia e Agronomia: CREA）によって認定を受けた技術者によって運営されている。それぞれの州ごとに組織された CREA は、連邦レベルでは連邦工学農学評議会（Conselho Regional de Engenharia e Agronomia: CONFEA）によって統轄されている。

¹¹⁵ 地理情報会社が作成した文書には、CREA によって発行された技術責任注記（Anotação de Responsabilidade Técnica: ART）が添付され、文書に記された情報の公共性と信頼性が保障されている。むしろ、この文書もまた、ポセイロたちのコレクションの一部である。

¹¹⁶ 地所に関する情報作成方法のこうした特性上、土地を所有しているということの事実は同一の土地に対して幾重にも重複していき、紛争の火種となる。彼が調査をしたパラ州

第2項 遷移を前提とした生活過程

ノルタウンの地方域に暮らす住民たちの間では、「土地なし」と「ポセイロ」とは異なる性向の持ち主として対照的に把握されている。つまり、この把握においては、土地なしとは、INCRAの農地改革の受益者となるべくして活動し、INCRAによる政策実施を受動的に待ち続け、そして、もし土地を獲得したとしても、その後はすぐさまにその土地の取引に着手する人々である。一方、ポセイロとは、能動的な土地の占有者であり、ある程度の資本と農業に関する知識・経験を備え積極的に生産活動に従事し、そして、占有地の正則化へと向けて自ら交渉を進めていくような人々である。

その一方で、このような対比は、両者の持つ属性の一側面を描き出しているが、アマゾンにおける両者の行為者としての全体性を十分に描き出すうえでは不十分であると筆者は考えている。例えば、公式な入植地で見られる状況と同様に、オウロ・ヴェルヂのポセイロの中には、土地転がしをそもそもの目的として所有地の作成に従事している者たちも存在する¹¹⁷。また、ここで言う「土地なし」と「ポセイロ」という二分法は、あくまで前述したような農業的かあるいは非農業的かといった属性にもとづき把握されたものであり、両者の間に明確な区分線を引くことは不可能である。

しかし、むしろ、筆者が本項の議論を通じて提示したいのは、ポセイロたちの生業活動を農業か非農業的な不動産投機かといった二分法的によって把握するのではなく、彼らの間では、両者が連続的に融合しているという点である。例えば、筆者がオウロ・ヴェルヂで出会ったポセイロたちのいずれもが、10年未満の居住歴しか持っていなかったという事実は、彼らのこうした性質を端的に示していると言える。このことは、農業的性格を持つとされるポセイロたちもまた、非農業的な存在としての土地なしや不動産投機家たちと同様に、土地の占有と移動の繰り返しからなる一連の遷移の中に生きている人々であることを示唆している。むしろ、ポセイロたちが、農業生産を通じた資本蓄積を彼らの生業活動の中に組み込んでいる点は、非農業的な行為者たちとの間の大きな差異である¹¹⁸。以下で

では、2004年の時点で、実際上の同州の面積の約4倍にあたる面積が文書上の事実として登記事務所に保管されているという点を指摘している（Campbell 2014: 240）。

¹¹⁷ 例えば、マウリスィオが語っていたが、オウロ・ヴェルヂのポセイロたちの中には、自治体の外部に住みながら、入植地で十数区画の土地を買い占め、それらの売買で生活する者たちが数人含まれていた。彼らは、たまに入植地に姿を現しては、野焼きを施しカポエイラの始末をすると、やがて入植地から去っていくという。とりわけ、近年のオウロ・ヴェルヂでは、電気が利用可能となりつつあり、かつMT-559が完成に近づきつつあったため、地価は急速に上昇しており、こうした投機家たちの間での土地の売買は、さらに加速化していた。

¹¹⁸ 第5章以降でも考察するように、INCRAの入植地での農地をめぐるやり取りに関して

は、こうしたポセイロたちの占有と移動にもとづく生業戦略に関して、いくつかの事例に触れながら考察する。

まずは、オウロ・ヴェルヂのポセイロであるサムエウの事例に注目する。彼は南の境界線である横断路沿いに 50 ha の農場を持っている。つまり、彼の土地は、カヌードスのキャンプと向かい合う形で立地しており、キャンプ参加者たちとは隣人として親しい付き合いをしていた。例えば、INCRA からの配給 (*cesta básica*) が到着した際には、彼はヴァランダを提供し、参加者たちへの物資の分配を手伝っていた。彼は 2013 年にオウロ・ヴェルヂに移り住み、妻、娘、孫たちとこちらで暮らしていた。また、彼のもう 1 人の別な娘の一家も同じ横断路沿いに農場を持ち、そこで暮らしていた。サムエウは米、インゲン豆、マニオクなどを自給用に生産しながら、乳牛を 3 頭飼うことで酪農製品¹¹⁹を生産し、それらを都市部で売りながら生活費を稼ぎ生活していた。

サムエウはマト・グロッソに隣接するゴイアース州の出身で、彼の両親もポセイロであった。こちらに移り住む前、彼はノルタウン中央部に位置する自治体ジュアラ (Juara) に 15 年間住み、INCRA の入植地 PA エスコンゼードに 100 ha の土地を持ち、そこで酪農を営んでいた。彼はその土地を、前の持ち主から R\$10,000 で購入した。15 年間の間に地価が上昇し、彼が売却したときには R\$70,000 にまで上昇していた。筆者が、なぜ長年住んでいたところから、面積が半分しかなく、しかも、未だ非公式な状態にあるオウロ・ヴェルヂに移り住んできたのかと質問すると、彼は、「あそこは壊れた土地 (*terra quebrada*) だったからだ」と答えた。

この「壊れた土地」という言い回しは、ノルタウンの人々の間では、地味で貧しいだけでなく、起伏や石が多く、使い勝手の悪い土地を言い表す際に用いられる表現である。こうした土地では、熱帯雨林が切り払われた後は、主に牧草地としてしか用途がない。また、こうした条件のため、いくら倍の面積があったとは言え、サムエルが飼育することができた牛の頭数にも制限があった。ジュアラの周辺地域一帯は、主にこうした特徴を持った土地であり、主幹産業も肉牛の生産や酪農といった畜産である。そのため、彼は以前の土地を売ることに決め、そして売却を通じて手に入れた資金をもとに、現在の土地を R\$30,000 で購入した。彼はオウロ・ヴェルヂの土地に関して、「この土地は肥沃で、作物は何でも育つ。昨年 (2015 年) は、米が 40 袋 (2.4t) も収穫できた。これで 2 年間は安心して食べていける」と嬉しそうに言っていた。

も、当事者たちの属性に「土地なし」、「ポセイロ」、「小規模生産者」という分類を単純には当てられないと言える。

¹¹⁹ 彼の場合、チーズ、クリームチーズ (*requeijão*)、牛乳を砂糖で煮詰めた菓子 (*doce de leite*) などを生産していた。

次に、サムエウの場合と多くの共通点を持つレアンドロに関する事例について見てみよう。彼の場合、肉牛の生産が主な生業活動であった。彼はパラナーの出身で20代の頃に親族とともにマト・グロソへとやって来た。2012年に、オウロ・ヴェルヂにやって来る前、彼はジュアラに隣接する自治体タバプランに16年間住んでいた。彼が以前に所有していたのは40haの権原の付いた土地であった。その土地は1995年に購入した時点ではRS\$6,600であったが、2011年に売却した時点では、(権原付であったこともあり)RS\$220,000で売却できた。売却で得た資金で、彼はオウロ・ヴェルヂに3区画、合計186haをRS\$125,000で購入した。そして、残額を住居の建設や農場の設備投資へと当てた。彼の弟と娘夫婦も同時期にこちらに移り住んできたため、彼の一家は、合計で7区画の土地を購入したことになる。

筆者は、確認ため、彼に対してもサムエウと同様の質問してみた。つまり、なぜ彼が以前の土地を手放したのかにという問いである。そして、筆者によるこの質問は、彼が権原の備わっている土地を放棄してまでこちらへ移り住んできたことの原因を確認することを意図していた。権原は所有権を保証しているだけでなく、金融機関からの融資(*financiamento*)を受けるための権利とも関連している。そのため、彼には融資を通じて土地や生産方法を改善できる可能性があったはずである。また、前項で考察したように、オウロ・ヴェルヂのポセイロたちは、この権原を獲得するために、自ら多大な費用を投じ、日夜格闘を続けていたからだ。

しかし、筆者の問いに対するレアンドロの答えはサムエウとまったく同様であった。彼の以前の土地は、砂地の痩せた酸性土壌で、石や勾配が多く、乾季には渇水する問題も抱えていた。筆者は、彼がこちらに来てから揃えてきた文書一式を見せてもらいながら、それでは、こちらでも権原を獲得したなら、将来的には、この土地も売って、さらに良い条件の場所に移っていく予定なのかとさらに質問してみた。それに対して、彼は以下のように語っていた。

誰もが土地を持ちつつ、さらに良い条件の土地を探し続けなければならない。そして、もし、もっと良い土地を見つけたならば、それを手に入れなければならない。これがこの地域で生き延びるための方法だ(*Este é o jeito pra sobreviver nesta região.*)。私にとって、ここは第1級の場所だ(*Aqui é o primeiro lugar pra mim.*)。土地は豊かで、まったく平坦で、石もなく、水や樹木も豊富だ。町からも程近い。農業をするにせよ、牧畜をするにせよ、これ以上の場所は他では見つからないだろう。(2016年8月18日)

レアンドロは彼の事業を営むうえで、現在の土地に非常に満足しており、将来の定住先

と考えているようである。一方、彼の発言に示唆されていたように、1つの場所に一定期間留まりながらも、そこで資本を蓄積させ、次の新たな土地へと順次移動していくというやり方は、この地域で事業を成功させるための鍵となるようである。むろん、ノルタウンでは、多くの地域において、開発の進展に伴い地価が自動的に上昇していく性質があり、そのことが人々の間で共通の認識となっていることも、このような生活を可能とする背景要因の1つであることは確かである。

こうした状況においては、土地という財産もまた、そうした一連の居住地の遷移の中で過渡的に所有し、利用し、取引するための対象として組み込まれている。そして、そのためには、複数の異なる地域に関する事情も含め、獲得可能な土地に関する幅広い情報に通じている必要があり、様々な状況に柔軟に対応しながら、目の前に舞い込んできた機会をいつでも掴み取れるように備えている必要がある（土地に関する情報の共有については第3章を参照）。レアンドロはオウロ・ヴェルヂの土地に関して、以前に住んでいた地域で偶然知り合うことになった知人¹²⁰からの口伝えで知り、そして、こちらへ移ってくることを決めたという。

第3項 事業の構想

それでは、第2節で土地の転売者としての側面に焦点を当てて描写したハイムンドの事例について再び立ち返ってみよう（以下のそれぞれの記述に関しては、図4-2を参照）。彼もまたこの数年間で土地の資産価値の上昇に成功したポセイロの1人であった。彼はその時点で自分の農場の価値を R\$300,000 と踏んでいた。まずは、これまでの期間中に、彼が農地に施してきた改善の内容について具体的に見てみよう。まず、彼の農地にも電線が引かれることはすでに確定していた。小屋に関しては、その点では、以前のままであり、物置として利用されている程度であった。一方、農場には、外注して掘った井戸 (*poço*) がすでに備え付けられていた。また、彼の場合も、前述の3種類の文書をすでに揃えていた。

以前から設置を進めていた柵囲いも、昨年時点ですでに完成していた。資材費は R\$12,000 で、人件費¹²¹は R\$2,000 であり、両者の合計が恒久投資 (*investimento permanente*) に要した金額であった（費用の詳細は表4-1に示した通りである）。こうして得られた 12.5 ha の牧草地で、彼はすでに9頭の肉牛を飼育していた¹²²。彼は毎週末、息子を伴って、牛

¹²⁰ 彼の場合、義父が川で釣りをしていた時に遭難し、その救助で世話になったのがマデランディアに縁を持つ人物で、後にオウロ・ヴェルヂのことを紹介してくれたと語っていた。

¹²¹ その後、マルコは再び酒を飲み始め、どこかへと姿を消したので、結局、雇人を雇ってこの作業に当たらせた。雇人に払われた報酬は日当 R\$80 で、作業日数は25日間だった。

¹²² 彼は8頭の牝牛 (*vaca*) に1頭の牡牛 (*boi*) を飼い、繁殖させて数を増やすと同時に、

たちに水をやりに行っていた。ポンプで水場から水を汲み、柵の内側に設置されたタンクに溜めておけば、牛たちは1週間十分に飲むことができた。肉牛の飼育で定期的に行わなければならない世話とは、水と塩を絶やさず与えることくらいのものであった。また、こうした手間のかからなさや利潤の高さから、アマゾンの多くの地域では肉牛の飼育が急速に浸透していた。

現時点では、権原を獲得できるようになるかどうかは、不確定な要素が多く、判断を下すことは難しいようであった（とりわけ、サウン・ジョルジのファゼンデイロに関する問題は深刻なようであった）。もし、権原の獲得に失敗したならば、以前から話していたように、彼はここを売って、故郷へと帰るだろうとのことであった。しかし、権原の獲得に成功したならば、彼は将来的にも、ここを自分のもの¹²³にしていくだろうとのことであった。また、この問題は、前述したように、権原の有無が PRONAF や銀行からの融資を受けらうえでの前提となっていることとも関係していた。もし、融資を受けることが可能となった場合、彼は以下のような構想を実行していきだろうと筆者に語った。

実際のところ、彼の農地のうち、水場の小川を覆う保安林の後ろの部分、すなわち 41 ha に相当する土地は、「森林」ではなく「牧草地」の指定になっていた（現状としてはカポエイラとなっていたが）。その「牧草地」は、小屋のある方向からは保安林に隠れており、橋の架かっていない小川によって隔てられていたため、筆者は彼に言われるまでまったく気付いていなかった。なぜ、森林法による保安林 80%の規則から逸脱しているのに問題とされないかと言えば、その部分での森林伐採が、2008 年以前から行われていたことが証明されているからである。同法が規定するように、2008 年以前に造成された農地に関しては、森林の再生義務の適応外となる¹²⁴。

子牛 (*bezerra*) を近隣のファゼンダに売ることで収入源とする計画だった。前節で言及した馬に関して、一度入手し、その後間もなく売却したようだった。

¹²³この土地の所有者は、名義上、レチスピアということになっている。また、ハイムンドとレチスピアは、法律上は結婚してない。

¹²⁴ 森林法自体は 1965 年に制定されていた。一方、アマゾンにおける保安林 80%の規則が導入されたのは、2012 年に現行法が制定されてからである。同法が議会を通過する過程では、フラリスタ議員団 (*Bancada Ruralista*) と呼ばれる連邦議会議員からの様々な干渉が及んだ (*Vetos ao Código Florestal Desagradam à Bancada Ruralista 2012*)。フラリスタとは直訳すると「地方主義者」という意味であり、大規模農業経営者を指す言葉である (MST はフラリスタたちをイデオロギー上の敵と見なしており、しばしば激しく批判する)。フラリスタ議員団は、議会での立法過程に介入することでアグリビジネスの利害を代弁する役割を担っている。例えば、マト・グロッソを拠点とする世界有数の大豆の生産・加工業者であり、マト・グロッソ州知事、連邦上院議員 (*senador*)、農業大臣などを歴任してきたマジ (Blairo Maggi) などは、その代表的な人物の 1 人である。フラリスタ議員団は森林法の成立過程にも様々な形で介入し、最終的に法案が可決された時点で、その内容は実質的に骨抜きにさ

そのため、もし融資が可能となった場合、現在の牧草地を小川の背後の土地へと移転させ、現在の牧草地に当たる部分を、より「環境持続性」(*sustentabilidade ambiental*)に配慮したアグロフォレストリー (*agrofloresta*)¹²⁵に切り替えるだろうと彼は語った。その際、高木層としては、ブラジルナッツやペキーといった現地に在来する野生の植物種を植え、低木層としては、この地域でも栽培可能となる柑橘類を植え、両者から得られる生産物を商業化していくといった構想のようである。そして、彼自身は市街地に住み仕事をし、農場には雇人を雇い仕事に当たらせるとのことであった。そのため、今後は雇人用の住宅や育苗場 (*viveiro*) も整えていくという。

筆者は後日、彼の自宅を訪問した際に、それでは、土地の正則化がなかったのなら、市街地では今と同じように公務員の仕事を続けるのかと質問してみた。彼の返答は、「当面はそうなるだろう」とのことであったが、将来的には、また別な構想もあるようである。そのことに関して、彼は以下のように語った。

地方不動産 (*imovéis rurais*)、環境管理 (*manejo ambiental*)、弁護 (*advocacia*) に関して総合的に扱うコンサルタント会社 (*consultoria*) を設立しようと思っている。生物学者、森林技師、弁護士が共同で運営し、ポセイロや小土地保有者 (*pequenos*) たちが利用できるようにする。小規模な依頼者たちに専門に応じる会社は、スィノーピにはすでにある。ここにはまだないが、これから、ますます必要になってくるだろう。スィノーピの会社との提携 (*parceria*) も考えている (2016年8月21日)。

そして、彼は自宅の前の庭を指差し、「3部屋からなる事務所がここに建つ予定だ」と言った。ノルタウンの多くの住宅では、庭にはマンゴーなどの樹木を植え、日中の強い日差しを遮り、快適に過ごすための場所を設けることが一般的だ。一方、彼の庭には、最低限の樹木が植えられているだけで、その大部分は剥き出しの地面となっている。彼が庭にこ

れた状態となっていた。ハイムンドの農地の保安林をめぐる事例は、フラリスタ議員団によってもたらされた改変と深く結びついている。森林の再生義務に関わる条項である第61-B条に注目してみよう。同法が可決された2012年5月25日の時点では、4規格以上の地方不動産で2008年7月22日以降に発生した森林伐採に関してのみ、所有者は森林再生義務を負うという規定になっていた。ハイムンドが、彼の農地に関して森林再生義務が発生しないと主張していたのは、同法のこの規定に依拠していた。その後、同法と同条項は同年10月17日に可決された改正法 (法律第12,727号) によって変更され、森林の再生義務は、(同期日以降に行われた)「10規格以上」の農村不動産においてにのみ発生するという内容へと大幅に緩和された。

¹²⁵ 筆者はわざわざ質問しなかったが、より環境に配慮した農法の方がMDAから予算を獲得するうえでより高い競争力を持つということが、何事にも合理的な思考をする彼の頭の中にあることは確かであろう。

れまで何も植物を植えてこなかったのかというと、将来的にこうした事業を始める際の建設用地として使えるように、あえて更地のままにしておいたとのことであった。

ハイムンドのマデイランヂアでの生き方は、複数の構想を維持しながら、連続する遷移の過程の中に組み立てられ、その中で1つの構想が実現可能な状態へと結実しつつあれば、それを実行し、そして、新たな可能性へと向けて働きかけていくというものであった。つまり、それは前述のポセイロたちの行動様式と共通するものであった。そして、このような戦略をやりくりしていくことは、彼のような土地なし出身のアマゾン移住者が、所有地という資産を獲得し、目下は専門職として、そして将来的には経営者として、転身していくことを可能とした。

ポセイロたちが占有可能な土地とは、大土地所有者たちが投機と疎放な用益という目的のもとに農場の形式性を持ったファゼンダという地所を形成していった地所の跡地である。ポセイロたちはそうしたファゼンダの中で用益が放棄されていったものを選択的に専有し、そこでの（広義の）時効取得の達成を戦略の中心に定め、行動する者たちであった。彼らの活動の前線は、今ここマデイランヂアの周辺地域一帯へと到来していた。そして、そこでは、ポセイロたちからのコンサルタント業が成り立つと当事者の1人が見越していたほどに、各地で次々と非公式な占有地が生み出されていた。また、それは同時に、前節で検討したように、十数年前から今日に至るまで、この地域で土地なし運動が間断なく展開してきたという事実にも顕在化されていた。

第4項 極相林とカポエイラ

2016年8月にマデイランヂアを訪問していた時、筆者は町の人々の噂を通じて、こちらにドイツ人の研究チームが調査活動に来ているということを知っていた。マデイランヂアは小さな町であったため、やがて、筆者は彼らと町の広場で遭遇することになった。チームのリーダーであったキューン博士は、ポツダム大学に勤める土壌学者（*Bodenkundler*）であり、2人の学生を率いてノルタウンの各地で土壌調査を実施していた。筆者が彼らと夕食を共にした時、彼らのフィールドに案内してもらえないかと頼んでみたところ、その翌日が休日であったこともあり、キューンは快く応じてくれた。

キューンのフィールドは市街地から車で数分の所に位置するファゼンダの中であった。彼はマデイランヂアの首長とつながりを持っており、自治体内にある1,200 haのファゼンダでの調査許可を取り付けていた。ファゼンダと言っても、そこは無人であり、長年にわたって用益されてはおらず、その入り口からして樹木で鬱蒼と蔽われた森林であった。入口の門には錠が掛けられており、「立ち入り禁止・人工衛星にて監視中・連邦警察・IBAMA・

CEMA¹²⁶」という看板が据え付けられていた。

キューンによれば、このファゼンダの植生は人間による伐採を受けてきたが、ほとんど極相に近い状態にまで回復してきているとのことであった。それは木々の密度が、人間が体を分け入れることができるほどに分散しており、林内の視界に関しても数メートルの見通しが効く状態であることから推察可能であるという。伐採を受けている森では、樹木が切り倒された場所に光が差し込み、そこに陽樹が一斉に生えてくるため、密度の濃い藪になる。一方、極相林では自然な倒木がないと光が差し込むことはないため、陰樹が優占し、密度が上昇することはない。熱帯雨林では、この極相に至るサイクルが非常に早く、伐採を被ってから、大抵10数年間のうちに完了する。

このファゼンダの土壌に関しては、地表には腐葉土がうっすらと堆積しているだけで、その下はヘマタイトを主体にカオリンなどが混ざった酸性の赤土となっていた。彼がファゼンダの森林の中で実施していたのは、熱帯土壌の水分浸透に関する定点調査であった。調査方法は、ファゼンダの中の森林で覆われた土地から1haを選定し、そこを3区画に分割し、1区画ごとに15の観測点（各点はGPSで座標が取られている）を設け、それぞれに計測器を設置する。そして、水分の地表における許容量と地中（地表から5cmと12.5cmのレベル）における伝導度に関するデータを取るといった具合であった。同様の調査が牧草地と耕作地でも実施され、比較可能なデータが採取される。この調査では地表が完全に乾いた状態である必要があり、アマゾンでは雨季には不可能で、乾季にしか実施できないものであった。この調査から明らかになるのは観測された各地点の土壌がどれだけ降雨を許容できるかという点である。つまり、そこで許容できなかった水分は土壌浸食を引き起こし、やがて、それは表土の流出と荒廃を招いていくことになる。

キューンの説明によれば、「土壌」(Boden)とは、その上に形成される生態系のみならず、自然界のあらゆる現象が起こっている「基盤」(Boden)である。土壌学では、気圏、水圏、地圏、生物圏といったそれぞれの圏と土壌圏との相互作用が検討対象となる。産業などの人間活動は人間圏で起こる事象であり、それは生物圏の一部であるが、今日においては最も強いインパクトをもたらす要素の1つである。土壌学の知識が隣接する諸分野で参照されるのは、こうした関連性においてである。もちろん、農業の技術体系は完全に土壌学的知識に依存したものもある。こうした説明を聞き、筆者は、彼が筆者と共通の性質を持った地所(=ファゼンダ)の上部で発生してきた人間の活動を研究対象としているのだという連想を得た。

市街地へと戻る途中で、筆者は自分のフィールドを紹介する意味も兼ねて、グレーバ・

¹²⁶ 州立環境保護評議会 (Conselho Estadual do Meio Ambiente) の略称である。

アンタの周りを経由していくことをキューンに提案した。グレーバ・アンタに近づくと、彼は車を走らせながら、窓の向こうを指差し、周辺の樹木が2つの異なる高さの層によって構成されていることをすぐに指摘した。つまり、先程の説明と同様に、高く疎らに生えている層は、かつて極相に達していた頃から生えている樹木の残りであり、そして、低く密に生える層はカポエイラが成長段階にあるものであるという。筆者が説明するまでもなく、彼はこの植生は、そこに占有者がいることの証拠だと洞察した。また、彼は乾季において、そうした植生の周りでは野焼きが行われており、その残り火が煙を上げていると付け加えた。実際に、この時のフィールドワーク中、筆者は野焼きの火が燃えているのを目撃しないことがなかった。カポエイラと野焼きの痕跡とは、筆者がこれまで調査をしてきたポセイロたちの生活空間と常にセットになっていた。

キューンはこの点に関して興味深い指摘をした。彼は、筆者に「ここで“*bombeiro*”という言葉聞いたことがあるか？」と尋ねてきた。ノルタウンの地方域で長期間フィールドワークに従事していながら、筆者はこれまでそのポルトガル語の単語を一度も聞いたことがなかった。彼は「消防士だよ。我々の国では、消防には多くの法的基準があり、山火事は一大事だ。しかし、ここでは乾季の間、自治体中が煙だらけになるというのに、消防署が1つもいなんだよ」と語った。確かに、町の人々は市街地に充満する煙のひどさにしばしば不平を漏らしていたが、実際に筆者が後で調べてみると、マデイランヂアを含め近隣のいずれの自治体にも消防署は置かれていなかった¹²⁷。第1節で言及したヴァレリアとの会話においてもそうだったように、人々は一般的に森林に放たれる炎を「自然発火」のせいにしてしている。また、この時の調査中、ポセイロたちが焼け爛れたカポエイラを前にして「なんて醜い」(*Que feio!*)といった感慨を語っているのを筆者は何度も耳にした。しかし、実際にそこに火をつけたのは紛れもなく当人たちである。こうした一連の事実に関して、キューンは「火を消すという概念がないんだよ。なぜなら、火を消してしまうことは、彼らの存在自体を消してしまうことになるから」と意味深な指摘をした。

実際、開墾はポセイロたちが占有地に施す最も基本的な「改善」であり、そこに占有の事実を発生させるために不可欠な行為である。そして、そのために取られるもっとも一般的で、効率的な方法とは、乾季における野焼きである。熱帯雨林を構成する樹木は樹高50mにも達する高木で、幹の材質は硬度と比重のいずれにおいても非常に高い。それらは切り倒すだけでも大変な作業であり、切り倒した後にそこに残る巨大な根を取り除くのも一大

¹²⁷ ハイムンドによれば、消防署が設置されるのは人口20,000以上の規模の自治体だけであるとのことだった。そのため、マデイランヂアよりもはるかに発展したイパチングにも消防署は存在しなかった。つまり、マデイランヂアから最寄りの消防署とは、スィノーピに設置されたものだけであった。ちなみに、両地点の移動には車で4時間以上を要する。

作業となる。こうした森林に「改善」を施していくうえで、炎は非常に効果的な技術である。開拓者たちにとって、乾季に定期的に火入れをすることは、樹木を徐々に弱らせ原生植生を除去し、開墾地を広げていくうえで、非常に重要な役割を持つ。

ノルタウンのデーハ・フィルミの生態環境に適応してきたインディオたちは、焼き畑と定期的な遊動を組み合わせた生活様式を送っていた。キューンが案内してくれたファゼンダの森の中には、至って平坦なこの地域一帯の地勢に反するかのように、2 m ほどの墳丘状に突出した盛り土が1ヶ月所だけ観察された。そして、その上にはすでに原生植生が繁茂していた。キューンは、そこが先住民の墓なのではないかと推測していた。実際、現在のマデイランヂアを含めたシンゲー川の流域は、インディオたちがもともとたくさん居住していた地域であった。彼らの子孫は、現在、マデイランヂアから100 km ほどの場所に制定されたシンゲー国立公園の内部へと追いやられていた。彼らは FUNAI が設定した基準にもとづき民族集団ごとに分類され、それぞれの集団ごとに一定の面積規模の区画が割り当てられ、そこで「伝統的な」生活を送っていた。

本章を通じて考察してきたように、ノルタウンに移民してきた開拓者たちの生活は、炎という技術の活用と移動によって成り立っていた。この点に限定して言えば、彼らはその前の時代にこの場所に居住していたインディオたちと同様の生活様式を営んでいるということになる。一方、両者が決定的に異なるのは、ノルタウンの開拓者たちは、彼らが炎によって「改善」を施した土地を柵で囲い、その区画に関する地理情報を蓄積させ、そして、その記録を登記事務所へと保管していたという点である。そして、本章で考察した諸事例が示していたように、ある占有者が改善し、区画化し、情報化し、記録した地表の断片は、より多くの資本と技術を持つ別の個人へと向けて、金銭を介在に、何度も繰り返し引き渡されていた。

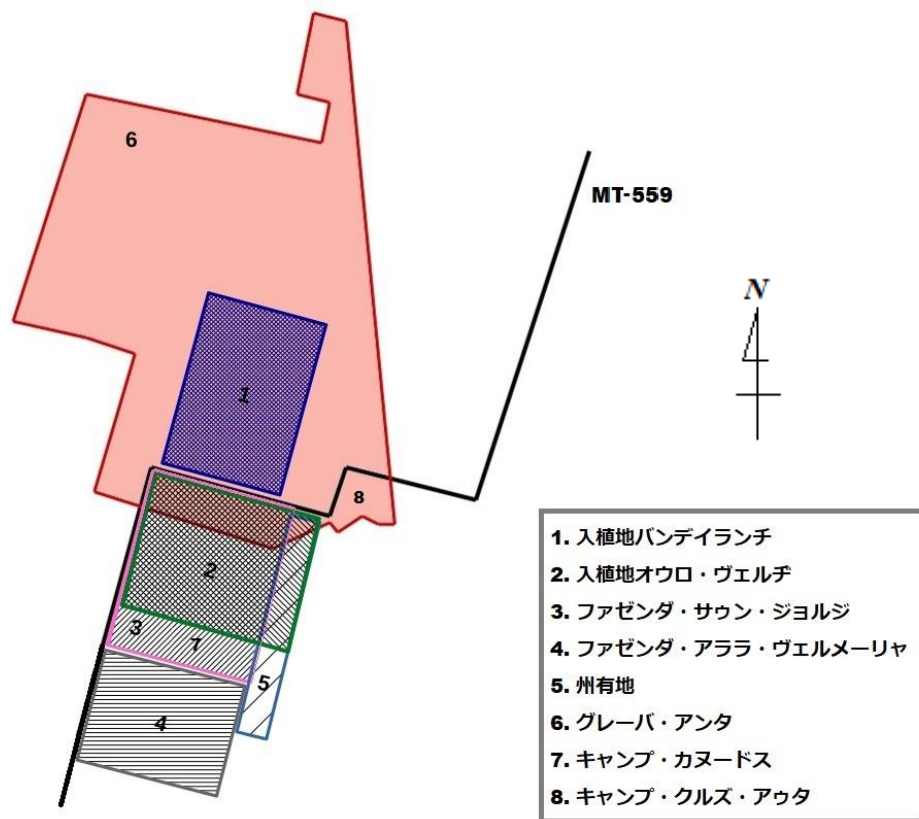


図4-1 グレーバ・アンタ周辺の各地所の分布

出所: 現地調査をもとに筆者作成

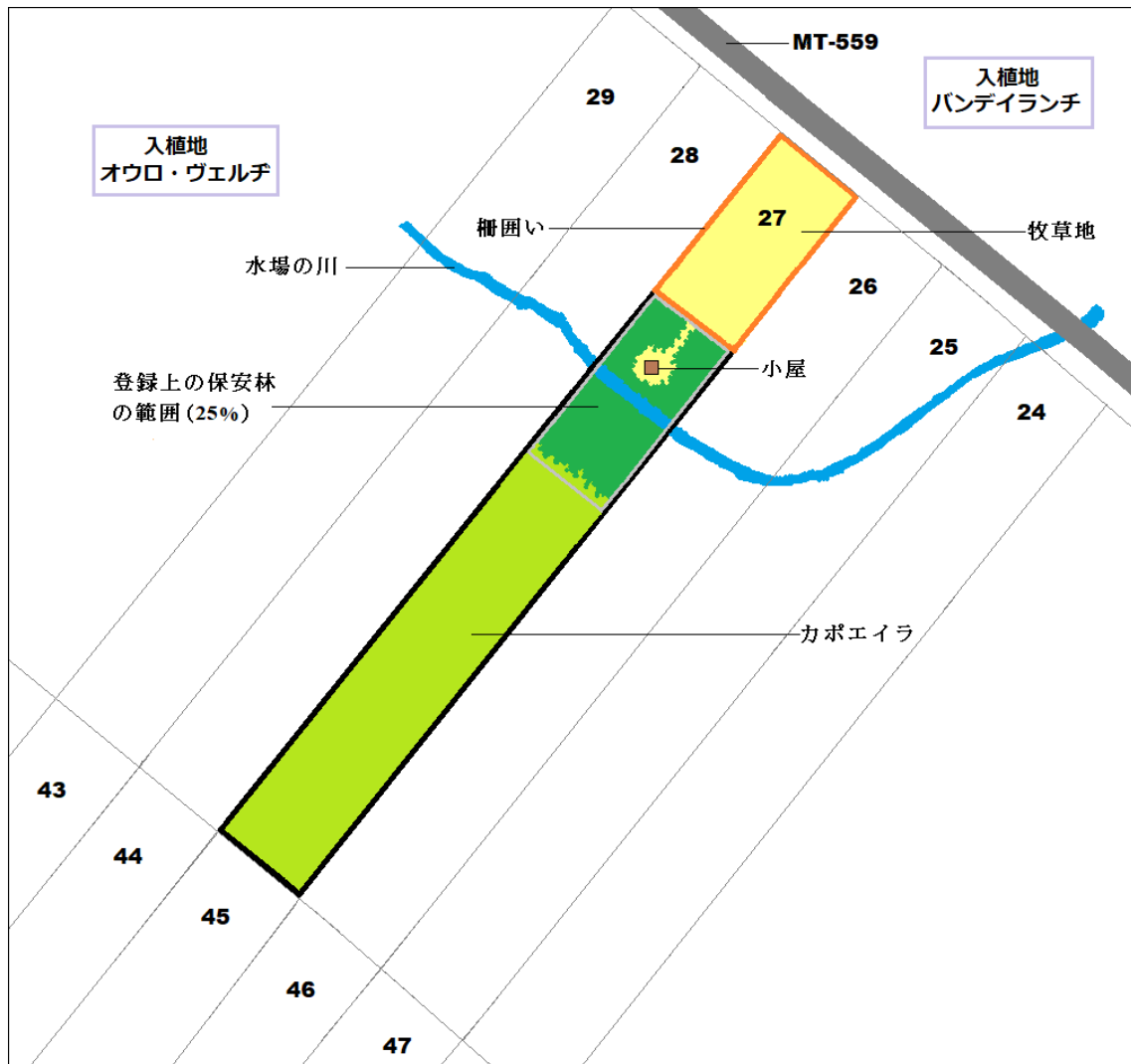


図 4-2 ハイムンドの農場の概略図

出典: 現地調査をもとに筆者作成

表 4-1 柵囲いの経費

品目	1,500 m (250 m×2 列+500 m×2 列)	費用
杭 (<i>lasca</i>)	500 本	R\$6,666
支柱 (<i>palanque</i>) ¹²⁸	85 本	R\$1,445
針金 (<i>arame</i>)	6,000 m	R\$3,600
金具 (<i>catraca</i>) ¹²⁹	300 個	R\$300
資材費小計		R\$12,011
人件費 (<i>mão de obra</i>)	R\$80×25 日間	R\$2,000
経費合計		R\$14,011

出所: 現地調査をもとに筆者作成

¹²⁸ 杭と杭の間に 5~6 本毎ごと打ち込まれ柵全体を安定させる機能を持つ。杭よりも寸法が長く、より深く打ち込むことができる。

¹²⁹ 針金の張り具合を調節するためのもの。



写真4-1 2つの非公式な入植地を隔てる州道 MT-559 号
(2015年12月15日 筆者撮影)



写真4-2 グレーバ・アンタ周辺の大畑とカポエイラ
(2015年12月14日 筆者撮影)



写真 4-3 移転後のキャンプ・カヌードスの入口
(2015年12月15日 筆者撮影)



写真 4-4 入植地バンデイランチを新たに占有したポセイロ
(2015年12月14日 筆者撮影)

第5章 入植地における所有地の編成と編入

第1節 公式な入植地における非公式な諸関係

第1項 農地をめぐる交渉

本章では、INCRA が公式に設立した入植地において、それぞれ異なる性向を持った開拓者たちが、INCRA からの認定を受けることで、あるいは非公式な購入を通じて農地を獲得することで「入植者」となった後、各人が農地から発生する利益をめぐる、それぞれのプロジェクトが展開していく過程について考察する。

本章では、ノルタウンの自治体イパチンガ (Ipatinga) に位置する入植地 PDS カルロス・プレスチス (PDS Carlos Prestes: 以下、カルロス・プレスチス) に関する事例を考察する。以下の各節では、4つの主題に注目し、議論を進める。国立農地改革計画 (PNRA) の特徴とは、かつてファゼンダであった場所が土地なしへと分配されるという点である。そして、ファゼンダであった頃の遺構が、様々な形で入植者たちの置かれた状況を特徴づけている。そのため、第1節ではファゼンダと入植地との連続性について注目する。この入植地はもともと MST による働きかけを通じて設立された背景から、MST と FETAGRI の支持者の双方が併存している。そのため、第2節では、入植者たちと両者の中間集団の関係性について考察する。第3節では、長期的スパンで見た1つの入植地から別な入植地へと至る人々の流れ、すなわち、入植者たちの流動性について考察する。そして、第4節では、入植地へと参入した大豆耕作者たちが、どのような動機からそこでの生産活動に従事しており、そして、彼らが入植者たちや中間集団との間にどのような関係性を築き上げているのかについて考察する。

本章の主題とは公式な入植地であり、第4章で考察した「非公式な」入植地とは、制度上の位置づけが異なっている。公式な入植地に関しては、第3章と第4章の議論においても、それぞれの中心主題との関連で付随的に論及してきたが、本章と第6章では、公式な入植地そのものに分析の中心軸を据える。本章においては、設立後まだ間もない段階にある入植地を対象に考察を試みる。なお、本章で取り上げるカルロス・プレスチスの状況は表3-1に従えば、7から8の段階への移行期に相当する。本章の議論に入る前に、公式な入植地と入植者たちの制度的な位置付けの差異について確認しておく。

キャンプや非公式な入植地に形成された制度上「占有地」と定義される土地と対比した場合、公式な入植地における土地は以下のような特徴を持つ。(a) 政策プログラムの一環として分配された土地であるため、(b) 入植者にはすでに農地として整備された状態の土

地が支給される。そして、(c) 農地の地籍登録やインフラ整備などの様々な政策的恩恵が順次もたらされることが見込まれる。第4章で考察したように、地籍の作成と登録は将来的に土地への所有地の権原を確定させるためには必須の過程であるが、公式な入植地では、それが政策プログラムの一環として INCRA によって進められて行く。

入植地の農地とは、INCRA から入植者へと分配された公有地であり、INCRA は入植地の設立直後、登録認証 (*homologação*) の手続きを通じて、入植者に対し農地の使用許可証 (Certificado de Concessão do Uso: CCU) を発行する。この証書によって、入植者には農地の保有と使用が5年間保証されることになる。そして、使用者はその後も随時更新していくことが可能である。また、CCU を持つことによって、入植者は MDA から PRONAF を受給することも可能となる。本来、PRONAF は農地に権原を持つ生産者を対象としたものであるが、入植者は同証書によって INCRA を仲介者として申請し、生産プロジェクトへの融資 (*crédito*) を受けることができるようになる。

一方、当初の段階で、入植者たちに農地に対する権利を保証しているのは CCU だけであり、彼・彼女らは農地に対して、権原を持っていない。PNRA では、その方針を規定した農地改革法と農地改革調整法によって、入植者への将来的な権原の付与が保証されている。しかし、それが実現するまでには、入植地の設立からさらに長い年月を要することとなる。また、権原を獲得するためには、それまでの間、入植者たちは農地改革法を中心とする複数の法律によって定められた諸規則を遵守し、農地の維持・管理を継続する義務を負っている。とりわけ、彼らが農地において効果的耕作や平常的居住といった「社会的機能」を果たしていることが重要となる。

公式な入植地の農地とは以上のような制度上の特徴を持つが、それが置かれた現実にも目を向けた場合、そこにはキャンプや非公式な入植地との様々な共通点が観察される。まず、(A) 入植者たちのほとんどは生産と輸送のための設備・手段を持ち合わせていない。(B) 入植地の多くは市街地からは遠く離れた場所に立地しており、入植者たちは生産活動を通じた利潤獲得を実現することなしに、そこに放置される形になる。むろん、彼らの多くは入植地以外の場所にも住居と生業手段を持っており、入植地の状況についてもすべて知ったうえで農地を取得しているのであるが。そして、(C) 農地の扱いを定めた規則・義務はあるものの、(第2章で考察した背景により) INCRA はその遵守・履行を執行・監督するための手段と能力を持ち合わせてはいない。

こうした状況により、いずれの入植地でも共通して観察されるのは、入植地が設立された直後から、入植者と周辺住民たちの間では農地が盛んに取引されるようになるということである。入植地の農地は、権原が発生するまでは、その合法的な売買が禁じられている。

そして、こうした非公式な取引によってもたらされる所有関係の混乱が、INCRA から入植者への権原の付与を立ち遅らせる原因ともなっている。事実、第3章でも触れたように、設立から20年以上が経過したPA グレーバ・ペキゼイロのような入植地においてさえ、入植者たちの間では、個人的に取得した者を除いて農地に権原を保有している者が皆無であるという状況は、多くの入植地で広く一般的である。しかし、そうした問題などお構いなしに、土地の非公式な取引は広く行われており、この状況は、人々がむしろ売買することを前提に土地の取得を目指しているとさえ解釈できる。

公式な入植地においても、農地の保有者たちの大多数は、当初の入植者から農地を非公式に取得した者たちである。その際、元の入植者と購入者の間に築かれる関係性とは以下のような特徴を持つ。(1) CCUは購入者へと譲渡される。(2) 将来的に権原が付与された場合には、CCUの名義人から購入者へと所有権が譲渡されるという契約が結ばれる。そして、(3) 当事者たちがこうした取引を正当化する論理とは、彼らが農地を売買しているのではなく、入植者の権利と農地の上に投下された投資 (*investimento*) を取引しているというものである。土地の売り買いを平然と実行する彼らの口からは、「誰も入植地の土地を売り買いすることなんかできない。土地は連邦のものだ」といった言葉をしばしば耳にする。そして、彼らは、この取引に関して、土地を「売買する」ではなく、労働の成果を「交渉する」 (“*negociar*”) という表現を用いることで、その行為の正当性を強調する。ここまでの説明からも、本論で言うところの入植者とは、INCRA がデザインし、実施した政策とは、まったく異なる論理と所有の体系の中で農地を利用していることが垣間見られる。

第2項 ファゼンダの遺構

カルロス・プレスチスは2009年に設立された。この入植地はINCRAがその前身であったファゼンダ・ヒオ・リンポをファゼンデイロから「購入」という形で収用した場所に建設されていた。そのファゼンダは、1980年代後半にマト・グロツ・ド・スウ州のパト・ブランコ (Pato Branco) に住む不在地主によって開発されたものであった。当時、ファゼンダの経営は現地職員に任されており、ファゼンデイロは必要に応じて小型飛行機で視察に訪れるという具合であった。

この入植地が属するイパチンガは、スイノーピから100kmほどの地点に位置し、人口は2010年の時点で11,028人の自治体であった (IBGE 2010b)。入植地はイパチンガの市街地から30kmほど北に位置していた (図5-1)。入植地は保安林も含めて全体で22,401.5479haの規模を持ち、それぞれ12ha、合計500区画の農地によって構成されていた。入植地はV字型をしており、農地は西側に多く存在し、一方、東側の大部分は保安林となっている。

ファゼンダだった頃は、3,000 ha ほどが開墾され、中央部に置かれた拠点（現在の社会地区）から北西側は(1)大豆とトウモロコシが輪作されていた畑作地、そして、南東側は(2)肉牛の飼育用の放牧地として利用されていた。そして、残りの部分は(3)保安林であった。こうした土地利用の分割は、入植地へと変貌した現在に至ってもそのまま踏襲されていた。以上で述べた入植地の空間配置に関しては図5-2に示した通りである。

ここで保安林について言及しておく。カルロス・プレスチスは、第4章で取り上げた入植地フェリス・パースコアと同様にPDSの類型であった。後者の場合、保安林はそれぞれの区画に分散して配置されていた。一方、前者の場合、それぞれの区画からは森林がすべて切り拓かれた状態であったが、後者の場合は、共同保安林(*reserva comum*)が設置されていた。そして、それは農地と道路を差し引いた入植地の全体面積の70%ほどを占めていた。保安林とそこから採取される資源（ブラジルナッツ、木材、樹木の種子¹³⁰など）は、入植者たちの組合による共同管理となっていた。

入植地で学校、診療所、商店、教会といった公共の設備が集中する社会地区は、もともとファゼンダの拠点が置かれた場所であった。また、かつてのファゼンダの本部とファゼンダイロの住宅の置かれていた敷地には、現在では、MSTの本部が置かれており、ミリタントたちとその家族の住宅としても利用されている。また、その周辺には、かつてのファゼンダ職員たちの簡素なコンクリート製の住宅が並んでおり、現在、それらは主に学校の教員用住宅として利用されている。

こうしたファゼンダの遺構に相当する場所では、もともと電気が引かれており、井戸からの揚水による水道設備も完備していた。また、広大なファゼンダであったため、中心部以外にも複数の拠点が置かれ、そこでもコンクリートの住宅が並び、電気が引かれていた。そうした拠点は、現在でも入植地を構成する各地区の中心地としての機能を果たしており、住宅は教員など電気を必要とする入植者たちによって優先的に利用されている。一般の入植者たちの住宅は、周辺の保安林から切り出された木材で建てられたバラックであった。また、2015年に電気普及プログラム（“Luz para Todos”）を通じて電線が敷設されるまで、

¹³⁰ ブラジルでは環境政策の一環として、政府の開発プロジェクト（例えば、ダム建設など）で一旦破壊された森林を「再生」させる取り組みがなされている。こうした政府の森林回復プロジェクトは、環境保全会社やNGOによって下請けされ、さらに彼らとパートナーシップを組んだ入植地の組合によって孫請けされるという形で営まれている。入植者の組合は入植地の保安林からの種子の採取や育苗などを請け負う。野生の樹木は種ごとに価格が決められており、入植者は、種子のまま、あるいは苗に育てた形で依頼主へと納入し、収入を獲得する。ちなみに、入植者たちの中で、こうした種子の商品化を生業にする者は、「採取業者」(*extrativista*)と呼ばれる。もともと、この用語はアマゾンのゴム採取人などを指す言葉であるが、採取業がそもそも外部市場との関係で成り立っていたことをふまえると、この用語は、それぞれの時代の要請に応じて常に変化し再定義されていると言える。

ほとんどの区画では電気が使えなかった。

以下では、ファゼンダの時代から、入植地の成立を経て、現在へと至る過程に関して、入植者たちの中で最も古くからイパチンガで暮らしてきた人物であるハファエウの生活史に焦点を当て描写する。その際、彼とこの土地との関係性の変化と連続性に注目する。彼は1981年に、当時、まだスィノーピを構成する1地区で、1978年に開拓がはじまったばかりだったイパチンガへとやって来た。彼は出身地であるバイーアから、パラナーを経由して、両親と12人のきょうだいとともに、こちらへ移り住んで来た。彼のきょうだいのうち2人はすでに他界していたが、9人は今もイパチンガに住んでいるという。そして、そのうち2人はカルロス・プレスチスの入植者であった。

筆者が彼の生活史について聞き取りをしていると、彼は地面を指差しながら、「1989年から1999年まで、ここでも働いていたことがある」と言っていた。つまり、彼が「ここ」すなわち入植地の前身であるファゼンダで長年営んできた稼業とは、非公式な木材伐採業、つまり、彼自身の言葉で言うところの「木材泥棒」(*ladrão de madeira*)であった。彼はヒオ・リンポを含む周辺地域の複数のファゼンダでこうした仕事に従事していた。伐採作業はファゼンダの保安林の一角に簡易なバラックを拵えることから着手され、そこを起点に数日間の作業期間で営まれていた。作業は仲間とともに夜間に行われ、彼はトラクターの操縦を担当していた。

彼はこの稼業を15年以上にわたり営んできたが、それが問題になることはほとんど皆無であった。なぜなら、ファゼンダ・ヒオ・リンポだけでさえ、正方形に換算した場合1辺は15kmにも及ぶ面積規模を持ち、そこで数日間作業をしたところで誰かに気付かれるようなことはなかったからである。また、ファゼンデイロたちも含め皆が皆、周辺の土地を占有したり、樹木を採取したりと、非公式な方法で利益を上げていたからである。彼は、当時のことを含め「この国には法律を作る連中はいるが、それを執行する連中はいないのさ」(*Este país tem gente que faz lei, mas não tem ninguém que executa ela.*)と語った。

しかし、2005年に別なファゼンダで作業中、ハファエウはIBAMA捜査官と連邦警察に伐採現場をつかまれてしまった。ちなみに、現在は、そのファゼンダは入植地PDSガンガ・ズンバとなっていた。むろん、彼は罰金を払うつもりなど毛頭なかったため、彼はトラクターをその場に捨てて逃走した。逮捕は免れたものの、彼は生業手段を失った。木材伐採業を通じて、彼はイパチンガの町に家を建て、3人の子供を養育することができていたが、この出来事以来、彼はこの稼業から足を洗った。彼が次の生業を探していた時期は、MSTがイパチンガでの活動を開始した時期とほぼ一致していた。

彼がMSTへの参加を決めた時、その動機とは純粹に土地の獲得であり、今のようにミ

リタントになるとは思ってもみなかったという。彼が述懐したように、MSTが多くの参加者を惹きつけるのは、非常に高い確率で土地をもたらすからであり、彼もそうした魅力に惹きつけられた参加者の1人であった。彼の一家は2007年にMSTキャンプの1つに参加し、最終的に、現在の土地を獲得した。

現在、ハファエウはMSTのミリタントであり、入植地全体のリーダー (*dirigente*) を務めていた。また、彼の娘のジェーシカも1区画の農地を持ち、学校で教師をしていた。彼の土地は横断路の交差点に位置する場所に位置していた。そこには、彼の住宅があった他に、通りの角に面して、彼の所有する酒場 (*boteco*) の建物が建っていた。彼はそれを酒場の経営者に賃貸することで月々R\$500の収入を得ていた。酒場は、入植者たちをはじめ、入植地に放牧されたファゼンデイロの肉牛を管理するためにファゼンデイロによって雇われたカウボーイたちなど、多くの客で連日にぎわっていた。また、彼の自宅の奥の牧草地にも牛が放牧されていたが、その牛は彼の仲間のものであり、彼は月々R\$250の地代を取ること、その土地を使わせていた。

第2節 中間集団をめぐる関係性

第1項 FETAGRI と MST

イパチンガにはカルロス・プレスチスの他にそれぞれ規模の異なる4つの入植地が存在し、いずれもMSTの運動の結果として設立されたものであった。カルロス・プレスチスでは、INCRAによる収用が決定されると、2010年1月にMSTによってファゼンダの中心部であった場所にキャンプが形成された。そして、2011年5月にはミリタントたちによって農地の区画割がなされ、それぞれの参加者たちは分配された農地に移り住んだ。

カルロス・プレスチスでも、他の入植地の場合と同様に、それぞれの農地は区画割が決定した時点で売買の対象となっていた。500区画という数字は、入植地設立以前の土地取得希望者の登録件数に依拠して設定されたものであり、各区画には少なくとも1世帯の持ち主が存在していたということになる。しかし、現在に至っても農地の売買は引き続き繰り返されているため、実際のところ、この入植地に現在何世帯が暮らしているかについて誰にも確かなことは分からなかった。

マト・グロッソ州内のMSTによって設立された他の多くの入植地で見られるのと同様に、その後、入植者たちはMSTの支持派とFETAGRIの支持派のそれぞれに分裂した。そして、両者の中間集団が分立する形で、入植地へもたらされる各種政策プログラムの受益集団が構成されていた。以下では、入植者と中間集団との関係性に注目することで、この対立軸がどのように生じているのかを明確にすることを試みる。結論を先取りすれば、

両者が対立する背景には、それぞれの中間集団にとっての土地所有観の差異が強く投影されていると言える。そして、同時に、それぞれの入植者が中間集団との関係を通じて、どのような利益へとアクセスしようとしているのかということとも関連している。この主題を検討するに当たって、入植者たち各個人の生活史や生業活動が、中間集団との間に築く関係性にどのように影響しているのかという点に留意しながら記述する。

入植者たちの活動は非公式で違法性を含む様々な実践によって成り立っているため、実際のところ、彼らが筆者に対して語ったことの真偽を実証する術を筆者は持ち合わせていない。一方の個人や集団が抱える秘密を知るためには、対立関係にある他方が相手方をどのように観察し把握しているのかという情報に頼らざるを得なくなってしまう。しかし、そこには必ず他方によるバイアス、誇張、当て付け (*picunha*) といった要素が介入してくることになるからである。こうした対立関係を捉えるうえで有効なのは、以下のような手法であると筆者は考えている。すなわち、様々な相対的事実が反映された一方による他方に関するナラティブの断片や両者の間に起こる行動を、筆者自身による参与観察を交えながら検証し、どちらか一方の立場を支持するのではなく、両者を対称に描き出していくことである (cf. van Velsen 1979: 145-9)。

中間集団をめぐる問題は、筆者がカルロス・プレスチスについて調査を実施するようになった経緯とも関係している。そのきっかけは、筆者がフェリス・パースコアの FETAGRI 系の住民組合の会長ソランジェから、カルロス・プレスチスで同様の組合を運営するラウラの連絡先を教えてもらったことであった。筆者がマデイランヂアからラウラに連絡を取ると、彼女は筆者による訪問の願い出を快く受け入れてくれた。ソランジェはミリタントが入植地から去った後も MST に対して敵対的感情を抱いていた。ラウラに関しては、同様の感情を抱いていただけでなく、現に入植地に暮らすミリタントたちと様々な形で衝突を生み出していた。

筆者が最初にカルロス・プレスチスを訪れたのは 2014 年 5 月であり、ノルタウンでは雨季が終わりに差し掛かった時期であった。筆者は、労働組合の会長であるスイミアウンの紹介を通じて、その日、入植地に向かう予定であった自治体議会の議員であるアラウジョと連絡を取り、彼の車に同乗させてもらえることになった。市街地から入植地へと向かう道は、市街地の周りを除きすべて未舗装であり、いくつもの広大なファゼンダが広がる中を通っていた。多くのファゼンダでは、すでに大豆の裏作であるトウモロコシの収穫が終わっており、一帯は乾季の到来とともに農閑期を迎えつつあった。1978 年にイパチンガの開発が着手される前まで、この地域には居住者はほとんどおらず、一面は広大な熱帯雨林に覆われていた。しかし、今日、そうした原生植生はファゼンダの保安林としてまば

らに残されているのみであった。

やがて、道路は入植地の前身のファゼンダの名前の由来でもあるリンポ川へと差し掛かる。この河川はシンゲー川の支流の1つである。リンポ川に架かる古びて壊れかけた木造の橋を渡った先がカルロス・プレスチスであった。道の脇にはファゼンダの頃に引かれた送電線が連っており、その両脇には入植者たちの農地が配置されていた。大方の農地にはバラックが建ち、柵囲いが施されてはいたが、押しなべて住人たちがそこで暮らしている様子は見られなかった。また、農地の造成のために野焼きが行われた跡が顕著に残り、トゥクン椰子 (*tucum: Astrocaryum vulgare*) や樹勢を失いかけた高木類が各所にまばらに取り残された風景が広がっていた。

住民組合の会長ラウラの家は入植地の中心部から程近くに位置していた。ラウラは家族、つまり彼女の両親、娘、2人の兄、甥とともに暮らしていた。彼女の兄たちと甥は、近隣のファゼンダなどで雇用が提供されると数日間はそちらに住み込みで働き、そして、仕事が終わると入植地に戻ってきては仲間とともに酒を飲み過ごしていた¹³¹。敷地内にはバラックが2つあり、筆者はそのうちの1つ、ラウラの兄たちが生活している方に滞在させてもらえることになった。ラウラは入植地の概要とともに、彼女の運営する組合であるカルロス・プレスチス入植地生産者組合 (Associação dos Produtores do Assentamento Carlos Prestes: ASCAP) について説明してくれた。同組合には入植地の外に暮らす入植者も含め242人の組合員 (*sócio*) が登録されていると彼女は説明した¹³²。ラウラたちの敷地には、自治体から組合へと支給されたトラクターが置かれ、組合員は1時間R\$80で、非組合員はR\$140で使用することができた。家屋の隣には組合員たちの集会場である納屋 (*baracão*) が建てられていた。また、ラウラは小さな店を経営しており、そこでは酒類が提供され、ビリヤード台が置かれ、組合員の男たちで連日賑わっていた。

ラウラの一家は合計4区画の農地を保有し、いずれも牧草地となっていた。そのうちの1区画はスィノーピに住むファゼンデイロによって肉牛の放牧場として利用され、一家はそこから地代を得ていた (写真5-1)¹³³。この地区一帯ほどの農地も牧草地として利用され

¹³¹ ファゼンダでの仕事とは、新たに開墾された土地で地中に残った根を除去する作業やカイボーイの仕事などであった。また、道路の敷設工事なども彼らが従事する仕事の1つであった。2015年12月に筆者が彼らを訪問した時、ラウラの兄の1人はすでに他界していた。入植地内でカイボーイの仕事をしていた時に、彼は落馬事故に遭ったという。入植者たちの話によれば、その時も、彼はたくさん酒を飲んでいたのであった。

¹³² この数字はこれまでにASCAPに登録し、入会費を払った者の総数を示している。後日、ラウラは実際に会費を継続的に払い続け活動に参加している組合員の数はもっと少ないということ話を話していた。

¹³³ 農地のこうした利用法はラランジャ (第3章を参照) の一種であり、非公式なものである。この関係において、利益の大部分はファゼンデイロの側に回るが、ラウラたちは彼の

ていた。なぜなら、この地区はファゼンダの頃から放牧地だったからである。つまり、長年の放牧によりすでに表土が失われ、酸性土壌が剥き出しになっていたため、そのままでは耕作には向かず、利用法は放牧に限られていたためである。この地区全体でも住民不在の農地が目立ち、実際に牛が飼われている放牧地もまばらに点在していた。また、そうした牛も入植者が地代を目的に飼育させている場合がほとんどであると推測できる。

ラウラの一家は、2010年にこちらにやって来る前は、ノルタウンの北端部の主要な自治体アウタ・フォロresta (Alta Floresta: イパチングからは400 kmほど離れている) に隣接する自治体モンチ・シアウン (Monte Sião) に暮らしていた。彼女たちは、そのアグロヴィラであるスリグェラに住み、INCRAからの土地の取得を目指していた。彼女たちがカルロス・プレスチスにやって来た理由とは、こちらで新たな入植地が設立される計画があり、入植者を募集しているという情報をINCRA職員から知らされたからだった。ラウラの一家は、当時モンチ・シアウンで同様に土地取得を目指していた約30世帯とともにこちらへやって来て、当時、MSTが指揮していたキャンプに参加した。

入植地の設立当初、農地の分配が未完了で、キャンプ生活が営まれていた頃、すべての入植者たちはMSTに参加していた。ラウラは教師としての経験を持っていたため、入植地内の学校の設立に向けて尽力し、教師としても働いていた。しかし、土地を獲得すると、多くの入植者たちと同様に、ラウラの一家もMSTから離脱していった。ラウラや母親のネリーは今でもMSTのことをひどく嫌っており、彼らに関する様々なエピソードについて言及し、激しく批判していた。

彼女たちはMSTを嫌悪する理由として、以下のような点を挙げていた。(1) 社会運動としての彼らの思想。(2) ミリタントたちが配給物資の横流や土地の転売といった不正行為を働いていたこと。(3) デモの一環としての道路の封鎖など、個人的に賛同できないような行為にも強制的に参加させられていたこと。(4) キャンプに参加できなかった世帯に対して、1月R\$100の参加費を強制的に徴収していたこと。ASCAPの組合員たちのほとんども同様の理由を挙げ、MSTのことを批判していた。また、ラウラはこうした原因により、多くの参加者たちがMSTを離脱し、現在ではASCAPの方が多数派を占める状況にあるという点も強調していた。

後日、筆者はカルロス・プレスチスの学校を訪問した。学校には小さな校庭があり、校舎はコンクリートと木材で造られており、5部屋ほどの教室があった。入口に面した壁の一面には、MSTの旗と同じマーク(ブラジルの国土を背景に農民風の男女が描かれた絵で、

費用で農地に柵囲いを施すことができた。筆者はラウラの兄との偶然の会話を通じてそのことを知ったが、彼女にとっては、あまり知られたくない事実であったようだ。

男は山刀をかざしている)が大きく描かれ、他にも様々な MST 独特の社会主義風スローガンが貼られていた。この学校は公立学校であり、初等教育と中等教育を実施しており、カリキュラムは午前、午後、夜間の3部に分かれていた。また、主に夜間に成人向けの初等・中等教育も実施していた。そして、教師たちの全員がカルロス・プレスチスの入植者であった。ブラジルの公立学校では、中等課程の修了者ならば誰でも中等教育までの教師の職に就くことができるため、こうした状況は一般的である。また、カルロス・プレスチスの事例に限らず、入植地に設置された公立学校の教師構成は、いずれも同様である。なお、ここの教師たちの中には、大卒者や通信教育で学位を取得中の者も何名か含まれていた。

学校の職員は教師 (*professor*) 8人と調理や清掃などに携わる係員 (*zelador*) 6人によって構成されていた。職員14人のうち、ASCAPの組合員は2名(教員、係員、各1名)のみで、すべての職員はMSTの支持者やミリタントたちであった。ちなみに、ASCAP側の唯一教員であるエウヴィオとその一家は、モンチ・スィアウンからやってきた入植者であり、彼らはラウラとは向こうにいた頃からの友人であった。この時のフィールドワークでは、筆者はFETAGRI側の入植者たちのネットワークを辿っていったため、MST側の状況を詳しく知ることができなかった。MST側の入植者たちとあまりコンタクトを取ることがなかった理由の1つとして、MSTと関わるのがどんなに危険であるかということやラウラとネリーから幾度も警告され、筆者自身もそうしたイメージを刷り込まれていたということも挙げられる。しかし、筆者は、ラウラが語る入植者たちの多数派がASCAPの組合員であるという主張と、学校の職員の殆どがMSTの関係者であるという事実とが整合していないということに気が付いていた。

第2項 農地の私的所有をめぐって

筆者が2014年10月に再びカルロス・プレスチスを訪問した際、筆者は学校からほど近くにあるMSTの宿泊所に滞在させてもらい、MST側の入植者たちとより多くのコンタクトを取ることができた。筆者はミリタントの1人で学校の教師でもあるヂジャウマに聞き取りを実施した。彼は、パラナー出身の貧しいコロノの家庭の出身だったが、MSTに参加後、ミリタントの活動を続けながら、マト・グロッソ州立大学(Universidade de Estado de Mato Grosso: UNEMAT)の農学部で社会運動論を専攻し学位を修めていた。最終的に、彼はカルロス・プレスチスに土地を獲得し、そこで同じくミリタントである妻のジゼッリと幼い息子とともに生活していた。聞き取りに際して、筆者は入植者たちが異なる中間集団に分裂している状況に関して、彼の見解を尋ねてみた。まず、入植者たちがどの中間集団

への所属を選ぶのかという問いに関して、彼は「喩えて言うなら、入植地内に様々な宗派の教会があり各個人が自分の信仰にあった宗派を選ぶのと同じことさ」と言い、それは、その社会でもごく当たり前に起こることだと指摘した。そして、複数の中間集団への分裂は、「MST が設立した入植地ではどこでも起こっている」と触れたうえで、彼は以下のように言及した。

組合は入植者たちがそれぞれの利害関心に応じて結成する団体 (*entidade*) である。一方、MST は人々が土地を獲得するための社会運動である。両者は本質的に異なっている。社会運動は、ある目標のために行われるのであり、MST にとってのそれは土地の獲得だ。目標が達成されたならば、運動が終息するのはごく当たり前のことだ (2014年10月27日)。

入植地に組合が多数設立される背景には、INCRA を中心とした入植地計画に携わる行政機関が、政策実施に際して、個人ではなく中間集団を受益者の最小単位として定めていることが挙げられる (Penna 2012)。インフラ整備、住宅建設、PRONAF、保安林の資源管理など、いずれのプログラムに申請し、利益にアクセスするためにも、事業主体として組合が結成される必要がある。しかし、その一方で、そうした政策が実現するまでに非常に長い年月を要する。

ヂジャウマによれば、こうした政策がいつまで経っても実現しないことで入植者たちの間には不満が募り、その不満は MST に対して向けられるようになったという。そして、入植者たちは、特定政党との関係を拒否する MST ではなく、むしろ、地域の有力者たちとの間に深い縁故関係を持つ FETAGRI のネットワークに頼れば、こうした問題が解決すると考えるようになった。こうした背景が、入植者たちの分裂を助長したという。

しかし、彼によれば、多くの入植者たちは、どちらの中間集団が彼らにより多くの利益をもたらすかどうかを、常に秤にかけているというのが現実だという。ヂジャウマ自身も彼の住む地区の入植者たちとの間でシャヴァンチ地区住民組合 (*Associação dos Moradores do Setor de Xavante: AMOX*) を設立したが、中には ASCAP と両方に顔を出している入植者もいるという。また、実際、筆者が後日訪問した入植者のアランのような場合もある。アランは酪農を営み、経験豊かな農業経営者として自立した立場をとりながらも、長年待ち続けていた土地の獲得を実現してくれた MST を高く評価しており、彼らとより近い関係を築いていた。その一方で、彼の妻は ASCAP が将来的にもたらしうる利益に期待し、組合員としての登録をしていた。しかし、彼女はラウラとの相性が良くないらしく、あまり深い付き合いはしていないようであった。

イパチングの別の入植地 PDS セーチ・ヂ・セテンプロには、MST が設立し、ノルタウ

ンの入植者たちすべてを加入対象とした生産組合であるイパチング小規模生産者組合（Cooperativa dos Produtores Pequenos de Ipatinga: COOPERTINGA）があり、組合員になればそこを通じて生産物を出荷することが可能であった。以前、ヂジャウマたちは、このCOOPERTINGAが主催する青空市（*feira*）への参加を、カルロス・プレスチスの入植者全員に呼びかけたところ、ASCAPの組合員たちも多数が参加したとのことである。筆者が「ラウラはASCAPの組合員が200世帯を超えて向こうが多数派となっていると言っていた」とヂジャウマに伝えたところ、それに対する彼の返答とは「そうか、それなら我々の側は500世帯だな。この入植地は我々の運動が建てたものだ」というものであった。

後日、筆者はミリタントのオターヴィオの勧めもあり、パッション・フルーツの栽培を大規模に手掛けるエンヒーキのもとを訪ねることにした。エンヒーキはカルロス・プレスチスに土地を獲得する前はモンチ・スィアウンにある入植地PACモンチ・スィアウンで酪農を営む父親のもとで働いていた。ラウラと同様にモンチ・スィアウンに暮らしていたということもあり、彼は以前ASCAPにも参加していたというが、その後、ラウラと不和を起こし、今はMSTとより近い関係になっていた。また、彼はアランと同様、長年INCRAに土地の取得を申請していたが、それが叶わなかった。しかし、MSTへの参加を通じてそれが実現したということで、MSTの政策実現能力の高さを高く評価していた。筆者が訪問した時、彼は家族を父親の農場に残し、1人でこちらの入植地で暮らし、農場の整備に専念していた。

彼はASCAPに関して、「あれでは成功するはずがない」と語っていた。彼が言わんとしていたところは、「組合というのは本来、生産者たちが事業の主体にあり、各人の生産活動に向けた便宜を図ることに中心目的が置かれるべきである」というものであった。彼自身もかつてPACモンチ・スィアウンの酪農組合で会長を務めていたことがあったという。つまり、酪農であるなら、生乳の鮮度と出荷量を維持することが、入荷先の加工業者とより良い条件で取引することを可能にする。その場合、小規模生産者にとっては、組合を通じてある程度の生産規模を持った事業を維持することが望ましいのであり、組合の役割はそうした生産者たちの目的を実現するためのものであるということである。そして、「1人では相手にされないが、組合の会長なら、取引先からコーヒーに誘ってもらえるようになる」（つまり、商談にも誘ってもらえるようになる）と付け加えた。

ASCAPに関するエンヒーキの評価は以下の通りだった。組合員の大多数はまったく農業経験がなく、入植地では何もせずに酒ばかり飲んでいる。そして、彼らの動機は政府が支給する政策の恩恵にどうにか与ろうとしているだけであり、組合は政策利益の導入のためだけの組織と化している。また、彼は、ASCAPのトラクターに関して、「MDAが自治体

を通じて入植地に支給したものであるにもかかわらず、ラウラが勝手に ASCAP のものとして登録した。そして、まだ新品であるにもかかわらず非会員からは法外な使用料を取っており、それは不当だ」と語っていた。彼は、彼のように自らの事業を営んでいる者にとっては、ASCAP に関与することにメリットはまったくないと断じたうえで、そんな組合は「せいぜい会長に利益をもたらすくらいだろう」と言った。

2015 年 12 月に筆者は再びカルロス・プレスチスを訪問した。その際、入植者の 1 人ジョアキンと久々に再開し話を交わすことができた。彼は普段は妻と 3 人の娘たちを入植地に残し、入植地の外で道路の敷設工事などの仕事に従事していることが多かった。彼らもモンチ・スィアウンからこちらにやって来た世帯で、ラウラの一家とは古くからの友人であり、ASCAP の組合員でもあった。彼がパッション・フルーツの栽培を検討しているという話になり、筆者は自然とエンヒーキのことを話題に挙げた。モンチ・スィアウンにいた頃からエンヒーキのことを知っていたジョアキンは、「あいつは向こうでは酪農組合から金を盗んだんだ。だからこっちに移って来たのさ」と言った。筆者が彼から聞きたいきさつをジョアキンに話すと、「この連中の言うことは疑って聞いた方がいいぞ。誰も本当のことは語らない。すべて作り話 (*história*) さ。あいつはここでも 14 区画の土地を買い占めて、これから色々と商売を始めようとしているって噂だ」という返答が返ってきた。

一方、ジョアキンは入植地の農地を売りモンチ・スィアウンに戻ることも考えていると語った。この年、電線の敷設工事が完了し、それに伴い、入植者たちの間では土地取引のブームが起こっていたという。入植地の地価は急騰し始めているとのことであった。そのため、彼はここ土地を売り、PAC モンチ・スィアウンに菜園を買い、そこに住みながら友人の日系人の農場や近隣のファゼンダで働くという選択肢を考えていた。彼にとっては、その方が、家族と共に生活でき、経済的にも安定すると見込んでいたようであった。彼が移住を考えていたことのもう 1 つの理由は、子供たちの教育に関わる問題であった。モンチ・スィアウンならば、近隣の都市アウタ・フロレスタでより良い教育を受けさせることができるという。

入植地での教育の質について、ジョアキンは「ポルトガル語をろくに書けもしない教師がポルトガル語を教えている」と言った。筆者と彼の会話を横で聞いていた末娘のマリーナが「この間の授業では、先生の 1 人が “*planeta*” (惑星) を “*praneta*” と発音していたわ¹³⁴」と笑顔で口を挟んだ。ジョアキンは入植地の学校が位置する方向を指差し、「あそこ

¹³⁴ 田舎のポルトガル語の発音では、子音と母音のすり替わりだけでなく (cf. レヴィ＝ストロース 2001b [1955]: 330)、l と r のすり替わりや混同が起こる。いずれのインディオの言語にもともと流音が種類しかなかったことが影響していると言える。筆者のクイアバ出身の友人は、彼女の祖母がジェ語族のシャヴァンチ (Xavante) の出身であり、そのた

にいるのはマフィアみたいな連中だ」と言う。つまり、教師のほとんどすべてが MST のミリタントやその親族によって占められていて、教師としての能力がまったく欠けているのに、ネポティズムによって職に就けているということを詐欺と呼ばずに何と呼ぶのかというのが、彼が言わんとしていたことであった。

筆者はフィールドワークを通じて、入植者たちの言説に注目し、中間集団間の対立軸がどこに引かれているのかを明確に把握しようと努めてきたが、2015年12月の時点までに得られたデータからは、その手掛かりを導き出すことは困難であった。この問題に関する理解が明確になったのは、2016年8月にイパチングで再び調査を実施した時であった。この時、筆者は PDS セーチ・ヂ・セテンプロを訪問し、MST のミリタントで COOPERTINGA の会長を務めているマルセロにインタビューを実施することができた。前述したように、同生産組合を通じて、近隣地域の入植者は農産物や工芸品を都市部の市場へと出荷でき、施設は倉庫や加工場も兼ね備えていた。

冒頭で述べたように、農地改革では農地の私的所有権の確立が政策の最終目標に据えられている。これまで筆者が調査した公式・非公式いずれの入植地でも、入植者たちは農地への権原の獲得を目標として INCRA に働きかけていた。そのため、筆者は、マルセロへのインタビューに際しても、こうした関心に沿って、セーチ・ヂ・セテンプロにおける権原獲得に向けた取り組みがどのように進んでいるのかということを確認してみた。その問いに関する彼の答えとは以下の通りであった。

MST は入植者たちに権原を与えること自体に反対している。権原を持つということは土地を私的所有するという。つまり、土地が商品化し、入植者の土地からの疎外 (*alienação*) が引き起こされる。権原の付与は地価のさらなる上昇をもたらし、土地の売買はさらに加速する。土地が商品になってしまえば、せっかく INCRA が農地改革を実施しても、入植地はファゼンダになってしまう。つまり、振出しに戻るとのことだ。権原の付与とは資本主義そのものである。しかし、我々は資本主義自体に反対している。INCRA の土地とは公有地であり、つまり公共の財産 (*bens da União*) である。それをどのように永年にわたって維持し、利用していくのかというのが我々にとって最も重要な課題である。だから入植者たちに権原は必要ない (2016年8月24日)。

MST が社会主義を標榜する運動体であるということは自明の事実であったが、彼らが権原の付与をめぐる問題においても社会主義と同様の姿勢を取っているということを、

め、彼女の母親は祖母の影響から学校でポルトガル語を学び始めるまで、l と r の区別は知らなかったらしいと語っていた。

筆者はマルセロの意見を聞くまで認識してこなかった。なぜなら、農地改革は上述した政策目標のもとに実施されているのであり、政策の仲介者である彼らが、政策本体とは異なる方針を取っているとは想定していなかったからである。つまり、彼らの土地所有に関する見解とは、多くの入植者たちが実際に目指している方向とはまったく異なるものであった。そして、この点こそ、MSTとFETAGRIの両者がともに共通してINCRAと土地なしの間を媒介する役割を果たし、農地改革や小規模農業を推進しているにもかかわらず、決定的に相違する点であり、両者がお互いを相容れない存在として認識し、敵対しあう背景であると言える。MSTは、多くの入植者たちが実現しようとする私的所有権の確立、つまり、将来的に土地を商品化可能にするための試みを、半ば強制的に阻止しようとする。そして、それが彼らにとっては「資本主義との闘い」(*a luta contra o capitalismo*)、すなわち「運動」という言葉によって表現されていると言える。こうした状況においては、カルロス・プレスチスで見られたように、入植者たちが土地を獲得した瞬間からMSTのもとを離れていくというのは、至極当然の現象であると言える。

一方、入植者たちの中で、私的所有地の擬製という目的へと動いていない者たち、言い換えるならば、MSTのこうしたイデオロギーとは衝突することなく経済基盤を確立できている者たちは、MSTとの良好な関係性を維持していると言える。すなわち、これまで見てきたカルロス・プレスチスに関する諸事例と照らし合わせても、そうした入植者たちは、一方では、定住志向であり、農業経験を持ち、農業生産からの収入を獲得できる者たちのことである。そして、もう一方では、入植地の学校で教師や係員など公共部門での雇用を確保できている者たちであった。後者の範疇には、入植地内の診療所で保健師として働く入植者も含まれていた。本節での検討を通じて、入植地における中間集団と入植者たちの分離構造の背景に、土地の私的所有という要因が大きく作用しているという理解を導き出すことができた。

第3節 入植者たちの流動性

第1項 流動性を生み出す要因

前節の考察を通じて、所有地作成、すなわち、土地を譲渡可能(*alienable*)な対象へと変換し、取引できる状態にするという営みが、公式な入植地においてもいかに重要な活動であるのかという点に関して、カルロス・プレスチスにおける中間集団の分離構造を参照しながら明らかにしてきた。次に検討すべきなのは、アマゾンやブラジルの奥地に暮らす人々にとって所有地作成がなぜ重要なのかという問題である。土地の私的所有権という問題に関しても、アマゾンという文脈において重要性を持つのは、それが土地に対する不可侵な

所有の根拠であるという点よりも、個人の裁量により合法的かつ自由に売買することを可能とする規則であるという点においてであると言える。この点において、私的所有権の確立とは、土地を譲渡可能な対象へと変換していく営みと同様の目的へと向けられたプロジェクトであると言える。

土地と個人との関係を固定化させずに、流動性を保ちながら利用していくための所有と生産の様式は、ブラジルではアマゾン植民地化が始まる以前から実践されてきた。例えば、ホルストンが指摘しているように、植民地期においては、「プランテーション生産は捕食者の性質であり、土地と奴隷を急速に食いつぶし、それゆえ両者の供給の連続的編入を必要とした」(Holston 2008: 119)。また、彼は 1850 年の土地法の成立以降の時代において、同法が土地制度を改変するうえで効力を持たなかったのは、単に中央政府が無能だったからというだけでなく、地方エリートたちが置かれていた以下のような状況が影響していたと指摘する。

(所有地の) 適法化は、彼らの農業生産が一般的に依拠していた新開地の流動的編入を凍結させた。それゆえ、彼らは強制された所有権も私有地から区別された公有地も望んではいなかった。なぜなら、それとは正反対の状態こそが彼らにより多くの利益をもたらしたからである (ibid.: 137)。

こうした土地と個人との関係性は、単に未開地があり余るほど存在していたということだけでなく、熱帯・亜熱帯地域におけるプランテーションや放牧といった生産方法との関連で、土地そのものの生産力に持続性がないという点が深く関連していた。1970 年代以降、マト・グロッソにはブラジル南部の地方域から土地を求める移民が大挙して押し寄せたが、彼らはこちらにやって来た後も、およそ 1 世代ほどの周期ごとに新開地を探しながら動き回っていた。そうした土地を求める耕作者たちは、入植地の農地も新開地を獲得するための選択肢に組み込んでいった。

本節では、この問題を検討するため、前節でも何度か言及したノルタウンの北部に位置する自治体モンチ・スィアウンからカルロス・プレスチスへの人々の流れに注目する。本節の主題に入る前に、モンチ・スィアウンが形成された背景について触れておく。この自治体は、1981 年に INCRA によって建設された入植地 PAC モンチ・スィアウンに起源を持っていた。入植地の設立当時、そこはアウタ・フロレスタを構成する 1 地区であった。PAC モンチ・スィアウンは、89,986.0000 ha の面積を持ち、1,386 区画の農地に分割されていた。入植地の名前に付けられた PAC とは、入植地合弁事業 (Prejeto de Assentamento Conjunto) の略であり、その名称が示す通りに、この入植地は生産組合と INCRA の合同事業によっ

て開発された。こうした入植地事業は、第2章で言及したルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂの植民地化の過程で見られたものと同様の形態である。

PAC モンチ・スィアウンで INCRA との合弁事業を担ったのは、コチア農業生産組合 (Cooperativa Agrícola de Cotia: COTIA) であった。COTIA は日系移民の農業者たちによって 1920 年代にサン・パウロで結成された生産組合であった。COTIA は、第二次世界大戦後になってから日系人以外にも門戸を開き、その後、20 世紀中盤にはブラジルで最大級の経営規模を持つ生産組合の 1 つへと発展を遂げた。PAC モンチ・スィアウンが建設された 1980 年代初頭には、COTIA はサン・パウロとパラナーを中心に多くの組合員を抱え、安定した資金基盤を持っていた。COTIA は、当時アウト・フロレスタの領域内の公有地に、コーヒー・プランテーションを開く計画を立て、INCRA はその隣に農地改革を目的とした入植地の建設を計画した。

当時、資金不足であった INCRA は、道路建設、農地の区画割り、公共施設の建設などを COTIA 側に委託する代わりに、COTIA の組合員たちには農地を格安で提供した。しかし、当時のノルタウンの大部分はまったくの未開地であり、マラリア感染率も高く、希望者が集まりにくい地域であった。1981 年に第 1 段階の農地の分割が行われた時、1 区画の面積が 80 アウケイリ (=192 ha) (アウケイリは、以下、“alq.” と略) と広い面積に設定されたのも、組合員に参加の動機を与えるためであった。農地の分割は、1981 年から 1987 年にかけて合計 3 段階に分けて行われ、第 2 段階では、1 区画の面積は第 1 段階の半分の 40 alq. に、第 3 段階はさらにその半分の 20 alq. に、それぞれ設定された。プランテーションは合計 1,000 区画ほどの農地へと分割された。

PAC モンチ・スィアウンでは、COTIA のプランテーションと道を挟んで向かい合わせに、農地改革を目的とした INCRA の入植地が建設された。入植地の側の農地は 1,386 区画からなり、当時としては相当に大規模な入植地計画であった。COTIA 側には農地を購入した組合員たちが入植し、入植地側には INCRA から譲渡を受けた土地なしたちが入植した。COTIA 側の農場に入植したのは、ブラジル南部や南東部を中心とする自営農の出身者たちであった。一方、INCRA の入植地側の住人は土地なしたちであり、彼らの多くはブラジル北東部を中心に様々な地域からやって来た貧困層の出身者たちであった。

COTIA の側の生産者たちは購入を通じて農地を獲得したのであり、INCRA は当初から彼らに対して権原を付与していた。そして、その後の継続的な ITR (地方不動産税) の納入の後、最終証書が発行された (つまり、土地の合法的な売買が可能になった)。多くの組合員たちがこの証書を手にした。その一方、入植地側の土地なしたちが権原を獲得することはほとんどなかった。また、入植地では、入植者の多くが土地を獲得した直後から農地

の売買を開始していた。

COTIA のコーヒー・プランテーションでは、生産者たちそれぞれが土地を開墾し、そこにコーヒーの苗木を植え、3年後以降に得られる収穫物を COTIA が買い取るという契約であった。事業の開始から数年後、コーヒーは収穫されたものの、その後、この事業はあまり長続きしなかった。その要因の1つは、1980年代後半以降のコーヒー価格の暴落であった。そして、もう1つは、コーヒーの栽培環境に関する問題であった。コーヒーは年間を通じて水分の供給を必要とする作物であるが、乾季の4ヶ月間に完全に降雨が止むノルタウンの気候にはうまく適合しなかった。また、森林伐採後に表土が流出し、土壌の劣化が進んだことも大きな要因であった。

やがて、COTIA の多くのプランテーションではコーヒーの生産が中止され、入植者たちは、表土を失い劣化した土地に牧草の種を蒔き肉牛を生産することに切り替えた。また、多くの者が土地を売り、アウタ・フロスタの市街地やモンチ・スィアウンのアグロヴィラへ、あるいは彼らの出身地へと移っていった。その後、1993年には COTIA 自体が倒産し、ブラジルでの一切の活動に幕を下ろした。PAC モンチ・スィアウンでは、1980年代末にかけてコーヒー農園が衰退していった一方で、木材採取や牧畜を通じて経済が発展していった。また、それに伴い、入植地全体の人口が増加し、アグロヴィラは市街地へと発展していった。入植地は、それまでアウタ・フロスタの1地区であったが、1994年には、住民投票を通じて、自治体への独立を果たし、今日では10,990人の人口を擁している。

第2項 日系人入植者

モンチ・スィアウンからやって来て、カルロス・プレスチスに農地を獲得した入植者の一家には、日系ブラジル人のオガタ家の人々が含まれていた。彼らはカルロス・プレスチスではなく、モンチ・スィアウンの市街地で暮らしていた。筆者が彼らに出会ったのは、筆者が2014年5月にラウラたちの所に滞在していた時であった。その時、ちょうどタカオと妻のシノブが2人の孫を伴い、農地の柵囲いの仕事をしに来ていた。彼らはラウラの所に滞在しながらその作業に当たっていた。タカオの父親で日系2世のイサオがオガタ家の家長であり、彼はモンチ・スィアウンに384haの農場を持ち、約600頭の肉牛を飼育していた。それは彼らが、1985年（上述した2回目の分割の後）に、40alq. (=80ha) ずつに分割された農地を4区画分 (=384ha) 購入したからであった。この農場は親族で経営され、イサオの息子たちが中心的に経営に携わっていた。

オガタ家とラウラの一家は、1998年頃からの付き合いであった。タカオは PMDB (ブラジル民主運動党) 所属の地域政治家として、これまで自治体議員を2期、副首長を1期、

務めた経験を持っていた¹³⁵。また、当選は叶わなかったものの、彼は首長に立候補した経験もあった。ラウラは2004年に彼の選挙活動を支援する仕事をしていた縁で彼と友人になった。ASCAPを設立する構想に関しても、彼女はタカオから多くの助言を得たという。ジョアキンたちの一家もオガタ家と深いつながりを持っていた。彼はイサオの農場で長年働いてきた経験があり、タカオたちとは友好関係を持っていた。入植地の彼らの家は、ジョアキンの働きに報いるためオガタ家が材料を供出し建てられたものであった。

カルロス・プレスチスには、タカオの息子アントニオとジューリョ、そして、アントニオのパートナーのハケウが合計3区画の農地を持っていた。彼らは入植地の成立直後、INCRAによる認証登録が完了する前に、元の土地獲得者から農地を購入した。そのため、彼らはキャンプには参加しなかったが、INCRAには正式な入植者として登録されていた。タカオは月に1度の割合でカルロス・プレスチスを訪れ、仕事で忙しい息子たちに代わって農地の管理を行っていた。

タカオやシノブは、自分たちがブラジル日系社会の中では貧困層に属していると認識していた。また、これまで親族の多くが日本へ出稼ぎに出ていたことも、彼らが決して裕福ではないということを物語っていた。彼らの384haの農場に関しては、筆者のような温帯のかつ人口過密な世界の出身者の感覚からすると、その数値だけを聞いた場合、1家族が経営する農場としては相当に広大な面積規模であるという印象を受ける。しかし、タカオは、「日本ではどの農地もとても小さいが、それがどれだけ肥沃であるのか、これまで祖父から何度も聞いてきた。彼が生まれた村では、幾世代にもわたって代々土地が受け継がれてきたが、それでもなお高い生産性を持っていたという」と筆者に確認したうえで、自分たちの土地に関しては、土地自体の生産力という観点から、「ここでは決して広い面積ではない」と語った。

オガタ家は、数世代にわたり1つの地点からまた別の地点へと、農地を求めて移動を続けていた。彼らが1985年にパラナーのグアイーラ(Guairá)からモンチ・スィアウンへとやって来たのも、そして、さらに遡ると、イサオとイサオの父が、1956年にサン・パウロのアサイー(Açaí)から、当時の奥地であったグアイーラへとやって来たのも同じ動機であった(むろん、それは彼らの一族が九州の農村からブラジルへとやって来た時点にまでさらに遡れるだろう)。1980年代のパラナーでは、すでに土地の獲得が困難になっていた。イサオたちのような小規模な自営農にとって、自分自身と次世代への土地を確保すること

¹³⁵ ブラジルの地域選挙では、立候補に制約がないため、とりわけ小さな自治体においては一般の入植者であっても驚くほど多くの者が立候補し、候補者が乱立する状況となる。例えば、2016年10月の地域選挙では、MSTの元ミリタントのオターヴィオを始め、多数の入植者たちがイパチングの自治体議員の候補者として立候補した。

は、生計維持に不可欠であり、彼らはこれまで世代を通じて新天地での土地の獲得を目指してきた。当時、イサオたち一家はCOTIAの組合員であった。彼らのようなブラジル南部の小規模生産者たちが置かれた状況が、上述したようなノルタウンにおけるCOTIAとINCRAによる入植地の設立事業へと展開していった。

やがて、PACモンチ・スィアウンの設立から1世代の年月が経過すると、オガタ家の人々は、再び新開地を獲得する必要性に直面した。イサオが入植した際には、コーヒーが栽培されていたが、彼らの土地は、長年の開墾と利用を通じて、酸性で生産性が低い土壌へと変化していった。こうした変化はノルタウンの多くの土地でも同様に起こることであった。こうした痩せ土では、土地の広さ自体に任せた非集約的な利用法である肉牛の放牧が、多くの生産者たちにとって最も容易に安定した収入をもたらす生産様式であった。そのため、彼らも最終的にこの生産手段に落ち着くことになった。しかし、放牧を続けていくことは、広い土地が必要なだけでなく、降雨によってもたらされる表土の流出、つまり、土壌のさらなる劣化と隣り合わせであった。

そのため、この生産様式を世代を超えて継続していくためには、常に新たな土地を確保していかなければならなかった。また、この問題は相続をめぐる問題とも関連していた。タカオは名義上4区画のうち1区画の所有者となっていたが、農場全体の経営主は父親のイサオであり、タカオはあくまで彼の従業員という立場であった。そして、イサオは将来的に息子たちにこの土地を分割するだろうが、タカオの相続分は、そのうちの1区画に限られていた。つまり、タカオの次の世代のことを考えた場合、今ある土地は息子たちに相続するためにはまったく不十分な面積だったのである。こうした状況こそが、タカオの息子たちにカルロス・プレスチスでの農地の獲得を促した背景であった。

第3項 入植者たちの移動パターンと階層性

モンチ・スィアウンからカルロス・プレスチスへとやって来た入植者たちのうち、筆者の調査時点で農地を保有していたのは10数世帯ほどであった。彼らの多くはラウラとかねてから面識があったこともあり、前述したエンヒーキを除き、皆、ASCAPの組合員となっていた。そうした入植者たちの1つであるパトゥリーキたち一家に関する事例を見てみよう。彼はカルロス・プレスチスに息子と娘の分も合わせて合計3区画の農地を獲得した。土地を獲得した息子と娘は別の場所に住んでいたが、パトゥリーキは妻、母、息子、娘と共に入植地に暮らし、マニオクやパイナップルの生産に従事していた。

パトゥリーキの一家はパラナーの出身で、1987年にモンチ・スィアウンへとやって来た。それは、彼らがパラナーにいた頃にCOTIAのコーヒー・プランテーションのコローノと

して雇われたためだった。その頃までに、COTIAの組合員たちの農地は、すでに何度も売り買いが繰り返されており、彼らの雇い主は、その土地の3番目の主人であった。パトゥリーキたちは移住後3年間そこに住み働いた。ノルタウンでのコーヒー栽培では乾季のために灌漑が必要となるが、主人は灌漑には投資しなかったため、パトゥリーキたちは天水のみに任せた栽培をすることになった。しかし、結局、彼らの植えたコーヒーは収穫を待たずにすべて枯れた。やがて、その主人は、その土地を売り払い、行方がつかめなくなり、パトゥリーキたちはその農場から出て行かなければならなくなった。その後、彼らはPACモンチ・スィアウンのアグロヴィラであるスィリグェラに移り住み、周辺地域での仕事に従事しながら、そこで20年ほど暮らした¹³⁶。

2000年代の後半、パトゥリーキたちが暮らしていたスィリグェラでは、FETAGRI系の組合が農地の獲得を求めてキャンプをしており、パトゥリーキやラウラたちはこの組合に参加した。やがて、そこにINCRAの職員とともにMSTのミリタントたちがやってきて、彼らにカルロス・プレスチスへの参加を促した。最終的に、組合の会長を含む30世帯ほどが、カルロス・プレスチスの入植者となった（ここで、これまで言及してきたラウラたちの状況へと話はつながっていく）。しかし、その後、会長を含め彼らの多くは、獲得後すぐに農地を売り払い他所へと移っていった。

モンチ・スィアウンからマルロス・プレスチスへと至る入植者たちの流動の過程に関して、筆者は以下の特徴を抽出し考察する。本節の冒頭で提示した「新開地の流動的編入」に関するホルストンの指摘は、ノルタウンにおいてもそのまま当てはまる事象であった。この地域に暮らす開拓者たちは、生態条件と生産方法との関係において、新開地の編入という必要性に絶えず迫られており、それに応じて、それぞれの当事者たちは、この必要性を充足するためのプロジェクトを営んでいた。

一方、それぞれの当事者たちが実施するプロジェクトの内容には差異が存在し、それは地方域の社会階層ごとの差異と対応していたと指摘することができる。それは、(A)土地なしと(B)小規模生産者としての性向を持つ入植者たちとの間の差異である。入植者たち

¹³⁶ この頃、パトゥリーキが就いていたのは、主に木材工場での仕事とファゼンダや農場での仕事であった。後者に関して、彼は(1) 柵囲い、(2) 畑仕事、(3) 牧草地の管理などを挙げていた。(3) が具体的にどのような内容かという点、牧草地を徐々に侵食してくる雑草を除草剤を撒きながら駆除していく作業であった。この雑草のことを彼は“*praga*”と呼んでいた。この言葉には有害生物の他に、呪い、災厄、不幸といった意味合いがある（英語の“*plague*”と同語源）。原生の草本類であるこうした雑草は、毒を分泌することで牧草を枯らしていくため、定期的に除去しないと牧草地が荒廃していく。彼が具体的に名前を挙げていたのは、キク科の“*assa-peixe*” (*Vernonia polysphaera*) という種類であった。こうした毒性を持つ侵入植物に関してはモランも詳しく言及している (Moran 1975: 141)。

は「土地なし」という呼称で一括化される傾向があるが、彼らは実際のところ、前者のように、生産手段を持たない零細な地方労働者を出自とする者たち（つまり、本来の意味での土地なし）と、後者のように、「土地なし」とは呼ばれつつも生産手段を持つ小規模生産者とは、それぞれが土地獲得後に実行するプロジェクトが異なっていた。

タカオたちは、自分たちが「貧困層」であるという自覚を持っていた。しかし、実際のところは、タカオたちは権原付きの農場を所有する自営農であり、彼らの農場の経営規模とは、モンチ・スィアウンの規格に照らし合わせても（表 2-2）、中規模生産者（400 ha~1,500 ha）に相当するものであった。彼らは決してパトゥリーキたちのようなコロノの一家ではなかった。モンチ・スィアウンからの移住者で、他の入植者たちに比べ生産活動に投入するための資本をより多く持っていたエンヒーキでさえ、タカオのことを「日本人のシーコ（タカオのブラジル名）か？あいつは豊かなんてもんじゃないぞ」と話していた。また、彼はタカオたちが PAC モンチ・スィアウンに持っている土地は決して 4 区画だけでなく、その他にも、いくつもの区画を買い集めているはずだと指摘していた。

(A) 土地なしと (B) 小規模生産者の間の階層間の差異は、入植地に土地を獲得した後、それぞれどのような行動に出るのかに直接的に反映されていた。つまり、モンチ・スィアウンから来て土地を獲得した者たちの大多数は前者であり、すでに土地を売り他所へと移り住んでいた。つまり、彼らの本来の目的は土地の売買を通じて利益を獲得すること自体に置かれていた。なぜなら、彼らにとっては、それ以外に土地の活用手段がなかったためである。一方、後者に関しては、エンヒーキの事例が典型的に当てはまると言える。彼の場合、父親がモンチ・スィアウンで農場を営み、彼はそこで働きながら資本を蓄積し、現在は、それをもとに自分の農場への投資を行っていた。小規模生産者の出自を持っていないにもかかわらず、入植地に留まっていたのは、入植地に事業や雇用を持っている者たちであった。例えば、それはラウラにとっては組合であり、エウヴィオにとっては入植地の学校での教職であった。また、パトゥリーキの場合、コロノとしての背景を持ち、農業経験を持つ者であり、彼はイパチングで建設途中だったダムで雇用が見込まれる作業員たちの居住地に農産物を売り込む計画を立てていた。

土地なしと小規模生産者とは、農地を取引可能な状態に変換することを目標にしていた点では共通していた。なぜなら、ノルタウンでは、土地と所有者との関係性はいかなる階層に属する者にとっても過渡的なものであり、将来的に、より良い条件の新開地を獲得していくためには、投機としての側面に関心を払うことが土地経営上の前提となっているからだ。しかし、後者は農地から生産物を獲得するための資本を投下し、かつ、農地を合法的に（＝より高価に）売買可能な状態へとするために正規化（＝私的所有地化）を進めて

いく、という点で前者とは異なっていた。そのため、前者に比べて後者は、より長期間にわたって土地を保有し、利益を抽出することが可能であった。

PAC モンチ・スィアウンの事例では、土地なしと小規模生産者との間の対照は、道路を隔てて隣り合わせに設置された農地改革用の入植地と、かつてのプランテーションである農場群との間の差異として明示されていた。前者の土地を獲得した土地なしたちの多くは、最終的には土地を売却し、やがては後者の方へと土地が集積化されていく過程をたどった。より広域的な視座から俯瞰した場合、生産者と土地なしとの間の土地の譲渡をめぐる関係性は、カルロス・プレスチスでも同様に観察可能であった。つまり、1つの場所から別の場所への当事者たちの移動パターンとは、同時に、土地なしから小規模生産者へと順次に移行していく土地の譲渡のパターンであったと言える。

本論の各章の記述においても、生産手段を持たない土地なしにとって、入植地の農地が生産活動を行う場ではなく、過渡的に居住し、地価が上昇するのを待ち、やがては取引するための資産であるという共通性が観察された¹³⁷。一方、入植地には、入植者の大多数を占める土地なしとは異なり、少数ではあるが、小規模生産者としての特徴を備えた入植者が混ざり込んでいた。彼らは土地への資本投下を通じて生産活動を行い、そこから利益を獲得し、定住性の高い経済活動を実現させていた。

第4節 大豆耕作者たちの参入

第1項 生産活動と土壌条件

カルロス・プレスチスでは、ファゼンダの時代からの利用により、開墾された部分に関しては、表土の流出が進み、酸性土壌の露出が起っていた。入植者の息子で農業学校に通うヴァンデレイは、筆者に入植地の内部を案内してくれた時、保安林では熱帯雨林の高木群が生育している一方、彼の両親の農地周辺をはじめ、入植地の大部分では、高木群が再生せず、植生の灌木化（セハード化）が引き起こされていると筆者に説明してくれた。ファゼンダ・ヒオ・リンポが設立されたのは1980年代であるが、耕地や牧草地への転換に

¹³⁷ こうした土地なしの特徴について、筆者がルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂの街で出会った飲食店の主人は興味深い描写をしていた。彼が土地なしについて言ったのは以下の表現であった。「彼らは（土地をもらっても）土地が欲しくないから土地なしなんだ」。すでに第2章で言及したように、フロンティアにアグリビジネスの拠点として形成されたこの新興都市では、住民のほとんどが何らかの形で農業とのかかわりを持ち生活している。彼もまたブラジル南部から農業従事者として土地を求めてこの地にやって来た移民の1人であったが、現在は農業はやめて飲食店を経営していた。一方、こうした農業の背景を持つ人々にとって、自分たちと土地なしとの間の性向の差異は、強いコントラストとともに認識していることが窺える。

より原生植生が破壊された場所では、わずか数十年の間に、こうした形で土壤の劣化が引き起こされていた。

筆者が2014年5月にカルロス・プレスチスを調査した後でマデイランヂアに立ち寄った際、サン・パウロの療養所から戻ってきていたヴァレリアに会い、入植地での筆者の経験について会話することができた。実は、彼女はフェリス・パースコアに土地を得る前、MSTの活動に従う形で、ファゼンダ・ヒオ・リンポでキャンプをしていたことがあった。ヴァンデレイやその両親とも、その頃に一緒に運動に参加していた仲間であったと語っていた。その時、彼女はファゼンダ・ヒオ・リンポについて、「どこもかしこも、砂、砂、砂！

(*Só areia, areia e areia!*) あんな所で、農業なんかできるわけがない。私はごめんだわ。私はここに土地を手に入れることができ、本当に良かった」という感想を漏らしていた。

それでは、カルロス・プレスチスで実際に生産活動に従事している者は、こうした農地の問題をどのように改善し、収穫物を手にしているのだろうか。これまで何度か言及してきたエンヒーキの事例について注目してみよう。彼の場合、農地に10列の杭を打ち込み、そこに蔓を這わせるための棚を設け、500株のパッション・フルーツを栽培していた。彼が栽培していたのは黄色い果実が成る加工用品種で、収穫物はイパチंगाにある果汁工場に出荷していた。収穫期である雨季の間、平均して5t/月ほどの収穫が望め、工場はRS1.20/kgの買い取り値で取引してくれるという(単純計算で1月R\$6,000の売り上げとなる)。1度植えると4年の間、収穫が可能となる。

イパチंगाでは、自治体役場の農業課がパッション・フルーツの栽培を推奨しているようで、彼の植えた苗は役場から無料で支給されたものだった。一方、生産を維持するために毎年必要となっていたのは、土壤改良のための経費であった。土壤中和のための石灰と化学肥料の購入費が、投資の大きな部分を占めており、年間平均に換算して毎年R\$5,220が、彼にとって必要な投入額であった(表5-1)。カルロス・プレスチスの土壤の貧弱さは、大きな問題であり、その改善に費用を投じなければ、何も収穫は望めないという。彼は、もともとの無機質で固く締まった土壤が、数年間の改善を通じて、柔らかく空気を含んだ状態になったことを示すため、筆者の前で地面を足で踏んで見せ、「この状態。こうなると、作物はようやく育ち始める」と語った。

一方、土壤改良に加え、作物栽培上のもう1つの困難は、第1章で言及したように、原生の生物相によってもたらされる影響であった。つまり、作物を枯らす有毒植物に加え、ハキリアリ(*formiga-cortadeira*)、バッタ類(*gafanhoto*)、ヨコバイ類(*cigarrinha*)などの昆虫によってもたらされる食害や病気である。入植者たちが作物を育てるのをやめてしま

った理由としてしばしば口にするのは、「動物がすべて食べてしまう」(*Bicho come todo.*)¹³⁸ というものであり、それはノルタウンのいずれの入植地でも筆者が繰り返し耳にしてきた言葉であった。この地域の農業では、原生の生物からのこうした影響を最小限に抑えるために、殺虫剤や除草剤への依存度が高く、それは生産者たちに対して大きな出費を課していた。エンヒーキも、パッション・フルーツの栽培には、かなりの農薬量の散布が不可欠であると語っていた。

カルロス・プレスチスでは、エンヒーキのように、農業に関する知識、技術、資本を持ち、それぞれの問題に適切に対処し、生産活動を行える者は、入植者全体のほんのわずかであった。入植地で農業を営んでいくためには、土壌改良や農薬だけでも毎年多大な費用がかさむことになる。仮にその費用が捻出できたとしても、元々、農業とは疎遠な関係しか持たない大部分の入植者たちにとって、彼らが生計の基盤としての生産活動を維持していくことができるかどうかはまた別の問題である。こうした状況から、カルロス・プレスチスでは、入植者たちにとって自ら生産活動を行うことが大きなインセンティブとならないのは、ある意味当然のことかもしれない。実際に、入植地のほとんどの農地は活用されておらず、閑散とした状態のまま放置されていたことに鑑みれば、ヴァレリアが言った「あんな所で、農業なんかできるわけがない」という言葉は、正鵠を射ていたことになる。

こうした様々な制約を克服し、より効率的に利益を獲得するため、入植者たちの間でとられていた戦略とは、自らの農地を用益者たちに耕作させ、そこから地代を獲得するというものであった。つまり、本節で注目するのは、生産手段を持たない入植者と生産手段を持つ生産者たちの間で結ばれる非公式な契約関係、すなわち、これまで各章を通じて「ランジャ」という言葉で呼び表してきた事象に関してである。

第2項 大豆耕作者たちの素性と生産活動

入植者たちの間で「耕作者」(*plantador*) と呼ばれ、小規模の大豆生産者を出身とする入植者たちは、カルロス・プレスチスで生産活動を展開する者たちの中でも極めて異彩を放っていた。彼らは一般の入植者たちとは大きく異なり、生産手段と専門知識を持った農業のエキスパートたちであった(写真5-2)。本節では、こうした耕作者たちに関して、彼らの素性と彼らが入植地へと参入するに至った経緯、彼らの生産活動の様相、入植者たちと

¹³⁸ ポルトガル語の“*bicho*”という言葉には、昆虫や小動物も含めた、人間以外のすべての動物を指す。(ちなみに、若者たちなどの間では、「お前」といった呼びかけ語[英語の“*dude*”のように]としても使われる。)カルロス・プレスチスではそれほど聞けなかったが、例えば、次章で考察するPA ノヴォ・クプアスーなど、多くの入植地では、とりわけペッカーリ一による食害が(彼らが大きな群れで行動するため、)深刻な問題であった。

の地代収入をめぐる関係、そして、MSTやASCAPといった中間集団との間に築かれた関係について注目し考察する。

マト・グロッソでは、雨期が始まる10月が、生産活動が本格化する時期に当たる。2014年10月にカルロス・プレスチスを訪れていた筆者は、ミリタントのオクタヴィオのバイクの後ろに同乗させてもらい、彼がそれぞれの入植者たちを訪問する様子を観察させてもらうことができた。彼は入植者たちの抱える様々な問題について相談に応じていた。例えば、その日は、MST側の入植者たちが共用で使っていた古びたトラクターのエンジン・トラブルが発生していたので、彼は使用者の所まで赴いていきその調整を当たっていた。また、その頃、自治体役場によって入植地内の道路を延長させる工事が実施されており、入植者がその作業員として雇われていたので、作業が滞りなく進んでいるかを確認して回っていた。

入植地には耕作者と呼ばれる入植者たちが数世帯暮らしており、大豆やトウモロコシの生産に専門的に従事する人々であった。この時、オクタヴィオは耕作者の1人であるルイースと彼の一家のもとを訪問していた。その時の彼の主要な関心の1つは、耕作者たちのもとに大豆の種が届き、彼らが無事に耕作を始められていたかどうかであった。ルイースたちの暮らす家の脇には複数の大きな納屋が築かれており、そこにはトラクター、播種機、農薬散布機、トラックといった大型機械類が置かれ、各種の農薬が入った容器が保管されていた（写真5-3）。

その後、2015年12月にカルロス・プレスチスを再訪した時、筆者はこうした耕作者たちについて詳しい聞き取り調査を実施することができた。ちょうどその頃は、10月に播かれた大豆が大きく育っていた時期であり、入植地のどの地区のどの区画が大豆畑として利用されているのかを容易に判別することができた（写真5-4）。入植地の南東側が牧草地で占められていた一方で、北西側はファゼンダさながらに大豆畑が延々と広がっていた。つまり、こうした現在みられる土地利用の区分は、入植地がファゼンダの頃からの区分を再現していた。また、ここで栽培されていた大豆は、すべて遺伝子組換えの飼料用大豆、すなわち、マト・グロッソのアグリビジネスを代表する商品の1つであった。

まずは、そうした耕作者の1人であるミゲウの事例について記述する。筆者が訪ねた時、彼は雇人の青年にトラクターでの農薬散布を任せながら、ペンを片手に帳簿をつけていた。彼には妻と娘がいたが、農繁期のこの時期は家族をスィノーピに残し、彼はここでの仕事に従事するため1人暮らしを送っていた。ちなみに、彼の娘はスィノーピの私立大学で農業工学を勉強していた。ミゲウは6歳の時にパラナーから家族とともにマト・グロッソへとやって来た。彼の父親はスィノーピに160haの権原付きの農場を所有しており、カルロ

ス・プレスチスに来る前までは、彼はそこで従業員として働いていた。

彼は入植地の設立直後に、アランから R\$15,000 で農地を購入した¹³⁹。購入を通じて土地を獲得したといっても、その後、INCRA からの登録認証を受けており、彼は正式な入植者としての身分を持っていた。彼が入植地に土地を購入した理由は、農地の地価と深く関係していたようである。イパチンガでは権原付きの土地は 1 ha あたり R\$40,000 であり、スイノーピでは R\$50,000 であった。後者に関しては、入植地の土地の 1 ha あたりの値段と比較して 40 倍の差であった。

ミゲウは他の入植者たちから依頼を受け 32 区画分、合計 384 ha の農地で大豆を耕作していた。農地の持ち主との契約では、生産された大豆のうち、1 ha につき 5 袋（大豆 1 袋の値段は 2015 年の時点で約 R\$50）が持ち主の取り分となる。その時の大豆価格で換金した地代が持ち主の銀行口座に振り込まれることとなる（現金での受け取りを希望する持ち主には、現金で応じる形になる）。つまり、入植者たちの 12 ha の農地であれば、地代は 60 袋で貨幣に概算すると R\$3,000 となる¹⁴⁰。

ここで耕作依頼者の側の状況についても把握するために、ミゲウへの依頼者で彼の土地のすぐ隣に農地を持つエローイの事例に触れておく。入植地でのエローイの仕事の 1 つは、自前の中古バスを運転し、入植地とイパチンガの間を結ぶサービスを入植者たちに提供することであった。筆者も何度か彼のバスに乗ったことがあった。彼はパラナー出身であったが、長年パラグアイに暮らしてきた。しかし、妻の死別とともに、彼はブラジルへと戻ってきた。

エローイはパラグアイでの生活をとても気に入っていたと筆者に述懐した。マト・グロ

¹³⁹ より正確に言うと、アランは酪農家であり、耕作地ではなく牧草地が欲しかったので、彼が当初獲得した土地をミゲウに売り、その金で、現在の彼の土地をかつての保有者から買った形であった。

¹⁴⁰ この額がどの位の価値であるかを比較可能にするため、ブラジルの給料体系について記しておく。ブラジルでは現在もインフレが緩慢に続いているため、労働者たちの間では毎年ストライキ (*greve*) が行われ、賃上げが交渉される。そして、それに応じて、法定最低賃金 (*salário mínimo*) も年々上乘せされていく性質がある。筆者が調査をした 2015 年の時点での最低賃金は R\$788/月であった。基本給は、この最低賃金に対して、それぞれの職業に応じて定められた倍数を掛け合わされる形で算定される。例えば、カルロス・プレスチスにもあるような公立学校の場合、月当りの基本給は、非大卒（大卒でも学位が教育学以外の者を含む）の教師では最低賃金と同額、大卒（教育学の学士号保有者）の教師ではその 3 倍 (R\$2,364) であった。実際の給料は、こうした基本給に少額の手当等が加算された額である。つまり、耕作を依頼した入植者は、一般的な教師（非大卒）の 4 ヶ月分の基本給に相当する金額を、収穫期に地代として受け取っていたということになる。なお、通貨価値や最低賃金が常に変動していく様に、耕作者と入植者の間の契約関係も常に更新されていると見るべきである。

ッソとの大きな違いは、物価の安さに加え、土地の肥沃さであると彼は語った。パラグアイにいた時、彼は3 haの土地を持っていたが、そこで小麦、アブラナ、ヒマワリなどの（ブラジル南部と同様の温帯の）作物を栽培していた。土地の生産性が高かったため、それで十分に生計を立てることができていた。つまり、彼自身、耕作者としての知識と経験を持っていたことになる。しかし、カルロス・プレスチスでは、彼は自分の農地の活用を専ら耕作者へと任せていた。ここはパラグアイでの状況とは異なっており、現在の12 haの土地に多大な投資をしてまで耕作を営む動機は、彼にはあまりないようであった。

入植者と耕作者の間のこうした契約関係は、すべて非公式なものである。なお、この関係性は当事者たちの間では、「共同経営」(*parceria*) と呼ばれ、耕作の依頼者は「パートナー」(*parceiro*) と呼ばれていた。こうしたラランジャや共同経営に社会経済学的な用語を当てはめるなら、「分益小作制」(*sharecropping*) と呼ばれる関係性の1つの変異形と言えるかもしれない。しかし、歴史上登場して来た分益小作制とは、農村社会の社会階層で上位にある地主層が小作農に農地を貸し付け、耕作を許可すると同時に収穫物の一部を地代として徴収するという関係性である。一方、カルロス・プレスチスを始め、多くの入植地で見られるラランジャの関係性では、農地の用益者の側である耕作者が地方社会における低位中産階級である一方で、農地の提供者である入植者とは、貧困層に属する人々である。つまり、耕作の依頼者が土地所有権に立脚し、耕作者から地代を徴収しているという点においては、従来の分益小作制と同様の構図であるが、それぞれの役割を演じる当事者の社会階級は、従来の構図から逆転した状況が発生していることが指摘できる。

それでは、この契約関係がどのように機能しているのか、具体的な内容について見ていこう。大豆の耕作には1 haにつき52袋の投資（種、肥料、農薬、燃料）が必要であるが、彼によれば昨年の1 ha当たりの収量は46袋で赤字(*prejuízo*)であったという。それでも、持ち主には5袋を支払わなければならなかった。一方、同じ土地で裏作として栽培されるトウモロコシ¹⁴¹には地代がかからないため、それなりの利益が得られるという。収穫物のうち、耕作者たちの取り分は、近隣の「倉庫」(*armazém*) と呼ばれる穀物備蓄会社に売却される。

¹⁴¹ トウモロコシに関しては、直接ミゲウからは聞き取らなかったが、カルロス・プレスチスの別の入植者から得られたデータをここに記しておく。トウモロコシの収量は12~16袋/haであり、価格はR\$22~25/袋となる。もちろん、収量と価格はその年によって変動する。単純計算して、ミゲウのように384haを作付けした場合、4,608~6,144袋の収穫があり、価格R\$22で換金した場合、R\$101,376~135,164の売り上げとなる。トウモロコシの耕作にどれだけの投入が必要なのか不明なので、そこから得られる収益については定かではない。トウモロコシは裏作であり、大豆の窒素固定により肥沃化させた土壌で栽培されるため、投入費用の中に肥料代は含まれないと推測できる。

それでは、ミゲウは将来的には、どういった計画を立てていたのだろうか。彼は INCRA から正式な入植者としての認定を受けていたため、自分の農地以外に入植地の中で合法的に所有地を広げることは不可能であった。そのため、当面は現在のような生産活動を続けて貯金をため、その後、権原付きの土地を別の場所で購入する予定であった。筆者の調査時点で、カルロス・プレスチスには 4 世帯の耕作者が生産活動を展開していたが、ミゲウによれば、彼以外の耕作者たちの動機も大方同じようなものだろうとのことであった。

INCRA の農地改革をどのように理解しているのか、筆者はミゲウに質問してみた。彼の返答は、入植者たちのほとんどは本来農業とは関係のない人々だから、入植地には活用されてない農地があり余っており、彼はそれを有効に活用しているだけだという。そして、彼は以下のように語った。

INCRA は人々に土地をただでくれてやると言う。「お前、欲しいか？お前は？お前は？それなら、ここに名前を書け」って具合に。だから、皆名前を書いて土地をもらうのさ。こうして 1,000 人が土地を得た。では、その中で農業のことを知っている奴はどのくらいいる？1%？それなら 10 人だ。残りはただ土地をもらって、そして売る。ブラジルの政策ってのは、すべてそうになっているのさ。……マト・グロッソでは、今までいくつ入植地を訪問した？その中にどこか成功しているところを見たことあるか？ないだろう。つまり、そういうことさ(2015年12月16日)。

第 3 項 耕作者と中間集団との関係

それでは、冒頭で言及したルイースについてはどうだろうか。ルイースの置かれた背景もミゲウのものとても似通っていた。彼もパラナー出身で、14 年前、25 歳の時に家族とともにマト・グロッソに移り住んできた。彼の父親はかつてパラナーに 40 ha の農場を所有していたが、それを売りスィノーピに 200 ha の権原付きの農場を購入した。ルイースもカルロス・プレスチスに来るまでは、父親の農場で働いていた。現在、彼は妻と 3 人の子供たちと一緒に入植地に住んでいた。また、彼のおじも近所に住んでいた。以前はもう 1 人別のおじもここに暮らしていたが、彼はすでにパラナーに戻った。

彼らが入植地にやって来たのは 2012 年のことであり、放棄されていた土地を持ち主から買い取り、整地し直し、土壌を改良し、耕作を始めた。彼がしたように、入植地には 500 区画があるが、実際に居住できる場所は限られていた。なぜなら、そういった場所では水が確保できないからだ。いくつかの地区に住民が偏在しているのも、そうした背景によっていた。彼らが暮らす場所も他から水を引いてくることで生活が成り立っていたが、ここよりさらに北へ行くとそれも難しくなる。そうした背景から、彼らの土地は放棄されていたのであり、彼らが購入した時点では、ほとんど藪に還っていたという。

実のところ、ルイース自身は事業主でありながら、ミゲウのように公式な入植者としての身分を持っていたわけではなく、また、彼自身が土地保有者でもなかった。つまり、彼らが保有していたのは5区画だが、それぞれの保有者は彼の息子、おじ、2人の姉妹、兄弟という形に彼らの間で設定されていたからだ。一方、彼らは他の入植者たちから依頼された20区画と合わせて、合計300haを耕作していた。依頼者との関係や地代のやり取りに関してはミゲウの事例で言及したのと同様であった。

彼らが将来的にどういった計画を持っているのか筆者が質問すると、来年の作柄を見てもしだめだったら、ここを売り、父親の農場に戻って働くという返事であった。彼にとっても昨年は46袋/haとひどく不作だったという。失敗の原因は品種の選定ミスであったという。「モンサントの遺伝子組み換え大豆には1つの特性をもった種類だけでも数10種類の品種があり、最も適切な品種を選別する判断は容易ではない」と言いながら、彼は筆者に種子のカタログを見せてくれた。いずれにしろ、これ以上の赤字を出してまで、ここで続ける価値はないと彼は考えていたようだ。

ここを去ろうと思っていた理由として、不作に加え、学校での教育の質の悪さ、そして、MSTと彼らとの間の関係という問題を彼は挙げていた。彼らは正式な入植者ではないため、MSTの許可をもらう形でこの仕事に従事していた。しかし、そうした関係はMSTが彼らに付け入る隙を与えていたという。例えば、彼らは大豆の収穫期(*safrá*)ごとに、MSTに対して1haにつき1/2袋を寄付(*contribuição*)という形で支払っていると言っていた。つまり、300haを耕作した場合、R\$7,500相当が支払われる形となっていた。また、それ以外にも、ミリタントたちからは様々な臨時徴収が行われていると彼は言っていた。

筆者は再びミゲウのもとを訪ね、彼の方ではMSTへの貢納はどうなっているのかと質問してみた。彼は、自らがINCRAから認証された正式な入植者であり、「運動や組合なんかは自分とは一切関係のないことだ」と言っていた。しかし、彼の答えは、耕作者たちはみな、収穫期ごとに1/2袋/haの大豆をMSTに払わされているというものであった。以前は1袋/haであったらしいが、耕作者たちがそれに抗議したため、半減されたという。耕作者でただ1人支払っていないのはASCAPの組合員であるギリェルミだけであるという。カルロス・プレスチスの現状に関して言えば、耕作者たちが生み出す利潤はMSTの活動にとって不可欠のものとなっているとミゲウは指摘した。彼は「どうして、あいつらはあんな良いピックアップ(*caminhonete*)を乗り回せると思う？俺たちは運動に寄付してやってるんだよ」と笑みを浮かべて言った。

この話に関連して、ミゲウは、ラウラとミリタントたちがなぜ仲違いを始めたのか知っているかと筆者に質問してきた。そして、「これだよ」と言いながら片手を上げ指先をすり

合わせながら、「人々が争うのはそこに必ず利害があるからだ」と言った。ブラジルの社会運動や組合では、それを操作する側が必ず利益を得る形になっている。ラウラがそうした MST の権益に手を付け始めたから、MST はそれに憤慨したというのが対立の原因だろうと彼は指摘した。「農地ごとに課される支払いや会費だけでなく、ブラジリアへの出張費だと託けて徴収される分だけでもどれだけの金が集められるか」と彼は運動や組合による資金調達の方法を引き合いに出した。ミリタントたちに何ら不正がないなら、会計報告をすることにためらいはないはずだが、彼らの財政事情に関してはすべてが秘密になっているとミゲウは指摘し、「本当のことを知っているのはクイアバのプータ（娼婦）だけだろう」と皮肉たっぷりに語った。

筆者は後日 ASCAP の組合員であるギリエルミのもとを訪問し、聞き取り調査を行った。彼がブラジル南部の出身（サンタ・カタリーナ州）で、マト・グロッソには父親が権原付きの農地（80 ha）を購入した際に移住して来たという点は、他の耕作者たちと同様であった。しかし、彼の場合、財産相続をめぐる父親や兄弟との仲違いを起し、それ以来、家族とは縁を切ったきりとなっていたという点が異なっていた。また、そうした背景により、彼は自分の土地を得るため MST のキャンプに加わったという。そして、最終的に彼は現在の土地を獲得した。そのため、他の耕作者とは異なり、彼は「正攻法」で土地なし運動に参加し入植者になったという経緯を持っていた。そして、彼にはここ以外に帰る場所は無かった。

彼は妻と4人の子供たちと暮らしており、家計は苦しい状況だと言っていた。実際、他の耕作者とは異なり、彼の一家は粗末なバラックに住んでおり、農機具も古びていた。彼は入植者たちからの依頼を受け18区画、合計216 ha分の農地の耕作を手掛けていたが、昨年は大豆が菌類に感染する病気を起し、42袋の投資に対し36袋しか収穫が得られず、ひどい赤字であったという。数年前に、中古のトラクターをR\$60,000でローン組んで購入したが、トラクターの調子が悪だけでなく、ここ数年、大豆の作柄が悪く借金がかさみ、ローンの支払いが滞っているという。彼の置かれたこうした事情から、耕作依頼人への地代の支払いは4袋にしてもらっているという。また、大豆に代わって収入を補う目的で、スーパーに出荷するためのピーマン、トマト、スイカなどの野菜の生産も手掛けており、今後、こちらの生産規模を拡大していくつもりであるという。

MST からは何度か貢納の支払いを要求されたことがあったが、これまでギリエルミは1度も支払ったことはないと言っていた。その際、彼はCCUをミリタントらに示し、「この証書には自分がこの入植地に土地の使用を許可された者であることは書かれているが¹⁴²、

¹⁴² 筆者が CCU の実物を確認したところ、実際の入植地の用益者の名義は妻の名前になっ

この入植地が MST のものであるということは一切書かれていない」と主張し、彼らの要求を撥ね退けたとのことである。一方、ラウラとの関係はどうかと筆者が尋ねると、「彼女は自分の事情を理解してくれており、何も要求しては来ないし、お互い良い関係を築いている」と彼は答えた。そして、「彼女のやることはすべてはっきりしている。彼女は誰にも秘密をつくらない」と付け加えた。

第4項 社会をめぐる諸概念の乖離と転倒

耕作者たちによる精力的な生産活動を通じて、カルロス・プレスチスは再びファゼンダの様相を呈した空間へとつくり変えられようとしていた。入植地への大豆耕作者の参入という現象は、第3章でも触れたように PA イタニャンガーでも発生していた¹⁴³。ノルタウンにおけるアグリビジネス地帯は、主に BR-163 号沿線上に集中しており、図 5-3 に示したように、テリス・ピリス川とアリーノス川の流域では、未開地からの、あるいは放牧地からのアグリビジネスの転換、それに伴う地域経済の劇的な変化が極めて顕著に観察される。イパチングもまた、BR-163 号沿いの一地域であり、こうしたアグリビジネスの前線地帯の1つを構成しており（図 5-1）、カルロス・プレスチスには、そうしたインパクトが入植者と耕作者の間の分益契約という形によって表出していたことが理解することができる。

一方、ノルタウンのすべての入植地が、大豆生産の拠点へと変貌していくわけではなく、

ており、彼の名前はその配偶者として記載されていた。

¹⁴³ 筆者は、2016年8月にルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂを訪問した際、友人たちとのつながりから、イタニャンガーで土地を購入した家族の出身者であるベンジャミンという人物と知り合いになった。第2章で言及したように、ルーカスは生産組合との合弁事業によって設立された入植地であり、彼の一家も、生産組合の会員としてパラナーから移り住んだ人々であった。やがて、彼らは事業を通じて獲得した土地を売却し、都市へと移り住んだ。その後、1990年代後半にイタニャンガーに入植地が建設されると、彼らは2000年代初頭に入植者たちから、4区画、合計400haの農地を購入した。彼の父親、ベンジャミン、そしてキョウダイがそれぞれの区画の所有者として INCRA に登録されている。筆者の訪問時は乾季であり農閑期であったため、一家はルーカスの町に住んでいたが、農繁期にはイタニャンガーに住み大豆生産に当たっているという。入植地の農地を活用することは小・中規模の大豆生産農家の経営戦略の1つの選択肢として一般化していることが窺わせる事例である。彼自身は、ピックアップ・トラックに乗り、教育も受けており、ノルタウンの一般的な中産階級といった具合であった。彼らの経営規模が400haであるという点においても、カルロス・プレスチスの耕作者たちの経営規模と大方一致していた。これは大豆生産農家が中産階級として生活していくために最低限必要な経営面積であると言える。一方、ベンジャミン自身は大豆産業には関心がなかった。彼は、父親の仕事として手伝ってはいるが、大豆産業は借金がかさむだけで、将来性がないと語っていた。一方、彼自身にとっての関心とは、彼自身がサント・ダイミ (Santo Daime) の信者であったということもあり、将来的に、環境持続性の高い農業、つまり、アグロフォレストリーによるアマゾン原産の各種生薬（例えば、アヤワスカなど）の生産などへと転換していくことであった。

このパターンを一般化することはできない。入植地の変化には地域ごとに異なる様々なパターンが存在するからである¹⁴⁴。しかし、入植地での大豆生産の発展は、アマゾン全体の入植地で発生している変化の主要なパターンの1つであることは確かである。また、それはマト・グロッソではノルタウン以外の諸地域でも広く観察されている。例えば、ノルタウンと同様に後進地域と見なされているアラグアイア地域では、大豆産業の前線が北上し続ける傾向が見られるが、この過程もまた耕作者と入植者の間の土地売買や地代契約を伴いながら進展している。

カルロス・プレスチスの耕作者たちはいずれも若手であり、以前は父親の農場で働いてきた経歴を持っていた。彼らは知識・技術と生産手段を持ちながらも、これから自らの資本を築いていく途上にある者たちであった。一方、入植者たちの大多数は生産手段も資本も持っておらず、入植地の設立は必然的に広大な空白地を生み出す結果となっていた。しかし、こうした背景は、耕作者たちが有利に資本を蓄積させていくことを可能とする条件を提供していた。入植者たちの方もまた、耕作者たちに分益契約を依頼することで地代という収入を獲得する機会に恵まれていた。この収入は耕作者の貢献がなければ本来発生しなかったはずのものである。彼らは入植者であるという身分、すなわち土地の使用権だけで、この地代を発生させることができていた。入植地では、こうした状況から、耕作者と依頼者が相互に恩恵を生み出していく状況がつけられていた。

地代をめぐる関係性のなかでさらに興味深いのは、MSTにとっても耕作者との間のパートナーシップという名の寄生関係が重要性を持っていたという点である。社会主義を標榜し、土地の私的所有を資本主義の根底をなす原理として否定する彼らが、一方で、フロンティア資本主義の体現者ともいべきアグリビジネスの実践者から地代を獲得しているという実態は、滑稽なほどに倒錯した関係であるように見える¹⁴⁵。しかし、個人と対象物、

¹⁴⁴ ノルタウンでは、例えばモンチ・スィアウンの場合がそうであるように、起伏が多く農業の機械化には適さない地域も多く、そこでは大豆産業の進出は見られず、牧畜が優先する形となる。また、INCRAによる収用に所有者が同意するファゼンダとは、地形や土壤などの背景により用益価値が低く、資源を取りつくし売り手を待っていた状態のものであることが多い。そして、入植地はそうした背景から収用されたファゼンダの上に築かれる場合が多い。そのため、すべての入植地がアグリビジネスという発展の可能性を備えているわけではない。

¹⁴⁵ レーは、近代西欧の資本主義社会においても、それぞれ異質な生産様式が接合する状況を「階級同盟」(class alliances)という用語によって概念化している(Rey 1982)。レーの議論では、具体的には、近代資本主義社会でブルジョワジーを構成する産業資本家と地主が共存する状況が分析されている。産業資本家は剰余価値から資本を生成しているという意味で資本主義的な生産様式の実践者であるが、一方、地主が生成する利潤とは土地所有にもとづく「地代」であり、この意味で彼らは封建主義的な生産様式の実践者であると把握できる。そして、両者が資本主義社会において対立することなく共存関係を結んでいる状

そして、個人と個人の間の特定の関係性を指し示していたはずの概念が、その実態においては、様々な形で乖離と転倒を引き起こしているのがアマゾンという地域の重要な特性である。

こうした概念と実態との間の乖離・転倒を示す事例として、土地なしたちによって実践されている社会運動という概念に着目し、本節の議論を締めくくることとする。筆者は、2014年10月の調査時に、ミリタントのオクタヴィオに対して聞き取りを行った。彼は仕事でブラジル各地とパラグアイを遍歴してきた経験の持ち主であった¹⁴⁶。聞き取りが行われたのは、マデイランジアに設立されたキャンプであるカンパーニャ・ヂ・カヌードス（第4章で詳述）に関して仲間のミリタントたちと打ち合わせをするため、イパチングの市街地へ出かける前の状況であった。彼は土地の占拠と収用をめぐる問題に関して、筆者に対して以下のように語った。

ブラジル南部では、100 ha の農場なら立派なファゼンダだ。入植地が置かれた状況もこことはまったく異なっていて、小さな土地でも、作物を豊富に生産でき、販売することもとても容易だ。だが、向こうでは、占拠して手に入るような土地は、もうほとんど残っていない。今、運動が最も盛んなのは、バイーア、ゴイアース、そしてミナス（ミナス・ジェライス）といった地域だ。今後、こちら（マト・グロッソ）での運動も、ますます盛んになっていくことだろう（2014年10月28日）。

MST が占拠を通じて INCRA に収用させることが可能な土地とは、ファゼンデイロが採取や生産といった目的から占有を通じて流動的に編入してきた土地である。ブラジルが辿ってきた植民地化の歴史的過程において、こうした土地が形成されてきたのは、「奥地」と呼ばれる場所であり、それは時代ごとに変遷を繰り返してきた。この奥地では開発の進展と移民の流入により人口が飽和すると、新開地を流動的に編入することが困難になっていた。また、それぞれの地所は正則化によって所有関係が固定化されていった。そして、

態を、彼は「階級同盟」と指摘した。

¹⁴⁶ オクタヴィオはパラナー出身であったが、長年、パラグアイで、ブラジル人の所有するファゼンダで働きながら、生活してきた。妻のマリアともパラグアイで出会ったが、彼女の一家も、同様の背景により、パラグアイで暮らしていたブラジル人たちであった。ちなみに、その頃、彼の娘のジョヴァンナ（パラグアイ生まれ）は入植地の学校で教師をしていた。パラグアイを去った後、オクタヴィオたちは、パラナーを経て、マト・グロッソにやって来た。彼が MST に加わった背景には、パラナーのファゼンダで仕事に倒木事故に遭い、足を負傷し、若くして年金生活者（*aposentador*）となったことが関係していた。次の人生として決めた先が、MST に参加し土地を獲得することであった。筆者の調査時、彼はヂジャウマ、ハファエウとともに、カルロス・プレスチスのミリタントのリーダーを務めていた。

ファゼンデイロたちが土地の編入を可能とする空間は、さらに奥地へと移行していった。

この過程に随伴する形で、土地なし運動もまた、占拠と収用を実現できる土地を追い求めて、さらに奥地へと移動していった。MSTは、もともと南部を中心に結成された運動であったが、今日では、中西部から北東部にかけての内陸地域（すなわち、アマゾンの前哨地帯）で、活動の全盛を迎えている。そして、オクタヴィオが指摘したように、運動はアマゾンへと向けさらに移行しつつあった。

土地なし運動は、いわば、占拠と収用が可能な土地の存在を不可欠な前提としたゲームである。一方、その過程では、西欧由来の社会科学の諸概念が言説ツール（つまり、レトリック）として駆使され、それは社会運動という形式によって演出されている。この実践を社会運動として演出することは、概念と実態との間の顕著な乖離・転倒を生み出す。なぜなら、彼らが社会運動という名で呼ぶ活動の実態とは、農地改革、すなわち社会改革のための運動としては機能していないからだ。

この概念と実態の乖離・転倒は、彼らが働きかける対象である INCRA という行政機関の名称自体にも明示されている。つまり、同機関が農地改革と呼んでいる政策の実体とは植民地化である。そして、それは人々による植民地化への要求と呼応している。MSTは、INCRAによる公的植民地化と民衆による自発的植民地化との間を、社会運動というフィクションを通じて媒介している。しかし、この民衆による自発的植民地化が要求しているのは、占有にもとづく新開地の流動的編入であり、そこには MST が言説上標榜している階級闘争や社会改革との対応関係は実態上存在していない。

MSTの社会運動が達成された結果、入植者たちの間で、耕作者と依頼者との間に見られるような分益契約が形成されるのは、ある種の必然であると理解することができる。なぜなら、農地改革とは、獲得された所有地が、そこでの生産手段を持たない者から、生産手段を持つ者へと、順次、譲渡されていく過程だからである。対象物への私的所有が発生するのは、個人と対象物との間の切り離し（alienation）と譲渡（alienation）を通じてである。ミリタントのマルセロは、この関係性にマルクス主義的な解釈を適応し、「疎外」(alienação)という言葉によって表現していた。こうしたミリタント的なレトリックへと還元せずに、この関係性の実態に着目することで明らかになるのは、土地なし運動が参加者たちからの要請に後押しされながら推進しているのが、私的所有地の擬製という、アマゾンの資本蓄積へと向けたプロジェクトであるということだ。

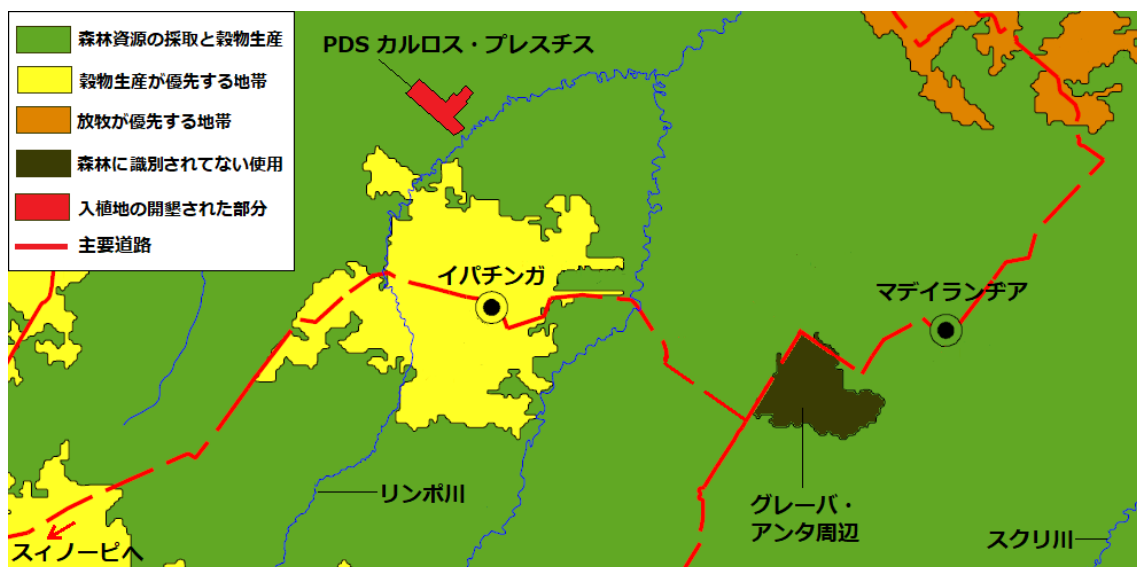


図5-1 イパチンガ周辺の地図の土地利用
 出所: IBGE (2015) をもとに筆者作成

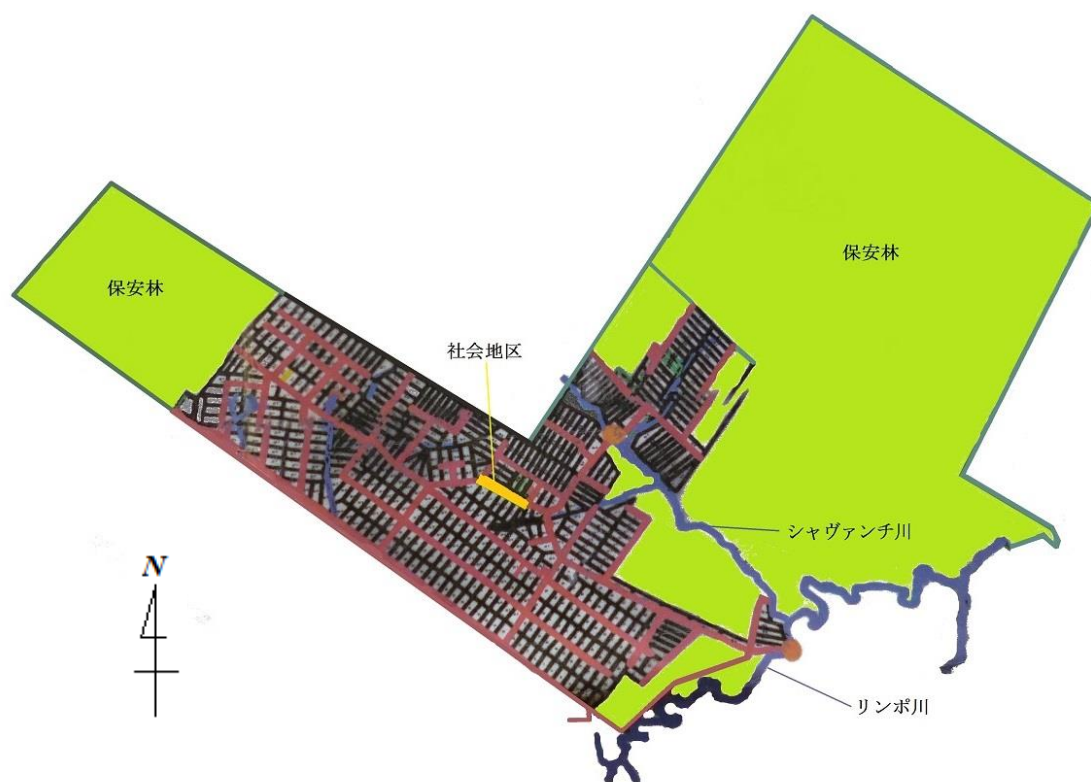


図5-2 PSD カルロス・プレスチスの空間配置
 出所: 現地調査をもとに筆者作成

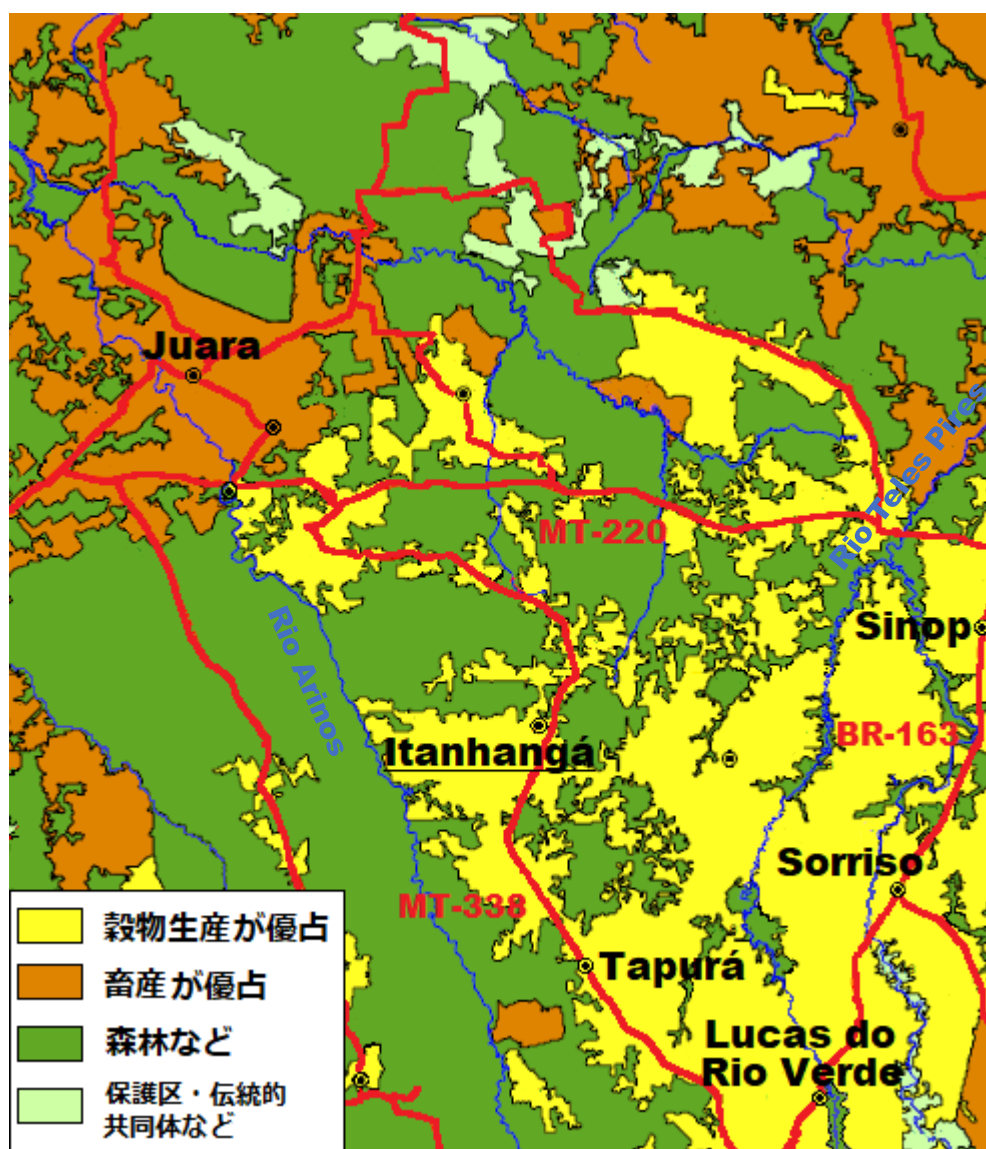


図5-3 テリス・ピリス川・アリーノス川流域における大豆生産地帯の前進
出所: IBGE (2015) をもとに筆者作成¹⁴⁷

¹⁴⁷ 実際の地図では、土地の利用内容に関して、色分けの他に区分番号を振ることで、より詳細な分類がなされている。一方、筆者はこの地域における大豆生産地帯の拡大という傾向を強調するため、区分番号を削り、穀物が優占する地域と牧地が優占する地域が大別されるように加工した。

表 5-1 土壤改良に必要な経費

		石灰 (<i>calcário</i>)	化学肥料 (<i>adubo químico</i>)
投入	1 ha	3.3 t	0.3 t
	12 ha	40 t	3.6 t
	頻度	4 年毎	1 年毎
価格	1 t	R\$90	R\$1,200
	必要量	R\$3,600	R\$4,320
経費	1 年間	R\$900	R\$4,320
	4 年間	R\$3,600	R\$17,280
		経費合計: 1 年間=R\$5,220、4 年間=R\$20,880	

出所: 現地調査をもとに筆者作成



写真5-1 地代を目的に放牧されている肉牛
(2014年5月16日 筆者撮影)



写真5-2 耕作者による作業風景（農薬散布）
(2014年11月6日 筆者撮影)



写真5-3 ルイスたちのトラックとトラクター
(2014年10月29日 筆者撮影)



写真5-4 大豆が植えられた入植者の農地
(2015年12月17日 筆者撮影)

第6章 入植地の発展経路

第1節 ノルタウンの最奥部

第1項 本章の位置づけ

ここまで各章の民族誌を通じて、ノルタウン各地を対象に、キャンプ（第3章）、非公式な入植地（第4章）、公式な入植地（第5章）といった、それぞれ異なる状況に注目してきた。そして、INCRAによる農地改革（PNRA）の実施を通じて、あるいは、当事者たちによる政策スキームの模倣を通じて形成された様々な所有地のあり方、あるいは当事者たちによる所有地作成の実践について考察してきた。

本章では、ノルタウンの北西部（Região Noroeste: 以下、ノロエスチ）を構成する自治体の1つであるクプアスー（Cupuaçu）に設立された入植地PA ノヴォ・クプアスー（PANovo Cupuaçu: 以下、ノヴォ・クプアスー）に関する事例について考察する。ノヴォ・クプアスーでは、入植者たちによる入植活動が開始したのが1992年、そして、正式に入植地として制定されたのが1995年であり、入植開始からすでに25年の年月が経過していた（表3-1に従えば、この入植地は9の段階を経過した状況にある）。

本章で検討対象となるノヴォ・クプアスーとは、第5章で取り上げたカルロス・プレスチスと同様に公式な入植地である。その一方で、そこでは本論の各章の民族誌で個別に検討してきた所有地作成をめぐる諸事象が、1つの場所に収斂する形で発生している事例でもあった。本章では、設立から比較的長い期間が経過したこの入植地の事例に注目することで、入植者たちによって取られてきた所有地作成を生業経済へと組み込むための試みが、最終的に入植地をどのように変化させていったのかという主題を考察する。

筆者は、マト・グロッソ州内の複数の入植地で地域開発や環境保護の事業を展開するNGOとの関係を頼りに、クプアスーを訪問することが可能になった。筆者は、これまで2014年11月と2016年8月に同地域を訪問し、後者の期間にノヴォ・クプアスーに滞在した。入植地での調査は正味10日間と短期間のうちに集約的に実施された。そこでの調査は、筆者が本論を書き上げるうえで一番最後に実施したものであった。そして、その調査目的とは、それまで他地域での調査を通じて発見した諸事項に対して比較の視座を導き出すためのものであり、調査項目を絞り、ピンポイントでデータの収集に努めた。そのように採取されたデータにもとづき組み立てられた本章の議論は、各章の民族誌を通じて開示してきた諸事象を最後に確認していくためのものであり、本論全体の中では、いわば「追記」として位置づけられる。

これまで考察を重ねてきた各章の民族誌は、それまで筆者にとって未知であった諸事実が調査を通じて解き明かされていった過程を記述したものであった。また、それは筆者の視点においては、あたかも「偶然」として起こった出来事であるかのように見えていた。一方、それぞれの調査地で起こっていたいづれの事象に関しても、当事者たちの視点からしたら、それぞれは起こるべくして起こっていたのであり、また、そうした予め想定された可能性を実現させていくために、当事者たちは様々な働きかけを行っていた。こうした認識は、筆者がフィールドワークを通じて知り得た諸事実を、ノヴォ・クプアスーの入植者たちがまさに同一のやり方によって「再現」していたことを観察することで、はじめて獲得することができたとも言える。

こうした点をふまえたうえで、本章の各節の議論は、以下のような構成にもとづき展開する。まず、第1節では、ノロエスチとノヴォ・クプアスーに関する背景情報を提示する。第2節では、本章に先立つ各章の民族誌を構成していた複数の主題と照合させる形でノヴォ・クプアスーに関する各事例を記述する。具体的には、以下の3つの過程に焦点を当てる。(1) アグロヴィラが拡大し、都市的空間へと発展した過程(第1項)。(2) 近隣地域からの流入者たちによって入植地の農地が策定・編入された過程(第2項)。(3) 土地の獲得から天然資源の採取を経て、生産基盤が構築された過程(第3項)。そして、第3節では、以上の一連の考察をふまえたうえで、アマゾンへと流入した人々が、植民地化という営みを通じて、何を追求し実現しようとしてきたのかという問いについて、ノヴォ・クプアスーの入植者の語りを手掛かりに、筆者の解釈を提示する。

第2項 牧草地の回廊

クプアスーは、ジュルエナ川の西岸に位置する自治体で、2010年の時点で人口は14,983人であった(IGBE 2010b)。その領域の北端部はアマゾナス州と境界を接していた。この地域の植民地化が着手されたのは1984年であり、パラナー州の農業生産組合によって推進され(=私的植民地化)、自治体としての独立を果たしたのは1991年であった。植民地化が始まる以前、この地域にはヒキバツァ(Rikibaktsá)やカヤビー(Kayabi)といった先住民が暮らしていたが、やがて彼らはFUNAIによって自治体の中央部に制定された先住民居住区へと移転させられた。

ノロエスチの大きな特徴とは、北部がアマゾナス州と、西部がホンドーニア州と、それぞれ境界を接し、マト・グロッソ州内の人口が集中する南部から最も奥まった場所に位置し、州内で最も開発の影響が及んでいない地域の1つであるという点である。そして、この地域は、先住民居住区や自然保護区が占める割合が州内で最も高い。クプアスーに関し

て言うなら、中央部が先住民居住区に、北部が自然保護区に指定されており、自治体の領域の約70%が森林によって占められていた。

ノルタウンの中でノロエスチという地域の置かれた位置関係を描写するため、クプアスーまでの筆者が辿った旅の行程について記述しておく。クプアスーの市街地はクイアバからは1,100 kmの距離に位置していた¹⁴⁸。2016年8月にノルタウンを訪問中であった筆者は、同地域の主要都市の1つであるアウタ・フロレスタから、310 km離れた先にあるクプアスーを目指した。路線バスで向かうためには、その中間にある町から週2便あるクプアスー行きのバスに乗り継ぐため、その前日にアウタ・フロレスタを出発している必要があった。中間地点の町とクプアスーを結ぶ州道 MT-306 号にはアスファルトの舗装がほとんど敷かれていなかった。

そして、クプアスーに至るためには、1日5往復ある渡し船によって引かれる「筏」(*balsa*)に乗り物を乗せ、ジュルエナ川を越える必要があった(写真6-1)。ジュルエナ川の両岸には、イガラペー (*igarapé*) と呼ばれる地形が発達していた。イガラペーとは、河岸に無数にある狭い帯状の島の間を縫うように流れる小河川のこと、あるいは、そうした複数の小河川が張り巡らされた水域のことである。つまり、渡し船はこうしたイガラペーの間を縫うように航行していくため、対岸までの道のりは4 kmにもなった。そのため、ジュルエナ川は、アマゾン川の支流のタパジョス川の支流であったが、対岸に渡るためには渡し船で1時間の航行が必要であった。一方、対岸に着きさえすれば、市街地までは40 kmの未舗装道を通すだけであった。

2014年に筆者をクプアスーに案内してくれた NGO のスタッフたちは、ノロエスチがマト・グロッソで最も森林率が高い地域であることを誇りに思っていたようであった。一方、アウタ・フロレスタからクプアスーの市街地に至る道沿いは、ジュルエナ川の河岸を除き、どこもかしこも見渡す限りの牧草地であった¹⁴⁹。彼らの中では、ノロエスチが置かれた地理的隔絶性と森林率の高さとが同義として結ばれていた。2016年にこの地域を再訪した筆者は、そうした牧草地は、市街地からさらに北にあるノヴォ・クプアスーの全域へとつながり、それは隣接する自治体へとさらに伸びているのだということに認識した。

ノヴォ・クプアスーは、自治体内にある3つの入植地の中で、最大の規模を持ち、面積

¹⁴⁸ レヴィ＝ストロースもこの地域を訪れているが、彼の場合、クイアバから出発し、駄獣に荷を引かせながらセハードを越え、3ヶ月かけて、ようやく辿り着いている(レヴィ＝ストロース 2001 [1955] b: 240-2)。

¹⁴⁹ こうした状況から、マト・グロッソの環境保全家 (*ambientalista*) たちは、以下のような揶揄を語ったりする。「アウタ・フロレスタはファウタ・フロレスタだ」(*Alta Floresta "falta" floresta.*)。これは「高い森」を意味するこの地名の「高い」(*alta*)の部分と「欠如した」(*faltar*)という動詞の3人称単数形 (*falta*) とを掛けたものである。

は99,988.5027 haと広大であった。その南端部と北端部との間の距離が120 kmにも及ぶ細長い長方形をしており、自治体北西部の境界線上に、隣接する自治体グアララーピス(Guararapes)にも一部跨る形で立地している。また、前述の先住民居住区とも一部境界を接している。入植地は1,502区画に分割されており、そのうち、およそ1,200世帯がINCRAの受益者として登録されていた(INCRA 2015)。入植地内の人口は4,500人から5,000人ほどと推定される。入植地は、標高600 mほどのなだらかな丘陵地帯に立地しており、農地の起伏は激しい。こうした地形的条件により、各農地の区画割は変則的で、面積もそれぞれ多少異なるが、100 ha ないしは50 haの規格で割られていた。

クプアスーとグアララーピスの両市街地は、1日おきに往復する路線バスによって結ばれていた。このバスはノヴォ・クプアスーの各アグロヴィラを経由する形で運行されていた。筆者は、主にそれを利用しながら入植地内を移動した。北西部では、各自治体の市街地の周辺を除いては、どこもアスファルトによる舗装がなされていなかった。クプアスーに関しては、市街地でさえも舗装道路は限定的であった。筆者が入植地を訪れた時期は乾季の最中であり、バスは土埃を上げながら50 kmほどの距離を3時間以上もの時間をかけながら進んでいった。

図6-1に示したように、入植地は8つの地区に分かれ、それぞれに住民組合が置かれ、各地区の中心部にはアグロヴィラが形成されていた。これらのアグロヴィラのうち、とりわけ主要なものは、入植地の南端部に位置するボン・オリゾンチと、中央部に位置するノヴォ・プログレッソである。自治体の中心部であるクプアスー市街地からは、前者は50 kmの地点に、後者は105 kmの地点にそれぞれ位置していた。ボン・オリゾンチは1992年に入植地の開発が着手された時、最初に入植者たちのキャンプが築かれたところであった。一方、ノヴォ・プログレッソに関しては、前者の後を追う形で開発が始まったにも関わらず、今日では入植地内最大の中核地区へと発展していた。さらには、その中心部にはアスファルトの舗装が敷かれており、すでに都市的な景観を持った空間へと発展していた。両者のアグロヴィラでは今日に至っても人口増加が続いていた。

第3項 先駆者たち

ノヴォ・クプアスーの土地は、もともと南部の不在地主が所有するファゼンダで、そこに木材業者たちが入り込む形で利用されていた。木材業者たちは、マホガニー(*mogno*)などの高級樹種を探し求め、こうした奥地へと分け入っていた。やがて1992年に、INCRAはこの土地を入植地の用地としてファゼンデイロから収用した。ノヴォ・クプアスーの設立が決まると、それから間もなくして、ブラジル南部からの入植者たちの第一陣である445

世帯がやってきた。しかし、そのうち現在に至るまで入植地に住み続けているのは、わずか14世帯のみであった¹⁵⁰。筆者は、そうした先駆者たちの何人かから、入植した当時の様子と現在までの経緯に関して聞き取りをすることができた。

グスターヴォはサンタ・カタリーナ出身でポーランド系の出自を持つ。入植地には92haの農場を持ち、妻のルスィア、娘、息子とともに暮らしていた。ルスィアの父親カルラウンとその家族も近所に住んでおり、彼らもまた設立当初からここに住み続けている家族の1つであった。グスターヴォは19歳の時よりパラナーへと移り住み、その後、ホンドーニアの金鉱山で2期間 (*safrá*) 働いていたこともあったが、こちらにやって来る以前は、基本的にはブラジル南部を生活の場としてきた。1990年頃にマト・グロッソ・ド・スウでMSTがファゼンダを占拠した話を聞きつけ、彼もキャンプに参加した。そこは400世帯以上が参加する大規模なキャンプで、カルラウンたち一家とはそこで知り合った。

数年間のキャンプ生活の後、INCRAは当時占拠されていたファゼンダの収用に失敗し、そこでの入植地計画は頓挫した。一方、INCRAは、当時入植地として新たに設立されようとしていたノヴォ・クプアスーでの土地の支給を参加者たちに提案した。参加者たちのうち、この提案に賛同した者たち、それから他のキャンプに参加していた者たちを含めた合計445世帯がマト・グロッソ・ド・スウからクプアスーへと移り住むことになった。グスターヴォたち先駆者たちは、マト・グロッソ・ド・スウからクプアスーまではトラックの荷台に乗せられてやって来た。キャンプから入植地までは3日間の移動であったという。そして、現在ボン・オリゾンチのアグロヴィラとなっている場所にキャンプを設け、そこを起点に入植活動を開始した。その後、入植者たちは家族をこちらへと呼び寄せた。彼らは、それ以前に木材業者たちが築いていたトレイル (*trilha*) を頼りに、それぞれの農地をつなぐ道路を造成し、森林の奥へと分け入り、農地の区画割の作業を進めていった。グスターヴォたちが最終的に現在の農場を獲得し移り住んだのは1993年6月のことであった。

グスターヴォが回想したように、入植者たちは皆ブラジル南部出身者たちであり、マト・グロッソ北西部の気候や生態環境についてはまったく無知であった。彼らは、クプアスーに移り住んでから、実際の生活を通じて、少しずつこちらの環境について学び、適応していった。例えば、南部の樹木とは大きく異なり、熱帯雨林の樹木は巨大で質量が高く、農地の造成のために伐採・除去するだけでも多大な苦労を要した。樹木の伐採は倒木によって多くの死傷者を出すほどの危険な作業であった。また、入植者たちは食料や物資の供給が制限された状況下で重労働に従事していたため、彼らの多くがマラリアや肝炎などの感

¹⁵⁰ そのうちの1世帯はすでに農地を売り払っていたが、現在もボン・オリゾンチのアグロヴィラで宿泊所を運営していた。

染症に悩まされ、ある者は命を落とした。とりわけ、入植地が開かれた初期の頃には、マラリアが蔓延し、彼らは感染を何度も繰り返した。また、医療へのアクセスが絶たれた状況に置かれていたがゆえ、入植者たちは森林の中から手に入る生薬などを医療に活用する方法を学んでいった。そうしたこともあり、グスターヴォは今では樹木だけでも50種類以上を識別し用途に応じて活用できるようになったという。しかし、こうした過酷な状況ゆえに、当初の入植者たちの圧倒的多数は、入植してから数年後、獲得した農地を売り払い入植地から去って行った。

ノヴォ・クプアスーでは、グスターヴォたちのようにブラジル南部からマト・グロッソ・ド・スウを経てやってきた人々が、入植者たちの第一陣であった。彼らはボン・オリゾンチを起点にプラータ地区あたりまでの土地、すなわち、入植地の南半分を開拓した。農地の区画割は入植者たち自身の手によってなされ、南半分の地区における標準的な面積の規格は100haだった。その一方で、ノヴォ・プログレッソ以北の土地への入植活動は、1995年にノヴォ・クプアスーが正式な入植地としての認定を受けてから本格的に加速していくことになった。

第2節 様々な企図の収斂

第1項 アグロヴィラの発展

筆者は第3章において、土地なし運動のキャンプが都市へと発展していったという事例を、あたかも奇異な現象を発見したかのように記述した。しかし、社会運動という視点から見れば奇異に見える現象であるが、アグロヴィラの発展という視点から見れば、実際のところ、それはいずれの入植地においても共通して起こっている、ごくありふれた現象であった。

ノヴォ・クプアスーの発展過程において、アグロヴィラは枢要な機能を果たしていた。そこは入植地が開かれた際に入植活動の起点となった場所であり、その後も入植地における中核地区として位置づけられてきた。また、そこは将来的には市街地へと発展していく潜在性も兼ね備えていた。ボン・オリゾンチに関して言えば、1km四方ほどの土地が社会地区として指定されていた。INCRAが作成した入植地の平面図を見ると、そこは周辺に配置された農場の区画よりも広い面積によって区分され、その内部には区画の線引きが一切施されていない空白として記されていた。しかし、実際のところ、そこは入植者たちの間に形成された非公式な所有規則によって規定された空間でもあった。筆者はノヴォ・クプアスーに滞在中、入植者の息子であるレオナルドと彼の友人たちとの会話を通じて、ボン・オリゾンチのアグロヴィラがどのような空間配置と所有関係によって規定されているのか

について会話することができた。

アグロヴィラの中心部は、これまで本論の各章で描写してきたと同様の施設が並ぶ場所であった。つまり、学校、診療所、各派のキリスト教会、サッカー場、宿泊所、各種商店、住宅などである。そして、この中心部の周りには、そこを同心円状に取り巻く様に、1~2 ha ほどの規模で区画が割られた多数の菜園が配置されていた。レオナルドによれば、ボン・オリゾンチのアグロヴィラには、その中心部と菜園を合わせると、500 人ほどの住人がいるとのことであった。そこは、一見したところ、空地が目立ち、閑散とした空間に見えるが、いずれの場所も区画で割られており、それぞれの区画には所有者がおり、他者がみだりに占有して利用することはできないことになっていた。それに関して、彼は「例外は、所有者が放棄した土地を5年以上占有した場合で、時効取得となる」と彼は付け加えた。

レオナルドの説明によれば、「ここにはすべて規則がある」とのことであった。つまり、彼の言う規則とは、占有権を参照に慣習的に発生したものである。また、この占有権は、金銭を介した交換、すなわち「占有の売買」によって取引され、購入者は正当な所有者としての立場を獲得することができた。こうした規則は、突き詰めれば、キャンプの頃にはじめてここに区画を割り、それぞれを占有した者たちに対して発生した占有権に由来していると言える。その後、それら区画の取引が幾度となく繰り返されていき、ある段階では、そうした取引の事実が登記事務所へと登録された。そこが登録されたという事実は、それ自体によって占有の新たな証拠を生み出していった。あるいは単に非公式な売り買いがこれまで連続的に繰り返されてきたという事実によって、当事者たちの間で適応可能な所有の規則と根拠が発生していった。むろん、土地の売り買いは現在でも頻繁に交わされており、地価は上昇する傾向にあった。例えば、レオナルドによれば、最近、サッカー場の奥の750 m² (30 m×25 m) の小区画がR\$15,000 で取引されたとのことであった。

一方、より公共性の高い施設に関しては、関係者たちの共同出資によって用地の取得が行われる。例えば、学校の向かい側に建つカトリック教会の場合、礼拝堂と教会に付属する用地（サッカー場や集会場などが立地する）は、信徒たちがそれぞれに寄付金を持ち寄ることで占有者から購入したものであった。他のプロテスタント諸教派の教会に関しても、信徒たちによる同様のやり方で用地が工面されていた。

アグロヴィラの周辺部に多数立地していた菜園には、多数の住人たちが居住していた。それらの菜園は、もともと入植地設立の際に、農場の造成が済むまでの間の臨時の生活基盤として、先駆者たちによって造成されたものであった。そして、その後も、土地や仕事を獲得するため入植地へやってきた者たちが購入し、移り住む場所としても利用されてい

た。1990年代半ばの価格で言えば、R\$500ほどで購入することができたという。こうした菜園を基盤にしながら、(a) 農場を手に入れる者もいれば、(b) そこにそのまま定着するものたちもいた。また、入植者たちの中には、(c) 一度手に入れた農場を売り払い他所へと移った後、再びアグロヴィラへ戻り菜園に住んでいるという者たちもいた。

次に、ノヴォ・クプアスーの中央部に位置し、入植地最大のアグロヴィラであるノヴォ・プログレッソについて注目する。そこにキャンプが築かれたのは1994年であった。当時、ノヴォ・クプアスーは INCRA の入植地として正式に発足しつつあったが、入植地の北半分のそれぞれの地区に関しては未だにほとんどが空白状態であった。INCRA の側としても、新たな入植者の補充を計画していた。そして、こうした情報は周辺地域の人々の間に、多くは口伝で広がっていき、新たな入植ブームが沸き起こった。後述するように、彼らの多くは、隣接するホンドーニア州からの移民たちによって構成され、やがてノヴォ・プログレッソのキャンプへと流入していった。

筆者は、ノヴォ・プログレッソでキャンプが始まった頃の状況について聞き取りをするため、「パイオニア・ホテル」(Hotel do Pioneiro) という店名を冠したホテルの主人のもとを訪れた。その時、主人は不在であったが、1階の酒場でビリヤードに興ずる男たちから話を聞くことができた。ホナウドという男性は、パラナー出身であったが、若い頃にホンドーニアへと移民し、1995年にノヴォ・プログレッソへとやって来た。彼は当時のキャンプの住民から1区画をR\$500で買い取り、そこに家を建て住み始めたという。占有の証拠としては、以前にクプアスーの役所に都市不動産税 (Imposto Territorial Urbano: IPTU) を支払った時の受領書があるだけだという。移り住んでから1年後、INCRA から派遣された測量士がR\$100の手数料で農地の策定と登録を請け負っていたので、彼は測量士に作業を依頼し、最終的には50haの土地を手に入れた。以前は、そこで肉牛を放牧していたが、現在では特に活用しているわけでもなく、将来的には売却するため地価の上昇を待っていた。

また、そこに居合わせたパウロという男性は、2000年ごろにパラグアイにいた時にこちらの情報を聞きつけて、最終的にやって来たという。それから間もなく、彼は50haの農地をR\$1,000で購入し、その後、ノヴォ・プログレッソ近郊の2haの菜園もR\$350で入手した。筆者の調査時点で、農場では100頭ほどの肉牛を放牧していたが、普段は菜園に住んでいた。また、移住当初、彼はホテルとは道を挟んで向かい側の、現在別の酒場が建っている区画をR\$500で買わないかと誘われたらしいが、その時は買い逃したという。現在では、そこはR\$100,000にまで高騰しており、今になって買いそびれたことを後悔していると語っていた。一方、最近、彼の菜園をR\$100,000で買いたいと願ひ出る者が現れたた

め、その取引に応じるかどうか、目下検討しているところだった。

現在のノヴォ・プログレッソは、アグロヴィラというよりは、小規模な市街地にまで発展していた。行政上の区分では、そこはクプアスーの市街地から 100 km 以上も離れた場所に位置していたにもかかわらず、同市街地の 1 区域(*bairro*)として位置づけられていた¹⁵¹。ノヴォ・プログレッソの中心部を通る道路沿いには、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、ホテル、農業資材店 (*loja de agropecuária*)、パン屋、薬屋、衣料品店、自動車整備工場など、多数の店舗が軒を連ねていた。また公共施設に関しても、ボン・オリゾンチでも見られたような学校や診療所だけでなく、自治体役場の出張所、郵便局、警察の派出所といった機関さえも設置されていた。そして、中心道路から一步路地側に入れば、そこは多数の住宅が立ち並ぶ区域となっており、こうした住宅地の至る所では目下建設中の住宅が多数見られた。こうしたアグロヴィラの市街地の拡張は、個々人による非公式な占有を発端に、その後の売買を通じて引き起こされてきたものであった。つまり、それは第3章で考察したような、土地なし運動を通じた都市化と共通の過程を通じて引き起こされたものであった。

第2項 流入者による農地の策定と編入

入植地の南半分が、ブラジル南部からやってきた入植者たちによって開発されたのに対し、ノヴォ・プログレッソ以北の地区で開拓を担ったのは、ノロエスチのすぐ西に隣接するホンドーニアからの移民たちであった。そこから入植地までは、現在でもアスファルトの舗装はなかったものの、グアララーピスへと入り、フーゼヴェウチ川とアリプアナアン川（ともにマデイラ川の支流）を越えてクプアスーへと至るルートが通っており、人々はそれを伝って、この地域へと移り住んで来た。また、このルート上には、ノヴォ・クプアスー以外にも複数の INCRA の入植地が立地していた。そのため、多くの移民たちが、それらの入植地においても土地を獲得していった。

ホンドーニアからの移民と言っても、彼らの多くはもともとパラナーやサンタ・カタリーナなどブラジル南部からの移住者たち、あるいは、その次世代にあたる者たちであった。つまり、彼らはノルタウンの住民たちと同様の経緯からアマゾンへと移り住んだ者たちであった。ホンドーニアでの開発が本格化したのも、ノルタウンと同様に軍事政権期以降であり、連邦州の地位に昇格したのも 1981 年であった。一方、同州は木材や鉱物などの天然資源が豊富で、州内全域の土地は平坦かつ肥沃であった。また、州の面積も比較的小さく

¹⁵¹ 前述したホナッドがクプアスーの役所に支払った税が、ITR ではなく IPTU であったのは、こうした背景による。

交通網が早くに整備されていったため、ノルタウンよりも開発が進んでいた。やがて、1990年代後半にもなると、ホンドーニアの地方域でも人口の飽和が進み、より広い面積の土地を求める人々が、未だ広大な未開地の残るノルタウンへと流れ込む状況が発生した。こうした背景から、彼らの一部はノヴォ・プログレツソを中心にノヴォ・クプアスーの北半分の地区へも移住して行き、それぞれに農地を獲得していった。

ここで入植地の北部の地区が、どのように開発され、今日どのように利用されているのか概観する。この事柄について情報を得るため、筆者はノヴォ・プログレツソの住民組合の会長であるヴィトールのもとを訪ねてみた。すると彼は、筆者を実際にそれらの地区へと車で連れて行き案内してくれた¹⁵²。北部の各地区の概略を述べると以下の通りであった。ノヴォ・プログレツソのすぐ北に位置していたのは、ガンバー地区であったが、そこには、1軒の商店、数軒の住宅、そして、サッカー場などが建つ小さなアグロヴィラがあった。入植地の北部で、電線が引かれていたのはこの地区までであり、入植者たちが実際に農場に住み込み生活しているのも、大方そのあたりまでであった。さらにその北のトライラウン地区にはアグロヴィラはなく住民は僅かであったが、小さな公立学校が設置されていた。さらに、グアター地区にまで行くと、農地の区画とそれぞれの所有者が決まっていたが、定住者は皆無で、主に放牧地として利用されているだけであった。

入植地の南部が100ha前後の面積で区画が割られていた一方、北部に関しては、いずれも50haが基本となっていた。ヴィトールは、これは「ホンドーニア出身者たちにとって、ちょうどよい規格だったからだ」と説明した。つまり、ホンドーニアでは土地が肥沃で生産性が高かったため、入植地で分配される農地の面積も、大抵10ha程度と小さなものであった。そのため、彼らにとって50haは農地として十分な広さを持つとみなされ、それが実際の策定にも反映されたということだった。

北部の各地区は、ノヴォ・プログレツソの賑わいとは裏腹に、概して住民が希薄であり、代わりに多数の放牧地が広がっていた。それらは主にノヴォ・プログレツソのアグロヴィラに暮らす人々によって所有されていた。ヴィトールの一家も、普段はアグロヴィラに暮らしながら、ノヴォ・プログレツソ地区に50haの土地を持ち、放牧を営んでいた。持ち主の多くは、普段は商売や仕事に従事するためにアグロヴィラに暮らしており、定期的

¹⁵² 筆者がノヴォ・クプアスーを訪ねた期間は、その年10月の地域選挙を前に控えており、ヴィトールをはじめ多くの入植者たちが立候補者として選挙活動を展開していた。この選挙では自治体の首長、副首長、自治体議員のポストが争われていた（ちなみに、クプアスー議会の定員は9議席であるが、この時、それをめぐって90人が立候補し、そのうちヴィトールを含む40人が入植地の住人たちであった）。こうした状況から、筆者はヴィトールが仲間の立候補者たちと入植地の北半分の挨拶回りをしに行くのに同行させてもらうことができた。

放牧場を訪れ、牛や牧草の管理に当たっていた。

ホンドーニアからの移民は 2000 年代においてピークに達し、現在ではすでに下火になりつつあった。入植地全体における新たな人口流入は今日まで継続していたが、それはマト・グロッソ州内とその他の複数の州からの移民によって引き起こされていた。また、近年では、入植地の土地の盛んな売り買いにより、かつてのように、入植地の南半分がブラジル南部から移民、そして、北半分がホンドーニアからの移民といった具合に区分された状態は徐々に崩れつつあるようだ。

また、入植地全体の傾向として、一部の入植者への土地の集積化も起こっており、中には数百から千 ha ほどの土地を所有する者もいた。プラータ地区の住民組合の会長であるジウソの一家はホンドーニアを経て 2001 年にノヴォ・クプアスーにやってきたが、彼らは放棄された土地を徐々に買い足していき、現在では 4 区画分、合計 336 ha の土地を所有していた。それぞれの区画は、ジウソ本人、2 人の息子、そして、娘が所有者として INCRA に登録されていたが、実際にそれらを経営していたのはジウソであった。彼は 500 頭の肉牛を放牧し、住居のある農地の 1 画では 10 頭の乳牛を飼い、元入植者である住み込みの労働者を 1 人雇うことで、農場全体を経営していた。

第 4 章と第 5 章で考察したように、土壌の貧弱なアマゾンのテーハ・フィルミに暮らす開拓者たちにとって、新開地の編入を連続的に達成していくことが、生産活動を営んでいくうえで不可欠な戦略となっていた。その達成のためには、1 つの場所から、もう 1 つの場所へと定期的に移動を繰り返していく必要があった。新たな土地の獲得に向けた移動のサイクルは、いずれの生産者に対しても十数年から 1 世代のスパンでめぐってきた。ノヴォ・プログレッソの事例で特徴的であったのは、1 世代前に人口が飽和したブラジル南部からアマゾンの一地域であるホンドーニアへと移動した人々が、今度は次の土地の獲得を目指してアマゾンの別な地域であるノルタウンへと大挙して移動していたという点であった。ホンドーニアからの流入者たちは、ノルタウン全体ではそれほど顕著な集団ではないが、州境を挟んで隣同士に隣接し合うノロエスチにおいては、その住民たちの大きな部分を占めていた。

第 3 項 生産基盤の構築

ノヴォ・プログレッソの市街地は、入植地の多くの地域と同様になだらかな丘陵が連続する地帯に位置していた。筆者は市街地に隣接する小高い丘の 1 つに登ることで、周囲の景観を見渡すことができた。かつて、この辺り一帯は一面が熱帯雨林に覆われていたが、20 年以上の入植活動の影響を経た現在において、どこもかしこも灌木類がまばらに生える

だけの牧草地へと変貌していた。筆者が滞在していた乾季の終盤には、入植地全体では牧草地を管理・造成するための野焼きが行われており、筆者の視界に入った範囲だけでも、無数の地点から煙が上がっているのが観察された。一方、眼下の主幹道路に目を向ければ、入植地、あるいは、その周辺のいずれかの地域から採取されてきた巨大な樹木をうず高く満載した大型トラックが、クプアスーの市街地の方向へと走っていくのが観察された。

ノヴォ・プログレツソでは、こうした木材を満載させたトラックが、地面を揺らしながら市街地を通り過ぎていく光景が頻繁に観察された(写真6-2)。ノヴォ・プログレツソの外れには、5ヶ所の木材工場が立地していた。市街地に暮らし木材工場でも働いていると言っていたブルーノという名の男性の説明によれば、筆者の滞在時点では、木材価格の低迷により、実際に操業していたのはこれらの工場のうち1ヶ所だけであったが、すべて操業されれば100人以上の雇用を提供することが可能になるという¹⁵³。この事実は入植地への大規模な人口流入とノヴォ・プログレツソの都市化をもたらした要因が、単なる土地のブームに留まらなかったことを意味している。つまり、入植地の農地から採取される木材と、それらを加工する木材産業からなる採取産業の発展が、人口増加の顕著な誘因として作用していた。

クプアスーの農業労働組合(STR)の職員であるテレザという女性は、2014年に筆者が聞き取りを行った際、「ホンドーニアからの人々は、向こうで木を切り尽すと、今度はこちらにやって来て、また同じことを繰り返している」と語っていた。彼女自身もパラナーからホンドーニアを経てノロエスチへと移動して来た一家の出身であった。テーハ・フィルミの生態環境においては、こうした採取活動が発展していく過程と並行する形で、切り拓かれた土地が放牧を主体とした生産活動へとシフトしていくが、それは土壌が流出していく過程と同時に進行していき、そこでの生産性は徐々に低下していく。つまり、人々は採取活動と放牧を通じて、生態資源の生産力が後退していくまでの過程が一巡した後で、ホンドーニアからノロエスチへと流入してきたが、こちらにやって来ても、以前の場所で行っていた生業活動のパターンをそのまま繰り返していたということになる。

筆者が訪問した時点で、ノヴォ・クプアスーでは、入植地の区画から採取可能な木材はすでに枯渇していた。それは、図6-2に示したように、入植地を上空から衛星画像で見ると、入植地の範囲に沿ってくっきりと森林が消失していることから確認できる。ここでこの主題は、こうして採取活動だけに頼ることができない段階に達した入植地で、入植者た

¹⁵³ 木材の需要は、地域内の木材工場から来るものだけではなく。筆者と同じホテルに宿泊していた男性は、州内の都市タンガラ・ダ・セーハで木材業を営んでおり、ノヴォ・プログレツソには原料の仕入れにしばしばやって来ていると言っていた。

ちがいかなる生産活動を通じて収入を獲得していたのかについて考察することである。

ノヴォ・クプアスーでは、入植者たちによる（自給用ではなく）収入獲得を目的とした生産活動は、肉牛の放牧かアグロフォレストリーかの二者に大別することができた¹⁵⁴。入植者たちによれば、生産活動に従事していた入植者たちのうち、8割以上が前者の活動に従事しているとのことであった。もちろん、両者を同時に組み合わせて営んでいる者もいる。また、生産活動をやめている者たちや、あるいは単に地価の上昇を目的に農地を保有している者たちが、全体でかなりの割合を占めているので、上記の割合はあくまで生産活動の従事者に限ったものである。

入植者たちの生産活動が両者のいずれかに収斂されていく背景には、この地域の環境条件が耕作に適していないからである。それはノルタウンに共通する土壌の特質に加え、ノロエスチは、ノルタウンの中でもとりわけ雨量の多い地域として知られている。つまり、ここでは雨季の激しい雨で表土はすぐに削り取られてしまう。また、入植地は総じて傾斜地であり、石も多く、耕作には不適である。こうした傾斜は表土の流出をさらに助長する。こうした様々な難点に適応した生産形態が放牧とアグロフォレストリーということになっている。以下では、両者の生産形態がいかなる形で営まれ、どのくらいの収入を入植者たちにもたらすのかについて注目する。

まずは、アグロフォレストリーに関して、前述したグスターヴォたち一家、そして、彼の義父であるカルラウンたち一家の事例に注目し、主に後者の事例を中心に、前者を補足的に参照しながら記述する。カルラウンは92haの農地を所有しており、妻と3人の息子、1人の孫娘と生活していた。息子たち3人も農場で働いていた。道を挟んで北西側半分は傾斜がきつく主に放牧に利用されていた。そして、道を挟んで南東側半分には、家屋と養魚池のある部分を降りていくと、アグロフォレストリーとなっていた（写真6-3）。そこで栽培されていたのは、（自給用を除き出荷用のみを挙げれば）コーヒー、カカオ、そして、ププーニャ（*pupunha: Bactris gasipaes*）と呼ばれるヤシの一種であった。コーヒーとカカオは低木で、直射日光に弱い性質を持つため、高木層を構成する樹木を育て日陰を供出する必要がある。そうした環境は、ジャトバー、アロエイラ、コパイーバ（*cobaíba: Copaifera langsdorffii*）といった現生の高木類に加え、南アメリカ原産の商業樹種であるバルサ（*pau*

¹⁵⁴ その他にも、乳牛の飼育と生乳の生産が挙げられる。また、焼き畑によって耕作地を数年おきにシフトさせながら、米、トウモロコシ、豆類を耕作する者もいた。稀な事例ではあるが、サンタ・マリア地区の組合会長の女性は、前述のNGOからの支援を受けながら、この地域に自生するババスの果実を利用し、ババス粉とババス油を生産していた。ババス油は主にブラジル北東部で、食用油として利用される。彼女は小規模ながらババス製品の生産組合も運営していた。

de balsa: Ochroma pyramidale)¹⁵⁵、チークなどの外来樹種、プルーニャやアサイー (*açaí: Euterpe oleracea*) などのヤシ類を植えることで創出されていた。また同時に、高木類に関しては定期的に伐採し木材として出荷していた。

ここで栽培されているコーヒーの品種は、ブラジル東南部などで広く生産されているカトゥアイ種 (*catuai*=アラビカ種) ではなく、田舎のポルトガル語で呼ばれるところのカネラウン種 (*canelão*=ロブスタ種) であった。同品種は、暑さや乾燥への耐性があるためアマゾンの熱帯地域においても栽培可能で、この地域では乾季でも断続的な雨が降るため灌漑設備も必要がなかった。また、肥料や農薬も必要としないという。この品種はカトゥアイ種に比べ収穫量は多いのだが、苦味・渋味が強く品質が劣るため主に加工用に利用され、低い価格で取引される。

カルラウンたちは、8,000本のコーヒーを栽培しており、前年(2015年)の収穫では、110袋(6.6t)の収穫があり、取引価格はR\$270/袋でR\$29,700の売り上げになったが、2年連続で不作であったという。入植者たちが生産したコーヒーはノヴォ・プログレッソの取引業者によって買い取られ、州内の工場へと出荷され加工される。また、入植地内にも取引業者がいるように、比較的多くの入植者たちがコーヒーの生産に従事していた。また、コーヒーは価格が低迷傾向にあるため、グスターヴォたちの様に、自給用以外の栽培をやめてしまった入植者もいる。

カカオは、熱帯アメリカ原産ということもあり、この地域の気候にうまく適合しており、良い収穫が上がる作物だという。また、価格も安定しているため良い収入をもたらすようである。カルラウンたちは7,000本栽培しており、前年は80袋(4.8t)の収穫があり、取引価格はR\$480/袋だったのでR\$38,400の売り上げになった。この年は豊作であったという。グスターヴォたちも1,700本栽培しているという。カカオはグアララーピスの取引業者のもとに売られ、そこから州内外の工場へと出荷される。

プルーニャとは、熱帯アメリカに広く分布しているが¹⁵⁶、栽培作物としてはペルーが原産のヤシの一種である。樹高は20m近くにまで成長する。先端の芯の部分が、パウミート

¹⁵⁵ 「筏の木」という名称の通り、比重がたいへん軽く、かつ強度の高い木材を算出する樹木で、その特性上、工業分野での用途があり(かつては飛行機の材料となして利用されていた)、ブラジルではプランテーションなどで栽培されている。第4章で言及したネウソは、クイアバの企業と提携をしており、彼がこの木を栽培し、企業が木材を買い取るという事業をしていた。

¹⁵⁶ プルーニャは入植地の森林にも野生種が存在するが、野生種は鋭いとげに覆われ、作物として取り扱える代物ではないという。また、注意しておかないと、栽培品種に受粉して混雑し、その次の世代では棘のある品種になってしまうという。

(*palmito*)¹⁵⁷と呼ばれる食品に加工される。収穫期は雨期の最中で、可食部が多くの水を含み柔らかくなった時期だけである。加工業者は45日間だけで原料の買い付けを行うため、その時に作業が集中することになる。ノロエスチでは加工業者は僅かしかいないが¹⁵⁸、そのうちの1社が入植地まで買い付けに来るといふ。1度苗を植えれば10年ほどの寿命があり、主幹部が刈り取られても、脇から数本の芽が伸びてくるので、それらを成長させ再び収穫が可能となる。脇芽は3期ほど収穫できる。収穫が終わると新たな苗を再び植えるが、苗は自家採取した種から育てていくことができる。カルラウンたちは6,000本のプルーニャを栽培しているが、主に自家消費とコーヒーやカカオに木陰を与えるために栽培していた。また、自治体役場の農業課が栽培を推奨していて、種を1kgあたりR\$10と良い値で買い取ってくれるため、種の収穫の方により力を入れていた。一方、グスターヴォは、カカオよりもプルーニャの穂先の生産により力を入れており、15,000本育てていた。1本あたりR\$1.4で売れ、収穫期には5,000本ほど出荷するため、R\$7,000ほどの売り上げになるようだった。

こうしたアグロフォレストリーによって得られる収穫物は、気象条件による収穫量の変化や価格変動が起こりやすいため、カルラウン一家は収入を安定させるために放牧を組み合わせていた。彼らは90頭の肉牛を飼育していた。一方、グスターヴォに関しては、肉牛はワクチンなどを多量に使うため健康的ではないとみなしており、放牧は一切やっていた¹⁵⁹。カルラウンは、彼がアグロフォレストリーという生産形態や熱帯雨林の生態環境に深い関心を持っており、森の中で働くことを生きがいにしていたようであった。彼は仕事の合間にカカオの果肉やプルーニャの芯を頬張りながら、「これぞ豊かさだ！」と筆者に語っていた。つまり、彼はアグロフォレストリーという生産形態自体を目的として農業を営んでいたとも言える。しかし、多くの入植者たちは、コーヒーやカカオの栽培に関して、「あれだけ手間がかかるのに、収入は放牧をするのとあまり変わらない」と語っていた。また、コーヒーやカカオの栽培は、特別な知識と経験を必要とし、コーヒーを植えてはみたが、収穫を待たずにすぐに枯れてしまったという体験を語る入植者もいた。

¹⁵⁷ パウミートは、プルーニャ以外にも、アサイー、ババス、ジュサーラ (*juçara: Euterpe edulis*) といった様々なヤシ類からも作られる。乳白色で、タケノコのような触感があり、主に瓶詰めにされたものが都市部のスーパーなどでも広く販売されている。

¹⁵⁸ 筆者は、2014年11月のノロエスチ訪問の際に、その1つを訪問していた。そこはノロエスチの中心都市ジュイーナ (Juína) で操業している生産組合であり、その担当者は、生産組合としてパウミートの加工を行っているのは、州内ではそこが唯一のケースだと説明していた。

¹⁵⁹ グスターヴォは小規模な養豚を営んでいた。その他の収入源としては、季節的な仕事ではあるが、周辺の森林からのブラジルナッツの収穫が挙げられる。筆者が訪問した前年は600kgの収穫があり、R\$2,000の収入になったという。

それでは、放牧はどういった形で営まれ、入植者たちにどのくらいの収入をもたらすのか、ヴィトールから聞き取った事例をもとに記述する。ヴィトールたち一家の場合、50 ha の農場に 150 頭の肉牛を放牧していた（現状では、この面積の放牧地にこの頭数は多すぎるようで、120 頭ほどに減らす必要があったようだ）。放牧地には貯水池（*represa*）が設けてあったため、1 週間以上放っておいても問題はないという。毎年、100 頭ほどの子牛が生まれ、その中からメスは残して、オスの子牛をファゼンダに売る。子牛は R\$1,000/頭で取引される。前年は 50 頭の子牛が売れたため、R\$50,000 の収入になったという。一方、支出に関しては、すでに生産基盤の整備など初期投資が済んでいる状況では、1 年間に必要となる主な経費は、100 頭を飼育していたとして、鉱塩が 70 袋（1 つ 30 kg 入りで R\$57）で R\$3,920 ほど、それからワクチン¹⁶⁰代が R\$600 ほどかかるくらいのものであった¹⁶¹。

以上の事例からも分かるように、肉牛は生産に手間やコストがかからず、半ば放任した状態で飼育できるため、その従事者たちにとっては他の生業活動に従事する傍らでも営むことが可能である。そして、牛肉には常に大きな需要があり¹⁶²、かつコーヒーなどに比べ価格が安定しているため、生産者たちには確実な収入をもたらす。肉牛の放牧が入植者たちの間で最も広く受容された生産形態であるのは、こうした要因による。モランはフロントニアの開拓者たちがあまねく放牧を志向する理由について、以下のように記述している。

「成功」した農業者たちは、作物の耕作よりも牛の放牧という方向を目指す傾向がある。この「立証効果」（*demonstration effect*）は、小規模な農業者たちの間の通念を裏付けるものである。つまり、「穀物は結果を生まない」のであり、そして、成功した未来が欲しいのであれば牧草地を造成しなければならないのである（Moran 1975: 139）。

¹⁶⁰ 肉牛を合法的に市場に出荷する場合、口蹄疫（*aftosa*）とブルセラ症（*brucelose*）のワクチン投与が法律で義務付けられている。そのため、入植者たちはファゼンダに子牛を売る場合でもワクチン投与に気を使っていた。後者のワクチンは、子牛に対しては年間 2 回投与する必要がある。また、ワクチンには様々な種類があり、それぞれの状況に応じて投与が必要となる。

¹⁶¹ 牧草にヨコバイなどの害虫が発生し枯れると、新たに牧草の種を購入し蒔く必要があるが、それは臨時の出費である。牧草の種は 1 袋（1 つ 20 kg 入り）で R\$300 ほどする。

¹⁶² 牛肉への大きな需要が常に安定してあることを物語る 1 つの事例を記しておく。筆者は 2014 年 11 月にジュイーナで、元自治体首長であった PT の政治家に聞き取りをした。その際、PT 政権期の再分配政策で、地域にどのような変化をもたらされたのかという話題に触れていた時、彼は「労働者たちが週末にバーベキューをするようになった」と話していた。大豆産業にしても、放牧にしても、いずれも食肉生産に関連したものである。マト・グロッソにおける食肉産業の成長をもたらしている要因として、（外部からの需要に加え）地域内の労働者たちの地位向上とそれに伴う肉食への志向性の増大が挙げられるかもしれない。

モランの上記の指摘は、この地域に固有な生産活動上の障壁である害虫と雑草という問題に対処するうえで、放牧が有力な「解決策」であるという点を示唆するためのものであった。一方、この指摘は筆者がノヴォ・クプアスーで観察した畜産家たちの意図をそのまま代弁していると言える。つまり、開拓者たちの間では、放牧は彼らが直面するあらゆる問題を解決へと導き、確実な収入をもたらす「万能薬」として把握されていることになる。むしろ、この解決策は、広大な面積の森林を直接的に食いつぶすことによるのみ実現可能であった。つまりそれは、筆者が実際に観察したように、乾季の間中、入植地全体が牧草地造成のための野焼きによって、炎と煙に包まれる状況を生み出していた（写真6-4）。

第3節 より良い土地を求めて

本章の考察を締めくくるにあたって、入植者たちの想念の中に共有された植民地化が、現実の入植地において、いかに実現されてきたのかという主題について、入植者の語りを手掛かりにしながら、筆者の解釈を提示する。まずは前節でも言及したヴィトールの生活史について触れる。

ヴィトールはクイアバーノであったが、若年期に家族とともにホンドーニアへと移民し、入植地の農場で生活してきた。その後、1996年にノヴォ・クプアスーの話聞きつけ、現地視察に訪れたうえで、最終的に、こちらに移り住むことを決めた。現在の農地は、ノヴォ・プログレソのアグロヴィラから12 kmのところにある。彼はこの50 haの農地を自身で選定し、4点を決めて区画を割り、INCRAの測量士に依頼して正式に地籍を作成・登録し、最終的に獲得するに至った。その後、1998年に、ホンドーニアに残っていた家族をこちらへと呼び寄せた。彼がまだキャンプ同然の場所であった頃のノヴォ・プログレソに辿り着き、現在の彼の家が建つアグロヴィラの区画や農地を獲得していった過程について、彼は以下のような述懐をしていた。

ここに着いた時点で、どうやって区画を決めていくのかとか、どこが将来的にアグロヴィラになっていくのかとか、誰もが知っていたよ。これは植民地化や農地改革が始まるずっと以前から、パラナーやサン・パウロの奥地が開発された頃から行われてきたやり方だ。……ホンドーニアでだって、まったく同じやり方だった。つまり、すべてばっちり (*certinho*) できていたのさ (2016年9月1日)。

アマゾンの開拓者たちは、フロンティアという地平において可能となる土地の獲得に向けたゲームを、彼らの間で歴史的過程を通じて蓄積された知識・技術を応用することで実践してきた。ヴィトールの語りには、彼らの間では入植地を形成していくための「見取り

図」が予め共有されており、彼らが占有した土地が、事後、どのような発展の軌道を辿っていくのか、予定調和的に把握されていることが示唆されていた。そして、彼らは自らの流儀に則りながら、その時々が必要とされている行為・処置を適用し、それを正当化する手続きを履行すること、新開地の編入を滞りなく達成してきたのであった。つまり、ブラジルの地方社会における植民地化とは、フロンティアと呼ばれる地帯が時代とともに遷移し、新たに編入される土地への適応方法やそこで採取可能となる資源が変化していこうとも、過去から幾世代にもわたって途絶えることなく反復してきた営みなのであった。

ヴィトールの親族のうち、彼のきょうだい、いとこ、おば、おいなどがすでにホンドーニアからこちらの入植地に移ってきており（一部は今もホンドーニアに住んでいる）、いずれも彼の近所に住居を構え暮らしていた。同様に、彼らの農地もまた互いに隣り合わせで立地していた。「親族が近くに住み、お互いに助け合うことには、大きな利点がある」と彼は言っていた。そして、その例え話として、彼の農場の貯水池に養殖されたタンバッキーの話をした。そこでは1,000匹ほどが養殖されていたが、（筆者が訪ねた時のように）彼が選挙活動で忙しい時でも、隣の区画の農場に住んでいる彼のおいが餌を与えてくれるから心配はいらないのだと話していた。

彼は入植地での暮らしがとても気に入っているようであった。その理由とは、ここに土地と住居を持ち、安定的な収入に恵まれ、親族に囲まれて暮らしていたことであつたり、また、仲間や家族と連れ立って頻繁に出かけるジュルエナ川やアリプアンアン川でのキャンプや釣り旅行¹⁶³であつたりした。そして、彼はこうした様々な理由の1つとして、ここでの「治安の良さ」をことさら強調していた。そのことに関して彼は、「ここはとにかく安全で、車を置きっぱなしにしても、家を空けっぱなしにしても、誰も盗んだり、危害を加えたりしてくることがない」と言っていた。どうやら、彼がこの土地を気に入っている理由は、挙げればきりがなかった。

実際のところ、筆者がヴィトールのもとを訪問したのは、住民組合の会長である彼から、入植者たちによる土地の非公式なやり取りや違法な木材採取、そして、そうした様々な混乱によってもたらされた INCRA による証書の発行の遅れ、といった入植地に共通する問題について話を聞き出すためであった。しかし、そうした話題をさらりと交わした後、彼は上述したような、ここでの暮らしぶりの良さについて満面の笑顔で語り始めた。そのため、筆者は2つの話題の間のギャップにいささか困惑を感じた。

¹⁶³ 彼は先日釣りに行った時に釣り上げた魚を冷凍庫から取り出し、筆者に見せてくれた。それらは大きなクルヴィーナ (*curvina*) を始め、トゥクナレ (*tucunaré*)、ピアウー (*piáu*)、ピラーニャ (*piranha*) などであった。

つまり、このギャップというのは、(A) アマゾン以外の地域に暮らす大多数のブラジル人や海外のアマゾン研究者たちが、アマゾン・フロンティアに関して生み出してきた無秩序、違法性、暴力、不条理といった想念と、(B) フロンティアに生業の手段を求めて移り住み、実際にこちらに生活の場を定めた人々が享受している現実との間に横たわっているものだと筆者は考えている。

アマゾン各地で多くの土地紛争や暴力的衝突が発生してきた事実に関しては、これまで数々の報告がなされてきた (e.g. Schmink 1982; Simmons et al. 2007; CPT 2014)。また、第4章で取り上げたように、筆者の調査地でも、住民組合の会長が殺害される事件が起こった。むろん、筆者には開拓者たちの間で発生してきたこうした問題を軽視するつもりは毛頭ない。しかし、暴力的衝突が引き起こされる背景には、それぞれの地域に固有な状況から派生した問題当事者間の個別具体的な利害対立が存在している (cf. Pace 1992: 715-6)。そのため、その裏を返すならば、利害が対立しない当事者同士の間では、そうした衝突が発生することは稀であると言わざるを得ない¹⁶⁴。

入植地の治安に関して、ノヴォ・クプアスーで筆者が直面した1つの事例を提示する。前述したレオナルドは、筆者がアグロヴィラに置き去りにしておいた自分の荷物のことを心配していた時、筆者に対し「ここでは誰もが顔見知りだから、盗みが起こることはない。盗みや殺人が起こるのはクイアバとか、サン・パウロとか、大都市でだけだ」と語った¹⁶⁵。

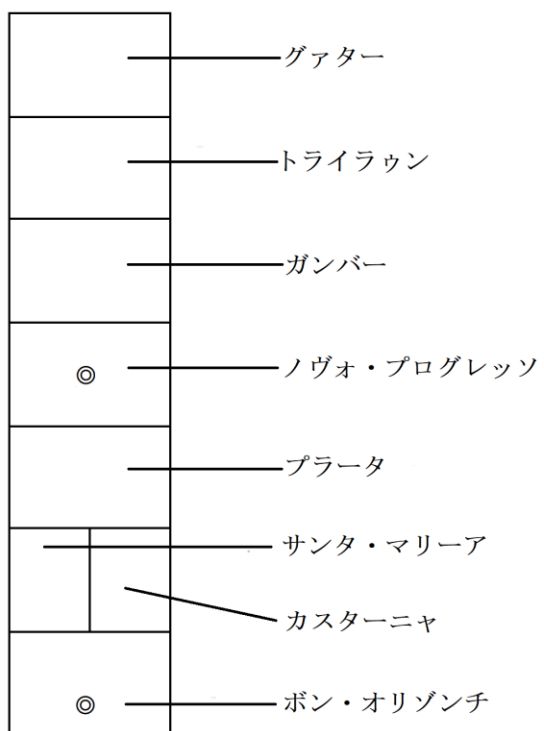
¹⁶⁴ これは筆者個人の意見ではなく、ブラジル人の土地問題の専門家が言ったことである。筆者はフィールドワークに先立ち、ブラジリア大学の社会学者で土地なし問題の専門家であるホーザ教授 (Marcelo Rosa) と面談した際、調査を進めるうえでの危険などについてアドヴァイスを求めてみた。すると、彼の返答は、「調査目的でフロンティアの入植地やキャンプを訪れた研究者が、現地の何者かによって襲撃されるという事件はこれまで一切起こったことがない。ましてや、外国人に危害を加えるということが、どれだけ重大な問題かということは、皆十分にわきまえている。だから、まったく心配には及ばないが、くれぐれも自ら前例をつくらないように」というものであった。

¹⁶⁵ 筆者はクイアバに滞在中には、筆者の友人で UFMT の建築学の講師であるパウマの菜園に泊めてもらうことが多かった。ある晩、外が騒がしかったので、表に出てみると、そこには (第3章で言及した) ピグナッチがいた (それまで筆者は彼がパウマの隣人であったことを知らなかった)。そして、そこで何が起こったのかというと、ピグナッチの家を訪ねていた彼の知人が、用事を済ませ家から出ると、門の前に停めていた車から、タイヤがすべて盗み取られていたのであった。それは彼がピグナッチの家の前に駐車していた数時間の間起こった出来事であった。また、その翌年、パウマは、菜園にある住宅の老朽化のため、彼の母親の家に転居した。すると、彼が転居してから間もなくして、彼の家の入口は破られ強盗が度々侵入する状態になった。最終的に彼はそこを手放した。彼によれば、クイアバで一軒家に住む中産階級にとっては、もし2週間家を空けたのならば、その間に、盗難により家の中の物がすべてなくなっていると思うのは当然の感覚であるとのことである。なお、筆者の現地滞在中、クイアバに暮らす別な友人の家族の住居では、銃を持った強盗による侵入事件が発生した。

レオナルドやヴィトールの発言に限らず、ノヴォ・クプアスーの入植者たちの多くが、入植地での生活のしやすさの理由として「治安の良さ」を挙げていた。そして、なぜ治安が良いのかに関して筆者が質問すると、多くの者が「皆が知り合い同志だから、おかしなことはできない」と説明していた。

フロンティアでは、本論で考察した INCRA の政策に典型的に見られたように、行政機関の側には法や規則を監督・執行するのに十分な権能が備わっていない。一方、そうした状況にもかかわらず、多くの入植地では、当事者たちの相互関係を通じて、利害や衝突が自ずと調整されている (cf. Ellickson 1991) と解釈できる様々な事象が観察された。この問題は、治安をめぐる問題に留まらず、例えば本章でも考察したように、土地所有に関与する当事者たちが民法のモデルに準拠する形で、彼らの間においてのみ有効に機能する非公式な諸規則を生成させた過程にも当てはまる。開拓者たちの間で占有権が擬制的に私的所有権を代替している状況に示されているように、彼らは所与の制度や規則が自分たちの利害に合致している場合には、そこに権威を認め、秩序を構築していくための参照点として活用している。

多くの入植地では、入植者たち自身が自律的につくりあげた秩序や規則と、行政の側が制定した法や制度をめぐる不履行や無秩序とが、同時に併存していた。こうしてあいまいに制定された二律の併存状態に依拠しながら、入植地の中でアクセス可能となった資源の獲得に向けて、各入植者たちはそれぞれの戦略を実践していた。



◎は主要なアグロヴィラの位置

図 6-1 PA ノヴォ・クプアスーの各地区
出所: 現地調査をもとに筆者作成



図 6-2 衛星画像から見た入植地の森林伐採
出所: Mapas App (2017) をもとに筆者作成



写真 6-1 ジュルエナ川を渡る筏
(2016年8月26日 筆者撮影)



写真 6-2 入植地周辺から合法的に伐採された樹木
(2016年9月1日 筆者撮影)



写真 6-3 アグロフォレストリーによるコーヒー畑
(2016年8月29日 筆者撮影)



写真 6-4 野焼きによる放牧地の造成
(2016年9月5日 筆者撮影)

第7章 結論

第1節 私的所有地の擬製と新開地の流動的編入との接触面

本論の目的は、アマゾンのテーハ・フィルミという環境条件下に置かれた諸地域に特有な土地と人間との関係性が、農地改革（PNRA）のパラダイムと接合することによって、どのように変容するのか、そして、そこに暮らす開拓者たちの政治経済をめぐる状況に、どのようなダイナミズムがもたらされるのか、という問いを解明することであった。この目的を達成するために、本論では、マト・グロッソ州のノルタウンに焦点を当て、農地改革との関係性において、開拓者たちが展開する土地所有と土地利用の様々な類型に着目し、民族誌的記述を通じた比較考察を試みた。

本章では、まず第1節で、本論全体の考察を通じて明らかになった農地改革によって形づくられた当事者間の政治経済学的な諸関係に関する分析視座を提示する。そして、第2節では、これまで各章の民族誌を通じて展開してきた諸事例に再び立ち返り、第1節で提起した分析視座を適用することで、さらなる検討を加える。続いて、第3節では、ノルタウンに特有な土地と人間の関係性を成り立たせている地平との関連からこの問題を考察する。そして、第4節では、本章の分析を通じて得られた知見が、どのような発展性を秘めているのかを示唆するため、政治経済学と政治生態学との接点から問題を再提示し、本論全体の議論を締めくくる。本章の構成をふまえたうえで、以下では、本節の主題に関する議論を開始する。

筆者は本論を記述・分析していく過程で、土地の私的所有という制度がアマゾンへと適用され、私的所有地の増大がもたらされていく状況に中心的な関心を向けてきた。なぜなら、この点に着目することで、今日のアマゾンにおける土地所有をめぐる状況が、筆者の暮らす世界において一般化した状況と、あからさまな対照をなしていることを提示可能になるという想念が、フィールドワークを終えたばかりの筆者の中にあっただからである。すなわち、それは (a) 人口がすでに飽和し、権原と社会契約によって規定された世界と、(b) 人口が希薄で、未だに労働所有説が大きな有効性を持つ世界との間に横たわる鮮烈な差異であった。そして、筆者にとって後者の状況とは、ことさら「エキゾチック」に把握することが可能な事象として印象付けられた。その理由は以下の通りである。

西洋近代の土地の私的所有権の概念とは、啓蒙主義思想、とりわけ、ロックの労働所有説によって裏付けられ、根源的には、当事者による土地への「労働投下＝改善」を通じて発生し、「占有」の事実そのものに「所有」の根拠を求めるものであった（ロック 2010: 324;

Macpherson 1962: 3; Weaver 2003: 81)。そして、こうした占有権が所有権とほぼ同義として機能するような状況が、筆者がフィールドワークを実施したノルタウンでは、同時代のこととして観察された。そのため筆者は、民族誌の執筆を開始した当初、開拓者たちの間での占有を通じた所有地の獲得を可能とさせている法と制度をめぐる問題系に焦点に据えた分析枠組みの構築を試みた。

一方、実際に民族誌を執筆し、それぞれの事例に関する分析を進めていく過程で明らかになったのは、土地と人間との関係性を規定していたのは、占有が私的所有地を生むという単線的な構図、言い換えるなら、「占有権≒所有権」という構図なのではなく、より複合的な関係性であるという点であった。すなわち、開拓者たちは、自らの事業を実現させていく過程で、農地改革との接点を利用しながら私的所有地を擬製していくが、それは彼らの生活過程のある段階において過渡的に行使される手段ではあっても、最終的な目的ではないという点であった。そのため、彼らの事業実現のためには、私的所有地の持つ属性の1つである土地への「恒久的な所有権」が達成されることは、必ずしも必須な目標とは見なされていなかった。

むしろ、彼らの生業実践において、より大きな重要性を持っていたのは、「新開地の流動的編入」(Hosltun 2008: 137)が滞りなく達成されることであった。そのため、彼らにとっての所有地とは、一時的な利用の後で、やがては他者へと譲渡されることを念頭に作成されるものであった。つまり、複数の地点の間を遷移していくことを前提とした彼らの生活過程の中では、土地への必要性とは、(1)生産や採取を通じた利用と、(2)将来的な売買を目的とした投機とが、複合的に組み合わせられたものであった。こうした必要性との関連において、彼らの擬製する私的所有地とは、個人の裁量により自由に取引可能で、交換価値を帯びた対象物でありさえすればよかった。

本論の考察を通じて、ノルタウンにおける土地と人間との複合的な関係性について、もう1つの重要な側面を示唆することが可能である。農地改革の受益者たちは、「土地なし」という一般化された呼称によって一括して描写されるため、彼らが一様な集団であるかのように把握されがちである。いずれの当事者にとっても、私的所有地の擬制と新開地の流動的編入とが、共通の関心事であることは確かであるが、実際には、当事者たちの間には、各人が兼ね備えている「資本」¹⁶⁶には大きな差異があり、その寡多に応じて、獲得した土

¹⁶⁶ ここでの「資本」とは、生産へと投入することでさらなる利潤の獲得を可能とする財の蓄積という経済学的な概念であると同時に、ブルデューが指摘した「文化資本」的な要素も含むものである (cf. Bourdieu 1986)。つまり、後者は教育、家族から受け継いだ能力、文化的な性向なども含んだ概念としての資本である。後者のような資本が当事者たちにとって大きな重要性を持つことは、第5章で言及した大豆耕作者たちに当てはまるだろう。彼

地をめぐる生産と譲渡の関係性にも様々なヴァリエーションが存在していた。

「土地なし」を構成していたのは、1 つは、生来的に農業とのつながりが希薄で、種々雑多な職業に従事している (a) 地方労働者 (*trabalhador rural*) としての背景を持つ人々であった。彼らは、土地なしの多数派を構成していると言える。そして、もう1 つは、農業や畜産に関する知識と技能を備え、土地から利潤を抽出することができる (b) 小規模生産者 (*pequeno produtor*) としての背景を持つ人々であった。ここでいう小規模生産者とは、経営可能な面積規模が共通する生産者を一括した定義であるが、実際のところ、彼らが生産可能な品目や規模は、それぞれ異なっており、多様な背景を持つ人々から成り立っていた。

入植地の設立に先立ち、土地なし運動の過程に直接参加するのは地方労働者である。彼らの大多数にとって、農地改革への関心とは、土地の商品としての側面であるため、獲得してから数年間のうちに土地は売却される。一方、小規模生産者に関しては、その大多数が土地なし運動自体には直接参加しないものの、土地の獲得後、一定期間にわたって入植地に定着し続け、生産活動に従事する。彼らは、入植地の設立後、入植者から土地を購入し、事後的に INCRA の受益者としての認定を受ける。

ここまでの議論をまとめると、本論全体の分析視座としては、以下の点が提示できる。農地改革に関与する開拓者たちは、占有や改善を通じて、「私的所有地の擬製」を実行していく[要因 A]。しかし、この行為の従事者たちにとって、恒久的な権原に裏付けられた所有地を作成すること自体には中心的な関心が置かれてはいない。むしろ、彼らにとっては、獲得した土地を最終的に商品として他者へと譲渡可能な状態に変換することの方が、より重要である。なぜなら、それぞれの当事者たちにとっては、「新開地の流動的編入」を滞りなく継続していくことこそが、経済活動上、より重要な意味を持つからである[要因 B]。

地方社会に暮らす当事者たちの間では、各個人が持ち合わせている「資本」の寡多が、各人にとっての土地への関与の仕方に差異をもたらしている。私的所有地の擬製とは、獲得した土地に働きかけ生産物を獲得するための資本を持たない者たち、つまり、売買可能な所有地を「供給」する側にとっての必要性である。一方、新開地の流動的編入は、資本を持つ者たち、つまり、耕作や牧畜との関係から所有地への「需要」を生み出している側

らは、個人としては、未だ土地や財の蓄積を持っていなかったため、農地改革の正式な受益者として認定を受けることができていた。一方、彼らは小規模生産者の家庭に育ち、父親が経営する農場で働いていた経験を持ち、生産活動全般に必要な知識・技術や財産獲得への志向性を身に付けていた。こうした経済資本に限定されない文化・社会的な資本が、彼らによる入植地での特殊な生産活動を可能としていた。彼らの持つ資本は、地方労働者を出自とする入植者たちのものとは明らかに異なっていたが、もし、資本の定義を経済学的なものだけに限定した場合、その差異は判別できなくなってしまう。

にとっての必要性であると言える。こうした背景から、土地なし運動の過程で擬製された私的所有地は、供給の側から需要の側へと、順次、売り渡されていく。

上記の議論から導き出されるのは、[要因 A]と[要因 B]との間の関係性とは、「生産手段を持たない者」たち（供給側）から、「生産手段を持つ者」たち（需要側）への、「生産基盤（＝農地）の譲渡」の過程であるということになる[結果 C]。図 7-1 に示したように、これら三者の間の関係性こそが、本論で言うところの「土地なし運動」であったと指摘することができる。一方、ここで留意しておくべき点とは、地方労働者と小規模生産者との境界はあいまいであり、双方の性質を合わせ持つ者たちも多く存在しているという点である。また、小規模生産者といえども、将来に向けた土地への投機と売却を念頭において新開地の獲得を目指してしているという点である。

第2節 差異を利潤として抽出する運動

ここまでの議論を通じて、農地改革の諸過程へと関与する開拓者たちを動機づけていたのは、「私的所有地の擬製」と「新開地の流動的編入」という両者の要因間の関係性であり、前者を実現しようとする者たちから後者を実現しようとする者たちへと「生産基盤の譲渡」という結果が生み出されていることを示唆し、本論の分析視座として提示した。本節では、第3章から第6章までに提示した民族誌的諸事例に対して、上記の分析視座を当てはめながら考察を深めていく。ここでの分析では、各章の事例から[要因 A]と[要因 B]のそれぞれに該当する事象を抽出・比較し、両者の関係性の帰結として[結果 C]がもたらされているという点を立証していく。

第3章では、土地なし運動の最初の段階であり、INCRA へと農地改革の実施を要求するための活動であるキャンプの事例について考察した。調査地であるキャンプ・ブリチは、入植地 PA グレーバ・ペキゼイロのアグロヴィラに隣接する形で形成されていた。キャンプ参加者たちの多くは、運動に参加する以前にも、農地改革の過程に様々な形で関与してきた経験を持ち、その都度、彼ら自身やその親族らは、土地の獲得と売却を繰り返していた。彼らの中には、アナ・パウラのように、筆者の調査時点で、キャンプへの参加が人生で4度目であるという者さえ含まれていた。

キャンプ・ブリチの事例では、INCRA は入植地設立のための用地獲得に失敗し、結局、参加者たちの要求が実現することはなかった。その一方で、彼らは土地なし運動のもう1つの帰結として、各人がキャンプとして占有していた小区画を獲得するに至った。当事者たちが用いる「到着した者が主人」という表現にも示されていた通り、彼らの間では、占有の継続がやがて「占有権」という名の土地所有の根拠を生み出すということが、所与の

前提として共有されていた。彼らは、INCRA への要求運動という名目のもとで、運動を継続していったが、そこでは運動と同時進行する形で、占有を通じた私的所有地の擬製という試みが進められていた。

キャンプ・ブリチで、参加者たちが占有していたのは、実際には農地ではなく、アグロヴィラの「郊外」に当たる土地であった。つまり、彼らが獲得を目指していたのは、都市的な性格を持った区域の小区画であった。そのため、この事例からは私的所有地の擬製に関連する事象が観察されたが、新開地の流動的編入という要因との関連性については不明瞭であった。一方、観察された事象が前者に限られていたため、筆者は、あまねく開拓者たちが所有地の作成に向けて適応している論理と実践を、より明瞭に把握することができた。それらは異なる調査地でも様々なヴァージョンとして表出していた。

また、かつて別のキャンプに参加していた者たちの語りに表出していたのは、彼らの運動が最終的には生産基盤の譲渡へと帰結したという経験であった。例えば、エミリアーノたち夫婦は、入植地 PA イタニャンガーでの彼らの経験を、政策の失敗と窮乏生活の記憶として筆者に説明した。その一方で、同地域では、農地改革を皮切りに、地域経済が急速に発展するという逆説的な現象が発生していた。この現象は外部者による新開地の流動的編入という要請によって生産基盤の譲渡が引き起こされた結果であると説明することが可能であるが、調査に従事していた時点では、筆者にとって、それは不可解な事象として把握された。

第4章では、公有地グレーバ・アンタ周辺のポセイロたちの事例について考察した。ここでは、INCRA による入植地計画の実施を待たずして、農地改革のスキームを参照に、入植地の形式性を模倣する形で、ポセイロたち自身によって非公式な入植地が造り上げられていた。グレーバ・アンタ周辺では、筆者の調査時点から数えて10年ほど前から、ポセイロたちによる占有が開始されるようになり、すでに2つの非公式な入植地に300区画を超える農地が築かれていた。これらの非公式な入植地は、いずれも、キャンプの設立から始まり、占有地が農地へと分割され、それぞれの区画が次々と後続の購入者へと譲渡されていくという過程の中で発展を遂げていた。そして、同様の過程は、今日に至るまで継続中であり、グレーバ・アンタでは筆者の調査期間中だけでも、新たに3つのキャンプが設立された。

非公式な入植地の発展過程は、私的所有地の擬製と新開地の流動的編入という両者の要因が相互に関連しあいながら進行していた。私的所有地の擬製に関しては、オウロ・ヴェルヂ入植地のポセイロたちが自らの農地に対して、(a) 物質的な改善と (b) 情報化を施していたことが挙げられる。(a) に関しては、当事者たち自身による労働と資本の投下を通

じて、そして、(b) に関しては、法務手続きおよび地理情報技術を専門とする民間事業者への委託を通じて実施されていた。物質的改善とは、生産のための基盤を造り上げていく活動であったと同時に、所有の根拠を生み出すための行為でもあった。一方、情報化は、農地へともたらされた改善や取引に関する事実の公共性を与え、所有の根拠と正当性をより強固なものにしていくと同時に、政策利益へのアクセスを促進させることと一体化していた。また、(a) と (b) の施策のいずれもが、農地の価値の上昇させるための戦略でもあった。

第3章のキャンプ参加者たちが、生産手段を持たない者たちによって占められていたのとは対照的に、第4章のポセイロたちは、小規模生産者として性格を色濃く持ち、新開地の編入という必要性から入植地に農地を獲得した人々であった。むろん、オウロ・ヴェルヂの形成過程の初期段階では、私的所有地の擬製を目的とした地方労働者たちが関与していた。しかし、彼らはすでに土地を売却して他所へと移り去っており、調査時点で入植地に住み着いていたポセイロたちは皆、当初の所有地作成者たちから農地を購入した者たちであった。なお、彼らのいずれもが近年のうちにそこへ移り住んできた者たちであり、土地を獲得してから長くとも十年ほどの年月しか経過していなかった。また、いずれの農地に関しても、売買を通じて、すでに複数回、その所有者を変遷させていた。

マデイランヂアー帯は肥沃な平坦地からなっており、非公式な入植地では、それらが比較的安価に取引されていたため、他地域からは、その情報を聞きつけた開拓者たちが絶えず流れ込んできていた。例えば、オウロ・ヴェルヂのポセイロであるレアンドロの場合、以前にノルタウンの他地域で所有していた「壊れた土地」を売却し、こちらへと移り住んできていた。彼は新開地の編入という必要性を充足させるために農地を獲得した。その一方で、彼の以前の土地は、周辺地域の発展に伴い、購入時と比べ地価が大幅に上昇していた。彼はその売却で得た費用によって、より広い面積のより優位な条件の土地を、彼の新たな生産基盤へと編入することが可能になった。つまり、彼の場合、生産活動と地価の上昇を狙った投機とは、同時進行で進められていた。この点からも、ポセイロたちの戦略においては、新開地の編入を念頭に置きながらも、彼らにとって有利な形で生産基盤の譲渡が成就されるために、私的所有地の擬製を進めていくことが重要な意味を持っていた。また、レアンドロは、農地の正則化とさらなる融資の獲得に向けた取組みも着々と進めていた。

グレーバ・アンタには、その設立から十数年間にわたる期間中、土地を求める者たちが絶えず到来してきた。グレーバ・アンタに限らず、マデイランヂアー帯では、今後もこうした人々の流入は将来的にも継続し、土地の取引がますます盛んになっていくことが予測

された。なぜなら、この地域一帯では、植民地化が開始してから、まだわずかな年月しか経過しておらず、こうした「辺境」としての性格を持つ地域においては、不在地主によって疎放に利用され、管理が半ば放棄されたファゼンダが各所に無数に存在していたからである。そして、それらのいずれもが在地の論理によって占有・利用され、新開地を必要とする小規模生産者たちとの間で取引が交わされていた。また、上記の予測は、マデイランヂアの公務員でポセイロでもあったハイムンドが、将来的に土地なしやポセイロたちのコンサルタント業を始める構想を立てていたという事実によっても例証されていた。

第5章では、INCRAの公式な入植地であるPDSカルロス・プレスチスに関して考察した。この入植地はかつてファゼンダであったため、そこにはすでに農地が準備されていた。そのため、先行する2つの章とは異なり、この事例からは、私的所有地の擬制に向けた取り組みが当事者たちによる積極的な活動としては表出していなかった。その代わり、彼らは、この活動に「受動的」に従事していたと言える。設立からまだ日の浅いこの入植地では、INCRAによる開発計画が順次実施される段階にあり、それは将来的な地価の上昇をもたらす要因であった。そのため、そこでの入植者たちによる土地保有には、投機としての意図が多分に込められていた。例えば、INCRAによる電線の敷設を通じて入植地に改善をもたらされた際などに、農地の売買は加速していた。

カルロス・プレスチスの事例では、当初の入植者たちから、新開地の編入を進めていこうとする外部者たちへと、生産基盤が譲渡されていく過程がより明確に観察することができた。この入植地は、筆者による調査の開始時点で、設立からまだ5年しか経過していなかったが、すでに当初の入植者たちの大多数は土地を売却し、他所へと移っていた。そして、新たにやってきた小規模生産者たちによって、農地が編入されていた。彼らは土地の購入後、INCRAから事後的な認証を受けた公式な入植者たちであったり、あるいは単に土地を非公式に購入し、過渡的に利用している者たちであったりした。

入植地における新開地の流動的編入という問題を考察するうえで、筆者はまず1980年代に設立された入植地であるPACモンチ・スィアウンからの人々の流れ、その中でも日系ブラジル人の一家であるオガタ家の事例に関して考察した。彼らは、もともとブラジル南部の地方社会からノルタウンに移民してきたが、その後、新開地の必要性に直面することとなった。その必要性が発生するスパンは、おおよそ1世代に1回の割合であった。開拓者たちの間では、相続の問題に加え、土壌の劣化との関係から、親の世代で土地が獲得できたとしても、その子供の世代になると、再び土地への必要性が発生し、彼らは、その都度、次の場所への移動を繰り返していた。彼らにとって、INCRAの入植地は、そうした必要性を充足させるための選択肢の1つとして位置付けられていた。

筆者が次に注目したのは、小規模生産者たちの中でも、耕作者と呼ばれ大豆とトウモロコシの生産を専門的に担う入植者たちの活動であった。彼らは、入植者全体で4世帯と、世帯数としてはごく僅かであったが、一般入植地たちとの間に分益契約（ラランジャ）を結び、それぞれが300ha前後の農地での耕作を担っていた。彼らはこうした営みを通じて、入植地の北西側の大半の農地を大豆プランテーションへと塗り替えていた。彼らはいずれも、周辺地域の大豆生産者の若手世代であり、父親の農場での経験を通じて耕作の技術を身に付けていながら、自身の農地を獲得するには至っていない段階にあった。

この事例は、第3章に関する考察で触れたイタニャンガーの事例と深い関連性を持っていた。つまり、一般入植者たちが獲得した土地をすぐに手放した、あるいは経営しようと努力しても結局は窮乏していった一方で、地域経済は急速に発展していったという逆説的状況をうまく説明するものであった。イタニャンガーでは、入植地の設立直後から地域産業として発展していったのは大豆生産であった。生産手段を持たない入植者たちから、生産手段を持つ耕作者たちへと農地が売却されていったという点において、それは典型的に生産基盤の譲渡へと至る過程であった。カルロス・プレスチスとイタニャンガーの事例に共通していたのは、ちょうど両者の入植地が、大豆産業が拡張を続ける前線地帯に位置していたという点である（図5-1と図5-3を参照）。

両者の入植地で、私的所有地の擬製と新開地の流動的編入にそれぞれ従事していた者たちは、農地改革という過程をどのように把握していたのだろうか。まず、前者の従事者たちにとっては、こうした前線地帯では大豆生産者たちからの要請により、地価が常に上昇していく傾向があったため、大豆耕作者との間で、より良い条件で土地を取引したり、分益契約を結んだりすることに対して、強い動因が働いていたことになる。一方、後者の従事者たちにとっては、こうした前線地帯に入植地が設立されたということは、非公式であるとは言え、新たな生産基盤を手頃な価格で編入し、あるいは、分益契約を通じて生産規模を容易に拡張することが可能となる機会が出現したことを意味する。とりわけ、若手生産者たちにとっては、入植地の土地を柔軟に活用することは、将来的に自分自身の農地を獲得するのに先立ち、資本を蓄積させるうえで有効な手段である。入植地の大豆プランテーション化という現象が起こっていたのは、両者の動因の接点においてであった。

第6章では、ノルタウンの最奥地であるノロエスチ地域に1994年に設立された入植地PAノヴォ・クブアスーに関する事例に注目し、長期的なスパンから見た入植地の発展過程について考察した。同章では、先行する各章で扱った事象との比較を目的に考察を展開した。各章との比較のために注目したのは、以下の3つの側面であった。(1) アグロヴィラの発展（第3章に対応）、(2) 農地の自発的な策定（第4章に対応）、(3) 生産基盤の構築

(第5章に対応)。同章の考察からは、先行する各章で個別に観察されたそれぞれの事象が、実際には入植地全般に共通して発生していたことであったという確証が得られた。以下では、これら3つの側面に、本節の分析視座を適用しながら考察していく。

(1)の「アグロヴィラの発展」に関して、第3章で筆者は、キャンプ参加者たちが本来の目的から「逸脱」していった事例として考察した¹⁶⁷。なぜなら、INCRAへの要求運動として結成されたはずのキャンプが、最終的には参加者たちによる非公式な不動産事業へと変貌していったからである。一方、第6章の事例を参照にした場合、入植地全体の経済の発展は、必然的にアグロヴィラの都市化をもたらすのであり、入植者たちがその過程に常に関心を向けているのは、至極当然のことであったと理解できる。この過程では、都市的な小区画への需要は、アグロヴィラ周辺部の占有を通じて充足されていた。

第3章では、アグロヴィラの発展に、外部からの小規模生産者たちによる新開地の編入という要因が、どのように作用していたのかという点に関しては不鮮明であった。一方、第6章との比較を通じて明らかになったのは、当事者たちがアグロヴィラで小区画の作成に従事していたのは、入植地全体における生産基盤の譲渡が進行し、入植地の経済が発展していった過程と一体になっていたという点である¹⁶⁸。なぜなら、この過程は、入植地で

¹⁶⁷ 筆者はサウン・イリネウの自治体役場を訪問した折に、州政府のレベルでの地方支援事業を担当しているマト・グロッソ州地方研究支援相談事業 (Empresa Matogrossense de Pesquisa, Assistência e Extensão Rural: EMPEAR-MT) の事務所を訪ねた。その事務官からの聞き取りを通じて、筆者はキャンプ・ブリチに関して、また別の角度からの問題認識を得ることができた。事務官は「あそこはファヴェーラになるべくしてなったのだ」と示唆し、INCRAがブラガンサにあるファゼンダ・チグリーニャの収容に失敗し、キャンプがサウン・イリネウのブリチに来た時点で、彼らの行く末は決まっていたと筆者に説明した。つまり、INCRAは土地なしたちがアグロヴィラの周辺を占有することを許す代わりに、この問題を「手打ち」(solução)にしたというのが、彼の見解であった。また、その後の突然の電線や舗装道路の到来に関しては、選挙を目前にした政治家たちの票稼ぎであり、ブリチの観光産業からの要請なども複雑に絡み合う形で実現していったという。実際、サウン・イリネウを地盤とし、その事業を主導した州議会議員は、選挙で勝利を収めることができた。参加者たち自身が、事務官が指摘したような認識で土地なし運動を推進していたのだとしたら、ブリチで起こったキャンプの都市化とは、運動の本来の目的からの「逸脱」であったというよりは、その目的が成就したゆえの現象であったということになる。

¹⁶⁸ 第3章に関しては、アグロヴィラの発展をもたらしていた要因が観光産業であったという点が、筆者がキャンプの都市化という事象を入植地全体の経済の発展との関係性から捉えることを難しくしていたのかもしれない。一方、ブリチで観光地化されていたのは、いずれも入植者たちに農地として分配された土地であった。入植者たち自身には、自らの農地に存在する観光資源とは、もともと取り立てて見向きされるようなものではなかった。しかし、後に都市の観光客によってその価値が発見されたことにより、そこに外部から観光業者たちが入り込み、開発が進められて行った。観光業者たちは入植者たちから観光価値のある区画を買い集め、そこを観光地へと仕立てていった。筆者の調査時点では、アグロヴィラの「ブルジョワジー」となっていた彼らによって、ブリチ一帯の自然公園化の動

のサービス部門の拡大や農場で雇用される地方労働者の増加をもたらすからである。そして、前者が店舗を構え、後者が住居として利用する場所は、アグロヴィラの小区画に求められていたからだ。

(2)の「農地の自発的な策定」では、入植地へと最初期に流入した人々によって農地の分割が進められ、それまでファゼンダであった場所が、当事者たちの手によって入植地の形式性が与えられていった過程に注目した。入植地には主に2つの異なる集団が流入し、両者はいずれもブラジル南部に起源を持っていたが、それぞれ流入した経路と時期が異なっていた。入植地の南半分への入植を担ったのは、マト・グロッソ・ド・スウ州での土地なし運動の参加者たちであった。彼らは先駆者の445世帯であったが、そのうち今日まで入植地に在住していたのは、わずか14世帯のみであった。つまり、本節の分析視座から見た場合、彼らの大多数は私的所有地の擬製が進めていたと同時に、最終的には後続の流入者たちへと生産基盤を譲渡した。一方、入植地の北半分への入植を担ったのは、ホンドーニア州からの流入者たちであった。彼らの場合、ホンドーニアへの移民からおよそ1世代が経過した後、人口増加と飽和が起り、有利な条件での新開地の編入が困難となっていた。こうした状況を打開するため、彼らはノヴォ・クプアスーを含むノロエスチへと流入した。

第4章では、開拓者たちが、INCRAによる政策実施を待たずに農地の獲得を能動的に達成したことに関して、ポセイロたちの事例を通じて考察した。第6章で登場した入植者たちの間でも、ポセイロたちと共通する特徴が観察された。ノヴォ・クプアスーの設立に際して用地に選定された土地は、ファゼンダと呼ばれつつも実質的にはほぼ未開発な原生林であった。それにもかかわらず、そこへ流入してきた入植者の各集団は、農地改革の受動的な受益者としてではなかった。彼らは自ら主体的に未開地への区画割を施し、そこに農地としての形式と機能を付与していった。こうした土地獲得に向けた能動性は、住民組合の会長ヴィトールの語りに明瞭に示されていた。つまり、開拓者たちの間には入植地形成に向けた共通の「見取り図」が存在し、彼らは各自にとっての事業を予定調和的に展開していたのであった。入植地に関する公式性／非公式性といった分類以前に、彼らが適用していたのは、そこにある土地を彼らにとって利用可能な状態へと変換していくための確かな処置であった。政策実施の成否や生産手段の有無にかかわらず、彼らは所有地作成に向けた戦略を共有しており、それは農地改革によって誘発される地域の発展過程に呼応しな

きも取られていた。農地を介した入植地内の経済発展とアグロヴィラの都市化という観点から見た場合、第3章の事例もまた、他の入植地に起こっているのと同様の事象であったと言える。

がら進められていた。

(3)の「生産基盤の構築」では、農地の策定が実現した後、そこが生産活動の場としての属性を帯びていった過程に注目した。それは農地の取引が幾度も繰り返され、やがて小規模生産者たちの生産基盤として編入されていった過程であった。第5章の事例では、入植地の大豆プランテーション化という現象として引き起こされていた。しかし、ノロエスチでは、アグリビジネスが地域全体で優占するような状況は発生していなかった。そのため、ノヴォ・クプアスーでは、カルロス・プレスチスとは異なる形でこの段階が経験されていた。第6章の事例に見られた生産基盤の構築とは、農地の取引が進み、森林資源が枯渇していく過程の後を追う形で展開した。入植地では、木材の採取が一通り完了すると、森林が切り拓かれた場所は牧草地へと転換され、牛の放牧が生産活動の中心を占めるようになった。とりわけ、ノヴォ・クプアスーでは、起伏が多く地形的な制約があったため、入植者たちは(一部のアグロフォレストリーなどを除き)、専ら放牧に依存する形となった。また、彼らの中には、より多くの農地を編入し、中規模生産者に相当する面積規模を経営する者たちも現れるようになっていた。

第5章と第6章では、入植地が置かれた地域の特性が異なり、生産活動のあり方を条件づけていた。一方、入植地が辿った生産基盤の構築へと至る過程を、そこに関与する当事者たちの遷移に着目することで、両者に共通する特徴を導き出すことができる。この過程では、農地からの利潤抽出を試みる当事者が、土地そのものの取引やそこでの天然資源の採取活動に従事する者たちから、耕作や牧畜といった「生産活動」に立脚したアプローチを取る者たちへと転換していった。つまり、入植地における生産基盤が構築していく過程とは、農地の取引を通じて、その利用者が遷移していく過程と一体になっていた。

各章の民族誌の分析を通じて浮き彫りになったのは、アマゾン・フロンティアの土地をめぐる開拓者たちの以下のような関係性である。まず、私的所有地の擬製という事業の従事者たちが意図していたのは、自らが保有する土地とそれを取り巻く状況に「変化」が生じていく過程へと寄与することであった。フロンティアという状況下では、この変化は、自ら投下した改善を通じてだけでなく、単に土地を継続的に保持していくことによってさえもたらされる。なぜなら、周辺地域の発展は、地域全体におけるその土地の意味付けや価値を必然的に変容させていくからである。そして、この過程への寄与を通じて所有地作成者たちが「利潤」として獲得可能となるのは、土地に発生した「変化」そのものである。なぜなら、自らの土地に「変化」がもたらされるということは、その土地が持つ「価値」と、別の地域あるいは別の条件におかれた土地が持つ「価値」との間に、「差異」が発生することを意味するからである。

この「差異」と「価値」との関係性は、土地の「売り手」である所有地作成者と「買い手」である小規模生産者との具体的関係に着目するとより容易に理解できる。小規模生産者からすれば、こうした差異の発生は、その土地の生産基盤として優位性、言い換えるなら、彼らが「価値」として判断する要素が増幅したことを意味する。そのため、所有地作成者は、小規模生産者との間で、にその土地を対価とともに交換することによって、「差異」を「利潤」として抽出することが可能となる。

小規模生産者たちの視点から、この関係性をより詳しく見てみよう。彼らが数世代にわたり、常に奥地を目指して移民を続けてきた動機とは、より安価で、より条件が良く、より大規模な面積の土地を、新たな生産基盤として編入していくという経営戦略を実現するためであった。この戦略では、新開地の編入を実現する費用をより安く抑えることができさえすれば、彼らがその後の生産活動を通じて獲得可能となる利潤がさらに増大することを意味する。そうした条件の土地を獲得するためには、経済的により未開発で、人口が希薄で、正則化が不完全にしか完了していない土地が豊富に存在する地域、すなわち、アマゾンのような奥地を目指すことが、より合理的である¹⁶⁹。とりわけ、フロンティアの入植地とは、そこでの入植者と農地との非公式な関係性により、ことさら安価に農地が入手可能となる場所である。つまり、彼らにとっても、入植地の農地が持つ特徴とは、彼らがより多くの利潤を生み出すうえで有利に働く「差異」なのである。

以上の分析を通じて、よりいっそう鮮明化したのは、この関係性が、一般的に「資本主義」と呼ばれる経済システムの原理を忠実に再現したものであるという点である。ここで筆者が、資本主義という概念によって示唆するのは、(資本家と労働者の関係性によって特徴づけられるような)産業資本主義に特有な生産関係であるというよりは、経済学者の岩井が提起したような、より敷衍された概念としてである。すなわち、岩井によれば資本主義とは、「資本の無限の増殖をその目的とし」、「ふたつの価値体系の間の差異を資本が媒介する」ことで利潤を生み出し、こうした「利潤の絶えざる獲得を追求していく経済機構」である(岩井 1992: 67)。

各章の民族誌で観察されたように、農地改革に関与する当事者たちは、政策が実施されていくそれぞれの過程に、この資本主義の原則を適用し、自らのプロジェクトがより効果的に価値を生み出すように働きかけていた。つまり、私的所有地の擬製に従事する者たち(供給側)も新開地を編入し生産活動に従事する者たち(需要側)も、フロンティアに生

¹⁶⁹ むろん、奥地に行けば行くほど、地価は低下していく。しかし、農業はある程度のインフラや市場へのアクセス性を不可欠な要素とする経済実践である。そのため、小規模生産者たちにとっては、両者の必要条件を中庸に満たす地帯であるフロンティアが最も妥当な選択肢として選定されていると推論できる。

成する差異を利潤として抽出することを不断に追求しており、両者の結節点において、土地の取引、つまり、生産基盤の譲渡という状況が発生していたということになる。

第3節 フロンティアを追い続ける運動

ここまでの分析を通じて、農地改革の諸過程に関与する開拓者たちが、植民地化の進展によりフロンティアへともたらされる政治経済をめぐる諸状況の変化（＝差異）を利潤へと変換し抽出することに注力してきたことを明らかにした。彼らは農地改革のパラダイムに立脚しながら、土地の占有を正当化し、各種政策プログラムを導引し、私的所有地を擬製することで、土地にもたらされた差異（＝増幅された価値）を、土地自体の商品交換を通じて、利潤として抽出することを可能としていた。また、筆者は彼らがこうした事業を実現するために適用してきたのは、資本主義的な利潤抽出の方途を忠実に再現したものであるという点を指摘した。

前節では、異なる性向を持った入植者たちの間で、入植地の農地の取引をめぐるどのような関係性が築き上げられているのかに焦点を当て考察した。一方、本節では、フロンティアのある特定の場所にファゼンダとして策定され、やがて入植地へと転換されていった土地を仮定したうえで、より長期的な時間軸を設定し、その土地から抽出可能な利潤をめぐる、複数の利益当事者たちが入れ代わり立ち代わり関与を続けていく過程を考察する。これらの利益当事者たちの遷移過程に関しては、図7-2に示した通りである。

本節では、民族誌的事例を参照に、ファゼンダから入植地へと至る過程の理念型を設定することで、アマゾン植民地化という現象の地平をより総括的に理解するための認識モデルを提示することを目指す。具体的には、以下の問いについて検討する。(A) この土地に関与する利益当事者がどのように遷移し、それぞれの活動によってどのような変化をもたらされていくのか。そして、(B) 彼らの中で、土地なし運動とは、どのような性向を持った行為者たちの集団として位置づけられるのか。後者の事項に関して、より詳細な問いを立てるなら、以下の通りである。(a) 土地なし運動が、どのような利益をめぐるこの土地に関与しているのか、また、(b) 遷移によって特徴づけられる土地なし運動の活動過程の中で、この土地がどのような働きかけの対象として位置づけられているのか。

この1つの土地をめぐる利益当事者たちの遷移過程の中で、不在地主あるブラジル南部の地方エリートによるファゼンダの造成こそが、他の何よりも先立ち奥地から利潤を抽出するための先駆的なアプローチである。歴史的に見ても、また今日に至っても、地方エリートは奥地の土地を流動的に編入することに多大な関心を傾けてきた。なぜなら、それは彼らが資本を蓄積させていくうえで最も効率的な手段であるからだ。占有を通じて編入さ

れた土地にファゼンダ、つまり大農場としての形式性が与えられるのは、それが占有権の正当性を生み出すためである。フロンティアは時代ごとに変遷していったが、20世紀の後半には、アマゾンの縁辺を帯状に取り囲む諸地域へと移行していった。フロンティアの前進とは、所有の法的根拠が曖昧な広大な占有地としてのファゼンダが、各地で無数に造成されていく過程であった。今日のマト・グロッソに存在する549件の公式な入植地は、大半がファゼンダをINCRAが収用した土地に建てられていた。占有権の正当性を重視するブラジルの司法が土地の収用を困難にしている状況に鑑みれば、これらの入植地は、これまでに築かれてきたファゼンダのうち、ほんの一握りを示しているに過ぎない。

ファゼンデイロたちにとっての中心的関心とは、まず森林資源の採取であるが、彼らがこの事業に乗り出すことが可能なのは、インフラが存在しない原生林から資源を採取し、市場へと搬送するための資本を備えているからである。ファゼンダでの採取活動が一通り完了すると、やがて、そこは放牧を中心とした疎放な生産活動の場所へと移行していく。そして、彼らにとってのもう1つの重要な関心とは、その後の投機である。なぜなら、彼らは土地の売買を通じて、地価の上昇した部分を利潤として抽出することができるからだ¹⁷⁰。ファゼンダでは、その後、生産活動が継続される場合もあれば、投機を専らの目的に、そのまま放置されていく場合もある。後者の場合、長い年月が経過し、実際の所有者が誰なのかさえ分からなる状況も発生する。一方、こうして放置されたファゼンダには、木材採取者やポセイロといった在地の用益者が入り込み、それぞれの目的に応じた利用が進められていく（図7-2の段階①）。

土地なし運動もまた、この段階で活動を開始する在地の利益当事者の1つである。この土地をめぐる利益当事者たちの遷移過程との関連で見た場合、彼らは農地改革を通じて抽出可能となる利益へとアクセスを試みていることになる。INCRAによって、農地改革が実現した場合（パターン①）、ファゼンダは入植地へと遷移していく。また、政策の実施が失敗に終わったとしても、当事者たちの間では入植地のモデルを模倣した非公式な入植地が造成され、INCRAを通じてもたらされる政策的恩恵へのアクセスが継続されていく（パタ

¹⁷⁰ それほど一般的とは言えないが、投機を目的に保有されていた土地から鉱物が発見される場合もある。例えば、筆者が調査中に知り合ったブラジル在住の日本人女性が語っていた彼女の知人に関するエピソードが挙げられる。その人物は、所有していた土地の1つから、偶然、磁器の原料となるカオリンの鉱脈が発見され、それによって一大財産を築きあげたという。筆者の経験から、入植者たちの中には、自分の土地からこうした鉱物が発見される夢を抱いている者が多く含まれていると指摘できる。例えば、入植地での滞在中に筆者がフィールドワーク中の研究者であることを入植者たちに伝えると、彼らの中には筆者の専門が「鉱物学」ではないかと質問してくる者が多かった。ある入植者の女性は、彼女が筆者に対してそうした質問を投げかけたのは、筆者が彼女の土地から何か価値のあるものを発見してくれるのではないかと期待したからだと言っていた。

ーン②)。この土地で土地なし運動が展開し、公式・非公式な入植地が設立されるようになったことは、ファゼンデイロによる土地の放置と在地の用益者による非公式な利用という段階から、農地改革のパラダイムによってこの土地の開発が条件付けられていく段階へと移行したことを意味する（段階②）。やがて、この段階は利益当事者たちによる利潤の追求の結果として、小規模生産者たちによる土地の集積化と生産基盤の構築という段階へとさらに移行していく（段階③）。

これら3つの段階についてより具体的に把握するため、以下では、土地なし運動、とりわけ MST の性向について焦点を当て、彼らがファゼンダの土地への関与を通じて、どのような利益を参加者たちへと媒介する役割を担っているのかを検討する。第4章と第5章の民族誌では、当初の土地なし運動が MST の主導で推進されていた一方で、やがて、参加者たちが MST から離脱し、FETAGRI へと転向していった事例が観察された。こうした転向が発生するのは、MST の運動に関わる者たち全体にとっての土地への志向性に起因していると言える。

ミリタントのハファエウが、彼自身にとっても運動に参加することを決めた当初の動機が単なる土地への関心であったと語っていたように、土地なし運動が参加者たちを運動へと繋ぎとめることを可能としているのは、ひとえに土地獲得の成否であると指摘することができる。また、同じくミリタントのヂジャウマが、MST は農地改革を目的とした社会運動であり、その目的自体が達成されれば運動が解消されるのは当然のことだと語っていた。これらの語りからは、彼らにとって、土地の獲得自体が、実質上、運動の最も重要な部分と位置付けられているという点が垣間見られた。実際、ミリタントたちのこうした示唆は、第4章の事例にも様々な形で表出していた。マデイランヂアでの運動を指揮していたミリタントたちは、土地の獲得が実現する機会を常に優先的に追求し、INCRA が収用に成功する可能性がより高いファゼンダに標的を定めながら、運動の舞台を頻繁に移転させていた。そして、彼らは、その地域一帯に公式・非公式な入植地をいくつも打ち立てておきながら、最終的には、そこからほぼ完全に姿を消していった。

MST は、社会運動を通じて農地改革の政策プログラムを媒介し、参加者たちへと農地を分配することで富の不平等を解決することを標榜している。イデオロギーの上では、不平等の解決こそが彼らにとっての目的であり、土地の獲得はそのための手段と位置付けられている。しかし、その実態においては、本来は手段であったはずの土地の獲得が、運動そのものの目的へと転化している。それは、参加者たちの動機が、土地の獲得であり、MST は手段を目的へと転化させない限り、参加者たちからの支持を獲得することができないからである。参加者たちの目的が未だ達成されていない状況において、ミリタントたちは彼

らを運動のイデオロギーに従わせ、動員することができる。

しかし、一度、入植地の設立が実現すれば、ミリタントたちは、それまで参加者たちに及ぼすことができていた強制力を次第に消失していくことになる。なぜなら、参加者たちの間からは、ミリタントからの要求に従う理由がなくなり、彼らは本来の自律性を回復していくからである。入植者たちが MST から FETAGRI の側へと転向していくのも、こうした文脈において引き起こされていた¹⁷¹。参加者たちの自律性が回復したことにより、彼らが土地の獲得を通じて実現しようとしていたプロジェクトも実行へと移されていくことになる。

土地なし運動の参加者たちにとって活用可能な資源とは、農業生産の場としての土地ではなく、「交換価値」を持つ存在としての土地である。つまり、彼らは、資本主義の原理を適用し、獲得した資源を差異の備わった商品として取引することで、そこから利潤を抽出しようとする。実際、それは入植地が設立されて間もなくのうちに、当初の参加者たちの大多数が土地を売却し入植地を離れていくという事実にも明瞭に示されている。つまり、彼らがフロンティア資本主義という文脈上で演じているのは、農地改革の政策プログラムを媒介することで生成された安価でかつ価値が増幅された農地を、その農地を実際に必要としている小規模生産者へと譲渡していく「ブローカー」（仲介者）としての役割である。

ここで注目すべきなのは、MST を特徴づけている顕著な特質とは、この運動自体が活動場所を絶え間なく遷移させていくことを前提に営まれているという点である。ここで筆者が示唆するところの遷移とは、彼らが占拠可能なファゼンダを探して地域内や州内を転移し続けているということ、また、1つの入植地ができあがると新たな活動場所を探して動き続けているということだけに留まらない。第5章でミリタントのオクタヴィオのナラティブを通じて言及したように、彼らの動きをブラジル全土という尺度から俯瞰した場合でも、彼らはその活動の中心地を時代ごとに遷移させ続けてきた。つまり、彼らはもともと南部に拠点を置く地域的な運動であったが、やがて、州ごとの拠点を持つ全国的な運動へと発展し、今日では中西部や北東部の内陸地帯へと、運動の最盛地帯を移行させている。そして、この運動の前線はノルタウンの方向へと向けて北上を続けていた。

¹⁷¹ 筆者は、イパチングの農業労働組合の会長であるスイミアウンに、なぜイパチングやマデイランディアでは、MSTによって土地なし運動が着手されてきた一方で、入植地が設立されると、入植者たちは押し並べて FETAGRI へと転向していったのかと質問してみた。それに対して、彼は以下のように説明した。土地を獲得するまでの間、参加者たちはミリタントに依存しているため、彼らはその言いなりになるしかない。しかし、一旦、入植地ができ、彼らが土地や家といった基盤を獲得すると、彼らの意思決定の自由度は増していく。そして、彼らは自分たちで組合を立ち上げ、FETAGRI へと加盟し、やがて最終的には MST からも離脱していく。

MST がこのような遷移を絶えず続けているのは、南部ではすでに所有地の正則化が進み彼らが占拠できる土地がすでに消滅しつつあるという背景が挙げられる。そして、その一方で、今日、占拠の対象となりうるファゼンダが豊富に存在しているのが、かつて「奥地」としての機能を果たしていた内陸地帯やアマゾン・フロンティアへと移行している。つまり、本節の始めに言及したように、不在地主たちが奥地に造成し流動的に編入した大規模な占有地、すなわち、疎放に利用され所有の法的根拠が曖昧なファゼンダが無数に存在している地域こそが、MST がその活動のために最も必要としている場所なのである。

以上の事実から明らかになるのは、MST がフロンティアを絶えず追いかけて展開する運動であるという点である（むろん、これは土地なし運動全般に関しても言えることである）。フロンティアとは、不在地主であるファゼンデイロたちが差異から利潤を抽出するために形成していった資本主義経済の最前線であるが、土地なし運動はこうしたフロンティアへと身を投じることで、活動の場所を絶え間なく遷移させ続けているということになる。なぜなら、そこには彼らの支援と協力を必要としている「支持者」たち、言い換えるなら、「土地なし」と呼ばれる小規模で非公式な農地のブルーカーたちが、無数に存在しているからである。MST による農地改革への要求の言説は左翼の語彙によって構成されている一方で、この運動は、フロンティアの土地に発生する差異（＝利潤）を追求する営みであるという点において、完全に資本主義的な性格を持つものである。

土地なし運動を理解するうえで、フロンティアという地平の持つ特質との関連から留意すべきなのは、この運動がイデオロギーと実態の間の矛盾の中で「欺瞞」を演じているわけではないという点である。なぜなら、第5章で指摘したように、フロンティアという状況下では、近代西欧の社会契約に由来する諸概念と、それらを参照に実際の行為者たちが繰り出す諸実践との間には、様々な乖離と転倒が引き起こされるからである。それは社会的世界（＝社会契約によって秩序付けられた世界）が、その「外部」へと向けて際限なく増殖していくフロンティア特有の状況に起因している。一方、見方を変えると、こうしたフロンティア的状况は、そこに形成される社会が、社会契約を通じて課される様々な制約から、相対的に「自由」であることを意味する。

これは、第4章でバンデイランチ入植地のリーダーとして登場したホドゥリーゴの事例に明瞭に表れていたと言える。もともと MST のミリタントであった彼は、土地なし運動を通じて複数の土地を獲得・売却した後、今度は FETAGRI のリーダーとして土地なし運動を推進していた。また彼に限らず、マデイランチアの FETAGRI の活動家たちは、いずれも同様の経歴を持った人物によって構成されていた。つまり、彼らは社会運動の活動家から、土地のブローカーへと転身し、そして再び活動家へと転身することに成功している。

フロンティアという状況は、土地なし運動の活動家と土地のブローカーという一見相いれない2つの属性を、1人の人物の中に継ぎ目なく共存させることを可能としていた。

本節では、フロンティアのある特定の地点にファゼンダとして策定され、やがて入植地へと転換された土地を仮定したうえで、その土地をめぐる複数の利益当事者たちが遷移を繰り返していく過程について理念的な議論を展開した。この考察を通じて、アマゾン植民地化という現象の地平に関して、以下のような認識モデルを提示することができる。この土地では、(1)不在地主であるファゼンデイロによる占有を皮切りに開発が着手される。やがて、(2)ファゼンダが放置された後は、木材採取者やポセイロなどの在地の用益者や農地改革のパラダイムをもとに入植地の設立を目指す土地なし運動が入り込む。(3)入植地が設立された後は、農地を獲得した入植者たちが土地取引のブローカーとしての活動を開始する。そして、最終的には、(4)入植地の農地は小規模生産者によって生産基盤として編入されていく。

この遷移過程においては、複数の利益当事者たちが出現し、入れ代わり立ち代わり、この土地への関与を画策していく。これらの利益当事者たちは、各自にとっての利益を獲得するためにフロンティアへと流入していく個人・集団であるが、それぞれは、まったく異なる性向の持ち主たちである。彼らは各自に固有な利潤抽出のモード¹⁷²と内在化された論理を持ち、それらを適用することでフロンティアでの事業を推進する。彼らは、フロンティアの土地を占有すると、各自の知識、技術、資本からなる利潤抽出のモードを適用し、各自にとっての資源の獲得を可能にする。

しかし、そこから獲得可能な資源は、やがて、徐々に枯渇していくことになる。1つのモードによるアプローチが利潤を出し尽くすと、そのモードの実践者たちは他所へと移り

¹⁷² この利潤抽出のモードに関してより詳しく説明するなら、大豆耕作者の事例がよく当てはまる。ノルタウンでは1970年代に最初の公的植民地化が実施された時、新たに建設された主要道路の沿線上のほとんどの土地は、森林資源の採取後、牧草地へと転換されていた。しかし、今日では、それらの土地は大豆畑へとつくり変えられている。かつての時代に牧畜が利潤抽出の支配的なモードであったのは、そこに存在する昆虫や雑草の影響を有効に抑え、作物を効率的に生産するための手段が、それ以外になかったからである。しかし、その後、そこが大豆畑へと転換したのは、大豆産業の担い手たちの到来が遺伝子組み換え品種の導入と一体となっていたことと関連している。つまり、農薬耐性を持つ品種を導入することは、原生の生物相からの影響を効果的に抑え、高い生産性を上げることを可能にしたからだ。そして、大豆とその関連商品とは世界規模での巨大な需要のある商品であり、放牧よりもはるかに高い利潤効率性と商品としての優位性を持っていた。このように、フロンティアでは、商品として抽出可能な生態資源は、それぞれの時代で適応可能な技術の変化とともに遷移し続けている。つまり、1つの利潤抽出のモードからは、特定の資源だけを商品化することができ、1つの地点に対して適応されるモードは、時代を追うごとに遷移していく過程を辿る。

去らざるを得なくなる。彼らは自らモードが有効性を持つ別の土地を探し出し、そちらへ向けて移動していく。そして、彼らは以前の土地で展開していたのと同様の事業を再びその土地でも展開していく。1つのモードの実践者が去り、空白化したその土地には、別のモードの実践者たちが、彼らにとっての利潤を抽出するために流入してくる。

それぞれの当事者が1つの土地への流入と退去を不断に繰り返していくため、利益当事者たちのこうした行動パターンは、その土地へと順次押し寄せては引いていく「波」のようなものであると喩えることができる。これらの利益当事者たちの行動パターンが、「遷移」として筆者の理解に投影されたのは、彼らがこうした波状の運動を繰り返すことによって、フロンティアへと生成される差異を利潤として抽出することを不断に探究していたからである。

土地なし運動とは、フロンティアの1つの土地に複数押し寄せてくる波の1つである。彼らは地方労働者としての属性を持った所有地作成者と小規模生産者によって構成されている。つまり、彼らは今日の農地改革のパラダイムの中でフロンティアでの利潤抽出を可能とする集団の組合せである。すなわち、前者は土地、すなわち生態資源の産出基盤としての地表の一部を、私的所有地の擬製を通じて商品交換していた。一方、後者は、前者が提供する商品が、その非公式性ゆえに市場価格よりも安価に取得可能であるため、それらを生産基盤として流動的に編入することで利潤獲得上の優位性を達成していた。

第4節 政治経済学の視点から捉える政治-生態

本論を通じて、ノルタウンでこれまで実施されてきた農地改革の諸相に関する政治経済論を提示した。最後に本節では、本論全体の議論を締めくくるにあたり、アマゾン植民地化に関わる諸事象を政治経済をめぐる問題として浮き彫りにするために本章全体の分析視座からはあえて捨象してきた要素を、もう1つの分析軸として「還元」することを試みる。すなわち、本論に登場した政治経済に関わるあらゆる事象を成立可能としている基盤である生態環境という要素を記述の中へと還元し、「政治-生態」という認識のモードから、本章における分析全体の総括を試みる。

アマゾン・フロンティアの開拓者たちによる経済活動、換言すれば、利潤獲得へ向けた諸実践とは、その地域の生態環境が持つ生産性自体に依存した活動である。なぜなら、彼らの経済活動は、生態資源の採取と生産、あるいは、それら産出を可能とする地表の一部、つまり、彼らが「所有地」、または単に「土地」と呼ぶものを、私的所有物として切り取り、商品交換することを可能とするための営みであった。

政治-経済をめぐる問題が政治-生態と不可分な連続性の中にあり、両者の関係性にダ

イナミズムをもたらしているのが資本主義の原理であるという認識は、わざわざ本論の主題を引き合いに出すまでもなく、今日の政治経済に関わるあらゆる事象を条件付けている自明の前提であると言える。筆者が、本論の締めくくりに、あえてこの問題の政治生態学的側面に拘泥する理由は、開拓者たちが、アマゾンのテーハ・フィルミの生態環境をどのように認識し、働きかけているのかという問題に対して、より深い理解を導き出すためである。

ここで改めて探究すべきなのは、なぜ当事者たちが、地表の一部を境界線によって領域付け、私的所有物として擬製することに多大な関心を傾けるのかという問いである。つまり、人々が獲得した土地からの生産活動によってではなく、土地自体の商品化によって経済活動を営むように仕向けていたのは、テーハ・フィルミに特有の土壌条件や生物相といった生態環境である。より具体的に言うならば、人々が関心を向けている「土地」とは、その言葉によって漠然と把握される地理的空間なのではなく、この地域における土壌、すなわち、それが堆積した「地表」に相当する部分が、どのような働きかけを通じて生産物を産出する性質を持つのかという問題なのである。

20世紀の後半以降、マト・グロッソがブラジル随一の穀倉地帯へと発展を遂げていった要因とは、(1) 従来の農耕技術では活用不可能な生態環境により、人口が希薄な地域であったという点、その一方で、(2) 近代的な農業技術（土壌改良と農薬散布）を適用すれば、灌漑設備に頼らずとも耕地としても拡大可能な土地が豊富に存在していた点、そして、(3) アグリビジネス従事者にとっては、(1) の背景によって、耕地の集積化を容易に達成することが可能であったという点であった。また、生産活動に直結した技術適用に加え、インフラの設置、そして、大豆アグリビジネスに象徴されるように、生産物を加工し、流通させるための産業複合体の構築こそが、この地域における農業の発展にとっては不可欠な要因であった。

つまり、こうした特殊かつ複合的な技術介入の投下があつてこそ、この地域の土地は耕地として利用可能になったのである。こうした技術介入の導入可能性とは、資本の有無と直結している。しかし、獲得した土地を耕地へと変換していくための資本を備えていない当事者にとっては、獲得した土地を資本を備えた利益当事者へと引き渡していくことが、利潤を抽出するうえで実現可能な選択肢となる。つまり、ここでの土地の価値とは、生産性なのではなく、交換可能性なのである。

本章では、政治経済論の分析枠組みを通じて、ノルタウンにおける農地改革の諸過程に関与する当事者たちの間に構築された諸関係について、土地を介した利潤追求に向けた資本主義的な実践として捉える認識モデルを提示した。一方、農地改革を通じて獲得可能に

なった土地を媒介に、当事者たち間でこうした関係性が構築されていくのを根底から規定していた要因とは、上述したような、この地域に特有な生態環境そのものの性質に他ならない。

農地改革を通じて分配された土地が、単純な労働投下を通じて生産基盤として有効に活用可能なのであれば、それが受益者たちの中で「農民」的な自律を達成するための基盤へと変化していく何らかの徴候が観察されるはずである。あるいは、受益者たちの間では、タウシグが指摘したようなアグリビジネスによる賃金労働制への包摂と農民経済との接合状態が生み出されるはずである (Taussig 1980: 92)。一方、ノルタウンで広く観察される当時者たちの実践とは、筆者がこれまでの民族誌を通じて、様々なヴァージョンとして繰り返し描き出してきたような、私的所有地の擬製にもとづく生産基盤の譲渡を志向するものであった。つまり、それは土地の商品化を通じた差異の抽出というアプローチであった。そして、その実践者たちとは、占有可能な土地と、そこに生じる利潤の抽出を求めて、カポエイラの茂るファゼンダの廃墟と複数の居住基盤との間を遊動し続ける人々であった。

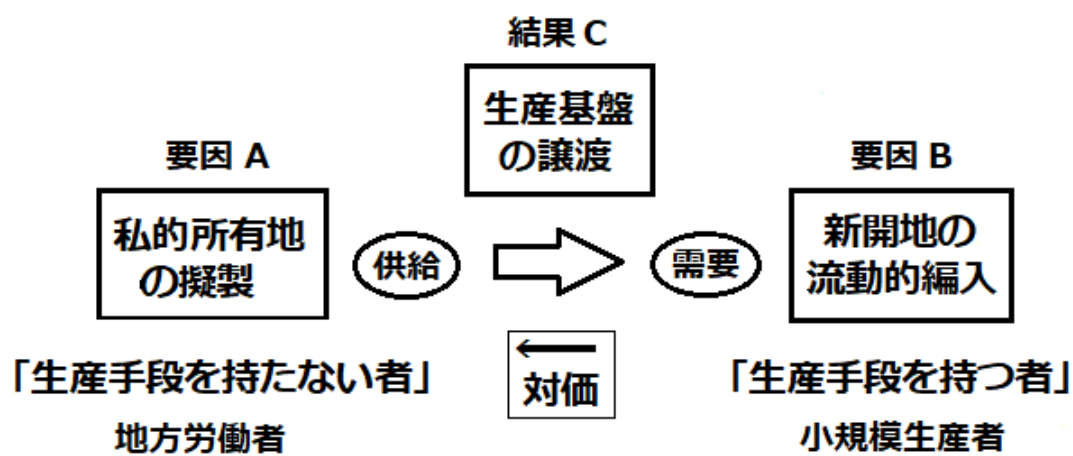


図 7-1 入植地の農地をめぐる当事者間の関係性
出所: 筆者作成

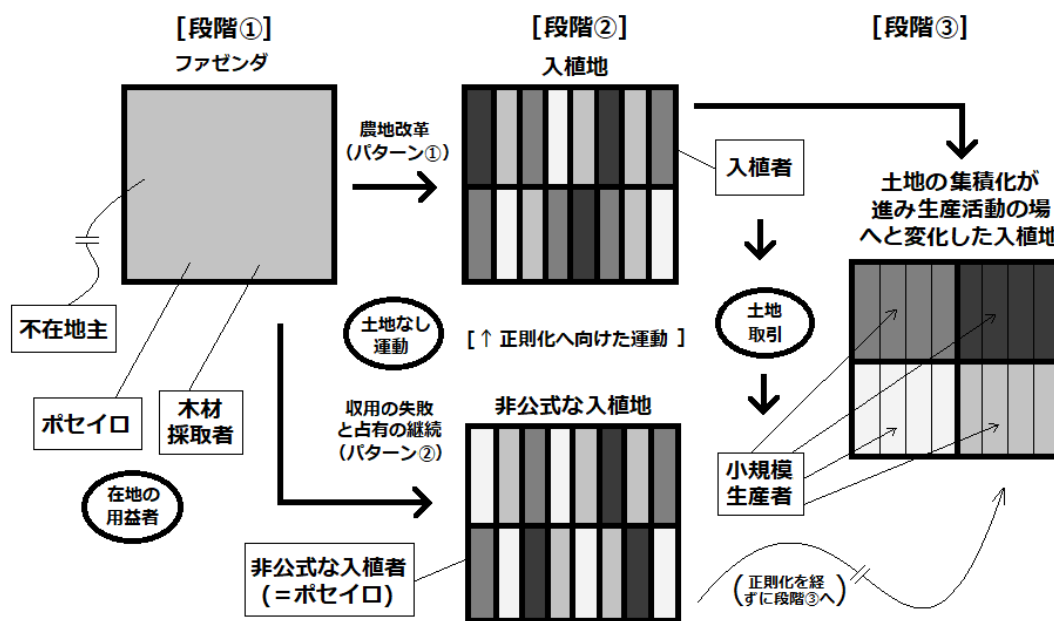


図 7-2 ファゼンダが農地改革を介して遷移していく過程
出所: 筆者作成

参考文献

<著作・政府刊行物>

Albuquerque, Virgilius

- 2011 A Formação da Classe Empresarial Brasileira. *Cadernos EBAPE. BR 9 (2): 262-281.*

Alston, Lee J., Gary D. Libecap and Bernardo Mueller

- 1999 *Titles, Conflict, and Land Use: The Development of Property and Land Reform on the Brazilian Amazon Frontier.* Ann Arbor: University of Michigan Press.

Althusser, Louis

- 2006 *Philosophy of the Encounter: Later Writings 1978-1987.* London: Verso. (ルイ・アルチュセール、2011『哲学について』今村仁司訳、筑摩書房。)

Alves, Leonice Aparecida de Fátima e Vitale Joanoni Neto

- 2008 O “Estatuto da Terra” e as Políticas Agrárias no Mato Grosso: Algumas Reflexões. In João Carlos Barrozo ed. *Mato Grosso: A (Re)ocupação da Terra na Fronteira Amazônica (Século XX).* pp. 28-42. Cuiabá: UFMT.

Arce, Albert and Norman Long

- 2002 Bridging Two Worlds: An Ethnography of Bureaucrat-Peasant Relations in Western Mexico. In Mark Hobert ed. *An Anthropological Critique of Development: The Growth of Ignorance.* pp. 179-208. London: Routledge.

Binswanger, Hans P.

- 1991 Brazilian Policies that Encourage Deforestation in the Amazon. *World Development 19 (7): 821-829.*

Bourdieu, Pierre

- 1986 The Forms of Capital. In John G. Richardson ed. *Handbook for the Theory and Research for the Sociology of Education.* pp. 241-258. Westport: Greenwood Press.

Branford, Sue and Jan Rocha

- 2002 *Cutting the Wire: The Story of Landless Movement in Brazil.* London: Latin American Bureau.

Bunker, Stephen G.

- 1985 *Underdeveloping the Amazon: Extraction, Unequal Exchange, and the Failure of the Modern State*. Chicago: University of Chicago Press.

Campbell, Jeremy M.

- 2014 Speculative Accumulation: Property-Making in the Brazilian Amazon. *Journal of Latin American and Caribbean Anthropology* 19 (2): 237-259.
- 2015a *Conjuring the Property: Speculation and Environmental Future in the Brazilian Amazon*. Seattle: University of Washington Press.
- 2015b The Land Question in Amazonia: Cadastral Knowledge and Ignorance in Brazil's Tenure Regularization Program. *Political and Legal Anthropology Review* 38 (1): 147-167.

Cardoso, Fernando H. e Geraldo Müller

- 1977 *Amazônia: Expansão do Capitalismo*. São Paulo: ED, Brasiliense.

センメル、バーナード

- 1982 『社会帝国主義史：イギリスの経験 1895-1914』野口建彦訳、みすず書房。

Cleary, David

- 1993 After the Frontier: Problems of Political Economy in the Modern Brazilian Amazon. *Journal of Latin American Studies* 25 (2): 331-349.

Cohn, Bernard S.

- 1989 Law and the Colonial State in India. In June Starr and Jane F. Collier eds. *History and Power in the Study of Law: New Directions in Legal Anthropology*. pp. 277-301. Ithaca: Cornell University Press.

CPT

- 2014 *Conflitos no Campo no Brasil 2013*. Goiânia: CPT.

クラストル、ピエール

- 1989 『国家に抗する社会：政治人類学研究』渡辺公三訳、水声社。

デーヴィス、シェルトン

- 1985 『奇跡の犠牲者たち：ブラジルの開発とインディオ』関西ラテンアメリカ研究会訳、現代企画室。

Dean, Warran

- 1971 Latifundia and Land Policy in Nineteenth-Century Brazil. *Hispanic Historical*

- American Review* 51 (4): 606-625.
- Descola, Phillip
 1994 *In the Society of Nature: A Native Ecology in Amazonia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Descola, Phillip and Gísli Pálsson
 1996 Introduction. In Phillip Descola and Gísli Pálsson eds. *Nature and Society*. pp. 1-21. London: Routledge.
- Deslandes, Ann
 2009 Moving Encounters. *Cultural Studies Review* 15 (1): 151-165.
- Doolittle, Amity A.
 2005 *Property and Politics in Sabah, Malaysia: Native Struggles over Land Rights*. Seattle: University of Washington Press.
- Ellickson, Robert C.
 1991 *Order without Law: How Neighbors Settle Disputes*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Fearnside, Philip M.
 2008 The Roles and Movements of Actors in the Deforestation of Brazilian Amazonia. *Ecology and Society* 13 (1): 23.
- Foweraker, Joe
 1981 *The Struggle for Land: A Political Economy of the Pioneer Frontier in Brazil from 1930 to the Present Day*. Cambridge: Cambridge University Press.
- French, John D.
 2004 *Drowning in Laws: Labor Law and Brazilian Political Culture*. Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- グレーバー、デヴィッド
 2008 『資本主義後の世界のために』 高祖岩三郎訳、以文社。
- Gudeman, Stephen and Alberto Rivera
 1991 *Conversation in Columbia: The Domestic Economy in Life and Text*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Harris, Mark
 2000 *Life on the Amazon: The Anthropology of a Brazilian Peasant Village*. Oxford: Oxford University Press.

- Harvey, David
 1989 *The Condition of Postmodernity: An Enquiry into the Origins of Cultural Change*. Oxford: Blackwell.
- Hetherington, Kregg
 2011 *Guerilla Auditors: The Politics of Transparency in Neoliberal Paraguay*. Durham: Duke University Press.
- Holston, James
 1991 The Misrule of Law: Land and Usurpation in Brazil. *Comparative Studies in Society and History* 44 (3): 695-725.
 2008 *Insurgent Citizenship: Disjunctions of Democracy and Modernity in Brazil*. Princeton: Princeton University Press.
- Ianni, Octávio
 1979 *Colonização e Contra-Reforma Agrária na Amazônia*. Petrópolis: Vozes.
- IBGE
 1990 *Divisão Regional do Brasil em Mesorregiões e Microrregiões Geográficas*. Rio de Janeiro: IBGE.
 2006 *Censo Agropecuário: Brasil, Grandes Regiões e Unidades da Federação*. Rio de Janeiro: IBEG.
 2010a *Sinopse do Censo Demográfico 2010*. Rio de Janeiro: IBEG.
 2010b População Residente, Total e Respectiva Distribuição Percentual, por Situação do Domicílio e Sexo, e Razão de Sexo, Segundo os Municípios e as Classes de Tamanho da População dos Municípios Mato Grosso 2010. Rio de Janeiro: IBEG.
 2011 [2003] *Geoestatísticas de Recursos Naturais da Amazonia Legal*. Estudos e Pesquisas Informacao Geografica. Rio de Janeiro: IBGE.
- INCRA
 2011 *Projetos de Reforma Agraria Conforme Fases de Implementação*. Brasília: INCRA
 2013 *Sistem Nacional de Cadastro Rural: Índice Básica de 2013*. Brasília: INCRA.
 2015 *Projetos de Reforma Agraria Conforme Fases de Implementação*. Brasília: INCRA.
- 岩井克人
 1992 『ヴェニス商人の資本論』筑摩書房。

- Jepson, Wendy
 2006 Private Agricultural Colonization on a Brazilian Frontier, 1970-1980. *Journal of Historical Geography* 32: 839-863.
- Latour, Bruno
 1991 *We Have Never Been Modern*. Cambridge: Harvard University Press.
- レヴィ＝ストロース、クロード
 2001 [1955] a 『悲しき熱帯 I』 川田順造訳、中央公論社。
 2001 [1955] b 『悲しき熱帯 II』 川田順造訳、中央公論社。
- Lima, Ruy Cirne
 2002 [1954] *Pequena História Territorial do Brasil*. Goiânia: UFG.
- Lisansky, Judith
 1989 *Migrants to Amazonia: Spontaneous Colonization in the Brazilian Frontier*. Boulder: Westview Press.
- ロック、ジョン
 2010 『統治二論』 加藤節訳、岩波書店。
- Long, Norman
 2001 *Development Sociology: Actor Perspectives*. London: Routledge.
- Macpherson, C. B.
 1962 *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*. Oxford: Oxford University Press. (C. B. マクファーソン、1980『所有的個人主義の政治理論』 藤野涉他訳、合同出版。)
- 真島一郎
 2006 「中間集団論：社会的なるものの起点から回帰へ」『文化人類学』 71 (1): 24-49。
- Marques, Gilberto S.
 2013 SPVEA: O Estado na Crise do Desenvolvimento Regional Amazônico (1953-1966). *Revista da Sociedade Brasileira de Economia Política* 34: 163-198.
- Martins, José de Souza
 1984 The State and the Militarization of the Agrarian Question in Brazil. In Marianne Schminck eds. *Frontier Expansion in Amazonia*. pp. 463-490. Gainesville: University of Florida Press.
 2002 Representing the Peasantry?: Struggle for/about Land in Brazil. *Journal of*

Peasant Studies 29 (3): 300–335.

マルクス、カール

- 1964 『経済学・哲学草稿』城塚登他訳、岩波書店。
 1972a 『国民文庫 (25) 資本論 (3) : 第一巻 第三分冊』岡崎次郎訳、大月書店。
 1972b 『国民文庫 (25) 資本論 (6) : 第三巻 第一分冊』岡崎次郎訳、大月書店。

Maybury-Lewis, Biorn

- 1994 *The Politics of the Possible: The Brazilian Rural Workers' Trade Union Movement, 1964-1985*. Philadelphia: Temple University Press.

Medeiros, Leonilde Servolo

- 2007 Social Movements and the Experience of Market-Led Agrarian Reform in Brazil. *Third World Quarterly* 28 (8): 1501-1518.

Meggers, Betty J.

- 1996 [1971] *Amazonia: Man and Culture in Counterfeit Paradise*. Washington, DC: Smithsonian Institution of Scholarly Press. (B. J. メガーズ、1977 『アマゾンニア : 偽りの楽園における人間と文化』大貫良夫訳、社会思想社。)

Merry, Sally

- 1988 Legal Pluralism. *Law and Society Review* 22 (5): 869-896.
 1991 Law and Colonialism. *Law and Society Review* 25 (4): 889-922.

Mintz, Sydney W.

- 1989 [1974] *Caribbean Transformations*. New York: Columbia University Press.

Moore, Sally F.

- 1989 History and the Redefinition of Custom on Kilimanjaro. In June Starr and Jane F. Collier eds. *History and Power in the Study of Law: New Directions in Legal Anthropology*. pp. 277–301. Ithaca: Cornell University Press.

Moran, Emilio F.

- 1975 Pioneer Farmers of the Transamazon Highway: Adaptation and Agricultural Production in the Low Land Tropics. PhD Dissertation, University of Florida.
 1981 *Developing the Amazon*. Bloomington: Indiana University Press.

Nascimento, José Rente

- 1985 Brazilian Amazon Development and the Forest-based Sector. PhD Dissertation, University of Minnesota.

- Navarro, Zander
2010 Brazilian Landless Movement (MST): Critical Times. *REDES* 15 (1): 196-223.
- Nielsen, Morten
2011 Inverse Governmentality: The Paradoxical Production of Peri-urban Planning in Maputo, Mozambique. *Critique of Anthropology* 31(4): 329-358.
- Notes from Nowhere eds.
2003 *We Are Everywhere: The Irresistible Rise of Global Anti-capitalism*. London: Verso.
- Nugent, Stephen
1993 *Amazonian Caboclo Society: An Essay on Invisibility and Peasant Economy*. Oxford: Berg.
- Ondetti, Gabriel
2011 *Land, Protest, and Politics: The Landless Movement and the Struggle for Agrarian Reform in Brazil*. Philadelphia: Pennsylvania State University Press.
- Ozorio de Almeida, Anna Luiza
1992 *The Colonization of the Amazon*. Austin: Texas University Press.
- Pace, Richard
1992 Social Conflict and Political Activism in the Brazilian Amazon: A Case Study of Gurupá. *American Ethnologist* 19 (4): 710-732.
- Paiva, Odair da Cruz
2008 Política de Colonização em São Paulo (1890-1945) Núcleos Coloniais e Áreas de Colonização: Subsídios à Grande Propriedade. *Sociedade em Debate* 14 (2): 35-53.
- Parker, Eugene ed.
1985 *The Amazon Caboclo: Historical and Contemporary Perspectives*. Williamsburg: College of William and Mary.
- Penna, Camila
2012 Participation and Land Reform in Brazil: Tracing Connection between Bureaucrats and Social Movements. *Przełqd Socjologiczny* 61 (4): 123-142.
- Pignati, Wanderlei, Noemi Pereira Oliveira, e Ageo Mário Cândido da Silva
2014 Vigilância em Saúde e Agronegócio: Os Impactos dos Agrotóxicos na Saúde e no Ambiente. Perigo à Vista! *Ciência & Saúde Coletiva* 19 (12): 4709-4718.

- Polanyi, Karl
1954 [1944] *The Great Transition: The Political and Economic Origins of Our Time*. Boston: Beacon Press.
- Rausch, Lisa
2014 Convergent Agricultural Frontiers in the Settlement of Mato Grosso, Brazil. *Historical Geography* 42: 276-297.
- Rey, Pierre-Philippe
1982 Class Alliances. *International Journal of Sociology* 12 (2): 1-87.
- Rosa, Deocleciano Bittencourt et al.
2007 A Distribuição Espacial das Chuvas na Porção Centro Oeste do Estado de Mato Grosso-Brasil. *Revista Eletrônica da Associação dos Geógrafos Brasileiros* 1(5): 127-152.
- Ross, Eric B.
1978 The Evolution of the Amazonian Peasantry. *Journal of Latin American Studies* 10 (1): 193-218.
- Sá, Rogério de Oliveira
2010 Dinâmica da Acumulação do Capital no Norte de Mato Grosso: Estudo Relativo à Indústria da Madeira e da Carne (1970-2007). Dissertação de Mestrado, Universidade Federal de Mato Grosso.
- Santos, José Vicente Taveres dos
2008 Programma de Colonização Terranova. In João Carlos Barrozo ed.. *Mato Grosso do Sonho à Utopia da Terra*. pp. 97-140. Cuiabá: UFMT.
- Schmink, Marianne
1982 Land Conflicts in Amazonia. *American Ethnologist* 9: 341-357.
- Sigaud, Lygia
2005 As Condições de Possibilidade das Ocupações de Terra. *Tempo Social*. 17(1): 255-279.
2008 A Collective Ethnographer: Fieldwork Experience in the Brazilian Northeast. *Social Science Information* 47(1): 71-97.
- Simmons, Cynthia S. et. al.
2007 The Amazon Land War in the South of Pará. *Annals of the Association of American Geographers* 97 (3): 567-592.

- Sparovek, Gerd
2008 *Estudos de Reordenamento Agrário 2: Avaliação de Impacto do Programa Nacional de Crédito Fundiário*. Brasília: MDA.
- 杉島敬志
1997 「序論：土地・身体・文化の所有」杉島敬志編、『土地所有の政治史：人類学的視点』pp. 11-52、風響社。
- Taussig, Michael T.
1980 *The Devil and Commodity Fetishism in South America*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Toni, Fabiano
1999 *State-Society Relations on the Agricultural Frontier: The Struggle for the Credit in the Transamazônica Region*. PhD Dissertation, University of Florida.
- Tsing, Anna L.
2005 *Friction: An Ethnography of Global Connection*. Princeton: Princeton University Press.
- van Velsen, Jaap
1979 The Extended-Case Method and Situational Analysis. In A. L. Epstein and Max Gluckman eds. *The Craft of Social Anthropology*. pp. 129-149. Oxford: Pergamon Press.
- Verdery, Katherine
2003 *The Vanishing Hectare: Property and Value in Postsocialist Transylvania*. Ithaca: Cornell University Press.
- Wagley, Charles
1976 [1953] *The Amazon Town: A Study of Man in the Tropics*. London: Oxford University Press. (C. ワグレイ、1973 『アマゾンの町：熱帯と人間』小野功他訳、新世界社。)
- Wagley, Charles ed.
1974 *Man in the Amazon*. Gainesville: University Presses of Florida.
- Weaver, John C.
2003 *The Great Land Rush and the Making of the Modern World, 1650-1900*. Montreal: McGill-Queen's University Press.

- Weiner, Annette
 1992 *Inalienable Possessions: The Paradox of Keeping-while-giving*. Berkeley: University of California Press.
- Wolford, Wendy
 2010a Participatory Democracy by Default: Land Reform, Social Movements and the State in Brazil. *Journal of Peasant Studies* 37 (1): 91-109.
 2010b *The Land Is Ours Now: Social Mobilization and the Meaning of Land in Brazil*. Durham: Duke University Press.
- Zart, Laudemir Luiz
 1998 Desencanto na Nova Terra. Assentamento no Município de Lucas do Rio Verde-MT na Década de 80. Dissertação de Doutrado, Universidade Federal de Santa Catarina.

<インターネット資料>

IBGE

- 2012 Biomas Brasileiros. [<http://7a12.ibge.gov.br/images/7a12/mapas/Brasil/biomas.pdf>] (最終閲覧日: 2017年9月5日)
- 2014 Amazônia Legal. [ftp://geofp.ibge.gov.br/cartas_e_mapas/mapas_regionais/sociedade_e_economia/amazonia_legal/amazonia_legal_2014.pdf] (最終閲覧日: 2017年9月5日)
- 2015 Estado de Mato Grosso Cobertura e Uso da Terra. [ftp://geofp.ibge.gov.br/informacoes_ambientais/cobertura_e_uso_da_terra/uso_atual/mapas/unidades_da_federacao/mt_uso.pdf] (最終閲覧日: 2017年9月5日)
- 2017 Acesso à Informação. [<http://acessoainformacao.ibge.gov.br/>] (最終閲覧日: 2017年9月5日)
- n. d. [a] Cartograma Mesorregiões. [<http://www.ibge.gov.br/home/geociencias/cartogramas/mesorregiao.html>] (最終閲覧日: 2017年9月5日)
- n. d. [b] Cartograma Microrregiões. [<https://www.ibge.gov.br/home/geociencias/cartogramas/microrregiao.html>] (最終閲覧日: 2017年9月5日)
- n. d. [c] Físico. [ftp://geofp.ibge.gov.br/produtos_educacionais/atlas_educacionais/atlas_geografico_escolar/mapas_do_brasil/mapas_nacionais/fisico/brasil_fisico.pdf] (最終閲覧日: 2017年9月5日)

INCRA

- n. d. Modalidade do Projetos de Assentamentos Criados pelo INCRA. [https://www.socioambiental.org/banco_imagens/pdfs/DefinioTiposdeAssentamentoecrditos.pdf] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

Mapas App

- 2017 Mapa Satélite do Mato Grosso. [<http://mapasapp.com/satelite/mato-grosso/>] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

Presidência da República, Casa Civil

- n. d. Leis. [http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/LEIS/_Lei-principal.htm] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

SEAD

- n. d. Histórico. [<http://www.mda.gov.br/sitemda/pagina/hist%C3%B3rico>] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

<新聞記事>

Assentados da Gleba Mercedes Vão Receber Títulos Definitivos

- 2017 *GC Notícias*. 21 de fevereiro de 2017. [<http://www.gcnoticias.com.br/rural/assentados-da-gleba-mercedes-vao-receber-titulos-definitivos/36929208>] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

Froufe, Célia

- 2009 Ibope/CNA: 92% Condenam Ocupações do MST. *Estadão*. 21 de dezembro de 2009. [<http://politica.estadao.com.br/noticias/geral,ibopecna-92-condenam-ocupacoes-do-mst,485449>] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

Salomon, Marta

- 2009 MST Multiplica Entidades para não Perder Repasses. *Folha de S.Paulo*. 29 de março de 2009. [<http://www1.folha.uol.com.br/fsp/brasil/fc2903200904.htm>] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

Scole, Eduardo

- 2009 Destruição de Laranjal pelo MST é Grotesca, Diz Ministro. *Folha de S.Paulo*. 7 de outubro de 2009. [<http://www1.folha.uol.com.br/poder/2009/10/634605-destruicao-de-laranjal-pelo-mst-e-grotesca-diz-ministro.shtml>] (最終閲覧日: 2017 年 9 月 5 日)

Vetos ao Código Florestal Desagradam à Bancada Ruralista

2012 *Câmara Notícia*. 25 de maio de 2012. [<http://www2.camara.leg.br/camارانoticias/noticias/MEIO-AMBIENTE/418411-VETOS-AO-CODIGO-FLORESTAL-DESAGRADAM-A-BANCADA-RURALISTA.html>] (最終閲覧日: 2017年9月5日)